

予算特別委員会

2月25日（金）午後2時46分開議

- 議題1 委員長の互選について
- 2 座席の指定について
- 3 副委員長の互選について
- 4 予算審査の順序について
- 5 その他

○出席委員（11名）

1番	小林	智	委員	2番	山田	良秋	委員
3番	狩守	勝義	委員	4番	藤野	和美	委員
5番	大野	敏行	委員	6番	長島	邦夫	委員
7番	青柳	賢治	委員	8番	川口	浩史	委員
9番	松本	美子	委員	10番	渋谷	登美子	委員
11番	畠山	美幸	委員				

○欠席委員（なし）

○委員外議員

森 一人 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局	長	菅	原	浩	行
書	記	安	在	洋	子

○森 一人議長 それでは、ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

初めての委員会でありますので、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の松本美子委員さんに臨時委員長をお願いいたします。

〔松本美子臨時委員長、委員長席に着席〕

○松本美子臨時委員長 それでは、年長ゆえをもちまして、私が臨時委員長の職務を行いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

◎開会の宣告

○松本美子臨時委員長 ただいまから委員会を開会いたします。

(午後 2時46分)

◎委員長の互選

○松本美子臨時委員長 これより委員長の互選を行います。

どのような方法により行いますか、お諮りをいたします。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 推薦でいきたいと思います。

○松本美子臨時委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 私も推薦でいいと思います。

○松本美子臨時委員長 それでは、指名推選の声がありましたので、委員長の選挙は指名推選の方法によることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子臨時委員長 ご異議なしと認めます。

委員長の選挙は指名推選の方法によることに決しました。

それでは、ご指名をどうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 渋谷委員を推薦したいと思います。

○松本美子臨時委員長 どうぞ。

○渋谷登美子委員 私は修正案を出すので、委員長で修正案を出してよければいきますけれども、修正案を出します。なので、川口委員をと思っています。

○松本美子臨時委員長 青柳委員どうぞ。

○青柳賢治委員 今までの慣例と言ってはあれですけども、副議長が委員長を就任するという習わしで来ています。私は、畠山副議長にやっていただくということが順当だと思います。さっき指名だったので、名前が一致するかなと思いましたが、ちょっと難しくなりましたね。

○松本美子臨時委員長 それでは、渋谷委員どうぞ。

○渋谷登美子委員 指名推選で副議長がというのは、もう私は慣例としてやめていきたいなと思っていて。それは最初の段階で私が副議長を委員長にするのを慣例にしてみてもいいのではないかというふうな提案をして、ずっとこれが来ているのですけれども、もうあまりに続いているので、別にほかにも、今新人の議員の方も非常に優れた方が多いので。今回私は川口さんというふうに言っていますけれども、副議長という形式的なというか、今までのやり方はもうやめたほうがよいと考えて今回川口委員を推薦しています。

○松本美子臨時委員長 それでは、指名推選の名前等が3名ほど出ていましたので、選挙にしたいと思えますけれども、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子臨時委員長 それでは、選挙にさせていただきます。

それでは、投票の発言がございましたので、委員長の選挙は投票によります。

なお、投票の結果は投票数が同数の場合においては、くじで定めることといたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子臨時委員長 ご異議なしと認めます。

そのように決定をさせていただきます。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○松本美子臨時委員長 配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子臨時委員長 それでは、順次投票をお願いいたします。

〔投 票〕

〔開 票〕

○松本美子臨時委員長 それでは、投票の結果を報告させていただきます。

投票総数11票でございます。

これは出席委員数に符合いたしております。

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票中 畠山委員 8票

川口委員 2票

渋谷委員 1票

以上のとおりであります。

よって、畠山委員が委員長に当選をされました。

ただいま委員長に当選されました畠山委員長から就任のご挨拶をお願いいたします。

○畠山美幸委員長 ただいま当選しました畠山です。皆様のご協力を得て、しっかり審議していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○松本美子臨時委員長 ありがとうございます。

それでは、委員長を交代させていただきます。

〔畠山美幸委員長、委員長席に着席〕

◎座席の指定

○畠山美幸委員長 座席の指定を行います。

座席は、議席番号順といたしたいと思います。なお、最終番席は委員長席といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、指定いたします。1番席、小林智委員、2番席、山田良秋委員、3番席、狩守勝義委員、4番席、藤野和美委員、5番席、大野敏行委員、6番席、長島邦夫委員、7番席、青柳賢治委員、8番席、川口浩史委員、9番席、松本美子委員、10番席、渋谷登美子委員、そして11番席に畠山美幸です。

◎副委員長の互選

○畠山美幸委員長 これより副委員長の互選を行います。

どのような方法により行いますか、お諮りいたします。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 指名推選で、私は小林委員を指名します。

○畠山美幸委員長 今指名推選の声がありましたので、副委員長の選挙は指名推選の方法によることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 ご異議なしと認めます。

ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員 できれば、私会派として小林委員一緒でしたので、予算委員会は何度かやっているということがございますので、別の方を指名されたらいいと私は思っています。ですから、私が指名するとすれば、藤野委員を指名したいということです。

○畠山美幸委員長 では、ただいま藤野委員の声もございましたので、選挙いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○青柳賢治委員 渋谷さん、取り下げてもらえないか。取り下げてもらえない。

○渋谷登美子委員 取り下げません。冗談ではない。

○畠山美幸委員長 それでは、選挙を行います。

投票の発言がありましたので、副委員長選挙は投票により行います。

なお、投票の結果、得票数が同数の場合は、くじで定めることといたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしたいと思えます。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○畠山美幸委員長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 それでは、投票用紙、順次投票をお願いしたいと思います。どうぞ。

〔投票〕

○畠山美幸委員長 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 投票を終了いたします。

開票を行います。

〔開 票〕

○畠山美幸委員長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数11票

これは出席委員数に符合しております。

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票中 藤野和美委員 9票

小林智委員 2票

以上のとおりであります。

よって、藤野和美委員が副委員長に当選されました。

ただいま副委員長に当選されました藤野和美委員から就任のご挨拶をお願いします。

○藤野和美副委員長 微力ではございますけれども、畠山委員長をサポートして、頑張りたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

○畠山美幸委員長 ありがとうございます。

◎予算審査の順序について

○畠山美幸委員長 次に、予算審査の順序についてお諮りいたします。

お手元に令和4年度予算審査予定表をお配りいたしました。

審査の順序は配付した表のとおりでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の順序は配付した表のとおりといたします。

◎閉会の宣告

○畠山美幸委員長 これにて委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時08分)

予算特別委員会

3月7日（月）午前9時30分開議

議題1 「議案第11号 令和4年度嵐山町一般会計予算議定について」の審査について

○出席委員（11名）

1番	小林	智	委員	2番	山田	良秋	委員
3番	狩守	勝義	委員	4番	藤野	和美	委員
5番	大野	敏行	委員	6番	長島	邦夫	委員
7番	青柳	賢治	委員	8番	川口	浩史	委員
9番	松本	美子	委員	10番	渋谷	登美子	委員
11番	畠山	美幸	委員				

○欠席委員（なし）

○委員外議員

森 一人 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局	長	菅	原	浩	行
書	記	安	在	洋	子

○説明のための出席者

佐久間	孝	光	町	長		
高橋	兼	次	副	町	長	
青木		務	参事兼	総務課	長	
木村	公	正	総務課	庶務・人事	担当副課長	
金子		守	総務課	財政契約	担当副課長	
馬橋		透	地域	支援課	長	
青木	正	志	地域	支援課	政策創生	担当副課長
安藤	浩	敬	地域	支援課	人権・安全安心	担当副課長
村田		朗	税務	課	長	
贄田	秀	男	税務課	課税	担当副課長	
岡野	富	春	税務課	収納	対策室	長
高橋	喜	代	美	町民	課	長

柳	澤	純	子	町民課戸籍・住民担当副課長
吉	田	信	子	町民課保険・年金担当副課長
前	田	宗	利	福 祉 課 長
太	田	直	人	福祉課社会福祉担当副課長
内	田	淳	也	福祉課児童福祉担当副課長
萩	原	政	則	健康いきいき課長
根	岸	隆	行	健康いきいき課保健担当副課長
内	田	富	惠	健康いきいき課健康管理担当副課長
田	畑		修	会 計 課 長
大	島	真	弓	会計課会計用度担当副課長
奥	田	定	男	教 育 長

◎委員長挨拶

○畠山美幸委員長 皆さん、おはようございます。ちょっと時間が早いのですけれども、始めたいと思います。

本日は、予算特別委員会のご案内を申し上げたところ、委員の皆様にはご出席をいただき、誠にありがとうございます。

◎議長挨拶

○畠山美幸委員長 それでは、ここで森議長にご出席いただいておりますので、ご挨拶を頂戴したいと思います。

○森 一人議長 皆様、おはようございます。

本日から予算特別委員会、大変ご苦労さまでございます。委員の皆様におかれましては、今までいろいろ検証してまいりましたが、質問ではなく質疑に徹していただき、慎重審議、よろしくお願いいたします。

以上です。

○畠山美幸委員長 ありがとうございます。

◎町長挨拶

○畠山美幸委員長 次に、佐久間町長からご挨拶を頂戴したいと思います。

○佐久間孝光町長 皆さん、おはようございます。まだコロナ禍ということで、非常に世の中の場合には難しいかじ取りを取っておりますけれども、当初申し上げたとおり、来年度につきましては、コロナ禍の対応をしっかりとすると同時に、様々な経済活動、地域活動も併せて推進をしてまいりたいと思っておりますので、そういった思いを込めて来年度の予算編成もしております。どうかご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○畠山美幸委員長 ありがとうございます。

◎開会の宣告

○畠山美幸委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって、予算特別委員会は

成立いたしました。

(午前 9時28分)

◎開議の宣告

○畠山美幸委員長 直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○畠山美幸委員長 ここで諸般の報告をいたします。

本委員会に付託された案件は、議案第11号 令和4年度嵐山町一般会計予算議定についての件、議案第12号 令和4年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件、議案第13号 令和4年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件、議案第14号 令和4年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件、議案第15号 令和4年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件及び議案第16号 令和4年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件、以上予算議案6件でございます。ご了承願います。

次に、本委員会の予算審査表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本日の委員会次第をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

最後に、この委員会の説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で委員長からの諸般の報告を終わります。

審査の方法についてお諮りいたします。

議案第11号 令和4年度嵐山町一般会計予算議定についての件の審査は、歳出を基本に、歳入、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書の添付書類を含め、予算審査表に基づき課、局ごとに議会事務局から行い、最後に総括質疑といたしたいと思っております。また、議案第12号 令和4年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件から議案第16号 令和4年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件までの審査は、歳入歳出を一括して行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号から議案第16号については、先ほど申し上げたとおり審査することに決しました。

なお、議案第11号 令和4年度嵐山町一般会計予算議定について、総括質疑をする委員は明日3月8日火曜日の午後1時まで委員長へ届け出てください。

傍聴について申し上げます。当委員会への傍聴の申出がある場合は原則許可いたしたいと思いますので、ご了承願います。

委員の皆様申し上げます。質疑の際は挙手により委員長の指名後、ページ数を述べてからお願いします。また、質疑の回数は3回までといたしますので、ご了承願います。

◎議案第11号の質疑

○畠山美幸委員長 議案第11号 令和4年度嵐山町一般会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議において提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

まず、議会事務局に関する部分の質疑からお願いします。

それでは、どうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 質疑がないようですので、議会事務局に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

休 憩 午前 9時34分

再 開 午前 9時35分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、税務課に関する部分の質疑を行います。

それでは、質疑をどうぞ。

狛守委員。

○狛守勝義委員 予算書の16、17ページです。歳入の町税の部分で滞納繰越分というのがあると思うのですが、前年度までに滞納している者が今年度は納税が見込まれると

いうふうに概要の説明には書いてありまして、その根拠はどういうことからこういうことが言えるのか、それをお話しいただきたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

岡野収納対策室長。

○岡野富春税務課収納対策室長 それでは、私のほうからご説明させていただきます。

滞納繰越分の金額につきましては、今年度の収納率、現年度分、滞納繰越分の、それを見込んで収入未済額を計算いたします。その後収入未済額が残りますので、それが滞納繰越分になるわけですけれども、それに対して4年度はどのくらいの収納率が見込まれるかということで計上した金額になります。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

藤野委員。

○藤野和美委員 ページの16、17のところの中で、町税の個人、法人、それから町税の固定資産税がそれぞれ増額の見込みになっております。現在コロナの影響で経済は非常に厳しいということが一般的には言われておりますけれども、ここでやはり増額の予算の根拠、理由、それをお聞かせください。

それから、もう一つは固定資産税の中で、特に法人、工業団地、具体的には花見台工業団地のいわゆる固定資産税の見込みを教えてください。

2点です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

贄田副課長。

○贄田秀男税務課課税担当副課長 お答えいたします。

まず、増額の根拠ですが、初めに個人住民税についてですが、令和3年度予算につきましては、新型コロナウイルスの経験したことのない経済の悪化が起こるのではないかと。予算額も総務省とか予想したどおりの極端に低い数値で計上をさせていただきました。令和4年度につきましては回復基調にあるということで、前年度比102.9%で計上させていただきました。その回復基調と申しますのは、令和3年秋頃より景気の回復傾向が見られましたが、年が明けて変異株による第6波により、景気の回復は今のところ見えない状況です。しかし、令和4年度後半頃にはワクチン効果、または行動制限の解除等により飲食業、観光業といったサービス業や製造業などが業績が回

復して、持ち直してくるのではないかと予想されております。

具体的に均等割につきましては、均等割納税義務者数が令和3年度当初の課税状況調査では9,196人でしたが、例年と同じように昨年と今年の15歳から64歳の人口総数の伸長率を基に令和4年度の推計をしまして、均等割納税義務者9,229人とさせていただきます。若干増えております。均等割額を掛け、収納率を掛けまして3,159万円といたしました。

次に、所得割につきましては、課税状況調査の数値を基に試算をしておりますが、それに加えまして、総務省が示しました地方財政収支の仮試算、昨年度は地方税はマイナスを示しておりましたが、令和4年度はプラス5.4となったことを参考にしまして、また今年度の現在の調定額等を見ながら、来年度、令和4年は令和3年ほどの減収にはならないと見て積算をさせていただきました。それでもこれは以前の予算額よりは2,400万円のマイナスとなっております。

次に、法人税。法人税につきましては、令和3年度は新型コロナウイルスの影響を一番大きく受ける税目ではないかと、対前年比26.3%マイナスとさせていただきましたが、令和4年度につきましては、まず均等割は、法人数が現状で406社から410社に若干増加いたしました。金額にしてプラス54万円になります。法人税割につきましては、プラスに転じました総務省の地方財政仮試算を考慮し、また現在の調定額を見まして、中小企業にはコロナの影響が大きかったのかと思いますが、町内大法人などを見ますと、当初思ったほどの落ち込みはありませんでした。コロナの与える影響が今まで経験のないことで、令和3年度は予算を大きく下がると思いましたが、令和4年度につきましては、法人税は極端に令和3年ほど低く積算しましたので、そこまで下がらないと。令和4年度は前年プラス38.7%、金額にして5,561万2,000円プラスで計上させていただきました。

最後に、固定資産税です。まず、土地につきましては、県の調査では、県全体では住宅地の下落幅が減少したと。商業地はコロナにより下落または横ばいで、工業団地は通販等の拡大により上昇したとありました。当町におきましては、全体で地価下落傾向にあります。令和3年度の課税標準額は評価替えにより全体では結果増えましたが、農地、宅地、雑種地を中心に毎年7月に実施しております事前修正の結果により、課税標準額マイナス1%で積算をいたしました。

次に、家屋につきましては、令和3年度の課税標準額に新築分を加え、逆に減失分

を差し引いたものになります。プラス815万8,000円になります。

最後に、償却資産につきましては、毎年ですが、償却資産は不確実ですので、一般事業所の減価償却費は申告に基づいて課税するものですので、評価替えはありませんが、償却費としての減分は景気の動向を見ましてマイナス10%で見えております。

以上です。

〔「花見台」と言う人あり〕

○贄田秀男税務課課税担当副課長 すみません。花見台の固定資産税額、全体で固定資産税15億2,508万7,400円のところ、花見台は4億4,377万1,800円です。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 一般的には昨年度がかなり低く見積もられていたと。大まかには国等の判断も含めて回復基調にあるということで、そういう判断で回復、前々年よりは厳しいけれども、前年よりはプラスだというふうな、大まかにはそういう判断ということで、それはよろしいですね。花見台については、これ固定資産税ですから、ほとんど金額としては変わりはないというふうに判断して、その辺はよろしいのでしょうか。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

贄田副課長。

○贄田秀男税務課課税担当副課長 お答えいたします。

花見台の増減につきましては、新たに工場が建設されまして、それがプラス2,600万円ぐらいです。あと、償却資産のほうの減が2件、大きいのがマイナス607万円ぐらいです。それが増減、主なところですよ。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

大野委員。

○大野敏行委員 89ページ、新規、令和6年度評価替え標準宅地等鑑定評価業務委託と、平沢区画整理のことを指しているのかなと思うのですが、令和6年度には標準宅地としての評価するための鑑定評価を今年度から始めていくよということなのでしょうか。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

贄田副課長。

○贄田秀男税務課課税担当副課長 お答えいたします。

令和6年度評価替え、3年に1度の評価替えになりますが、これは今までやってきたとおりなのですが、前年度に入力作業等がございますので、前々年度に行い、またこの鑑定につきましても全国统一で行っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 大野委員。

○大野敏行委員 6年度の鑑定評価というのは全国统一でそのことがあるので、その中で、同時に評価していくよということなのですか。

○畠山美幸委員長 贄田副課長。

○贄田秀男税務課課税担当副課長 先ほど申しました、例えば前年度に行いますと、入力作業がありますので、次の年の4月に間に合わせるのはちょっと忙しくなるということもありますし、全国これは統一して行っておるものですから、2年前に毎回行っているものです。

以上です。

○畠山美幸委員長 大野委員。

○大野敏行委員 そうすると、これは平沢の区画整理のみということではなくて、路線価全てということなのですか。

○畠山美幸委員長 贄田副課長。

○贄田秀男税務課課税担当副課長 はい、全て1月1日現在ということで行っております。

○畠山美幸委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 質疑をちょっと聞いて、答弁を、16、17の法人の関係なのですが……

○畠山美幸委員長 ページ数は。

○川口浩史委員 16、17。均等割の会社が406から410に増えると。均等割というのは、基本的に1億円以下だったら幾ら、1億から10億だったら幾らって、こう決まっているわけです。それが会社が増えない限りはプラス4ということにはならないわけです。新年度から4社増えたという理解でよろしいのですか。それとも、会社はあったのだけれども、均等割を納めなくてもよかった会社が今度は景気がよくなったので納めることになったという理解でよろしいのでしょうか。

それから、法人割なのですけれども、この会社はどのくらいあるのか。全体でこれも増えているのか伺いたいと思います。

それから、89ページの軽自動車ワンストップサービスに関するシステム改修、どういうものなのか。

その下の土地情報システムデータセット業務委託、平沢区画整理という説明だったので、どういうことでこれを委託するのか、内容を伺いたいと思います。

それから、その下の地方税共通納税システムに係る対象税目拡大に係るシステム改修業務ということで内容を伺いたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 5問について答弁求めます。

贄田副課長。

○贄田秀男税務課課税担当副課長 お答えいたします。

まず、均等割の会社数ですが、均等割が9段階に分かれておりまして、それぞれ全部ではないのですが、減ったり増えたりはあります。1,000万円以下50人以下のところはプラス2社、逆に1,000万円以下50人以上はマイナス1社というふうになって、プラス・マイナスをやっていった結果がプラス4社ということで、均等割もプラス54万円となりました。

法人税の会社については、ちょっと今見ております。

軽自動車ワンストップサービスにつきましては、軽自動車を登録するときに、検査申請、または税の申告手続といったこと、また検査手数料、軽自動車税を納付するといった、いろいろなことがあるのですが、それを行政手続をオンライン一括で行えるようにして、ユーザーの負担軽減を図るというものでございます。例えば役場の窓口でいいますと、納税証明を取らなくてよくなるという、納めてあればですけれども、それがオンラインで分かるということで、納税証明を取りに来なくてもよくなります。その初期導入が55万円、また月に4万円ということを計上させていただきました。

次に、平沢の土地区画整理データセットでございますが、これは平沢土地区画整理の換地処分に伴いまして、地理情報システム、GISに地図データを作成し、取り込んで、所有者、地番等を登録すると、それをセットするものでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 岡野収納対策室長。

○岡野富春税務課収納対策室長 それでは、私のほうからは地方税共通納税システムに係る対象税目拡大に係るシステム改修業務についてお答えをさせていただきます。

これにつきましては、e L T A Xを通じた電子納付でございまして、これまで令和元年の10月からスタートしたのですけれども、個人の住民税の特別徴収と、あと法人町民税についてはこのe L T A Xを通じた電子納付ができていたのですけれども、今回このシステム改修については令和5年度から開始するものでございまして、その前年度に改修をするものです。5年度から追加されるのが先ほど言いましたもの以外に固定資産税ですとか、あとは軽自動車税、あとは個人住民税の普通徴収の分、あと国民健康保険税、全てが対象になるものです。何が変わるかと申しますと、今まで納付書についていなかったのですけれども、QRコードというものがつきまして、それを読み取ることで納付ができるというシステムが導入されます。e L T A Xを通じても納付ができますし、そのQRコードをスマホ等で読み取って納付もできます。今までどおり金融機関でも納付ができますが、金融機関側でもQRコードを使って収納の処理ができるといったものになります。それについては、そういったことによりまして金融機関等の事務負担とか、あと納税者の利便性の向上のために導入するものというふうに考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 賛田副課長。

○賛田秀男税務課課税担当副課長 お答えいたします。

法人の件数ですが、申告の件数で申し上げますと、令和3年2月現在で536社になります。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 均等割なのですけれども、9段階あるということで、そうなのか、9段階にもなっているのかと改めて私も知ったのですけれども。つまり令和3年度は納めなかった会社が納めるようになって、個々の会社で見ると増減はあるけれども、結果4社増えたという理解でよろしいのですか。それとも、新しく会社のできたので、4社分ができたので納めるようになったという理解でよろしいのか、伺いたいと思います。

それから、法人税割なのですけれども、この536社というのは、昨年から比べると

当然多く、金額増えているのですから、増えているというふうに見ていいのだと思うのですが、昨年どのぐらいだったのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、89ページの軽自動車の件なのですが、そうすると、車検が来た場合に修理屋さんへもう車だけ持っていけばいいということなのですか、納税証明書はもう必要ないということで。車検場のほうでいろんな記録を見て、この人は納めているなというふうになるので非常に楽になると、ユーザーの負担は軽減されますよという、そういう理解でよろしいのか、伺いたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 3点について答弁求めます。

賛田副課長。

○賛田秀男税務課課税担当副課長 お答えいたします。

法人均等割の数なのですが、納めなかった会社が納めるようになったというより、単純に増えた減ったになるのかと思います。例えば先ほど申しました……9段階の1,000万円の50人以下が50人以上のほうに移ったとか、そこら辺までは分かりませんが、段階ごとにはプラス2社、マイナス1社というふうな増減は調べておりますが、50人以下だったところが従業員が増えて50人以上に上がったとか、そこまでのあれはここでは分かりません。すみません。

それと、法人数ですか、先ほど申しました令和3年度、確定申告と予定申告の数、536社と申しましたが、令和2年度は2月現在で552社になります。

あと、ワンストップの関係ですが、今まで車だけ持っていけばということですが、納税証明は取らなくていいと。あと、実際やる業者さんか本人か分かりませんが、窓口へ行って、片方で検査登録のほうに行くと、もう片方で税金のほうに、また違う窓口に行くとという、そういうことが1か所で済むと、オンライン上で分かるというふうになるのだと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 均等割、あまり詳しく聞いてもしようがないのですけれども、1,000万円以下で50人以下のところになると均等割はかからないということなので、だから均等割の分はなくなるのですよと。景気がよくなって、1,000万円以上の売上げになるとかかるようになるので納税する形になるのですよと、こういう理解でよろしいので

しょうか。

それから、法人税割なのですけれども、536社というのは今年の2月時点でおっしゃいましたね。新年度はどのくらいこれは見ているわけなのですか。令和2年度というより新年度のを伺いたいのですが。

それから、ワンストップの関係なのですけれども、私も修理屋に勤めていましたから、窓口が幾つもあるって、税金を納めないというのは、車検場ではないのです。車検場での必要な経費というのは別のお金で払うわけなのです。ですので、ここで納めているものがどこかで確認できるという形になるわけですね。それでないと、ユーザーの軽減にならないですから。まだ内容的にはよく分かっていないということではないのですか。便利になるということを言われているので便利になるのですよという、皆さんもその程度理解なのか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

贄田副課長。

○贄田秀男税務課課税担当副課長 お答えいたします。

先ほど均等割につきましては、この1,000万とかいう数字につきましては資本金の額になりますので、各会社届出によって、法人税納めたくないために資本金を下げてとかそういうことをされると分からないですが、そうではなく、ただプラスの会社が増減があったということで見えております。

あと、法人税の件数ですが、課税標準額で算定をしております、何件という見方をしておりませんので、件数が令和4年度は何件というところは見えておりません。

あと、軽自動車ですが、最初お話を聞いたのは検査登録所があって、また税金は違う建物に行って、そういう手続が今度は1か所で済むというふう聞いておりますので、納税したかどうかというようなデータが画面で判断できるというようなことになるのだと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 それでは、質問させていただきましても、16、17の下段なのですけれども、こちらは減額の関係ですけれども、見込みということなのですか。総額ですと、前年度と比較しますと92万8,000円ほどあるわけですけれども、これは各原動

機付あるいは小型あるいは軽自動車とか、小型二輪とかミニカーとかっていろいろあるのですけれども、内容的にはどんなふうにして減額の数字を出したのか。それだけ使う人たちが少なくなったということかもしれませんけれども、もうちょっと具体的にあれでしょうか。前年度よりも減額分だけはこれだけ納める人たちが少なくなってきたと、そういうようなことでご答弁いただければと思います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

贄田副課長。

○贄田秀男税務課課税担当副課長 軽自動車のご質問かと思いますが、軽自動車の予算につきましては、令和3年度と令和2年度、それぞれ車種の台数を比較しまして推計をさせていただきました。台数にして7,139台、前年度比95.23%になります。50cc以下の原付台数は減少しております。あと、軽自動車では旧税率の台数が減って、重価税率も台数が減り、逆に新税率の登録が増えております。また、コロナの影響によりまして一時販売台数が極端に減少したのですが、軽自動車は部品の供給が早く、回復も早く済みましたが、やはりその影響があったのか、全体では減少となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 コロナの関係もあるので、それだと所有者が少なくなってくるだろうと、くるかもしれないと。分からないのですけれども、そんなようなこともあって減額見込みをしたと、そういう理解でいいでしょうか。

○畠山美幸委員長 贄田副課長。

○贄田秀男税務課課税担当副課長 当初はコロナの影響があって、逆に普通車から軽自動車へ流れるのではないかというふうにも考えたのですが、やはり部品の供給というか、車自体が供給できないという、そういう問題もあったかと思ひまして、減少ということではしております。

以上です。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 そうですね。そうしますと、それぞれの原動機付自転車等が前年度と比べると19万4,000ぐらいというふうに少しずつ、小型になってきますと36万あるいは軽自動車ですと65万円ちょっとということで前年と比べてみますと減額になってるわけなのですけれども、予算ですから、結果的にはこういう形になっていくのではな

いかということの想定をもって予算の計上したということなのですか。もう一度、ごめんなさい、お願いします。

○畠山美幸委員長 賛田副課長。

○賛田秀男税務課課税担当副課長 お答えいたします。

原付は大体このくらいだろう、軽自動車はそれぞれ税のクラスによってこのくらいというふうに見当をつけて、その合計が7,139台ということになりました。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

長島委員。

○長島邦夫委員 今16、17の法人税の法人税割について質問がありましたですけれども、単純に法人税ですから、町内の企業さんの利益というか、それがアップすれば法人税ですから増えて、結局これは予算ですからあれですけれども、先ほど説明がありましたですけれども、大企業の業務が去年はもっと落ちるかなと思って減額したけれども、今年度についてはそういうあれが見えないので元に戻したというか、一昨年の予算に戻したというふうな考え方でいいのですね。あまり難しく考える、何か説明聞いていると余計分からなくなってしまうような気がするのだけれども、それでいいのかどうか。

それと、均等割のほうについては、事業ですから資本金割、従業員割で均等割を払わなくてはならないですけれども、それが単純に対象になった人が4社増えたというふうなことだけだというふうに思うのですけれども、違うでしょうか、この考え方は。

以上です。

○畠山美幸委員長 2点について。

賛田副課長。

○賛田秀男税務課課税担当副課長 お答えいたします。

均等割につきましては、それぞれの9段階の中で増えた減ったをプラス・マイナスしてプラス4社、金額にしてプラス54万円になったと、そういうものです。法人税割につきましては、大法人の影響がやはり大きいのかなと思います。大法人につきましては、コロナになってもやはり対応がしっかりされておりますので、それほど減額にはならず、また中小企業もございしますが、当初3年のときは、法人税すごく落ち込むのではないかと思ったのですが、今年度の結果を見ていますと、そこまでは落ち込ま

ないのかなというふうに思いまして、戻したという言い方もありますが、影響は小さかったということで計上させていただきました。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 令和4年度で電子納税をされる方というのはどのくらい見込んでいて、そして固定資産税や軽自動車税もQRコードから読むと電子納税できるというふうなシステムに変わるということですが、具体的にはどの程度人数を見込んでいて、これのシステム改修になっていくのか。これ今年度の政府の目玉ですよ、一つの。それについて伺います。

○畠山美幸委員長 岡野収納対策室長。

○岡野富春税務課収納対策室長 それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

ご質問の件ですが、全国的なものでして、町のほうでこのぐらい需要があるからということで予算計上したものではないこともございまして、件数については何件とかという見込みは今のところ立てておりませんので、分かりません。申し訳ございません。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 今までは個人住民税だけ電子納税できていたから、今度広げるということですよ。それについて、個人住民税をe-Taxで支払われている方っていらっしゃるって、納付書で支払われている方と電子納税される方とがあるということですよ。それについてはどの程度把握されているのか。令和4年度の、私読んでいて、これが目玉になっているのだなというのが分かったので、その点について伺っています。

○畠山美幸委員長 岡野収納対策室長。

○岡野富春税務課収納対策室長 お答えをさせていただきます。

委員さんおっしゃるとおり、住民税の特別徴収ですとか、法人町民税についてはこれまでも電子納付ができました。その件数なのですけれども、きっちりした数字を持っていないくて、1日当たり平均して10件程度かなというところがございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 3回目になりますけれども、そうすると普通納税に関してはe-Taxを利用されている方はまだなくて、そして特別徴収のみであって、それを固定資産税や軽自動車税にもQRコードから広げるようにしていくということで、個人住民税、所得税から来るのだと思うのですけれども、それも普通納税の方はe-Taxはまだ使っていらっしゃる方がいないということですか。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

岡野収納対策室長。

○岡野富春税務課収納対策室長 お答えします。

今現在は会社というか、法人の方が対象になっているものでして、軽自動車税とか固定資産税、個人の納税者には使用ができない状況でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 質疑がないようですので、税務課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。入替えのみです。

休 憩 午前10時15分

再 開 午前10時18分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、総務課及び会計課に関する部分の質疑を行います。

それでは、どうぞ。

藤野委員。

○藤野和美委員 まず、参考資料の6ページ。この中で、歳出の人件費、これが3,033万8,000円が減額になっております。これについては定数、要するに人数が減ったのことなのかどうか、それについてお答えをお願いしたいと思います。

○畠山美幸委員長 1点のみで。

○藤野和美委員 もう一点。予算書の33ページです。この中で地方創生臨時交付金、これが2,428万ということがここにありますが、歳入の概要の中で各項目が、こ

れについての配分の項目がここで列挙されているわけですが、その中で小中学校教育関係の予算、それから一番下に学校給食費補助事業がここに入っております。これは一つの考え方なのですが、財政的には非常に苦勞されているのがよく分かる面もあるのですが、特に学校給食事業が臨時交付金を使って、ここで要するに財源が手当てされているということによってなっているわけです。これが当然臨時交付金ですから、継続的な交付金ではありませんので、学校給食費がここに入っているということです。一つはこれのご判断です。要するに次年度以降、継続事業としていく考え方の関連で、ここで財源手当てをしたということについてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

2点です。

○畠山美幸委員長 では、答弁求めます。

木村副課長。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 人件費につきましてお答えさせていただきます。

前年と比べて3,000万ほど減額になっているということでご質問なのですが、その内訳なのですが、まず定数につきましては、会計年度任用職員、あと正職員等を含めて1人増になっております。内訳ですが、会計年度任用職員の報酬につきましては640万ほどの減でございます。人数につきましては変更はございませんが、640万ほど減になりまして、こちらのほうは勤務時間等の見直し、あとは業務の見直し、そういったものを見まして640万ほど下がっていると。あと正職員につきましては1,549万1,000円ほど減になっておるといようなところでございますが、こちらも年齢構成等変わりましたので、そういった形で1,500万円ほどの減になっているといようなことでございます。それと、あと職員手当も960万円ほど減になっておりますが、こちらは期末手当の月数、こちらは人勧等で変わり減りましたので、そういった形で960万円ほどの減。あとは共済費、こちらも標準報酬月額、そういったものが減りましたので、270万円ほど減りまして、合わせて大体3,000万円ほど減になっているといような状況でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、私のほうからは地方創生のコロナの

臨時交付金の件につきましてお答えさせていただきます。

こちらの事業につきましては、コロナによりまして影響を受けている子育て世帯への支援ということで、学校給食事業につきましては、第2子、第3子の給食費の助成を行って経済的な負担の軽減を図っているところでございます。こちらの臨時交付金のほう活用させていただきまして、令和2年、3年、2か年間継続して支援のほうは行っております。令和4年度の当初につきましてもこちらのほうの交付金を活用させていただいて、経済的な支援のほうを図っていきたいと考えておるところでございます。

今後の次年度以降どうなるのかということでございますが、こちらは次年度以降もコロナの交付金あるなしにかかわらず行っていくものと考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 1つ、人件費の関係、定数そのものは変わりはないと、1人増ということではなされました。ただ、私ちょっと気になるのは会計任用職員の方、勤務時間等を変更してということで、その中でマイナスということが言われたわけなのですが、全体として業務その他がいろいろ厳しいというか、忙しい中でやっていらっしゃると思っておりますけれども、そういう中で、こういう時間等を含めてかなり削減というか、時間をカットしながらやっていくというふうな、業務に差し支えがないのかどうか、その辺のご判断はどういうふうにされたのでしょうか。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

木村副課長。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 各課で必要な会計年度任用職員、業務を見ながらなのでございますけれども、そういったものをそれぞれ計上していただきました。今まで週5日間働いていた職員が例えば1日減って週4日になったですとか、あるいは1日7時間働いていた職員が6時間になった、5時間になった、そういった見直しを細かくさせていただきました。そういったものの積み上げで、今回はマイナスというような形になったというようなことでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 49ページ、ふるさと納税なのですが、これ一般質問でも出ていましたので、ここではふるさと納税だけではないけれども、1,000万円ということが出ていますけれども、何がよくて今増えてきているのですか。補正予算でも1,900万円プラスして出ていますけれども、何がよくて出ているのか伺いたいと思います。その読みの中で新年度を1,000万円とした根拠を伺いたいと思います。

それから、67ページの職員安全衛生管理事業なのですが、この3年度ですけれども、新型コロナにかかった職員というのはいるのですか。また、職員の家族がかかったという例はあるのでしょうか。その場合の対策はどのようにしたのか。この予算増えていませんけれども、十分なのかというのを確認したために伺いたいと思います。

それから、一番下の職員育成事業、B&Gの指導員養成研修ということなのですが、どのようなことのために必要な研修なのか。研修の内容も含めていたいと思います。

73ページの庁舎管理事業の中央監視装置更新工事ということで、これ現状どういうことで、どういう問題があって工事をするのか伺いたいと思います。ただ、古くなったので工事するというのか、何か故障があったので工事をするのかそこを見たいので伺いたいと思います。

それから、84、85の入札・契約事業なのですが、ここに金額、昨年から比べると増えているわけです。この増えた要因を伺いたいのと、よく決算で私も聞いていますけれども、町内業者への仕事発注はそれなりにできているのかなっては思っていますけれども、新年度についても町内業者の育成という視点がしっかりあるのかどうか、そこを併せて確認したいと思います。

それから、先ほど藤野委員の質問と同じなのですが、215ページ、昨年任用職員の事務時間の見直しをしたということで、各課から上げてもらった結果、こういう数字になったということで、一番大きな減額を示した課というのはどこなのでしょう。きちんと仕事ができるのか、あるいは職員に負担がこれでは行ってしまうのではないかと、職員が病気になってしまうのではないかとこののを、そこも見たいので、ちょっとというか、それを伺いたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 時間ですので休憩いたします。45分までお願いします。

休 憩 午前10時30分

再 開 午前10時45分

○島山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、答弁からお願いいたします。

金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、私からはふるさと納税の件と入札契約事業につきましてお答えいたします。

ふるさと納税の件ですが、何がよくてこんなに増えてきているのかというご質問だったと思うのですが、やはり令和2年から令和3年にかけて返礼品を魅力的であるものを増やしたということが一番の増えている原因ではないかなと考えているところでございます。ちなみに令和3年度の2月16日現在までにいただきましたふるさと納税が約2,880万円ほどあります。その中で上位の3つ、その3社への寄附というものが2,600万円ぐらいで、おおよそ9割を占めているような状況でございますので、皆さんに返礼品として魅力的なものがあるということが、ふるさと納税が増えてきた原因かなと考えているところでございます。

次に、入札契約事業の増えている原因につきましては、こちら負担金のほうが増額となっております、負担金につきましては埼玉県電子入札共同システムの参加負担金というものと、あと埼玉県の建設工事等参加資格共同受付負担金というものを県のほうに納めております。その建設工事等参加資格共同受付負担金につきましては、令和4年度につきましては令和5年、6年の入札参加資格申請の受付の年であるため、受付に要する経費が増加するため、こちらが39万円ほど増額となっております。それが大きな原因でございます。

それと、町内業者との契約の状況でございますが、令和3年度の状況を申し上げますと、工事につきましては総件数が28件ございました。そのうち町内の業者が落札したものは22件ございました。率にしますと78.6%でございます。金額につきましては、総金額が2億2,830万円ございまして、そのうち業者のほうに落札となったものにつきましては2億771万円、約91%が工事のほうは町内をお願いしているという状況でございます。委託につきましては、総件数が38件ございまして、そのうち11件が町内のほうに発注した状況でございます。率にいたしますと28.9%でございます。契約金額につきましては総金額が2億8,880万円、そのうち町内業者につきましては1億2,581万円、率にしますと43.5%が町内への発注ということになってございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次に、木村副課長。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 私からはB & Gの指導員養成研修と中央監視装置につきましてお答えさせていただきます。

B & Gの指導員養成研修でございますが、こちらはセンターインストラクターといまして、B & Gの財団が認定する資格というふうなことでございます。この資格は、このB & Gの財団が主催するセンターインストラクターの養成研修を修了した場合に付与される資格でございます。今町ではB & Gがございまして、施設の無償譲渡契約というのを前に結んだのですけれども、その中でこの資格を持つようにしてくださいということを契約の中でうたわれているということでございます。今現在町ではこの資格を持っている職員が来年度は3名になるというようなことでございまして、この研修に1人参加をしていただきまして、B & Gの運用に必要な資格をこういったことで取得をしていただくというようなことでございまして、今回の予算では宿泊と交通費、そういったものの予算を計上させていただいたというようなことでございます。また、B & Gの資格の研修なのですけれども、しばらく町のほうから参加を10年ほどしておりませんで、来年度は1人この研修会に参加をしていただくというようなことで計上させていただきました。

それと、中央監視装置の件でございます。この中央監視装置でございますが、こちらの装置は庁舎を監視する空調ですとか給排水、電気設備、そういったものを集中的に監視するシステムでございます。嵐山町では、この中央監視装置、平成24年に1回更新をさせていただきました。それから9年、10年が経過するということでございますけれども、メーカーからは5年程度の更新をとということで勧められているところでございまして、今回で10年経過をするというようなところになってきております。今現在この中央監視装置、故障をしてしまうと熱源ですとか空調、あとは衛生排水の設備等、そういったものの運転状況の監視ができなくなってしまいます。警報も出なくなってしまいます。あとはデータの保存もできなくなってしまいますということが挙げられておまして、特にここ2、3年、これの監視端末が頻繁に故障してございます。その都度その端末を直したりしておるのですけれども、その頻度も大分多くなりましたし、既にもう10年経過をしているということで、さすがにそろそろ更新をしておかないと、もう少しダメージが大きくなってしまいかないかということで今回

は制御盤ですとか、その他もろもろ調整費、監視端末、そういったものをリニューアルをするというようなことでこちらの金額を計上させていただきました。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 では、私のほうからは、まずコロナの関係でお答えをさせていただきたいというふうに思います。

昨年未まででございますが、職員に対しては徹底的な感染防止対策、こうしたことをお願いをし、協力をいただき、職員の感染者はゼロでございました。本年になりまして、このオミクロン株、こうしたものが急拡大をしていると。過日の全協の中でも嵐山町民で30人に1人は感染している状況だと、このような報告が担当課のほうからあったわけでございますが、職員の中でも2月に入りまして、感染者少し出ている状況でございます。本日現在で申し上げますと、これまで5名の職員が感染されたということでございます。こうした職員につきましては、国の基準に基づく療養期間、こうしたものを経て、元気に復帰をしているということでございます。

また、今の感染状況等々を見ますと、家庭内での感染というものもかなり広がっているということでございます。小さい子どもさんをお持ちの職員、こうした職員については、例えば子どもさんが濃厚接触者になりました、こうしたこともここに来て大変増えてございます。こうした場合にあっては一定の基準に基づく自宅での療養、こうしたものをしていただいて、感染の拡大がこの職場内でも起こらないように十分留意をしているということでございます。

また、この職場内での感染防止対策でございますが、ご案内のとおり常時マスクの着用、手洗い、消毒等々、こうしたものは徹底をしておるところでございます。また、例えば昼食を取るにあっても一定の方向を向いて黙食、こうしたものも職員の皆様にはご協力をいただいていると。そうしたこともあって、この職場内での大きな感染拡大、こうしたものは現在のところは起こってはならないという状況でございます。

続きまして、会計年度任用職員、人件費につきましてお答えをさせていただきたいというふうに存じます。先ほどの藤野委員さんのところで、副課長のほうからご答弁を申し上げた内容でございますが、会計年度任用職員の人数については変わってはおりません。ただ、報酬の額、総額については減額になっているという内容でございます。基本的な考え方といたしまして、会計年度任用職員につきましては、まずは正規

職員の配置があつて、その不足のところを補っていただくと、こうした位置づけで考えておるところでございます。今回当初予算ということでございますので、一定の総務課の方針に基づいて予算のほうは計上させていただいておりますが、当然正職員の配置の状況によっては過不足が生じることとなります。そうした過不足につきましては、今後の補正予算等々で対応させていただきたいと。あくまでも当初予算での額ということで計上させていただいております。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 49ページのふるさと納税なのですが、返礼品に魅力が出たのではないかと、そんな答弁でした。どんなものが今いい評価を得ているのでしょうか。ベストスリーとか、5つとか、何か少し例を出してお話しいただければと思います。

85ページの町内業者の関係なのですが、なるほど、町内業者はできるところは使っているなというのはよく感じました。これは令和4年度も同じ考えで進めていくということでよろしいのでしょうか。ここは確認しておきたいと思うのですけれども。

それから、私は西口の工事については基本的には反対なのですが、多分これ通ってしまうと思いますので、こういう工事に町内業者を入れるということは考えているのかどうか伺いたいと思います。

それから、67ページのコロナの関係なのですが、家族がかかった場合の職員は今どういうふうな対応をされているのか。取りあえず出勤を停止しているのか、PCRを受けてもらって、陰性を確認して来てもらっているのか。それと、家族がかかったその職員と接触していた職員、この職員に対してどういう対応をしているのか、そこを伺いたいと思います。

それから215ページの任用職員の関係なのですが、どこの課が大きく減ったということは、それは分からないのですか。でも分からないわけではないですよ、全部積み上げてきて、この人数にしたというわけですから、時間にしたということですから。どこの課が一番大きいのか伺いたいのと、フルとパートの人数、昨年も聞いていますけれども、同じ人数でよろしいのでしょうか。昨年フルが1人、パートが112人ということなのですが、変わらないということですから、この人数でよろしいのかどうか、確認ですけれども。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、私からはふるさと納税の件と入札の件につきましてお答えいたします。

ふるさと納税の件なのですが、どのようなものが人気があるのかというご質問でございましたが、一番寄附を集めているものは冷凍食品の関係でございます。次に集めているものはパウチ飲料です。このくらいの四角い、ゼリーとかが入っているようなパウチ飲料が2番目に寄附のほうを集めているものでございます。3番目につきましてはインスタントラーメンです。そちらのほうがかかなり人気となっているところでございます。

あと入札の契約の町内業者の活用の関係でございしますが、毎年年度が始まる前に嵐山町では入札契約制度の基本的な考え方ということでこの考え方をホームページのほうに公表しております。その中で、毎年町内業者のほうの活用というものはうたっておりますので、令和4年度につきましても引き続きそのような考えで行っていきたいと考えているところでございます。

駅西の工事に町内業者を活用するかどうかというお話があったと思うのですが、その辺につきましては、町内業者でできるものにつきましては、当然町内業者のほうに発注を行っていきと考えているところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 木村副課長。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 私からは会計年度任用職員の人数等につきましてお答えさせていただきます。

会計年度任用職員の人数ですけれども、昨年度と予算上変わらないということでお話しさせていただきましたが、人数につきましては112名でございます。

〔何事か言う人あり〕

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 フルタイム会計年度任用職員につきましては、こちらも前年度と変わらず1名でございます。失礼いたしました。こちらなのですけれども、どこの課が減っているかというようなご質問でございしますが、基本的には人数等は変わってございません。確かに時間数の見直しはあったかもしれないのですけれども、人数の変更は若干の入れ替わりはあるかと思えますけれども、ほとんど

変わっていないというような状況でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 では、私からコロナの関係でお答えをさせていただきます。

委員さんの質問、同居の家族がコロナに感染をした場合の職員の対応ということかと思えます。同居家族については、通常の場合、家族が感染すれば濃厚接触者ということになるかと思えます。そうした場合には、現行保健所のほうからその対応等々指示があるように聞いております。通常であれば、そういったことが分かった段階から家庭内で感染対策を取っていただくという形になります。通常は日常生活を送る上で可能な範囲で部屋を別に分けて生活をするだとか、当然マスク着用等々、こうした感染対策を取っていただくわけでございます。その場合、濃厚接触になった職員がその後何も体調の変化等々なければ、国の基準からいけば7日間自宅にて療養していただいて、その後8日目に解除というような形で出勤をしていただいていると。こうした休暇については特別休暇という形で対応させていただいておるということでございます。

またもう一点、その職員と他の職員との接触、こうしたものについていかがかというご質問でございますが、濃厚接触者になる定義の中に、マスクなしで陽性者と1メートル以内で15分以上接触があった場合と、こうした国の基準が設けられているところでございます。1度目の答弁でも申し上げましたが、原則マスクは常時着用という形でございます。当然職員間でお話をするときもマスクは着用していますし、一定の間隔を持って会話等々をすると、こうしたこともそれぞれの職員が十分留意をしていると。また、席も対面になっていますが、その間にはアクリル板、そうしたものを設けさせていただいて、十分な感染対策を取っておるということでございますので、これまで発症した5名ということで申し上げましたが、その職員で職場内で濃厚接触到当たる職員はおらなかったという認識でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 まずコロナなのですけれども、そういう陽性をはっきりした人との接触というのは基準があるわけですが、陽性をはっきりしない段階で家族が帰ってみたら熱が出ていたと、子どもさんが出ていたとか、誰か家族の方が。そういう場

合も、その職員自身はもう濃厚接触者ですからいいのですけれども、いいのですけれどもというのはきちんと対応することが。その前に7日間休むわけですから、いいのですけれども、その前に接触していた職員に対して何かあるのですかということで私は聞きたかったのです。多分何もないのではないかなと思っているので。

そのことと、任用職員の関係なのですが、ほとんど変わらないということで、ただあまり変わらないと言いながら、報酬が減っているわけで、報酬になるのかな、給料になるのかな、任用職員、どっちなのかな。これが減っていますよね、昨年両方減っていますよね。人数は変わらないけれども、時間を積み上げた結果、少なくなったということですよ。ですから、どこの課の任用職員の時間がかなり減ったのだというのは、これは分かるのではないですか。一つ一つを積み上げてきたのですから。いかがですか。

○畠山美幸委員長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

まずコロナの関係でございしますが、そもそもその職員は体調何でもない。職員が出勤するに際しても、毎朝きちんと検温をして出勤しております。そうした中で自己の体調管理というものをまずしっかりしていただいていると。何か体調に変化があれば、出勤を自粛し、必要な措置を取っていただいていると、こういうふうに認識をしておるところでございします。家族が発症しました。発症した職員と、その前に接触をしていた職員に対してどうなのかということかと思うのですけれども、その場合、その職員自身は何も症状がないということであれば、その職員と仮に何か接触をしたとしても、それで感染をするということは考えられないのではないかなというふうに思っております。まして、何度も答弁をして恐縮ですが、職員自身が感染防止対策を取っておるわけですから、そういった前提の下を考えれば、そこで何か感染拡大が起こるということは考えられないというふうに思っています。現にこれまでそういうような状況は全く起こってございませぬので、これからも継続をして対策をしっかり取っていくと、このようにお答えをするしかないかなというふうに思っております。

また、次に会計年度任用職員の関係でございしますが、大変申し訳ございませぬ、前年と対比をしてというのは資料を持ち合わせておりませぬので、事細かにお答えすることはできないのですが、一つあるのは税務課の収税アドバイザー、そうした方を令和3年度までお願いをしておりました。こちらの方につきましては一定の成果を上げ

たということでございまして、3年度末までという形でさせていただき予算を組んでございまして、そちらについては計上しておらないと。これがたしか200万ほどあったかなというふうに思います。それ以外のものについては先ほど申しあげました時間の見直しとか、一定の基準の中で標準的な勤務時間ということで設定をさせていただいておりますので、そうした時間数の減に伴う報酬の減と、そうしたものが積み重なってこうした金額になったということでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

長島委員。

○長島邦夫委員 最初に21ページなのですが、8款のゴルフ場の利用税なのですが、例年上がったり下がったりしているのですが、こういう時期において昨年よりは300万ほどアップしているわけです。大体1人当たり1,000円ぐらいの利用税だったというふうに思いますが、相当な人数を予定しているというふうな感じなのですが、根拠を教えてください。

それと、あと49ページ、寄附金のところなのですが、農業費の寄附金に1,100万円計上しているわけです。例年科目設定のわけなのですが、もうはっきり何かこういう寄附金がいただけるというような予想はあるのですか、その2点だけ。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、私からゴルフ場利用税交付金と、あと農業の寄附金のほうの関係につきましてお答えさせていただきます。

ゴルフ場利用税の300万円の増加の要因でございまして、こちらにつきましては令和3年度、こちらの交付実績や来年の交付金の見込みが県から示されますので、そちらの状況を考慮しまして、300万増としたところでございます。令和3年度の状況のほうを申し上げますと、どちらのゴルフ場もゴルフ場利用税の収入のほうは増加している状況でございまして、来年度はプラス300万ということで計上させていただきました。また、ゴルフのほうも非常にコロナの影響で、ゴルフ人口が密にならないということで結構増えているという報道等もございまして、その辺も鑑みまして増額とさせていただいたところでございます。

それと、農業のほうの寄附金のご関係でございまして、こちらにつきましてはどういっ

た用途かということでございましたが、用途は決まっているのかということでございますが、こちらにつきましては、歳出のほうで鎌形地区の排水路の整備工事というのが上がっていたかと思うのですが、鎌形地区のほうにおいて排水が追いつかなくて、近隣の畑等に流れ込んで支障を来しているところがあるということでございまして、その農業施設の改修に係る指定寄附金ということで1,100万円を予定しているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 では、ゴルフ場の利用税の関係ですけれども、1つ分からない答弁があったのですけれども、県から示されるというのが意味がよく分からないのと、ゴルフ場2か所とおっしゃいましたですけれども、町内には3か所あるわけなのですが、その答弁の内容をお聞きします。

それと、内容、指定寄附ですから、寄附というのはどなたかからいただけるものであるというふうに思うのですけれども、もう最初から1,100万円がどこから入りますよというふうなことなのだというふうに思うのですけれども、そう取ってしまったら駄目なのでしょうか。何かそのところがよく分からなかったのですけれども、その2点お願いいたします。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 ゴルフ場利用税の関係でございますが、県から示されるという内容につきましては、当然ゴルフ場利用税交付金というものは県のほうから交付されるものでございますので、県がおおよそ予算でこれぐらい交付金として市町村に配布しますよというものがあるわけです。そちらの状況を見させていただいて予算を組んだということでございます。

それと、ゴルフ場につきましては2か所でなくて、ご指摘のとおり3か所でございます。

それと、指定寄附金の件でございますが、こちらにつきましては農業用施設の排水路の整備ということでいただけるということは決まっているものでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 ゴルフ場利用税につきましては理解しました。

農業振興に係る指定寄附というのは、これはどなたから寄附をいただけるということだと思うのですけれども、法人なのか個人なのか、そこら辺だけ教えていただけますか。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 そちらの寄附につきましては1,100万円を決まっているものではなく、予定をしているということでございます。

○畠山美幸委員長 ほかに。

山田委員。

○山田良秋委員 1か所だけお願いします。66ページ、67ページでございます。

この(12)の職員等表彰事業です。職員等の「等」、よく使われる言葉ですけれども、この「等」の意味、職員に類似する立場の者がいるのか説明をお願いします。

○畠山美幸委員長 答弁をお願いします。

木村副課長。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 お答えさせていただきます。

職員等表彰事業ということで、こちら記載はされておりますけれども、令和4年度につきましては定年の職員が4名と20年の勤続の2名で考えてございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 山田委員。

○山田良秋委員 人数の該当につきましては分かりました。「等」については、また後で分かったら教えてください。ただ使っているだけかもしれませんが、失礼しました。

以上です。

○畠山美幸委員長 では、後ほど「等」の意味を教えてください。

ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 74、75ですけれども、真ん中辺ですけれども、公用車の関係なのですが、自動車の借上料に関係することですけれども、これはリースの関係だと思うのですけれども、全体ではどのくらいの台数を予定して931万9,000円になっているのでしょうか。

それから、その下の行政バスなのですけれども、去年度と比べると今年度の4月以

降はもう少し利用者が増えてくるだろうということの見込みで100万円ほど増やして、元の350万円に戻ったのでしょうか。少しはコロナのほう収束をしてくるのではないかと、利用者も多くなってくるのではないかと、そんなような考え方があって増えたのでしょうかお尋ねします。

○畠山美幸委員長 木村副課長。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 公用車につきましてお答えさせていただきます。

令和4年度ですけれども、こちらの借上料につきましては、リースをする予定の金額が計上されているわけなので、こちらの台数につきましては今のところ34台ということで、令和4年度計上させていただいております。前年度と比較しまして5台の減でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、私からは行政バスの件でお答えいたします。

増額の原因なのですけれども、令和3年の利用状況のほうを申し上げますと、有料団体、お金をいただいている団体につきましては1件の利用でございました。ただ使用料免除団体、こちらが37件で、小学校ですとか、中学校の利用というものはコロナで令和2年は結構落ち込んだのですけれども、その辺も7割から8割程度は利用が戻りつつあるので、そちらのほうを考慮いたしまして100万円の増額とさせていただいたところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 そうしますと、自動車の関係で借上げですけれども、去年よりも5台ですか、4月以降は減ってくると。これで嵐山町の自動車関係は全部ですか、町所所有もあるのでしょうか。

それから、行政バスの関係は分かりましたので、結構です。

○畠山美幸委員長 木村副課長。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 町所有の公用車ということのご質問でございますが、こちらはリースとは別に4台ございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 今度は34台になるということでございますけれども、軽でしょうか、普通乗用か、あるいはトラックですか。何かそういう種類が車にはあると思うのですが、内容を報告して、答弁いただければ、すみません、お願いします。

○畠山美幸委員長 木村副課長。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 答えいたします。

34台の車の種類の中身なのでございますけれども、基本的にはボックスタイプの軽自動車というのですか、そういったものがほとんどでございます。あとは各課業務内容に応じてトラックですとか、軽の貨物ですとか、そういったものもリースとして借りているというようなことでございます。あとは防災関係ですと、少し4WDの車だったりですとか、幼稚園であればバスだったりとか、そういったものも含まれております。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員 58ページと59ページになりますけれども、臨時財政対策債ですか、前年比で2億9,100万という大きな金額が減額になっているわけですが、この背景としては国として地方交付税を厚くするというような中でこういうことが起きてきているのか。これだけ大きな減額、これは通常収入の不足分を補てんするということになりますので、その辺の背景についてお尋ねいたします。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、私からは臨時財政対策債の件につきましてお答えいたします。

臨時財政対策債は前年に比較して2億9,100万円、大幅な減少となったところでございますが、その減になった原因につきましては、臨時財政対策債、交付税等も含めまして、これは地方財政計画、国のほうの計画に基づいて決定されるのですが、その中で地方税等が増加して、地方の財源不足額、そちらが令和3年度につきましては約10兆1,000億円ほどございました。それが令和4年度につきましては約2兆6,000億円となりまして、約7兆5,000億円ほどの減少となったところでございます。それによりまして臨時財政対策債の発行総額の抑制のほうが図られまして、令和3年度、約5

兆5,000億円発行総額があったわけですが、それが令和4年度につきましては約1兆8,000億円、そちらになったことによりまして前年度比67.5%減となったものでございます。その辺を考慮いたしまして、町といたしまして令和3年度の当初予算の4億3,100万円にその減額率を掛けまして1億4,000万円ということにさせていただいたところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 減額の原因がよく分かりました。地方の財政計画の中で変更に見合っ
て減額をしたということですが、この1兆4,000億という令和4年度の予算
の見込みの中で、嵐山町の幅広く行われている事業、これはある程度執行していける
ということでお考えでございませうか。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 地方財政対策計画につきましても令和3年度の
地方の一般財源総額を下回らない形で地方財政計画のほうも作成されておりますの
で、嵐山町もこちら臨時財政対策債、普通交付税含めまして、この金額で事業のほう
は執行していけると考えているところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

小林委員。

○小林 智委員 22ページ、地方交付税についてお伺いしますけれども、この中にふる
さと納税の町民が町外にふるさと納税した分の、それに対する補てんというものはあ
るかと思うのですが、その分についてはここに含まれるのでしょうか。その1点で結
構です。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、私のほうから普通交付税の中にふる
さと納税の町外へ出ていった分が含まれているのかということですが、町内
から町外へ出た分というのは町民税のほうから控除されるわけですが、そち
らにつきましましては基準財政収入額を算定する際に、町外に出ていった分の寄附金の控
除額、町民税から控除された分というのは75%が基準財政収入額から控除される形に
なりますので、交付税の算定上はそういう形で算入されてございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 小林委員。

○小林 智委員 その金額というのは正確に補足できるのでしょうか。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 お答えいたします。

令和4年度の普通交付税のほうの算定につきましては、令和3年分がどれだけ町外への寄附があったということがまだ判明しておりませんので、その辺は具体的な数字というものは令和4年度の予算の中に組み込んでいくことは難しいと考えているところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 小林委員。

○小林 智委員 その内容につきましては、それは今後決算時点でそういったものを把握していくということは行われるのでしょうか。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、お答えいたします。

ふるさと納税の関係ですが、当然決算になれば令和3年中に嵐山町の方が町外のほうへ寄附した額というものは分かってきますので、税務課の課税状況調査のほうに計上されてきますので、その辺は決算の中でお示しすることはできるかなと考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 普通交付税、23ページです。地方交付税の中には社会保障費というか、子ども・子育て支援の経費として、公立幼稚園の3歳児から5歳児の分も含まれて入れるというふうな形になっていて、そして地方消費税においてそれも補てんする形で見ているのですけれども、予算案の参考資料には教育費も今回加わっているのですが、3歳児のことについてはどのようにそこに反映されているのか伺いたいと思います。

それと、特別交付税7,400万円、主な支出先はどこになっていくのか伺いたいと思います。

それから、先ほどの75ページの公用車管理事業の自動車借上料で、具体的にリースなのだけれども、リースが終わるのはあるのかどうかということと、それからガソリン車と電気自動車の割合は今現在どんな、今電気自動車はないわけなので、ないですよ。だから、リースが終わった次の段階ではそれは考えられるのかどうかということ等を伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、私からは地方交付税の関係、社会保障の関係がどのように算定されているかということにつきましてご答弁させていただきます。

幼稚園の無償化に伴う分につきましては、交付税の算定の中で、その他の教育費というもののうち幼稚園と小学校就学前の児童数を測定単位として算定している項目に算入がございまして、幼稚園の無償化に伴う、増えた増額となった基準財政需要額につきましては、令和4年度は算定できないのですけれども、令和3年度の状況で申し上げますと1,955万8,000円、そちらが基準財政需要額のほうに増加分として算入されているものでございます。ただ、その全額が普通交付税として算入されているものでは当然ございません。地方消費税の引上げ分の増加分、基準財政需要額に入ってくる分というのは人づくり革命分という項目で、その他の教育費以外に社会福祉費、高齢者福祉費、高齢者福祉費の算定項目の中に基準財政需要額として増加して算入されております。合計したその引上げ分につきましては幾らになっているかと申し上げますと6,513万2,000円、これが消費税の引上げに伴って基準財政需要額が嵐山町のほうに増えたものでございます。ただ、地方消費税、その引上げ分につきましては、基準財政収入額のほうに100%算入されるというものでございますので、その引上げ分が大体8,100万円ほどございます。そうすると、基準財政需要額に対して基準財政収入額、引上げ分の収入のほうが多いような状況になっていますので、地方交付税分として嵐山町に交付されたものというものは交付税の中にはありません。

それと、特別交付税の7,400万円、こちらの使い道ということでございますが、ちょっとお待ちください。特別交付税につきましては、算定の方法が国が定めたルール分というものと、それぞれの地方団体の特殊財政需要分、その項目で算定されているところでございます。特別交付税のルール分につきましては、地方交付税法に定めら

れたもので幾つか項目がございまして、該当する項目があれば個別の算定式に応じて交付されるものでございます。また、特殊財政需要分、こちらにつきましては地方公共団体の特殊な財政需要、町独自の取組ですとか、そういったものに対して交付されるものでございます。ルール分につきましては、算定式のほうがございますので、幾ら交付されたかというものは、使い道とかは具体的には分かるのですが、特殊財政需要分につきましては、どの経費が幾ら何に交付されているかというものは町のほうでは分からない状況になっております。そのルール分の中で具体的なものでこういったものに交付されているかというものを幾つか例を挙げますと、例えば今地方創生の交付金、そういったものの補助の裏の分に率が幾らというもので交付されるというものや、地方バスのイーグルバスの関係で、ときがわ町とあるのですが、地方バスの路線運行維持対策として、その経費とかは特別交付税で幾ら交付されているというものは分かるような状況になっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 木村副課長。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 私から公用車につきましてお答えさせていただきます。

4年度、リースの更新がある車両は10台を予定しております。そのほとんどが軽自動車でございます。先ほどのご質問の中にPHVですとか、そういった環境に配慮した車ということだと思っておりますけれども、今のところ軽自動車をまたリースをしようというふうな予定でございまして、なかなか軽自動車のそういった車両というものが今のところはないような状況でございますので、今のところはそういった電気自動車のものは予定はしてございません。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 では、地方消費税の中の算出分の中が令和3年度分で来ているから、3歳児については、そこに入ってこないというふうな考え方でいいのですか。そのところが今見えないのですけれども、算出されていないということによろしいのでしょうか。それと、これは結果として出てくるものだと思うので、きっとそういうことなのですね。

それから、地方創生、特別交付税ですけれども、イーグルバスは入ってくるとして、

タクシー補助券みたいなのは入ってくるのかどうか伺いたいと思います。これは入ってこないのですか。全くの一般財源ということなのですか。

それから、あと公用車管理事業なのですけれども、リース更新は10台と言って、今軽自動車が大抵200万円台でEV車が出てきていますけれども、軽自動車のリースというか、レンタルは始まっているのですが、その点についての、リースされている会社がそういった視点を持っていないと、その部分が出てこないのですが、リースされている会社はどのような考え方の会社なのか。今全体的に動きがそうになっていますから、そういう方向になっていくと思うのですが、その点について伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、私から地方交付税と地方消費税の関係で答弁いたします。

先ほど申し上げたのは地方交付税の状況を申し上げたのですけれども、先ほども、繰り返しになりますけれども、地方消費税の増収額が教育等に係る地方負担が、これ基準財政需要額ですけれども、基準財政需要額を上回る場合は地方交付税のほうには実際は入ってこないということになります。当然地方消費税の中には引上げ分として入りますので、交付税と地方消費税を足した分が入ってくるのではなくて、交付税のほうは入ってこないけれども、地方消費税のほうで引上げ分は入ってきているよということでございます。

それと、特別交付税の関係でございます。特別交付税の関係につきましては、タクシーの関係が特別交付税のほうに算定されているのかということでございますが、タクシーの分につきましては、先ほども申し上げましたとおり、算定が分かるルール分というものではございませんで、町の特殊財政需要分、県のヒアリングがあつて、特殊財政需要がどういうものがありますよという報告をさせてもらうのですけれども、そちらの報告のほうには、当然町の独自の取組ですから、特殊な財政需要ということでタクシーのほうの利用の分はこれだけありますということではございますけれども、その費用が特別交付税として幾ら算定されているのかということにつきましては分からないという状況でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 木村副課長。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 公用車につきましてお答えさせていただきます。

先ほどリース会社のということでございましたけれども、こちらのほうのリース会社からの提案というものは特にございませんが、今回来年度10台ほど入替えが発生しますけれども、なかなか予算的なものもございませぬ。現状では今すぐにとというのは難しいかなとは考えておりますけれども、ゼロカーボン宣言、そういったこともございましたので、町の姿勢として将来的に何台かとか、そういったことで今後は考えていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 度々で申し訳ないのですけれども、では地方交付税の中には町立幼稚園の3歳児の無償化の分は入っていない。だけれども、算出として、児童数で見るのだから、それは地方消費税のところには3歳児分の人数分は入っているということになってくるのかどうか伺いたしたいと思います。これがよく分からないのですけれども、そしてそれが入っているのにもかわからず、それをやっていないとすると、それはかなり問題が大きいなというふうに思っています。

それから、特別地方交付税なのですが、ルール分と特殊財政需要分というのは、その金額自体も算出の基礎になって、これはまだ出てこないと思うのですけれども、補正になったら、そこのところが出てくるということになるのでしょうか。9月に補正で大体そこを地方交付税が決まってくるよな。そこのところはどのようなふうになっているか伺いたしたいと思います。

それから、自動車借上料のことなのですが、リースが10台、次に更新になるとすると、今の段階で嵐山町のほうで電気自動車、軽自動車の10台というのを積み重ねれば、多分1か月1万円ちょっとだったと思うのです、レンタル料というのは調べていって、軽の場合は、1万5,000、6,000円、そんな行ってないなと思ったのですけれども、そこの計算が、私が今記憶で話しているのです、なのだけれども、これだと自分のうちでも、次はリースだと思っていたので、そういうふうな計算をしてみるとということが必要で、そこのところを探していくという、そのうちにとということではなく、やってみるとすることが必要ではないかと思うのですが、いかがなのでしょう。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、お答えいたします。

地方消費税の上った分に3歳児のほうの無償化の分は入っているのかということですが、地方消費税の引上げ分につきましては、社会保障分として町に入ってくるものがございます、その社会保障分につきましては4つの経費、社会保障の4経費のほうに充てるということになっておるところでございます。その分が入っているかということにつきましては町のほうでは分からない状況になっています。

それと、特別交付税の関係でございますが、特別交付税につきましては、こちらにつきましては9月で補正というふうにおっしゃられたかと思うのですけれども、特別交付税につきましてはいつも9月に補正はしておりません。そのまま大体補正はしないで、普通交付税のほうは当然7月に算定ございますので、補正はいたしますけれども、特別交付税につきましてはおおよそ年間で地方財政計画とか、その辺を参考にいたしまして、予算のほうを決めさせていただいて、そのルール分の算定があったからとか、特殊財政需要分の算定があったからとか、そういった分につきましては、特別交付税のルール分の算定というのは12月分と3月分の交付に入ってくるものですから、当然算定する時期というものが普通交付税とは違いますので、その辺を補正という対応でするのはなかなか難しいかなと考えているところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 では、私からは公用車の関係でお答えをさせていただきます。

先ほど令和4年度にリース満了を迎える車両が10台ということでご答弁をさせていただいたところでございますが、10台中6台が職員が業務にふだん使っている軽自動車という形になります。まず、これが1点目でございます。それと、電気自動車、そういったものも考えるべきだと、こういったお話でございますが、私もそういったところあまり情報を持っておりませんで、今年中には国内の大手メーカーから、そういった軽の電気自動車が発売されるのだと、こんな情報ぐらいしか持っておらないのです。今恐らく委員さんがおっしゃっている、現行車の電気自動車のリースに関しては、町の中を少し短距離を動くような、そういった海外で発売されているようなものであったりだとか、そういったことをおっしゃっているのではないかなというふうに思っております。公用車の場合には近場を乗ったり、あるいは遠方にも使ったりだっ

たとかございますので、やはり一定の航続距離というのでしょうか、運行ができるような、それも問題がなく運行ができるようにと、そういったことも一つの重要な視点ではないかなというふうに思っております。ただ、そういった状況にあります、先ほどご答弁申し上げましたが、将来的には当然大事な視点だというふうに考えてございますので、電気自動車、そういったものの導入も考えていければというふうに思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 ないようですので、総務課及び会計に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。1時30分までといたしたいと思います。

休 憩 午前11時50分

再 開 午後 1時30分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、地域支援課に関する部分の質疑を行います。それでは、質疑をどうぞ。

大野委員。

○大野敏行委員 1点だけお尋ねします、78、79、地域コミュニティ推進事業の中の地域コミュニティ事業補助金290万円。何地域、何団体ぐらいを想定したこの金額なのでしょうか。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

青木副課長。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 お答えいたします。

コミュニティ事業の22地区を予定しております。

以上です。

○畠山美幸委員長 大野委員。

○大野敏行委員 もう2年コロナが続いてまして、なかなか地域コミュニティも実行できていないのです。この事業は行ったところに対してお金を補助していくという事業だと思っておりますけれども、この22事業が全て行えれば全額これは補助しますけれども、

行えなければ行ったところだけに補助金を出すという形でよろしいのでしょうか。

○畠山美幸委員長 青木副課長。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 コロナの関係で各地区の事業ができないところもございます。ただ、地区によっていろいろな備品等も足りないというところの声もいただいていますので、昨年、一昨年は事業を行わなくても地区のコミュニティに使うような備品等を購入したものに対しては該当しております。来年度実施していただきまして、10万円が上限なのですが、10万円にいかない場合は返還していただくような形になっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 大野委員。

○大野敏行委員 そうしますと、今までやっていなかった地域であっても新しく申請をして、実際には人が集まっていろんな事業はできないのだけれども、こういう備品を欲しいのだといった場合にもそれは承認されるのでしょうか。

○畠山美幸委員長 青木副課長。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 お答えいたします。

全くの新規の場合はなるべく事業していただくことが前提となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

小林委員。

○小林 智委員 68、69、(20)の電子自治体推進事業についての中の12番委託料、コンサルティング委託料というのがありますけれども、これは継続的に行われているのではないかと思うのです。この内容についてお尋ねいたしますのが1つ。

もう一つは、同じ項目ではあるのですけれども、これに携わる人材、地域支援課さんでやっている人材の育成についてここに全然入っていないのです。実は総務課さんのところでお尋ねしたかったのですけれども、66ページに職員育成事業とありますけれども、ここにICT関連の育成事業もどうも入っていないのではないかなと思われるのですが、ICT関連の人材育成についてその辺どう対応されているのかをお聞きしたいと思います。2点。

○畠山美幸委員長 青木副課長。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 お答えいたします。

コンサルの関係なのですが、こちらは元総務省にいたシステムの専門的な方に毎月来ていただいて研修を行っております。また、人材の関係なのですが、システムの担当だけではなくて、前任者等でシステム関係していただいた職員に集まっておきまして、チームを組んで人材育成というのではないのですけれども、情報共有をしております。

以上です。

○畠山美幸委員長 小林委員。

○小林 智委員 コンサルティングの中で今研修もされているというお話ありましたが、これは全体の職員育成につながるものというふうに理解してよろしいのかというのが1点と、職員育成に当たっては人員の確保も今後、先般のお話でも町長のお話の中からDXの時代になってくるので、それに対応していくのだということであれば、そういった人材育成が相当大事になってくるのではないかなと。それから、職員配置ももちろん大事になってくるのではないかなと思うのですけれども、その辺については新年度の予算上どこにもないように思われるのですが、その点についてお答えいただきたいのですが。

○畠山美幸委員長 馬橋課長。

○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

人材育成の関係なのですが、こちらにつきましては地域支援課では、先ほど青木のほうで答えたコンサルの先生に研修を行っていただいています。この費用の中で全職員対象に行っていただいているというところです。

人事の関係につきましては、総務課のほうになりますので、地域支援課ではその辺については把握しておりません。

以上です。

○畠山美幸委員長 いいですか。ほかに。

藤野委員。

○藤野和美委員 私のほうから1つは先ほど大野委員の質問と重なり合うところなのですが、78ページのところでコミュニティ推進事業が前年比に対して598万減額されております。これはコロナの関係等あってのことなのか含めて、そのマイナスの内容についてお聞きします。

それから、39ページ、この中で県地方分権推進交付金というのがありまして、300万

ありますけれども、これは県から権限を移譲された事務の経費に対して県から交付されるものと、令和4年度予定移譲率が68.2というのがありますけれども、この内容、どういようなものについてこれが、移譲等について、それについて内容についてお聞かせください。

それから、同じく77ページ、またさっきに戻ってしまうのですが、上の部分ですけれども、嵐山まもり隊支援事業で20万、こういう形でつけていただいているわけなのですが、これ町長の施政方針の中でも協同事業ということで強調されて、協同のまちづくりの中でまもり隊を強調していただいているわけなのですが、いろんな活動が今後広がってくるということは、広がってもらわなくてはならないと思うのですが、ちょっと20万は、前年よりは上げてもらったのですが、活動の中でいろんな形で経費がかかってくる場合、今後補正等含めてそれについては補充をしていただける考えあるかお聞かせください。

それと、84ページ、この中では一番上段ですけれども、部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部補助金と40万ついておりますけれども、この性格なのですが、これは団体への補助金という形なのか、いわゆる事業費に対して補助金かと。令和2年度の決算ではこれについては27万1,300円ということで決算の中では記載されております。補助金の性格についてお聞かせください。

以上です。

○畠山美幸委員長 青木副課長。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 私のほうからコミュニティ、分権、まもり隊の3点についてお答えいたします。

地域コミュニティの減額の件なのですが、590万少々あると思うのですが、500万が宝くじ助成金が昨年度は250万の2地区がありました。来年度は宝くじの予定が今のところありませんので、500万の減額となっております。また、一昨年から町で行っていた花いっぱい運動をコロナの関係で一斉に行うことができませんで、それを何とかしたいということでコミュニティ事業のほうに含めさせていただきまして、その分の花卉の原材料費、その分が減額となっております。

続きまして、分権の件なのですが、令和4年度の特に新しい権限移譲のものはございません。今まであったものの通常分のみ交付金となっております。内容といたしましては、大きく2つ分けて経由事務と、町の窓口を通した、申請を町で受けた経由

事務と客観的指標というものがございまして、経由事務で大きなものとしたしましては保護の申請、またあと自立支援医療等がございまして。また、客観的指標としたしましては浄化槽の管理や開発行為の件数に単価を掛けて、件数で額が決まってくるものでございます。

あと、まもり隊です。まもり隊のほうは来年度少し予算を上げさせてもらいました。こちらのほうはやはり町長のほうもありましたが、結構一生懸命やっていたところもございまして。その分になるべく応えられるように、少しではありますが、上げさせてもらっております。また、で昨年度は何とかこれでやらせてもらったのですが、足りない分は補正等を流用等ができましたらそちらで対応できればなと思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 安藤副課長。

○安藤浩敬地域支援課人権・安全安心担当副課長 私からは85ページ、部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部補助金についてお答えをさせていただきます。

まず委員おっしゃるように、団体補助なのか事業費補助なのかということでございますが、こちらは事業費補助ということになってございます。嵐山町運動団体活動事業費補助金交付要綱というものが定めてございます。こちらの中に4項目補助の対象になる項目というものが定めてございますので、流れとしましては5月の総会が終わりましたら事業費補助ということでの補助金の申請をいただきます。その後、翌年の5月に同じく総会が終わりましたら実績報告書を頂戴します。あと支出伝票も担当である私のほうで中を見させていただきます。先ほど申しあげました4つの項目に該当したものを拾いまして、補助金ということでそこで確定というのをさせていただきます。令和2年に関しましてはコロナ禍ということで、27万1,300円の項目に該当する事業費ということで確定をさせていただきました。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 いいですか。ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 68、69の統合型校務支援システム共同調達事業なのですが、基本条例の関係で新しくやる事業は出すことになっていて、それ出されているわけですけども、去年はセキュリティーが十分ではないという答弁で見送ったわけです。この関係

で今回入れたというのはもうセキュリティーは完全だということで入れたわけですか。昨年どういう点がまずくて、今年はよかったのか伺いたいと思います。

それから、内容面なのですが、これは教育長のほうがいいですか。ちょっと言われても分からないですか。統合型校務支援システムなのですが、こっちのほうがいいですか。教育長でいいですか。内容どういう点で、先にそっちですか。教員の軽減がされるのかを伺いたいと思います。

それから、70、71の広報紙発行事業なのですが、広報紙を作っていくのに当たって研修というのはあるのですか、研修。そして、それを受けているわけなのでしょうか、それを伺いたいと思います。

それから、79ページ中ほどに地区集会所の関係で平沢二区集会所が、これが雨漏りがするという説明でした。あそこは22、23年たつのかな。雨漏りというのはもう雨漏りするのかなという感じがするので、ちょっと出来が悪かったのかなと思って、雨漏りの状況伺いたいと思います。

それから、165ページの防災訓練なのですが、これは令和3年度と同じようなことを計画しているのでしょうか。避難所を開設する準備をする、準備というか、その訓練をするということで、そのために3万円必要なのだということで、そういうことなののでしょうか。

以上です。

○畠山美幸委員長 順次答弁求めます。

青木副課長。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 私のほうから校務支援システムと広報、集会所の件についてお答えいたします。

まず、校務支援システムのセキュリティーの関係なのですが、昨年まではセキュリティーの関係で民間のクラウドを使ったものを構築する予定で進めておりました。しかし、やっぱり民間のクラウドというのはなかなか安全性が確保できないということで、今回進めていくのは埼玉県が進めている埼玉県のクラウドを使うということで、埼玉県のクラウドですので、埼玉県内の自治体のみしか使いませんので、安全性は確保されていると思います。

また、内容は教員のどうしても事務……

〔何事か言う人あり〕

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 はい。では、広報の関係なのですが、広報の研修のほうは毎年度県の広報協会のほうで研修はいろいろなメニューがありまして実施しております。ただ、なかなかコロナの関係で、集まってできるというのは昨年はできておりませんでした。また、日々の業務の関係もありますので、経験者等の経験を生かしながら進めていっております。

また、平沢の集会所なのですが、雨漏りがそれほどすごい雨漏りというのではなくて、屋根の塗装等の関係と外壁等がどうしてももう古くなってしまっているというので、早めの対応も含めた修繕でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 奥田教育長。

○奥田定男教育長 それでは、私のほうから校務支援システムの関係についてお答えします。

今国を挙げて教員の働き方改革が叫ばれておりますけれども、私どもこの導入に関しては大変期待しております。どんな内容になるかということでございますが、まず教員の勤務に関することでいいますと、出勤から旅行命令から、それから年休の届け、いろんな諸届け、それらが全てこのシステムで一体的に管理されるようになるということ、それから、最も大きいというふうに私が思っているのはやはり指導に関してです。先生方の指導の中で大きいのは日々の出席簿、それから通知表、指導要録、このようなものがこのシステムを導入することによってかなり電子データ化されますので、日々の出席は入れれば、もうそれがすなわち出席簿に反映されて、そして年度末には指導要録にも反映されていくということで、今までは一々いろんな書類、出席簿をひっくり返したり、何をということで照らし合わせながら最終的に指導要録という一つのものを先生方は、特に年度末になると大変な事務量を抱えてやっていたわけですが、それが随時入力することによって、年度末にはほぼ出来上がるようなシステムになるのかなと私ども期待しております。したがって、働き方改革にも大きく寄与するものではないかなというふうに感じております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 防災訓練、安藤副課長。

○安藤浩敬地域支援課人権・安全安心担当副課長 私からは165ページ、防災訓練事業につきましてお答えさせていただきます。

予算額3万円ということでございますので、嵐山町が主催する総合防災訓練、このような訓練は行うことはできません。またコロナ禍ですので、人が大勢集まるという訓練はまだ来年度はできないのかなと思ってございます。具体的にどのような訓練をするかということでございますが、現在本年度の予算を頂戴しまして、ハザードマップのほうを作成してございます。それは1000年に1度の雨ということで、市野川や都幾川が氾濫した場合の実際の浸水想定エリアだけではなく、24ページほどございまして、あとマイタイムラインとか、いろいろなものを掲載した保存版という形で何年も保存していただくようなハザードマップのほうを現在作ってございます。もうすぐ完成するというような形でございます。担当としましては、このハザードマップを生かした訓練、もしくはこのハザードマップの勉強会というのでもいいのかなというふうに思っております。マイタイムラインをぜひ使っていただきたい。また、浸水想定エリアを見て、ここがもう1メートルつかってしまうのだと、こうやって逃げたらいいのではないとか、また安否確認タオルのほうも昨年配布をさせていただきました。そういったものを使っていただくというような形で町全体の大きなものではなく、そういった訓練を行いたいと担当では思っております。5月に自主防災組織の会長さんに集まっていただきまして会議を行いますので、その辺でお話をして、だったらこういう訓練やってほしいとご要望いただくのが予算の規模も見ても一番効果的と思っておりますので、担当ではそのようなことを考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 分かりました。平沢二区集会所なのですが、20年くらいですよ。22、23年たつかな、あそこは。外壁側からしみてくるということなのですか。どういう造りしたのかなって思って。うちももう22、23年たちますけれども、そんなことはありませんから。しっかりできていないなということをやっと言わざるを得ないです。本当に残念です。こういう22、23年でもう次の修理やるようなことになるなんて。しかも平家ですから、そんなに地震で揺れるというのは2階より少ないわけですから。分かりました。もう副課長に言ってもしょうがないですから。

防災訓練なのですが、保存版が間もなくできるとおっしゃいましたね。これは何、今年度の予算にあったわけなのですか。今年度説明を、昨年のを聞いていると、避難所の開設を準備するのだということ、たしかそれだけだと思ったのですけれども、お

っしゃっていたのが。でも、それ以外にも予算があったということなのですか、その点伺いたいのと、そうすると避難所の開設の訓練というのは、これはもう全部の場所で数少なくしましたから、これは準備ができているという理解でよろしいわけなのですか。今回のには入っていないくて、令和3年度で全部訓練は終えているということでしょうか、それを伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 安藤副課長。

○安藤浩敬地域支援課人権・安全安心担当副課長 それでは、私より防災訓練事業につきましてお答えをさせていただきます。

令和3年度の当初予算でハザードマップの予算のほうを頂戴してございます。その予算を使いまして保存版の、国から補助金を頂戴するという事で令和3年度に予算を組ませていただきまして、ハザードマップのほうを作っております。もう3月工期ですので間もなく納品をされますので、ハザードマップは令和3年度の当初予算のほうに計上をさせていただいております。

また、避難所の開設訓練につきましては、コロナ対策の臨時交付金のほう、令和2年度の予算、また3年度の予算で頂戴をしまして、コロナ対策ということで区画を区切った区割り、そういう備品類が大体そろいましたので、全部というわけではないのですが、志賀小等に関しては行ったりして区割りを張って、そういったような段階のほうは今やっております。今避難所9ございますので、一個一個というのはまだできておらないのですが、取りあえず備品類はそろいましたので、避難所の開設は職員も入ったりしていますので、様子を見ながら、職員が主に開設してそこから地域の方に引き継ぐという形になりますので、そちらのほうも全部行くというのはまだ、申し訳ありません、できておらないのですが、ハザードマップも含めて訓練のほうは行いたいと考えてございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 それでは、77ページになりますけれども、質疑させていただきます。

まず広域の路線バスの負担金なのですけれども、前年度よりも7万6,000円ほど増えております。これは2路線の関係なんかというふうにも思っていますけれども、この増えた理由ですか、それをお尋ねしておきます。

それと、交通指導員の関係なのですけれども、こちらにつきましては朝の立哨や、また町のいろんな事業を実施するときに交通整理やなんかきちっと出ていただいている報償費の額だと思えるのですけれども、これは朝は立哨は何人で、催物があったときに何人ぐらいの方がいつも参加をして安全を守っていただいているのかお尋ねをします。

それから、85ページですけれども、私が聞くのはちょっとどうかなということで私もまだ聞いたことありませんでしたけれども、先ほど藤野委員さんが部落解放同盟の埼玉県連嵐山支部補助金ということで聞いていただきました。それぞれの補助金要綱につきましてはいろんなことがほかの団体さんと何ら変わりなくやっているのかなと、それにプラスして事業費補助で事業をなさった場合には補助金をお使いくださいと、そういうような形ができているというふうに思っています。今回の40万円の関係はこれで可決すれば実施できるわけですけれども、今後のことを聞くのは違うか分からないのですけれども、人権に対するこういう場所に要するに住んでいる人たち、私たちは吉田の第9支部というところですが、なかなか第9支部と言っていたけなくて、同和地区と、そういうふうな名称で呼ばれる機会が多いのです。それを呼ぶだけでもそこに住んでいる人たちはほとんどの方が地区の人と、それから一般というふうな形で結婚をしていますけれども、今は一般の方たちのほうが多く来ています。そういった中でもそこに入って生活するということがどのくらい大変な思いをしているか、また子どもさんについてもそういう思いをさせるのは大変なので、なかなかうちを使わないで外で生活するようにというふうな親御さんの考え方で現在いるようすけれども、今回も修正案何だかんだというものが出てきていますけれども、町の方針はどういうことを目的として、どういうことを実施して補助金を出しているのか。すみません、私分かっているつもりなのですけれども、改めて議会ですから、お尋ねをさせていただきます。

以上、3点です。

○畠山美幸委員長 青木副課長。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 では、私のほうからバスの補助金の関係でお答えいたします。

まず、バスの補助金なのですが、こちらのほうは毎年度その前年度の決算の、計算方法といたしましてはバスの運行運賃の総費用から収入を引いて、また埼玉県の補助

もあります。補助も引いて、その他もろもろの補助を引いた残った赤字額を熊谷市、小川町、嵐山町の3市町で距離と乗客数割で案分した数字を毎年計算しております。前年度の決算なのですが、このコロナの関係ということで、それまでは例年赤字が100万円程度だったのですが、前回はとて多く1,500万円ほどの赤字が出たということで話を聞きました。ただ、その1,500万円を3市町で分担するというのは不可能だということで、代表の小川町のほうで協議をしていただきまして、赤字額を150万円に抑えていただきました。その150万円のうち、嵐山町としては距離の案分と乗客、これはある一定の日数の中のどのくらい嵐山町で降りたかというのをその会社のほうでカウントしていきまして、その分を3年間の平均を出したのが嵐山町の平均が14.65%の割合で、150万円の14.65%ということで今年22万円という額を出しております。ですので、昨年度赤字額が増えたということで全体的な補助額も増えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 安藤副課長。

○安藤浩敬地域支援課人権・安全安心担当副課長 私よりは83ページ、交通指導員さんにつきましてお答えをさせていただきます。

現在交通指導員さん、朝の学童見回りのほうを担っていただいているのは6名でございます。内訳として七郷小学校3名、菅谷小学校2名、志賀小学校1名というふうに認識してございます。その他、ボランティア団体さん、またはPTAさんという形で朝見守りの活動していただいているということは私どもも認識してございます。ただ、どの団体が出ているというところまでは認識はしてございません。ただ、私どもでできることは防犯のジャンパーですとかベスト、帽子等、こちらのほうはぜひ使っていただきたいということで、区長さんを通じてぜひ欲しいということでお声をかけてほしいと、そういうお願いをしているということと、あと平日、今青色回転灯パトロールで、学童の帰りのほうをパトロールをさせていただいてございます。そちらのほうも町内いろんなところで見守りの方は立哨していただいておりますので、必ず通るときは頭を下げて「ありがとうございます」ということを必ず示すようにという形で、パトロールをする職員にはこれはもうここ何年もです。今というわけではなく、もう10年ぐらいかけて必ず頭を下げるようにと、感謝の気持ちを示すような形で口酸っぱく言っておりますので。朝は6名ですが、その他は皆さんボランティアですので、そのような形が現状でございます。全て把握をしているということではござ

いません。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 馬橋課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、私のほうから部落解放同盟嵐山支部の補助金についてお答えいたします。

こちらにつきましては部落差別というものが依然続いておりまして、世の中からはなくなっていないと、根絶されていないという状況がございます。こちらの差別について部落解放同盟さんのほうでそれをなくすために日々活動していただいているという状況だと認識しております。その中で、嵐山支部という形で活動のほうに参加されて、日々部落差別をなくすために活動していただいているというところに対しての補助金というふうに認識しております。

以上です。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 私聞き方が少し違ったのか何か分からないのですが、広域の路線バスの関係は、先ほどの答弁ですと熊谷、小川、嵐山の熊谷小川線ですか、その負担金のお話と、もう一件、ときがわさんとの関係があるかなって思ったのですが、私の勘違いでしょうか。あれば、今までは300万ずつ出していたわけですよ、ときがわから嵐山町まで来るのに。それはどうなのでしょう。ここだと思ってしまうのですが、お答えください。

それと、通学路の関係は、朝の立哨はこの人数ですよ。でなくて、町主催のいろいろな催物がありますよね。そのときにも、中が分かれています、立哨は立哨の方で祭典のときには出ないと、2つに中身が分かれていますというふうに思っていたのですが、それは何人って決まっているのだと思うのです、ここにもう報償費が出ていますから。だから、それをもう少し、すみません、学校の関係分かりましたけれども、ほかの分野でお願いできますか。

それから、解放同盟の関係なのですが、なかなかこのことにつきましては私たちもよそから来たのですが、住んでいますから、いわゆる同和の人間だというふうにはたからは見られるので、今この質問をすること自体もとても私なりには苦しい思いをしています。そういう中での代表のところから出てきていますから仕方ない、初めは質問もしたほうがいいかなというふうに今回も思いまして質問をさせても

らっておりますけれども、比企郡の中で組織をしている各市、町、村ですか、そういうところがあると思うのですけれども、そういうところにもきちっと補助金が近隣では出されているのでしょうか。比企協議会というようなものも組織ができていますので、そういうところへも会議がありますから行っていきますけれども、その辺のところがかかりますか。嵐山町の予算とはちょっと違ってきてしまうけれども、関連があると思うので伺わせてください。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

青木副課長。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 それでは、私のほうからバスの負担金のほうのお答えいたします。

委員おっしゃったとおり、バスの負担金がこれは2本立てでございます。一つが嵐山、ときがわのバス、こちらが300万円の額、これはずっと変わっておりません。もう一つが先ほど言った3市町で行っている小川、熊谷間のバスの路線の補助でして、こちらのほうが毎年度赤字額相当を案分して計算しておりますので、額が変わっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 安藤副課長。

○安藤浩敬地域支援課人権・安全安心担当副課長 私より交通指導員さんについてお答えさせていただきます。

委員さんおっしゃるように、朝の立哨以外に4名の方が、私たちでいうとイベントにお願いできる交通指導員さんがいらっしゃいます。今コロナ禍でなかなかお声がかからなくなっているのですが、私の記憶ですと、例年5回ぐらいお声がかかります。例えば比企駅伝、スリーデーマーチ、あとは町民体育祭、こういったものお声がかかりまして、担当課より私ども地域支援課のほうに派遣の依頼がありまして、各指導員さんに出れますかという形でお話をさせていただいて、立哨のほう立っていただいています。また、地域のほうからもお話がありますので、地域は地域という形で交通指導員さんをお願いしているというのが実情でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 馬橋課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、補助金の郡内の状況ということだったかと思うの

ですけれども、東松山市と吉見町のほうへ補助金を出しているというふうに把握しております。

以上です。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 それでは、解放同盟の関係なのですけれども、町ではそれは団体補助金の交付要綱というものがあって出しているというふうなことだと思いますけれども、しっかりと人権ですからどういう人たちにも対応できる人権の組織であり、またそういったいろんな組織等があって、そこへもそれぞれどういう形かで補助金を出しているわけです。ですけれども、差別はみんなされませんよね、そういう人たちは。反対に大切にされて、一生懸命みんなして頑張っけていきましょうというような形が整っているのかなというふうに思いますけれども、解放同盟につきましては何人かの議員さんですけれども徹底的に、私も議員になって27年になりますけれども、毎回毎回こういう形を、それは議員の権利だと言えば権利かもしれませんけれども、出すということはその支部の人たちに対して非常に差別的な考え方があったり、子どもで言えばいじめですよ。大人もいじめがあります。ですけれども、そういうものに町は匹敵するというふうに、それを解消していこうというふうに、どんなふうを考えているのでしょうか。町長に聞きます。

〔ちょっと無理じゃない〕という人あり〕

○松本美子委員 でも、いいですか。予算を組んでここにのせている以上はそれ相当のきちとした理由があるからのせて、事業費補助であろうが、何々団体補助であろうが、それぞれのところに出しているわけですよ。

〔議員に対しての質問、あれだから無理だよ。

修正案に対しての問題だから、町長には無理だよ〕という人あり〕

○畠山美幸委員長 でも、町長としてはどういうお考えで予算にのせているかという視点でのお答えはできませんでしょうか。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今委員さんご指摘のとおり、この補助金に対しましては様々な立場の中で様々な考え方が表明されているということも存じ上げております。この部落解放同盟というか、

部落の同和問題、これは日本固有の人権の問題であります。現在においては外国人、高齢者、子ども、男女差別、その他様々な人権教育がなされていると。しかし、この部落問題に関しましては日本固有のものでありますので、それで国のほうでも立法措置が取られて、そしてまた執行したけれども、その後またこういった形でさらにまだまだ根絶というところにはならない。私が認識をしている中では、最近は新たな形でこういったことを攻撃したり、差別的な発言をする方が出てきている。これはSNSです。こういったところにおいては相当多くの事例が散見されるということもありますので、しっかりとこういったことは根絶していくように町としても取り組んでいくべきだというふうに考えております。そういう中でしっかりと予算化をさせていただきました。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 69ページなのですが、基幹系PC新Edge等インストール業務というのがあるのですが、これが一般質問だったですか、小林さんの。そこで言われたことのひとつだと思うのですが、これは委託料になるのか使用料になるのか、これは業者に頼まないといけないものなのかどうか伺いたいと思うのです。自分でできたので、自分のところではということです。

それから、162ページの一部事務組合非常備消防負担事業が2,715万7,000円で166万3,000円の減なのですが、補正でも予算減になっていますが、この状況というのは非常備消防の負担金というのはなぜ削減されていくのか。人数が少ないからという人数割合で負担されているのか、それとも事業をなくすために新たな事業とか、そういった形で事業が行われるためにこの金額が減らされているのか内容を伺います。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

青木副課長。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 答えいたします。

こちらのほうは委託料のほうで上げさせていただいておまして、作業のほうなのですが、OSのほうがウィンドウズのサービスが切れるということで、そちらのほうの挿入もあり、インストールの入替えですか、もありますので、なかなか職員ではできないということで委託料として上げさせていただいています。

以上です。

○畠山美幸委員長 安藤副課長。

○安藤浩敬地域支援課人権・安全安心担当副課長 私より163ページ、非常備消防費につきましてお答えさせていただきます。

この非常備消防費につきましては、嵐山消防団に対する経費でございます。補正で減額があったということでございますが、こちらはここ2年延期になっております埼玉県の消防操法大会というのがございまして、嵐山町が前回、平成10年に出場しております。20何年ぶりに嵐山町に回ってきておりまして、そちらがもう2年連続延期ということで、今度4年は今のところやるという形でまた決まっておりますので、まず県大会に出場する予算というものは変わらず計上がしてございます。

では、この166万3,000円につきましてということですが、実際に団員の人数が減ったということではございません。実は大きなお金として消防車の車検代というのがかなり、あの消防車ですから額がかかります。令和3年度につきましては1台だけ車検がございました。今度車検が入ってきますので、車検代で私もおかしい、こんなになぜ差があるということで確認をしたのですが、まず車検代で変わるという形でお話をいただいて、なるほどなと思いました。もう一つが昨年度は機能別消防団員という形で、消防団以外の方で自ら仕事をいただいているような、機能別という形であるときだけ消防団員になっていただく形が8名ほど誕生いたしました。その8名の方の被服費一式を令和3年度は計上してございましたので、そちらがなくなったという形でそちらのほうでもかなり減っております。また、令和4年に県大会に出場するための備品類、こういったものはもう3年のうちにある程度買ってしまったという形になりますので、そういったこと。あと最後に、どうしてもコロナ禍で活動がやっぱりやり切れないということがありまして、消防本部が払う負担金が来年は減額でいいですという、いろいろあるらしくて、全て集めてきたらこれだけの減になったという形になります。消防活動がコロナ禍では、コロナがある程度収束すれば、昔にはなかなか戻らないとは思いますが、人数が変わるとか具体的な活動内容が変わるということは、こちらはございません。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 ウィンドウズというのは全部のものがウィンドウズであるから、そ

れのための新E d g e等インストール事業という形になるのですか。これは10月に変わるというふうな形だったので、基幹系というのは全部それをやるので委託料をするということで、これはどこの事業者に委託しているのでしょうかということと、あと消防の関係なのですけれども、消防活動に関してコロナがあるから活動がなくなるということはなかったと思うのですけれども、これは要するにコロナで消防訓練がなかったということで活動がなくなったということなのですか。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

青木副課長。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 答えいたします。

ウィンドウズ基幹系の50台分、こちらがウィンドウズ10が令和7年の10月にサポート終了ということで、それに合わせてインストール業務を行うものと、あとそれに付随しましてE d g eというものがございしますが、そちらのほうもまた変えます。また、E d g eが変わることによって、現在担当のほうで入るときに静脈認証というのをしています、それも変えなくてはいけません。その辺のライセンスの入替えに関してサーバーの保守等もありますが、その業務を含めていますので、この業務になっております。また、業者は今共同化で進めていますので、今の共同化の業者としてはTKCのほうでなっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 安藤副課長。

○安藤浩敬地域支援課人権・安全安心担当副課長 それでは、嵐山消防団のコロナ禍における活動についてご説明させていただきます。

嵐山消防団は通常月に2回ほど消防車のポンプの点検と、あとは担当区域の警戒活動等行っております。こちらのほうはコロナ禍でなかなか集まらないということで、たしか毎回3人ぐらいで集まって、ポンプ車の確認と警戒というのを行っております。今までは月2回、基本的には全員集まっていろいろ確認事項等行います。また、大きな行事という意味では特別点検、こちらのほうがやはり昨年は開催することができませんでした。昨年は勤続年数表彰という形で、表彰だけは消防団で集まって町長のほうから頂戴することができたのですが、一番肝心でありますポンプ車操法のほうが行うことができませんでした。また、昨年は比企操法という比企郡の消防団で集まる比企郡の消防操法大会というものを予定していたのですが、こちらのほうも中止と

いう形になりまして、恐らくかなりの活動が昨年ではできなかったというのが実情なところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 ほかに。

山田委員。

○山田良秋委員 1点だけお願いします。

76、77ページにかけてでございます。中ほどの企画総務事業です。予算減っても300万円弱の予算立てと。右側のほうの説明のところ定峰峠のトンネルなんて文字もあります。とりわけ一番下の比企元気アップ事業負担金10万円です。この事業はどんな内容なのか教えてください。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

青木副課長。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 比企元気アップ事業なのですが、こちらは平成21年度からもうずっとやっておる事業だったのですが、昨年の負担金が前年の、その前、令和2年のときの事業がコロナでできませんでしたので、予算を繰越しをしましたので、昨年はこの負担金は予算計上してございませんでした。ただ、今年事業をしましたので、来年度それに向けて負担金を取るものでございます。内容といたしましては、比企地域の町村及び県が地域団体の連携を図って、比企地域を取り巻く大きなチャンスを生かして、地域の活性化につなげるということが目的であります。来年度の今のところの予定が就労促進の支援とフェイスブックを使ったふるさと納税のPR、あと情報発信を考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 山田委員。

○山田良秋委員 平成21年から始まった。また地域の活性化を図るものだとお答えいただきました。どういった具体的な組織なのですか、最後にお尋ねします。メンバーとか、そういったものです。

○畠山美幸委員長 青木副課長。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 お答えいたします。

メンバーといたしましては、嵐山町でいうと地域支援課と企業支援課、企画部門と観光情報発信の担当に該当する比企の市町村の代表が集まって、基本的に3年を1つ

のサイクルとしまして1年目で計画を立てて2、3年で実行していくような事業となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員 1点なのですけれども、先ほどから出ています電子自治体推進事業の議会への説明の1ページ目です。これは上里と一緒にやるということで前に報告もあったと思うのですけれども、いろいろ説明もいただいているのですが、システムの導入が進んでいないということが他の自治体との類似する政策の比較検討のところ書かれています。そして、将来的なコストの更新、これも期待できるというようなことでうたわれていますけれども、今現状はこの共同開発されている部分というのは上里と2者だけで、今後令和4年にどのような参入があるような形で担当課としてはこの予算を予定しているのでしょうか。

○畠山美幸委員長 青木副課長。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 お答えいたします。

新年度は嵐山町と上里2町で実施していく予定でございます。ただ、こちらは先ほど申し上げたとおり、セキュリティ一面が国に準拠してしっかりしたものでございますので、ほかの町村もこちらの関心が非常に高くなっております。ただ、町村ごとに予算の規模もございまして、なかなか難しいということで入る、入らないでなかなかもめていたのですが、もうここまで来たのでやっていきたいというのが嵐山町の考えでございます。先に2町で進めていく、その後、賛同していただいた町村に入らせていただいて、それによって当初の構築費等がございまして、その分はどういう形になるか分かりませんが、後で案分等を出していただきながらやっていくというのが、そうすると総体的な費用も減ってくるものと考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 分かりました。先ほどの教育長の説明ではいろんな部分で生徒たちへの向き合っていくという時間が取れるということですから、ぜひともこれが広い範囲に、町だけではなくて、いわゆる嵐山町以外にも浸透できるような活用の仕方を考えていただきたいなというふうに思います。結構です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

長島委員。

○長島邦夫委員 1点だけお聞きします。

77ページの比企市町村推進協議会負担金が10万円出ています。昨年からは始まった予算化でテレビの大河ドラマを想定した協議会をつくり、この地域で比企を盛り上げていくというふうなことの負担金だというふう聞いています。実際的にはもうドラマは始まりまして、その啓発のフラッグ、そしてまた今度始まるうちのほうの重忠まつり、そのようなものが嵐山町では想定されていますが、他の市町村に協議会の負担金ですか、協議会そのものとしては、広報は出ているのは分かっていますけれども、どんな活動をしているのかお聞きしたいと思います。

○畠山美幸委員長 青木副課長。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 お答えいたします。

長島委員、先ほど申されたとおりにリレー式の広報で各市町村を回るほかに、先ほど言ったようにのぼり旗等も比企の全市町村のほうに、該当のところの史跡のところに上げていただいたり、あと比企郡のチラシを作りまして、各市町村を回っていただいているフライヤーラリーという、全市町村を回っていただいてチラシを集めることによって1冊の冊子になるようなものを今年を作ってPRしております。来年度は特に事業としてまだ決まっておりませんが、同様にいろいろPR、このNHKのドラマに乗じてやっていければなと考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 嵐山町の負担金は10万円なのですが、他の町村も全部10万円ということは多分ないと思うのです。総額では相当の金額になって、もっと大きな事業ができるような気がするのですが、負担金を取って何か事業としては、細かい部分についてはその各市町村の負担でやっていると思うのです。協議会をつくって連絡協議会だけで話し合いだけではなく、負担金を取って活動もあると思うのですが、そこがちょっとよく分からないのですけれども。

○畠山美幸委員長 青木副課長。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 お答えいたします。

負担金は滑川が20万円、ほかの町村は10万円で同額でございます。負担金を使って

先ほどのポスターなり、のぼり旗等を作成いたしました。

以上です。

○畠山美幸委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 各市町村独自の負担もあるけれども、大方協議会の中の負担金等も全て、会議の中がどうこうということではなくて、事業費として使っているというのが主ですね、そうなりますと。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

青木副課長。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 はい、そのとおりでございます。また、各市町村によっては独自の取組というのですか、嵐山町としては重忠を少し押ししていこうとかというのはこの中に入っていないで、各町村ごとでやっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに、ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 質疑がないようですので、地域支援課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。2時45分までといたしたいと思います。

休 憩 午後 2時30分

再 開 午後 2時45分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、町民課に関する部分の質疑を行います。

それでは、質疑をどうぞ。

青柳委員。

○青柳賢治委員 1点でございます。

30ページ、31ページ、国庫負担金の中の民生費国庫負担金、1社会福祉費負担金、未就学児均等割保険料負担金です。これは今回新規ということであつたわけだとおり、国のほうから負担金が出ることになりました。この内容です。そして、これ国保ですから、どういう形で一般会計のこの部分に載ってくるものなのか、教えていただきたいと思つています。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

未就学児の負担金についてお答えいたします。こちらは未就学児の被保険者の均等割の部分が半分負担されることになりまして、国のほうで2分の1、県、町が4分の1負担されることになっております。対象人数としましては、税務課のほうで計算していただいたときには70名ほどが対象になっているということです。対象金額としまして、税額としましては103万9,350円のうちの国負担分になりますので、半分の51万9,000円を上げさせていただいております。

以上です。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 この負担金が昨年までなかったですよ。その辺の負担金となってきた、いわゆる国からの説明というのはどういう説明になるのですか。

○畠山美幸委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法が公布されまして、その中の地方交付税法等の一部が改正されたことに伴い、健康保険税の改正部分としまして、未就学児の被保険者均等割額の減額ということで追加された部分になります。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 それでは、29ページでございますけれども、手数料の戸籍事務手数料の関係が3,800件ということで歳入には出ていますし、またその下の住民基本台帳手数料が7,200件という形で計上がされています。この中には個人ももちろんあると思いますけれども、主にどういう方たちが手数料を支払いをして、住民基本台帳あるいは戸籍等のいただきに来ているのでしょうか。まず、先にそれ伺います。

○畠山美幸委員長 柳澤副課長。

○柳澤純子町民課戸籍・住民担当副課長 手数料の件についてお答えいたします。

この中には職務上請求、弁護士さんとか司法書士さんの職務上請求の分も含まれて

いまして、そちらの分の令和2年度の請求件数をお答えいたします。戸籍等抄本の発行枚数は、弁護士が143件、司法書士211件、行政書士67件、住民票の請求に関しては、弁護士が113件、司法書士82件、行政書士54件、以上が主な職務上の請求になっております。それ以外の方は一般の町民の方の、自分のとか、委任状の場合のケースもありますけれども、そちらの分の手数料の、こちら件数を入れてあります。

以上です。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 それでは、戸籍事務の細かく答弁していただきましたので、ありがとうございます。その中で、受付窓口で水際対策をきちっとしているというふうに思っているのですけれども、悪用されないために、その辺のところは今はどうなっているのでしょうか。引き続きしっかりと対応していらっしゃいますか。

○畠山美幸委員長 柳澤副課長。

○柳澤純子町民課戸籍・住民担当副課長 それでは、窓口での対応についてお答えいたします。

窓口では、申請書を書いていただくのですけれども、そちらにきちんと住所とか、お名前と生年月日書けているかということと、あとは本人確認、窓口でどういう方がいらしているか、免許証とか、顔写真があるものはいいのですけれども、保険証とかで確実に不正な行為がないように、そちらのほうも確認は徹底して行っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 そうしますと、今予算ですから4月以降のこと分からないにしても、3月の関係につきましては悪用みたいな形で却下したような、そういったような事例はありますか、専門の方が取りに来て。

○畠山美幸委員長 柳澤副課長。

○柳澤純子町民課戸籍・住民担当副課長 近隣の3月とか、最近のケースではそのように悪用されたとか、そういうケースはありませんし、窓口でも職員以外でも会計年度さんとか、任期付職員の方、いろいろな方が対応されているのですけれども、その方たちにも本人確認等、住民票とか不正に行われぬようにきちんと指導して、その辺は対応はしっかりと行っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 33ページの中ほどの社会保障・税番号制度カード交付補助金で、大きく増えているわけです。これはひとえにマイナンバーカードの交付枚数が増えると見込んでのことなのですか。ほかに何かあるのか。多く見込んでいるのであれば、何枚ぐらいここで見込んでいるのか伺いたいと思います。

それから、補助率、定額補助って、昨年もそうなのですから、定額補助というのはどういうふうに補助金が増えることになるのでしょうか。

それから、91ページ、一番下の概要に戸籍総合システムクラウド化業務というのがあるわけですが、この内容を聞きたいのと、これが令和4年3月からとたしか説明があったと思うのですが、そうするともう始まっているのですか。なぜ令和4年3月のものが新年度予算に出てくるのか。私の書いてあるのが間違いであればいいのですけれども、内容と、令和3年度に事業費が載っているのですけれども、どういうことなのかを伺いたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 2点でいいですか。答弁を求めます。

柳澤副課長。

○柳澤純子町民課戸籍・住民担当副課長 まず初めに、社会保障・税番号制度個人番号カード交付事務費補助金の件についてお答えいたします。

そちらの額が今年度大きく額が上がっているのは、今回は任期付職員の分の報酬の計算もプラスいたしまして、今までは実績報告で職員の報酬の分も事務費で見ていただけということで、実績報告で実際お金はいただいていたのですけれども、それでしたら、毎年いただいているのなら予算書のほうから計上しておいてということで、こちらの額のほうも入れました。

それと、あとマイナンバーカードの住所が変更があったときに、裏書きする印字システム、機械をリプレイスする時期になりまして、その購入費用もマイナンバーカード交付事務補助金のほうで見ていただけということで、その額とかを追加で入れましたので、額のほうが高くなっております。

それと、あと枚数のことでした。交付枚数は一応3月1日現在では、嵐山町の交付枚数は8,199枚ということで、交付率は46%。このパーセントは県平均が40%で、結

構高いパーセントになっているのですけれども、国のほうではさらに令和4年度末までには、多分テレビとかでも話があると思うのですけれども、ほとんどの国民の方に持っていただけるようにということで、今までも努力していたのですけれども、さらに皆さんに申請していただくように来年度も力を入れていきたいのですけれども、令和4年度末までにはほとんどの町民の方がカードを持ていただけるような目標になっております。

それと、あと戸籍総合システムのクラウド化の業務の件でシステムのこと、この内容なのですけれども、戸籍のシステムというのは戸籍に関する業務、戸籍の証明の発行と届出、受付、そういう受付をする、入力処理をするシステムなのですけれども、今までも嵐山町は5年に1回機械のリプレイスを行ってきていまして、入替えのほうは行っていました。今回機械の期限が令和4年8月31日が従来の入替え期限になっておりまして、そちらまでは従来どおり今の機種をほうを使っておりまして、その後の9月から令和5年の2月までは、今の機械を6か月間再リースを実施しまして、こちらの戸籍総合システムのクラウド化を本格的に稼働する予定の日は令和5年3月に実施になっております。

以上になります。

○畠山美幸委員長 高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 それでは、私から個人番号カード交付事務費補助金の補助率、定額補助につきましてお答えさせていただきます。

こちら定額補助と書かせていただきましたが、基本的には10分の10になります。ただし、マイナンバーカードの交付枚数に応じて足切りというか、削減されてしまうことがあるので、定額補助と書かせていただいておりますが、現在は国のほうの補助金も十分に対応されていることと、町の交付枚数も大変多く交付できている状況ですので、申請した額から切られてしまうということは現在のところはございません。ですので、10分の10と書いてもいいかなと思われるところはあるのですけれども、そういった交付枚数に応じて補助金が調整される場合がございますので、ここには定額補助と記載させていただきました。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 まず、マイナンバーの関係なのですが、町民全員がというと、今40何

%ですから、52、53%分の、そうすると何枚ぐらいになるのだろうか、1万8,000、9,000。その金額がここにあると、国から来ているという理解でよろしいのですか。700何十万という、それもこの金額の中にあるという理解でよろしいのでしょうか。そこは確認です。

それから、戸籍の関係なのですが、令和5年の3月からということなのですか。私のメモが間違っていたのですか。令和4年3月ではなくて、令和5年3月からこれは稼働するのですよという、そういうことでよろしいのでしょうか。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

柳澤副課長。

○柳澤純子町民課戸籍・住民担当副課長 それでは、先に個人番号カードの事務費の補助金のことについてお答えいたします。

こちらにある事務費はマイナンバーカード交付事務に必要な経費に対して交付していただけるということですので、一応この額で来年度、マイナンバーカードの交付のほうは一生懸命頑張っていきたいと考えております。

それで、もう一つ、戸籍のクラウド化のシステムに関しては、令和5年の3月本格稼働予定しております、実際従来の機械の入れ替えは8月末なのですけれども、再リース期間を通しまして、町のほうでもベンダーといろいろ検討いたしまして、セキュリティとか金額の面とか、いろいろ検討してよりよいクラウド化が導入できるように実施していきたいと考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 マイナンバーの関係なのですが、事務費だと。そうすると、発行枚数は別に関係なく、発行するのにこの金額がかかるから補助金が出るのですよという、そういう理解でよろしいわけなのですか。ちょっとそこ確認なのですか。ちょっとそこ確認なのですか。

それで、マイナンバーカード、あまり言うとは質問になってしまうのですけれども、国は何で5,000円だとか、9,000円でしたっけ、ポイントくれて、それでも国民にナンバーを取ってくれということを行っているわけなのです。これは必ず裏があるのですよ、そういうときには。そういうのを本当に推進していいのかというのは私は疑問に思っているのですけれども、何かそれに対する答えがあったら伺いたいと思います。駄目だったらいいです。

戸籍の関係、日にちがよく分からなかったのですけれども、令和5年の3月から稼働するというのでいいわけなのですか。そうすると、去年戸籍法の一部改正に伴うシステム改修業務というのは、これとは別のもので、既に終わっているというのでいいのですか、確認です。

○畠山美幸委員長 それでは、マイナンバーの普及についてもお願いします。

高橋課長。

○高橋喜代美町民課長 お答えいたします。

まず、補助金でございますが、令和4年度の717万3,000円につきましては、カード枚数は確かに影響はしておりますが、必要な事務費は先ほど副課長のほから説明させていただいたように、会計年度任用職員や任期付職員の人件費、また必要な機器の調達費と消耗品などを計上しているものでございます。そして、カードの枚数があまりにも少ないと、実際に用意した費用から割り落としされることもございますが、今は嵐山町のほうでは十分な枚数の交付ができておりますので、国の規準は満たしておりますので、10分の10が交付される見込みでございます。

それと、国のほうで確かに令和4年度末にはほぼ全員の国民に行き渡るようにという計画ではございますが、現在のところの嵐山町の42%、残りを1年度で全てやれるかという現実的には難しいと思っておりますが、国のほうの目標に従って町のほうでもできるだけ多くの方に交付していきたいと考えているところでございます。

また、国はどのようにマイナンバーカードをこんなにも作れと言うのかということでございますが、今後やはりデジタルDXの推進、こういったことが大きいかと思えます。また、補正予算等でもシステムの改修などを計上させていただき、令和3年度の補正予算でも計上させていただきシステム改修などもございますが、マイナンバーカードを使って転出、転入の手続を行うだとか、戸籍につきましても今後マイナンバーカードを使った連携がどんどん始まっていきます。ですので、マイナンバーカードを使って日本のデジタルDXを推進していこう、そういったことが大きいのかなと思っております。

次に、戸籍システムのクラウド化についてでございますが、そちらは令和5年度の3月から新しいクラウドのシステムで動かそうと思っておりますが、現在の自庁式のシステムが令和4年の8月で5年が終わりまして、一旦そこでリースが切れます。しかし、新しいシステムの導入には多少時間がかかりますので、そ

ういった新しいシステムへの導入の移行期間を考えまして、自庁のシステムのほう、半年間延長しまして、延長期間というのは機械のリース料が安くなりますので、そちらのほうも町の財政的には効果もあるということで、一旦再リース半年しまして、その間にクラウドシステムのほうを十分な精査をしまして、構築をして、令和5年の3月から新しいシステムでやっていきたいということでございます。

システム改修を幾つかしているけれども、それとの関連はということでございますが、システム改修のほうは自庁式であっても、クラウド化であっても、いずれにしてもマイナンバーカードを使った連携をするために必要な改修になっておりますので、どちらのシステムを使った場合でも必要な改修となっております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 まず最初に53ページなのですけれども、市町村交通災害共済加入推進費15万5,000円なのですが、これは毎年毎年あるわけなのですが、今年度は加入人数と世帯数はどのくらい予定しているのか、伺いたいと思います。

それから、91ページと93ページのコンビニ交付サービス事業委託料と138万9,000円と手数料が28万1,000円になっていまして、予定件数と、それから窓口業務と郵送依頼等はどのように算出しているのか伺いたいと思いました。

地方公共団体情報システム機構負担金ですけれども、これは具体的にはどこに負担金を支出するのか伺いたいと思うのです。情報システム機構というの、J-L I Sというのは国になるのか、埼玉県になるのか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 3点につきまして答弁求めます。

柳澤副課長。

○柳澤純子町民課戸籍・住民担当副課長 まず、交通災害共済の加入の人数についてお答えいたします。

令和3年度は、加入人数が1,789名になっております。加入率は10.15%になっております。

それで、もう一つコンビニ交付の件数についてなのですが、窓口で住民票を交付している件数に比べまして、マイナンバーカードを利用してコンビニ交付というのは行っているのですけれども、そちらの発行の件数は15%ぐらい住民票と印鑑証明

の発行なのですけれども、そのくらいの率になっておりまして、嵐山町はマイナンバーカードの交付率が高いので、やはりコンビニのほうの利用する件数もだんだん増えておりまして、今では毎月160件ぐらいあるときもありまして、だんだんこれからも増加していくと感じております。

地方公共団体情報システム機構、それJ-L I Sと一般的には言っているのですけれども、それは国とかではなくて団体になるのです。それで、場所もはっきりとは。その場所は東京にあります。

以上になります。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 そうすると、市町村交通災害共済加入推進費では10.15%ぐらいで、これで実際に共済金が支払われたというのはどの程度になってくるのか、どの程度を予定しているのか伺いたと思います。

それから、J-L I Sというのは、これは民間になるのですか、それとも国になるのか、地方になるのか、これ伺いたと思います。

○畠山美幸委員長 柳澤副課長。

○柳澤純子町民課戸籍・住民担当副課長 交通災害共済の見舞金の請求件数についてですが、令和3年度は3件で、見舞金額は10万5,000円になります。これは2年間、けがが治ってから請求していただくという制度ですので、まだこの後も増える可能性はありますけれども、今のところは3件になっております。

○畠山美幸委員長 高橋課長。

○高橋喜代美町民課長 それでは、私からはJ-L I S、地方公共団体情報システム機構につきましてお答えさせていただきます。

こちらのほうは国がマイナンバーカードを作るために委託というか、事業を行っていただいている団体になろうかと思えます。今回このマイナンバーカードの事業ですけれども、従来は町がJ-L I Sのほうに委託をして、令和3年度までは補助金が町に一旦来て、それをJ-L I Sのほうに払い込むというような形をしていましたが、令和4年度からは国がJ-L I Sのほうに負担金を、マイナンバーカードの交付事業費補助金につきましては直接払うようになりました。今回コンビニ交付につきましては、町がJ-L I Sにコンビニ交付システムの運用を委託しておりますので、その委託費用としまして、自治体規模に応じた負担金額が決まっておりますので、その金額をお

支払いしています。ですから、国とか県とかという、そういうことではなく、その事業をやっている団体が地方公共団体情報システム機構ということになります。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 J-L I Sというのは、結局天下り団体がつくっているということですか。

○畠山美幸委員長 高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 J-L I Sの機構が天下り団体かということにつきましては、私のほうではお答えはできません。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 質疑がないようですので、町民課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。入替えのみです。

休 憩 午後 3時15分

再 開 午後 3時17分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、福祉課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁をお願いいたします。

質疑のある方はどうぞ。

藤野委員。

○藤野和美委員 それでは、私のほうから何点かお聞きいたします。

まずは23ページでございますけれども、下段のところ、特定教育・保育施設利用者負担金ということで2,104万2,000円計上されております。この中身について、年齢、それから人数等を教えていただきたいと思っております。

それから、29ページに育児支援ヘルパー手数料、これが25万2,000円計上されております。これ117ページのところでも、こちらのほうは育児支援ヘルパー派遣事業委

託料として85万7,000円が計上されているわけでございますけれども、大まかな見込み人数についてお聞かせください。

それから、33ページ、国庫支出金で、これも下段ですけれども、子ども・子育て支援交付金と、これが2,589万2,000円と。これが計上されておりますけれども、これが子ども・子育て支援事業計画に基づき実施される地域子ども・子育て支援事業に対し交付されるものとあるわけですけれども、どんな事業にこれを活用をしているのか、それもお聞かせください。

それから、115ページのところで、これもまた下段のほうですけれども、こども医療費給付金、これが5,277万6,000円と予算化されて計上されているわけですけれども、また、その下にひとり親家庭等医療費給付金、これは482万4,000円ということが計上されているわけですけれども、現在こども医療費のほうは18歳まで給付ということになっておりますので、そうしますと、このひとり親家庭の分もその中に入っているのではないかなと。これは素朴な疑問なのですけれども、その辺の関係を教えていただければと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 4点についてお願いします。

内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、私のほうから順次説明をさせていただきます。

まず、23ページの負担金でございます。こちらにつきましては保育園に通っているお子様の保育料の歳入となります。現在保育の無償化ということで、3歳児以上のお子様については保育料のほうがかかっておりません。ですので、こちらにつきましてはゼロ歳児、1歳児、2歳児分の保育料の収入となっております。

人数ですが、これは令和3年度の実績での積算となります。ゼロ歳児として延べ人数で144人、1歳児で420人、2歳児で492人、計1,056人となっております。令和3年度と比べますと延べで120人減になっているような状況となります。

続きまして、29ページの育児支援ヘルパー手数料でございます。こちらにつきましては、新年度新規事業ということで上げさせていただいております。117ページの内容も関連しますので、それも含めて説明させていただきますと、今担当課のほうでこの事業内容を想定していますのは、まずゼロ歳児から小学生までの養育している保護

者の方で産褥期であるとか、あとは病気等疾病により家事ができない、ご家族の方でもそれを支援することができないといった家庭に対しましてヘルパーを派遣しようと考えております。実際の時間数ですとか、それにつきましては1日当たり2時間を限度としまして、週5日で1か月ということで月に40時間、申込みから3か月間というところを想定しております。なぜ3か月間としたかといいますと、まず3か月の段階で、そこでもう一回見直しをさせていただいて、その家庭が本当に引き続きヘルパーが必要なかどうか、もし仮に別の要因があるのであれば別のサービスを提供したほうがいいのではないと、そういった見直しも含めて3か月間で一応切るという形を想定しております。115ページの委託料のところにつきましては、こちらは町内の社会福祉法人の事業所さんにヘルパーの派遣をしようと考えておまして、その分の委託料を計上させていただいております。令和4年度では3件ほどを見込んでおります。

続きまして、33ページの子ども・子育て支援交付金でございます。こちらにつきましては、この内容ということでございますが、まずは保育園の一時預かり事業、今現在めぐみのそので一時預かり事業を行っております。それに対する補助金ですとか、あとは地域子育て支援事業拠点ということで、駅のところにある嵐丸ひろばの運営費、また子育て援助活動支援事業ということでファミリーサポートセンター事業、あとは健康いきいき課の母子保健のほうでやっております利用者支援事業、家庭訪問事業、あと延長保育、主なところとして、あと学童保育事業。金額の高い主なところとしてはそのような事業を行っております。これに対して、国、県、町で3分の1ずつという形になっております。

続いて、115ページのこども医療費でございます。これにつきましては、委員さんおっしゃるように今年度の10月からこども医療費の支給対象を15歳から18歳までということに拡大させていただきました。その時も一度説明をさせていただいているのですが、ひとり親家庭の関係でございますが、このひとり親家庭の今回令和4年度に計上した分は、ひとり親家庭の親の分がここに入っていきます。今まで18歳に拡大するまでは子どもも含まれていたのですが、なので今年の10月からひとり親家庭の子どもの分につきましてはこども医療費のほうで見ると。あくまでもひとり親家庭のほうは親のみの支給という形になっております。

私からは以上になります。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 私のほうから1点だけ質問させてもらいますけれども、育児支援ヘルパーというのは非常に画期的というか、求められていることだと思えるのですけれども、ただ、実際どうでしょうか。3件想定しているということなのですからけれども、もう少し需要は私多いような気もするのですけれども、3件というのは実際に今そのフィールドというか、その中で大体想定されているということで理解していいのでしょうか。

○畠山美幸委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 お答えいたします。

昨年のこの議会だったのでしょうか、渋谷委員さんから育児ヘルパーという形でご質問いただきまして、そのときには過去に町でも障害者と一緒にヘルパーをやっていたが、当時実績がなかったので、ファミリーサポート事業というのもありましたのでやめましたという回答をさせていただいたかと思えます。その後、いろいろと母子保健担当の保育士ですとか、実際に現場に関わっている人間等々ともいろいろ話ししまして、確かに件数自体は多くないけれども、やはりこういったヘルパーがあったほうが安心して町としても支援できるし、親御さんも安心できるのではないかというケースが実際に出てきているというのが実情でございます。ただ、それも含めての3件ということになりますので、必ずしも多い数字ではありません。これはなぜかといいますと、先ほども言いましたけれども、やっぱり限られた財源でもありますので、支援を本当に必要な家庭にちゃんとヘルパーなりの支援を入れて支援をしていこうということが根底にありますので、このような見込みとさせていただきました。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

長島委員。

○長島邦夫委員 私からは2点なのですけれども、新規の事業についてお聞きいたします。

最初に、33ページの一番下段、児童虐待・DV対策総合支援事業費補助金ということなのですが、大変痛ましい事故が起きておりますが、これを新規でいただくことによって嵐山町についてはどのようなメリットがあるのか、非常に助かる部分もあるのか、そういう部分を説明していただきたいと思えます。

それと、あと一つは、117ページの地域子育て支援拠点運営事業なのですけれども、駐車場の借上料、駐車場が新たにできたという話を聞きます。台数的には、これは費

用は載っているのですが、どのくらいの面積で、また台数はどのくらいあるのか。あと、利用者がどういう人に限定されてしまうのか、それとも広範囲に利用可能なのか、そこらのところをお聞きしたいと思います。2点です。

○畠山美幸委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 お答えいたします。

まず、33ページの児童虐待・DV対策総合支援事業費補助金の関係でございます。こちらにつきましては、菅谷小学校の敷地内にあります子ども家庭支援センターb&gらんざんの、B&G財団からの助成金が今年度で終了となります。それに伴いまして、今までもこの虐待の補助金というのは創設があったわけなのですが、嵐山町としましては、B&Gから10分の10、100%補助いただいているということで、今までは歳入として見ておりませんでした。ただ、令和4年度からこのB&Gの補助金がなくなるということで、国の補助金を活用させていただいて、子ども家庭支援センターb&gらんざんの運営を図っていきたいというふうに考えております。メリットというわけではないのですが、これを活用することによってB&G財団からの助成金がなくなっても、それと同じだけのクオリティーを保って運営できて、様々なお子様、また家庭等を支援できればいいなというふうに考えております。

続いて、117ページの駐車場の関係でございますが、駐車場につきましては駅西の開発に伴いまして、今まで使っていた駐車場がなくなりましたので、新たに駅東側に土地を借りて駐車場とさせていただきます。台数的には16台置けることになっております。すみません、面積につきましてはこちらでは承知しておりません。基本的には嵐丸ひろばの駐車場という形、利用者の駐車場という形で表示させていただいておりますので、基本的に今のところは嵐丸ひろばの利用者様限定という形になっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 1点だけ再質問しますが、駐車場の関係なのですが、ほかの嵐丸ひろば利用者以外の方は使えないと、一応方針としてはそういうことだということでございますけれども、ある程度台数を割り振って、こっからここまでは嵐丸、ほかのところの利用者というものは、今までも駅西のところでもいろんな方が駐車していたので、そういうふうな考え方はないのでしょうか。ほかに駐車場があるわけではな

いので、どうでしょう。

○畠山美幸委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 お答えいたします。

使用者側の賃貸借で契約しているわけなのですが、その中でも嵐丸ひろば利用の駐車場以外の用途に用いてはならないというふうな賃貸借契約書の中にもうたっておりますので、現状はほかの事業で使うということは考えておりません。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

大野委員。

○大野敏行委員 100、101ページ、民生・児童委員協議会補助金351万円とあります。

全町で何人ぐらいの民生委員がいらっしゃって、その人数でしっかりと、お年寄りが増えていっております、独り暮らしも増えておりますけれども、その見回りといえますか、そこらは可能な人数なのでしょうか、それをお尋ねします。

○畠山美幸委員長 太田副課長。

○太田直人福祉課社会福祉担当副課長 それでは、私からお答えいたします。

民生委員・児童委員につきましては39名、中学校区、菅谷中学校区、玉ノ岡中学校区ごとに主任児童委員が1名ずつ2名、計41名でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 大野委員。

○大野敏行委員 児童委員のほうは特定なDVとか、そういったときには対処するとしても、そこらの知識のある人ではないとできないと思いますけれども、民生委員にしましては、特に嵐山町もアパートの多い地域があったりするのですけれども、その辺のところの対策というのはこの民生委員でできるような状況なのでしょうか、そういう予算なのでしょうか。

○畠山美幸委員長 太田副課長。

○太田直人福祉課社会福祉担当副課長 それでは、私からお答えします。

基本的には各行政区ごとに1名、区によっては2つの区で1名というような状況でございます。住民の方が多い地域に関しましては、例えば川島に関しましては行政区3つでございますが、4つのブロックに分けて4人の方が配置されております。あるいは志賀1区でございますが、志賀1区でございますと、北部と南部で1名ずつ等、

その地区によって配置される人数はそれぞれ異なってございます。ただ、世帯数がやはり行政区ごとで違いますので、おおむね200から250世帯ずつぐらいで1名を配置というのが国、県の基準でございます。そういった中で粛々と委嘱を受けている民生委員さんにおかれましては活動いただいているということでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 大野委員。

○大野敏行委員 県支出金が264万円ありまして、一般財源で91万4,000円ということなのですが、私はこの民生・児童委員の仕事はかなり多岐にわたっていて大変な仕事かなと見ているのです。少し一般財源を増やしてでも活動に見合ったような予算づけをさせてもらいたいなというところがあるのですが、その辺のお考えはあるでしょうか。

○畠山美幸委員長 太田副課長。

○太田直人福祉課社会福祉担当副課長 民生委員・児童委員につきましては、活動費がそれぞれ年間で支給されてございます。その中で、その費用をもっていろんな活動していただく部分もございまして、おっしゃるとおり担当課は福祉課なのですが、比較的協力事業として多いのが高齢者の部局であったり、あるいは社会福祉協議会さんの愛情弁当の配布であったり等、おっしゃるとおり多岐にわたってございます。特にコロナ禍におきましては、全国民児協の会長からも、まずは民生委員さんの健康を守って活動してくださいというような状況でございまして、ふだん回っている地区の方はおおむね高齢者の方が多いものですから、やはり健康といっても電話ではなかなか健康管理ができない。会ってお話をして、一定の距離を保ってお話をしてというような活動をしています。そういう中で担当課として、これで足りるのか足りないのかというのは難しい問題でございまして、費用があればあったにこしたことはないという認識は当然持っております。ただ、コロナ禍での活動の在り方も今後考えていく必要があるのではないかと、そういった部分も担当課としては考えてございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 114、115の学童保育の関係なのですが、169万9,000円ほど減っているわけですが、減って十分な運営ができるのか伺いたいと思います。

それから、新年度の待機がいるのかどうか伺いたと思います。

それから、その下のこども医療費なのですが、去年は18歳まで半年分が加わるにもかかわらず全体で減額になっていたと、その前の分と比較して。今回は逆に増えているわけなのですが、子どもさんの病気が今増えているということなのですか、医療機関にかかっているのが多いということなのですか。何か特別な病気が広まっているのかどうか、分かったら伺いたと思います。

それから、116、117の子ども家庭支援センターなのなのですが、なるほど先ほどの説明でこの減額分が分かったのですが、994万円ですから、これだけの減額になって、それでは運営できるのかなって心配したのですが、この指導員等への給料、報酬等は減額になるのですか。何を切り縮めて運営をやっているのか伺いたと思います。大きな減額の金額のようです。

それから、新年度の人数は何人くらいなっているのか伺いたと思います。

それから、118、119の保育園の関係なのなのですが、昨年嵐山町は入園通知が遅いので、もう少し早く出せないかということで質問したところ、努力しますと、こういう回答なのです。努力した結果、今回何月何日に出せたのか伺いたと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 4点について、内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、まず学童保育の件からお答えさせていただきます。

まず、学童保育の金額なのですが、昨年より減っているということなのですが、基本的には学童保育は今指定管理者ということもありまして、内容的には全く変わってなくやっております。ただ、昨年の当初予算のところの積算で、これも後から気づいたのですが、若干の積算の誤りがありまして、多く計上していた部分もあります。その関係もあって、結果的になのですが、今回の補正予算のところ、保育士等の処遇改善のところは今回補正せずに済んだというところではあるのですが、申し訳ありません、当初予算の計上の間違いで昨年が多かったというところがございます。内容的には変わっておりません。

次に、学童保育の待機の状態なのですが、来年度の各学童保育室の入室状況でございます。各それぞれの園で申し上げたいと思います。まず、ひまわりにつきましては68名、ひまわり第2につきましては50名、てんとう虫クラブが65名、子どもの森が39名

となっております。それぞれ、ひまわりのところで小学5年生で4名、ひまわり第2で小学5年生で2名、計6名が待機という形となっております。

続いて、こども医療費の関係でございます。こども医療費につきましては、10月から18歳まで増えたということで、医療費のほうが増えているのが現状です。あと、令和3年度の実績におきまして、15歳以下の通院が増えてきております。その関係でも増額となっております。さらには、令和4年度の10月から県内の現物支給が始まります。これは、今現在は比企管内は現物支給ということで、病院にかかったときには窓口で医療費をお支払いしなくてもよかったです。例えば埼玉医大ですとか、比企医師会外のところを受診したときは償還払いという形になっているのですが、来年の10月からは県内全域で現物支給が始まるということで、それをご利用も増えるのではないかと、そういう見込みを含めて令和4年度につきましては医療費を増額させていただいております。

続いて、子ども家庭支援センターの減額の件でございます。こちらにつきましては先ほど来申し上げておりますが、今まではB&G財団さんからの補助金によりまして様々なハード面を整備させていただきました。駐車場を整備したり、パソコンを買ったりとか、いろいろハード面をずっと整備させていただいております。令和4年度につきましては、ハード面につきましては大分整備をさせていただいたので、何とか人件費の部分だけで今までと同じに近い状態でやれるのではないかと、このところでの積算でございます。あと、子ども家庭支援センターの令和4年度の人数なのですが、10人になります。

続いて、保育所の入園通知でございますが、令和4年度の新規申込みにつきましては、10月8日から11月26日まで募集をさせていただきました。また、今現在保育園に入っている継続の利用者につきましては、12月3日までに継続の申請をというスケジュールで募集をかけさせていただきました。その後、令和4年1月21日に児童福祉審議会を開催させていただきました。入所の決定をさせていただきました。内定通知のほうは1月31日に発送させていただいております。昨年が2月2日だったので、若干早まったという形なのです。昨年度、川口委員さんのほうからご質問いただきました。こちらとしてもできるだけ早く出したいということで動いてはいるのですが、ただ実際にやってみますと、比企管内である程度足並みをそろえないと、嵐山町からほかの町村にお願いする分、また逆に嵐山町外から嵐山町にお願いする分

というやり取りも発生します。嵐山町だけ突出して早く申込みをやって早く決定を出すとなると、周りの町村の判定等にも、スケジュール等にも影響してきてしまう関係もありますので、現実問題としてこのスケジュールがもう最短かなというふうに感じております。

以上になります。

- 畠山美幸委員長 審議の途中ですけれども、休憩いたします。再開の時刻を4時にいたします。

休 憩 午後 3時50分

再 開 午後 4時00分

- 畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

再質問の前に皆様にお願いがございます。残り1時間であとまだ2課というか、もう一つ残っておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

再質問、川口委員、どうぞ。

- 川口浩史委員 115ページの学童の関係なのですが、6人が待機ということで答弁あったわけですけれども、この6人に対しては何らかの手だてを取るのでしょうか、それとも何も取らないで、家庭で育ててくださいということにしてしまうのか伺いたいと思います。

こども医療費の通院というのは、これは病気か、けがか、そこはわかりますか。そこを確認です。

119ページの保育園の入園の関係なのですが、なるほど今の答弁聞いて、なかなか難しさというのも分かってきました。そうすると、比企郡でどう進めていくかということをお話し合っていくしかないと思うのです。ぜひその話合いができるか、これは関係の課長でいいのですか。保護者の要望があるから、もう少し早めに通知を出しているのではないかと関係者の会議を開いていただきたいと思うのですけれども、これいかがでしょうか。そこを伺いたいと思います。

- 畠山美幸委員長 3点につきまして答弁求めます。

内田副課長。

- 内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、学童保育のことにつきまして答えさせていただきます。

6人の待機児童ということで令和3年度も8名、小学5年生に待機が出てしまいました。待機児童につきましては、現段階ですと学童保育につきましては定員がもういっぱい、実はこの令和4年度も新1年生で35名の新規の申込みがございました。当初5年生だけではなくて小学4年生15人いるのですが、それさえも待機になってしまうのではないかとという状況もありまして、町のほうでも調整会議等を開いて何とか空き教室なり、様々な受入れというところを検討して進めてまいりました。最終的には指定管理者と、あと現場のご努力によって運用で何とか4年生までは受け入れることができたというのが実情でございます。小学5年生、6年生等につきましても、今後も待機児童が出るのも可能性としてはあるかなと思います。ただ、学童保育事業で今の現状で受け入れるというのは物理的にも大変厳しい状況なのかなと思っております。今後はそれ以外の放課後子ども教室であるとか、また別の形で待機児童受入れ策というのを教育委員会等も含めて関係機関と協議を重ねて、令和5年度の入所のときには何とか待機児童が出ないような努力をしてまいりたいと思っております。

続いて、こども医療費の通院の増額の内容なのですが、大変申し訳ありません、病気が、けがかというところまでは、こちらでは把握しておりません。

私からは以上になります。

○畠山美幸委員長 前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 私のほうは、最後の保育園の入園の通知を早めにとということでお答えさせていただきます。

川口委員さんのおっしゃるとおり、早く入所の判定が分かって安心して仕事を始められたいというようなことは重々理解はしてございます。今副課長から話がありましたとおり、近隣の町村の状況ですとか、そういったものを含めていくと、なかなか早くできないというのが実際ですが、新規入所だけでももうちょっと早くできないかなというところと、あと待機児童がなくなってきていますので、早めに入所判定ができるような可能性もあるのではないかとというような気もしております。ですので、できるだけ新規入所については早められるような形で今後検討したいと思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員 1点。41ページ、この一番下にあります多子世帯保育料軽減事業費補

助金です。この歳入概要には多子世帯の第3子以降の児童の保育を助成するという
ことで2分の1、これは嵐山町にいる第3子の該当する子どもたちには全て行き渡ると。
いわゆる90万円ですから、そういう捉え方でいいのでしょうか。それとも町へ県の支
出金としてこれだけだよというような形で90万円のような予算になっているのでしょ
うか、その点お尋ねいたします。

○畠山美幸委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 お答えさせていただきます。

まず、この多子世帯保育料軽減事業費補助金でございますが、こちらにつきましては
は、令和4年度の予算書につきましては、こういった形で項目を設けさせていただ
いたのですが、今までもこの事業は県の事業としてずっと続いていた事業であります。
ただ、これにつきましては、今まではその上にあります特別保育事業費補助金の中に
含んで予算計上しておりました。というのもこれは県費、県単独の事業でありまして、
県の予算がつかないと実施できない事業ということもありまして、当初予算ではこの
ように計上し、決算につきましてはこういった枠を設けて決算報告をさせていただ
いたところでございます。

この事業には、第3子のお子様については保育料無料というところで、国の基準で
すと未就学児での算定で第3子という形になります。例えば小学校1年生にお兄ちゃん
がいて、保育園の年長さんにもう一人いて、最後その下にさらに子どもがいた場合
というのは、実際にお子様は3人いらっしゃるのですけれども、小学生の子が1人い
ますので、そうすると、3人目のお子様は国の基準では第3子に当たらないのです。
埼玉県の場合でそれもなくして、埼玉県では18歳未満をカウントしようよという形で
このような補助金が出ております。その場合には小学校にお兄ちゃんがいても1人と
してカウントして、第3子が無償化、無料になるということで、これによって無料に
なる児童が増えているという形になります。実績としましては、今年度でもう12人該
当になっておりまして、その多子世帯のところはシステムで抽出できますので、そう
いったお子様は全部補助対象として軽減している状態であります。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 質疑がないようですので、福祉課に関する部分の質疑を終結いたし

ます。

ここで休憩いたします。入替えのみです。

休 憩 午後 4時07分

再 開 午後 4時09分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、本日最後の審査は健康いきいき課に関する部分の質疑を行います。

それでは、どうぞ。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 不妊治療のことなのですが、43ページに不妊治療費補助金として20万円、そして支出のほうは129ページで、不妊治療助成金が50万円となっています。本年度から不妊治療については保険適用に取り組むということになっていますが、この不妊治療助成金は個人負担分の補助になるのか、そのほかのものになるのか伺いたいと思います。

次に、124ページですけれども、母子予防接種事業とがん検診と一緒に含まれていますので伺います。子宮頸がんワクチンのHPVワクチンの積極的勧奨が再開されるわけですけれども、そして接種にかかる費用も当然計上されているわけですけれども、対象人数と、それから接種率をどのように見込んでいるのか伺います。

次に、HPVワクチンの積極的勧奨の再開に当たっては、ワクチンのリスクについての情報提供が不可欠だと思うのですが、どのように考えているのか伺います。

3番目です。嵐山町の子宮がん検診の過去3年間の受診率と、今後のHPVワクチンの積極的勧奨の再開に合わせて啓発はどのように考えていくのか伺いたいと思います。2点です。

○畠山美幸委員長 根岸副課長。

○根岸隆行健康いきいき課保健担当副課長 それでは、お答えします。

まず、不妊治療についてですが、こちらに関しては保険診療として実施した治療にかかる自己負担分に対する助成と考えております。そもそも県が助成する初回助成分に係る上乘せ分という考え方でございますので、もし県の助成の部分だけで賄えれば町への申請は少なくなるということも考えられると思います。

続きまして、子宮頸がん、HPVワクチンの関係でございます。こちらに関しては、

対象人数は小学校6年生から高校1年生が対象になりますので、女子約300人掛ける30%を当町としては見込んでおります。300人掛ける30%で90人という形で当初は積算させていただきました。

なお、この中には平成9年度から17年度に生まれた女性、積極的勧奨が中止になっていたときに接種機会に恵まれなかった女性たちが約800人いらっしゃるのですが、この部分は今回の積算の中には入っておりませんので、この部分については補正予算で対応したいと考えております。

それから、積極的勧奨の再開に当たって、ワクチンのリスク等についての情報提供が必要だというご質問でございます。積極的な勧奨を再開するに当たっては、HPVワクチンもほかのワクチンと同様にリスクがもちろんゼロではない、当たり前だと思います。これに関しても先ほど渋谷委員さんのほうから頂きました資料の中に、高校生のおきにHPVワクチンを接種されて、今もお副反応に苦しんでいらっしゃる望月瑠菜さんですか、彼女の会見の動画を拝見させていただきました。涙ながらに訴える姿が印象的でした。やはりリスクについては、これを見たときにきちんと町としても伝えていかなければならないというふうには感じております。

次に、子宮頸がん検診の過去3年間の受診率ということでございますが、こちらに関しては平成30年度が19%、令和元年度が17.1%、令和2年度につきましては9.5%となっております。この令和2年度が低くなっているのは、コロナの関係で集団接種を中止したためと考えられます。

それから、ワクチンの積極的勧奨の再開に合わせた啓発ということでございますが、こちらに関しては標準的な例を挙げますと、令和4年度には、新年度に13歳になる女子、プラス最後の年の16歳になる女子にまずは通知の案内をあげようかなと思っております。プラス、キャッチアップ分の800名についても具体的にはまだ定まっておらないのですが、こちらについても順次勧奨というか、案内を差し上げたいと思っています。プラス、キャッチアップ分の中で二十歳以上の女性に関しては、子宮頸がん検診の案内も併せて通知を差し上げたいなというふうに思っています。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 まず不妊治療の助成金なのですが、としますと、これはどのくらいになるか、件数的には全く分からないということになりますか。それが1点。

それともう一つ、子宮頸がんワクチンのHPVワクチンなのですが、これは今まで
は積極的勧奨でも必ず町に来て、そして話を聞いて、それから問診票を渡すというふ
うな形を取っていましたが、それはそのように行っていくのかどうか、これが
一番肝心だと思いますので、そこのところを伺います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

根岸副課長。

○根岸隆行健康いきいき課保健担当副課長 それでは、お答えいたします。

まず、不妊治療の件数についてですが、こちらに関しては先ほど少し申し上げたよ
うに、恐らく保険診療分を除いた自己負担分の助成になってくると思いますので、若
干少なくなるのかなというふうには予想しております。

続きまして、HPVワクチンの勧奨の際の予診票を同封するかどうかというご質問
ですが、こちらに関しては現段階ではまだ予診票を入れ込むかどうかというところを
今検討中でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 私、予診票を入れるかどうかというのは大きな問題かなと思っ
て、そしてリスクについてお知らせするのは、どういう形でお知らせするか伺いた
いと思います。

○畠山美幸委員長 根岸副課長。

○根岸隆行健康いきいき課保健担当副課長 それでは、お答えします。

このワクチンのリスクについてということなのですが、まだ具体的には決定して
おらないのですが、一つは国のほうでまた新たにパンフレット、リーフレットを改定
して新しいものを作っていますので、それを活用させていただく。ただ、今現在では
その部分については確定しているのですが、それ以外については今検討中ございま
す。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 123ページになると思います。健康づくり事業ということで、トレ
ニングルームの関係をお尋ねさせていただくのですが、こちらにつきましては
開館日とか人数制限とか、いろいろな工夫がなされて実施をしているのかなというふ

うに思っていますけれども、予算についてどのくらいの日数とか、そういった関係で少し減額になっているのかな。8万4,000円ぐらいの減額ですか、になっていますけれども、日数の関係なんかもあるのだと思うのですけれども、もうちょっと内容をお尋ねさせていただきます。

それから、次のページの125になりますけれども、高齢者予防接種事業の委託の関係なのですが、1,354万7,000円ほどですけれども、こちらはこれから秋になってきてあれでしょうか、インフルエンザの関係でワクチン等はちょっと違うのかなと思って質問をさせていただいていますけれども、内容をお願いいたします。2点で結構です。お願いいたします。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

根岸副課長。

○根岸隆行健康いきいき課保健担当副課長 それでは、お答えいたします。

トレーニングルームの日数等についてですが、週6日です。火曜日が休館という形になっておりますので、週6日を想定しております。

それから、高齢者のインフルエンザですか、高齢者の予防接種の委託料に係る部分なのですが、こちらに関しては高齢者のインフルエンザ予防接種及び高齢者の肺炎球菌の個別接種の部分を見込んでおります。

以上です。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 トレーニングルームの件なのですけれども、週6日ということですが、コロナでこのところ人数制限をしたり休んだり、いろいろあったと思っていますけれども、この予算でいきますと、令和4年度はちゃんと6日間を実施して、人数制限等はどうか考えているのでしょうか。

それから、次の高齢者の予防接種ですけれども、インフルエンザの関係は前年度までは1,500円というような形だったと思うのですけれども、4月からの予算に関しては500円の引下げで1,000円というふうなことになっていると思うのですが、何人を対象にして1,354万7,000円の委託料を計上したのでしょうか。それと、インフルエンザの件は何人、それから肺炎球菌の関係は何人でしょうか。

○畠山美幸委員長 根岸副課長。

○根岸隆行健康いきいき課保健担当副課長 それでは、お答えします。

まず、トレーニングルームの人数制限の関係でございますが、こちらに関しては今のようなコロナの感染者数が続けば、人数制限に関しては継続をせざるを得ないというふうには考えております。

それから、高齢者の予防接種の、まずインフルエンザの人数ですが、こちらに関しては2,450人を見込んでおります。それから、肺炎球菌に関しましては200人を見込んでおります。

以上です。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 1点、トレーニングルームの関係なのですけれども、現状のオミクロンの関係が続けばということで人数制限もあるかもしれないというような答弁だったと思うのですけれども、もし令和4年度からはコロナも収束して大丈夫ですよというようなことになると、大体1日何人ぐらいあそこは出入りして、トレーニングで健康維持を図っているのでしょうか、どう予定しておりますか。

○畠山美幸委員長 根岸副課長。

○根岸隆行健康いきいき課保健担当副課長 それでは、お答えします。

今の人数制限を設けた中では1日平均25人ぐらいの利用がございます。人数制限を解除して通常どおりの利用に戻した場合はこの倍の約50人を想定しております。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 123ページの一番上の関係で聞きたいのですけれども、在宅当番医制事業運営費負担金、これが新年度、嵐山町は幹事になるというものでしょうか。嵐山町民の利用はどのぐらいあるのか伺いたと思います。

それから、その上の寝たきり歯科負担金、この利用と、その前のページに病院群輪番制病院運営費負担金があるわけですが、これはどういうもので、町民の利用というのはあるのかどうか、もし分かりましたら伺いたと思います。

それから、125ページの先ほどの高齢者予防接種事業なのですが、1,500円から今度1,000円にするということで、この負担軽減をしようとしたのはどういういきさつからしたのか伺いたと思います。人数が思うように進んでいないということからなのか伺いたと思います。

そして、今コロナであまりインフルエンザは流行していないかなと思うのですけれども、嵐山町としては受けてもらいたいのだという姿勢がうかがえるのです、減額してでも。その辺の考えも含めて伺いたいと思います。

それから、次の127ページ下のほうにある妊産婦の外出支援タクシー、減額になっているのですけれども、これは子どもさんの出産数に比例して利用が少なくなっているということで減額になっているのか伺いたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

内田副課長。

○内田富恵健康いきいき課健康管理担当副課長 それでは、お答えいたします。

私からは在宅当番医の利用者の人数ということで、町民の人数ということでの関係なのですけれども、こちらにつきましては比企郡の人数のほうは分かるのですけれども、町民の人数というのは分からない状況になります。

それと、病院群輪番制につきましてどのようなというご質問だったと思います。こちらにつきましては、休日、夜間の2次救急医療の確保ということで7医療機関、医療機関といいますか、病院なのですけれども、東松山医師会病院、成恵会、小川日赤など7病院です。比企管内のそちらの7病院のほうで、こちらの病院群輪番制という形で2次救急医療ということで行っております。こちらは比企のほうで、人口割で80%、均等割で20%ということで計算をしましてお支払いをしているということになります。

あと、寝たきり歯科につきましてなのですけれども、こちらにつきまして申し訳ございません、人数のほうは今日は持っていないのですけれども、こちらのほうも比企のほうで負担しておりまして、人口割で40%、実績割で40%、均等割で20%という割合で、比企管内で負担金のほうをお支払いしているという状況になります。

私からは以上です。

○畠山美幸委員長 根岸副課長。

○根岸隆行健康いきいき課保健担当副課長 それでは、高齢者のインフルエンザ事業についてお答えいたします。

こちらに関しては、昨年度は県の緊急の助成事業、助成がありまして、高齢者インフルエンザに関しては無料で受けることができました。その流れもあって、今年度に

関しては「今年は無料ではないの」とか「えっ、1,500円かかるの」とかという高齢者の方々の声をかなり聞きました。それを受けて、コロナ禍でもあり、少しでも高齢者の方の負担を軽減するという意味で1,000円という形にさせていただきました。

それから、引き続きまして、妊産婦の支援タクシーに関してですが、こちらに関しては、委員さんご指摘のとおり、やはり妊産婦の人数もどんどん減っております。それから、以前もちょっとお話しさせていただいたのですが、地域性もあって、この嵐山町ではタクシーを利用するという方が非常に少ないのです。そういったこともあって減額とさせていただいたのですが、ただどうしても必要な方も中にはいらっしゃるかと、緊急のときにどうしても必要な方もいらっしゃるかと。そういった意味では、この事業については残したいというふうに考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 在宅当番医制度など、それぞれ必要な事業だというふうには認識しているのですけれども、これは先ほど休日とか年末年始、そういうのが対象ですよ。今いろんな医療機関が土日もやっていることが多いのではないかなと思って、この必要性がどこまであるのだろうかという、そういう疑問から質問したのですが、なかなか実情は分かりにくいということなのではないでしょうか。嵐山町民の利用というのがあまりないのだよとか、いやいや、何うんとありますよとかいうのが分かればよかったのですが、分からないわけですよ。では、それはしょうがないです。ちなみに比企では何人ぐらい利用しているのか、もし分かったら伺いたいと思います。

予防接種の関係なのですが、なるほど、ちょっと聞いていて、そうなのですよ。これ無料で、すごい勢いでみんな打って、去年も決算で話したのか、私が申し込んだときには町内にはなくて、小川町のある医療機関だったらあるよと言われたので、すぐそこに私も電話したら、もうそこもないというので結局、令和3年、2年だったかな、打ち損ねてしまったのだけれども。幸いそんな流行にならなかったからよかったのですけれども、流行云々に関係なく高齢者への健康の気遣いということで、こうしたものをやったということによろしいのでしょうか。もし何かありましたら伺いたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 私の方からは在宅当番医についてお話しさせていただきます。

川口委員さんがおっしゃるように、日曜日にやっている医療機関というのもありますので、祝日、年末年始、こちらは基本的に病院が全て休みになっております。その日に具合が悪くなったらどこも行くところがないので、比企管内で在宅当番医制ということで比企医師会のほうにお願いし、祝日、年末年始に病院を開けていただいている形になります。年間で20日間でございます。年末と年始と祝日で20日間。まだ令和3年度の合計は出ておりませんが、令和2年度、比企管内で683名の方が利用しております。20で割ると1日当たり34.2人利用している形になります。先ほど副課長のほうから話がありましたが、各市町村の負担金でございますが、全て人数割となっておりますので、多い町民がいるところには多く、少ないところには少なくということで、この683人、利用者は何人か分かりませんが、比企郡市の中の全体の嵐山町の割合ぐらい使っているかなというふうに思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員 町長の施政方針にも疾病の早期発見だったり、生活習慣病の予防のための相談だったり、生き生きと生活が送れるように支援していくと施政方針にありました。これを支える施策、予算としては恐らく122ページ、123ページにあるところの保健推進員の事業であったり、その次にある健康づくり事業のようなもので賄っていくのかなというように思われます。ただ、コロナがかなり長期化していて、ここにも書いてあるような心身の健康づくり、これは先ほども質問に出していましたけれども、そこまで行ける方は健康状態は非常にいいわけです。コロナ禍が長くなってくると非常に精神的に参ってきているような、そういった相談のようなものは、この予算の中に含まれているのか。それとも予算以外にある程度健康いきいき課の中で関わる事業として保健推進員の活用というようなことがあったりするのかなどうか、その辺についてお尋ねしておきたいのですけれども。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

根岸副課長。

○根岸隆行健康いきいき課保健担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

保健推進員のお仕事はコロナ禍でなければ、通常は町のがん検診とか人間ドックだとか、そういったものの周知、案内、勧奨という形で各地区を回っていただくという形が主なお仕事になるのかなと思うのですが、今年度に関してはコロナ禍で昨年度に引き続きそういった直接訪問していただくようなお仕事をお願いすることができなかったのですが、例えばコロナ禍でどうしても町の健康相談だとか、そういったものに自分で自ら来られる方はいいとして、来られない方にも例えば保健推進員さんのほうから訪問して、がん検診、人間ドックの周知と一緒に何かコロナ禍ということも含めて相談することとか、困っていることとかを相談というか、吸い上げていただいて町のほうと連携しながら、そういった形の相談等もできればいいなというふうには考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 この後、長寿生きがい課のフレイル関係はありますけれども、一般人、健康いきいき課が対応できる場所というのは長期化で相当精神的に弱っている、あまりいい言葉ではないかもしれないけれども、そういった人たちはこの新予算の中では見当たらないものだから。そういう視点というのはある程度どこかで相談に来てくださいよと相談コーナーをつくるとか何らかの形で、精神的に非常に弱い人たちはいます。もう一切外へ出られないというような人もいますよ、ある程度の年齢の人でもですよ。そういったところをやっぱり救い上げて、町として寄り添っていくような対応が求められるのかなと思いますので、これは意見になりますから。どこかの中で、コロナ禍で間に合わなければぜひ盛り込んでいくような考え方を持っていただきたいと思います。これで私は結構です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 質疑がないようですので、健康いきいき課に関する部分の質疑を結びたいします。

本日はもうお時間になりましたので、あした引き続き。

◎散会の宣告

○畠山美幸委員長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。
ご苦労さまでした。

(午後 4時43分)

予算特別委員会

3月8日（火）午前9時30分開議

議題1 「議案第11号 令和4年度嵐山町一般会計予算議定について」の審査について

○出席委員（11名）

1番	小林	智	委員	2番	山田	良秋	委員
3番	狩守	勝義	委員	4番	藤野	和美	委員
5番	大野	敏行	委員	6番	長島	邦夫	委員
7番	青柳	賢治	委員	8番	川口	浩史	委員
9番	松本	美子	委員	10番	渋谷	登美子	委員
11番	畠山	美幸	委員				

○欠席委員（なし）

○委員外議員

森 一人 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局	長	菅原	浩行
書記		安在	洋子

○説明のための出席者

佐久間	孝光	町	長
高橋	兼次	副町	長
青木	務	参事兼総務課	長
金子	守	総務課財政契約担当	副課長
馬橋	透	地域支援課	長
近藤	久代	長寿生きがい課	長
菅原	広子	長寿生きがい課長寿生きがい担当	副課長
簾藤	久史	長寿生きがい課包括支援担当	副課長
藤原	実	環境課	長
千野	政昭	環境課環境担当	副課長
福嶋	啓太	技	監
杉田	哲男	農政課	長

中	村	寧	農政課農業振興担当副課長
藤	永	政 昭	企業支援課長
大	島	行 代	企業支援課商工・観光担当副課長
小	輪	瀬 一 哉	企業支援課企業誘致推進室長
伊	藤	恵 一 郎	まちづくり整備課長
久	保	雄 一	まちづくり整備課道路担当副課長
安	在	知 大	まちづくり整備課都市計画担当副課長
清	水	延 昭	上下水道課長
奥	田	定 男	教 育 長
清	水	聡 行	教育委員会事務局生涯学習担当次長
川	上	力	教育委員会事務局人権文化財担当次長
金	子	美 都	教育委員会事務局教育総務担当次長
山	岸	堅 護	教育委員会事務局教育総務担当次長
溝	上	智 恵 子	教育委員会事務局教育総務担当指導主事
不	破	克 人	教育委員会事務局教育総務担当指導主事
平		博 之	教育委員会事務局学校給食センター所長
田	中	恵 子	教育委員会事務局嵐山幼稚園長
岡	本	均	教育委員会事務局知識の森嵐山町立図書館長
吉	川	壮 司	教育委員会事務局知識の森嵐山町立図書館 主席主査
杉	田	哲 男	農業委員会事務局長農政課長兼務
内	田	雅 幸	農業委員会事務局主席主査

◎開議の宣告

○畠山美幸委員長 皆さんおはようございます。

本日の会議を始める前に委員の皆様にご改めて申し上げます。質疑は簡明にするとともに、自己の意見は控えていただき、能率的な委員会運営にご協力いただきますようお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は全員であります。よって、予算特別委員会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎諸般の報告

○畠山美幸委員長 ここで報告をいたします。

本日の委員会は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎発言の訂正

○畠山美幸委員長 ここで、馬橋地域支援課長より3月7日の審査における地域支援課に関する部分の長島邦夫委員に対する答弁について、訂正の申出がありましたので、これを許可いたします。

馬橋地域支援課長、よろしく申し上げます。

○馬橋 透地域支援課長 皆様おはようございます。貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

昨日長島委員より77ページ中段の比企市町村推進協議会負担金の関係についてご質問いただきました。その中の答弁で、滑川町の負担金について「20万円」とお答えいたしました。正しくは「50万円」ということでしたので、訂正させていただきます。その他地区の各10万円は変更ありません。申し訳ございませんでした。

以上です。

○畠山美幸委員長 ご苦労さまでした。

◎議案第11号の質疑

○畠山美幸委員長 議案第11号 令和4年度嵐山町一般会計予算議定についての件を議題といたします。

既に健康いきいき課に関する部分までの質疑が終了いたしております。本日は、長寿生きがい課に関する部分の質疑から行います。

それでは、質疑をどうぞ。

狛守委員。

○狛守勝義委員 私からは2点ほど質問させていただきたいと思います。

予算書の106、107ページ、老人クラブ助成事業、これ15万5,000円ほど減額になっています。想像するところによると、地区の中で解散したところがあるのかなというふうに思いますが、その老人クラブの実情、現状というのはどういう状態なのか。そしてまた、今コロナ禍で老人の方がなかなか外に出られないという状況が続いていると思うのです。そうした場合に、こういう形で減額しているという状況がそれにどういうふうに状況的には影響しているのか、その辺をお話させていただきたいと思います。

もう一点は高齢者就業促進事業、これはシルバー人材センターの補助金ということですが、これも大分減額されていると。そういう状況で今シルバー人材センターのほうではどういう状況であるのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 それでは、答弁を求めます。

菅原副課長。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、お答えいたします。

106、107ページの老人クラブにつきまして、減額についてお答えさせていただきます。老人クラブの減額につきましては、令和3年度、今年度までは17クラブありました。ですが、2クラブ減りまして、令和4年度からは15クラブということになりましたので、減額になっております。コロナの関係で減額なのかというのではなくて、クラブ自体が2クラブ減りましたので、減額ということです。コロナで活動が確かにできていない状態なのですけれども、できる範囲の、例えば子供の見守りですとか、あと道路の清掃とか、そういうできることをやっていただいておりますので、特に減額はしておりません。

それから、シルバー人材センターについての減額なのですけれども、こちらについ

ては500万円ほどの減額なのですけれども、令和3年度につきましては浄化槽入替えの工事がありましたので、その分が減額になっているのと、あと国のほうで定めているシルバー人材センターに対する補助金なのですけれども、国のほうで定めている、補助対象になるシルバー人材センターの費用なのですけれども、2,200万ぐらいあるのですけれども、そのうちの半分の1,100万円ぐらいが国のほうから補助をいただくことになっておりまして、その残りの1,139万6,000円ほどが町からの補助ということになりまして、減額となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 106、107ページの地域包括支援センター、昨年よりは若干、今年は38万円ほど増えているということでその理由と、全体的なこの運営というか、活動状況をお話ししていただきたいと思います。

それから、108、109の高齢者外出支援タクシー、これが少し変わるというようなお話でした。その内容を伺いたいと思います。

それから、110、111の一番上の介護保険利用料助成事業なのですが、これが減っているわけです。対象者が限られていますから、その対象者が、入所等の利用が減っているということでこれが減っているのか伺いたいと思います。

それと、106、107で介護保険利用者負担助成事業というのがありますけれども、これはこの介護保険利用料助成事業と関係があるのか、そこを伺いたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。4点について。

簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 では、1点目の106ページ、107ページの地域包括支援センター事業の増額についてご説明させていただきます。

大きい点で107ページの一番下の負担金補助及び交付金が増えたものが大きい理由でございます。こちらにつきましては、今現在地域包括支援センターに所属しておりますケアマネジャーの更新の研修がございます。それプラス、もし新たに人事異動で配属されましたら、ケアマネの資格を取っていただくための試験と研修費用、それを新たに計上させていただきましたので、その分の費用が増えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 菅原副課長。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、108、109ページのタクシー外出支援利用についてお答えさせていただきます。

制度につきましては、令和3年の4月からタクシーの利用については変更になったのですけれども、令和4年度については引き続き今の制度を続けていく予定で計上させていただきます。

それから、110、111ページの利用料助成につきましては、対象者につきましては令和3年度の実績が大体280人ぐらいでしたので、令和4年度については300人ぐらいを予定しておりまして、今年度の実績が大体400万ぐらい、まだちょっとはつきりしていないのですけれども、大体400万円ぐらいだったので、少し多めに予算を取らせていただきました。

106、107ページの介護保険利用者負担助成と関係あるのかということで、これは関係ございません。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 地域包括支援センターの活動状況もお聞かせいただきたいと思うのですけれども、総合的に見ていくわけですね。その中で、例えば困っているというか、寝具洗濯乾燥サービス、今回は科目設定でしかないわけですね。去年は2万2,000円取っていて。これは多分実績からこういう減額したのだと思うのですけれども、きちんと見ていけているのか、そこを確認したいので、お聞かせいただきたいと思います。

あとは、外出タクシーの関係なのですが、なるほど、制度的には変わらないと。それで、増額になっているということは利用者が多いと。単純に増えたから金額が増えたということでしょうか。全体的な、これ一般質問でも出ていました、一般質問だったかな、中心部が多くて周辺は少ないという。これは徐々に改善に、解決というかな、向かっているというふうに見てよろしいのか伺いたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 答弁漏れ大変失礼いたしました。地域包括支援センターの活動状況ですが、今非常に相談が増えておりまして、この場に数

字は持ってきていないのですが、実感としては認知症の方の相談が非常に増えているように感じています。それプラス、深く関わっていく必要がある方、解決まで時間がかかる方のケースが増えてきているように実感しております。いろんな状況、手を使いながら、よりいい方向に解決に向かうように努力はしているのですが、難しい面もございまして、ただ100点はなかなか難しいと思うのですけれども、より100点に近いような状況で、高齢者の方ご自身も、ご家族の方も相談しながら、ご満足いただけるような方向で、解決するような方向で努力しております。

以上です。

○畠山美幸委員長 菅原副課長。

○菅原広子長寿生きがい課長 寿生きがい担当副課長 それでは、私のほうからは寝具洗濯乾燥消毒サービス事業につきましてお答えさせていただきます。

こちらの減額につきましては、これは大分前からやっている事業なのですけれども、平成25年を最後に、今まで8年間ぐらいつと利用がございませんでした。これはなぜ利用がなかったかということ、介護サービスが大分充実しまして、総合事業も始まりまして、利用する方がなくなったということです。ですので、もし利用がある場合は、どこからか予算を計上して支出させていただきたいと考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 近藤課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 それでは、私のほうからは外出支援タクシーについてお答えいたします。

まず、増額の理由なのですけれども、委員さんご指摘のとおり、500円の券になって使い勝手がよくなったということで、利用者が増えたということで増額になっております。

また、地域によつての状況がどのくらい改善されたのかということなののですけれども、まず申請率なののですけれども、高齢者に対する申請者数の割合が中部地域、市街地域は、今年度は18.9%、前年度が17.7%ですので、増加になっております。また、南部地域は10.9%から12.2%の増、それから北部地域は6.4%から6.9%の増ということで、全体的に各地域で申請者が増えているという状況でございます。

また、1人当たりの利用枚数なののですけれども、今年度、11月末現在なののですけれども、中部地域、市街地域と、それから北部地域は13枚、南部地域が11枚という状況

になっておりまして、地域の差というのは少しずつ改善してきているのかなと考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 それでは、質疑させていただきます。

105ページでございますけれども、やすらぎの管理事業なのですけれども、まずやすらぎの管理の委託料の関係ですけれども、こちらの委託料はどこへ委託する予定でございますか。

それから、ただいまタクシー券の関係等が109ページで出ておりましたけれども、3年度につきましては、年が66歳だったと思うのですけれども、4年度からは67歳から支給ということのようですけれども、そうしますと66と67歳だと何人ぐらいの変更というか、人数等が減りますか。それに新しく4年度からは1人当たりの枚数です。それに、その下ですけれども、自主返納の関係が出てきていますけれども、こちらにつきましては何人を予定されて予算を組んでいるのかお尋ねします。

以上です。

○畠山美幸委員長 3点について。

菅原副課長。

○菅原広子議長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 お答えいたします。

105ページのやすらぎの管理委託料なのですけれども、どこに委託をしますかということなのですけれども、まだ確定ではないのですけれども、今委託契約をしているシルバー人材センターと委託契約の予定です。

それから、109ページの高齢者外出支援タクシーの関係なのですけれども、今年度は67歳からということなのですけれども、66歳の方が来年67歳になるわけなのですけれども、今現在66歳の方で申請している方は1名ですので、その方がそのまま67歳になって申請されるかどうか分かりませんが、申請することになると思います。

それから、1人当たりの枚数なのですけれども、67歳から69歳の方は一月2枚で最大24枚、70歳から74歳の方は月に3枚で最大36枚、75歳以上の方は月4枚で最大48枚という枚数を交付の予定です。

それから、自主返納につきましては、大体なのですけれども、70人ぐらいを予定し

ております。

以上です。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 そうしますと、やすらぎの関係なのですけれども、ずっとシルバーさんをお願いをしていたようのですけれども、1日平均何名ぐらいで委託のほうをお願いする予定の予算なのでしょうか。

それから、ただいまのタクシーの関係ですけれども、1人につき幾枚という枚数については、3年度並みと同じということの考え方でよろしいですか。

それから、自主返納のタクシーですけれども、こちらについては、ただいま70人だったかな、と思ったのですけれども、70人で1人何枚でしょうか。

以上です。

○畠山美幸委員長 菅原副課長。

○菅原広子議長 寿生きがい課長 寿生きがい担当副課長 お答えいたします。

やすらぎで働いているシルバーの方なのですけれども、1日当たり4人でやっていたいております。

それから、外出支援タクシーの1人当たりの枚数につきましては、前年度と同じでございます。

自主返納につきましては、タクシー券につきましては、1人15枚を交付しております。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

長島委員。

○長島邦夫委員 今質問されているところとダブると思うのですが、内容がちょっと違うものですから、お聞きをします。

106、107の老人クラブの助成なのですけれども、単会数が少なくなって、老人クラブの連合会に補助をするのだけれども、各単会のクラブ数が減っていることによって減額になっていますよということなのですけれども、これからお聞きするのですけれども、要するになかなか運営が難しく、代表者の成り手がないとか、そのような関係で消滅してしまっている関係が多いと聞くのですけれども、そうすると個々の老人の方に支援というものが連合会がなくなることによってなくなってしまうというふう

なことになってしまうのかなと思うのですけれども、そこら辺のフォローは何か違う部分でやっていらっしゃるのかどうか、まずお聞きします。

それと、もう一点は今もまた質問がありました。自主返納の関係なのですから、町でもいろいろ広報なさっているというのも分かっているのですが、やはり見る、聞く、または自分でどこかで調べるとか、人伝えに聞くとか、いろんな方法があるかなというふうに思うのですけれども、知らない人も実際多いのです。今まで車乗っていた人ですから、返納したことによってそういう支援の制度があるというのを知らないわけなのですが、そこら辺の広報はどのように。ただ広報紙で広報しているだけなのか。例えばこの中にも町の中の高齢者に携わる方がいろいろいらっしゃいますけれども、民生委員さんであるとか、ほかにもそういう方にぜひ町民の方にこういう制度があるのだけれどもと、そういう広報についてどんなふうにやっていらっしゃるのかお聞きをしたいと思いますが。2点で。

○畠山美幸委員長 2点について。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 それでは、私から老人クラブについてお答えさせていただきます。

老人クラブ、確かに減ってきております。連合会に補助金を各クラブの数ずつ出しているわけなのですけれども、またその連合会から各クラブのほうにも一定の額が分配されておりますので、全体的な連合会への補助金が減ったことによって各クラブへの補助金が減ることではないので、それ以外に何か特別町のほうですということとは考えておりません。

以上です。

○畠山美幸委員長 菅原副課長。

○菅原広子長寿生きがい課長 長寿生きがい担当副課長 それでは、自主返納の広報についてお答えさせていただきます。

広報につきましては、3月号と4月号に掲載いたしますので、年に2回広報は掲載させていただいております。

それから、民生委員の協議会のほうが月に1回ありますので、年に1回だけなのですけれども、民生委員会のときにお知らせをさせていただいているのと、あと、警察のほうでも自主返納の事業をやっているというのを伝えてありますので、警察で返納

したときには、役場に行って補助があるからというふうに伝えてもらっておりますので、恐らく漏れはないのではないかと考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 最初に老人クラブのご答弁いただいたのですが、町のほうから連合クラブに対して補助金を出すわけですね。そのときにクラブが少なくなっているというのは町のほうでも承知していて、その分は減額して補助していると思うのです。そうすると、なくなったところの会員さんには、会員になっていないのだ、老人クラブがないのだからね。ただ、老人の方に対するフォローというのはそこでなくなってしまいうわけですね。だから、そここのところのフォローをどっかでやっていらっしゃるのですかという話で、やっていなかったらやっていないで結構なので、取りあえずそのところをはっきりしていただきたいなと思って。

それと、あと返納のところなのですけれども、やはり人から聞くだとか、広報を見るのは、広報というのはただ広報紙を見るということではないですから、いろいろな人に聞いたりするということがとかく重要なのです。ですから、役所の中でもそういう部分を大事に考えていただきたいなというふうに思うところがあるので、その広報の部分というのは広報紙に載せるほか、今警察だとか、役所に来たときに返納というふうな手続はするのでしょうか、そのときに十分なお知らせをしているのかどうか、もう一度だけお聞きをしたいと思います。あとは、それで自分で気持ちが悪ければ、それでしないことだけなので、その人が十分知っているかどうかというところだけお聞きをしたいと思います。

○畠山美幸委員長 近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 それでは、まず老人クラブがなくなったところの方たちへのフォローということなのですけれども、老人クラブ自体はなくなっておりますが、各地域でサロンをやったりとか、それから町のほうでもぷらっと嵐トレということで集会所等に集まって体操したりとかという活動を行っております。また、支え合いの活動で地域の方が中心になっていろいろな集まりをやっている部分もありますので、そういうところに積極的に参加していただけるようにお声がけをさせていただいてるところでございます。

返納につきましては、できる限りの方法でお知らせはしております。また、もし不

足する部分というのがあるのであれば、もう少し考えて、広げて広報ができるような形でやっていきたいなと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 1点だけ、返納のところだけ。役所の役員をやっている人から、困った、タクシーがどうだこうだというふうに言っていた。だけれども、返納だとか、またはタクシーの補助というのはあるのだよと。民生委員の方に年に1回お話しするというふうな、そこら辺がちょっと漏れているような気がします。ぜひ1回ではなくて、何回かしていただくような方法は取れないものでしょうか。

○畠山美幸委員長 近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 広報することはいろいろな場面でできるといいますので、今後はもう少しいろんな場面を考えて広報していけるようにしていきたいと思います。

○畠山美幸委員長 ほかに。

藤野委員。

○藤野和美委員 私のほうから確認なのですが、川口委員の質問の中で、介護保険料利用助成事業の説明の中で今年は利用者が増える見込みだと。それで、増額したというふうにおっしゃっていたと思うのですが、現実には37万減額されているのです。それちょっと説明が、もう一回確認のためにお聞かせください。

○畠山美幸委員長 近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

予算的には減額になっております。実績から見ると増額ということで、前年度の予算が511万円ということなのですけれども、令和3年度の実績が460万円ほどであったということで、令和3年度の実績が予算よりも少なかった。280人ぐらいの利用だったのですけれども、令和4年度はそれよりも20人ぐらい増やして300人にしたということで説明の仕方が悪かったのですけれども、予算上では減額になっておりますが、実績的には増やしましたという形でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 地域包括支援センターの現在は3人体制なのですか。社会福祉士とケアマネと、それから保健師が必ず常駐していないといけないと思うのですが、それがこの相談件数が増えてきているということで、実際にはケアマネは更新のほかにもう一人入ってくるかもしれない。そうしないと間に合わないということになっているのですか。実際は多分3人資格者がいたらよかったわけなのですからけれども、それよりも増やしていかないと間に合わないというふうな現実なのかなと思っていて。特に認知症の方が増えているというのは、それなりのケアが必要になってくるので、その点についてはどのような捉え方をされているのか伺いたと思います。

○畠山美幸委員長 近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 それでは、お答えさせていただきます。

現在地域包括支援センターには保健師1人、それから社会福祉士1人、あと主任ケアマネが1人となっております。また、それでは足りないので、会計年度任用職員で介護支援専門員1人をお願いしております。今の体制の中でやっていくような形になると思うのですけれども、主任ケアマネというのが現在保健師がやっております、やっぱり役所なので人事異動とかもありますので、それに備えてほかの課の保健師も介護支援専門員の資格を取って行って将来に備えていくというような趣旨で予算を計上させていただきました。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 そうすると、今ですと居宅介護サービス計画作成料が59万円で、それが諸収入として地域包括支援センターのほうに入っているのですけれども、59万円というのは件数としてどのくらいになっていくのか。それが昨年度と比べると、居宅介護サービス計画が実際にどの程度増加していく予定になっているのか伺いたと思うのですが。ページ数でいくと53ページと106ページです。

○畠山美幸委員長 近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 それでは、お答えさせていただきます。

介護予防ケアマネジメント料につきましては、こちらの59万、これは総合事業におけるサービスを利用したときのケアマネジメント料になりますが、対象者が継続分が9人で、新規で利用される方を4人で見込んでおります。今後につきましても人数的にどのくらい増えていくのかなというのがまだつかめないところなのですけれども、

確かに最近でも、コロナの影響もあるのか、割と重度化してきている方が多いので、総合事業よりも介護予防サービスのほうを使う方が増えてきているのかなというようなのは見受けられるのですけれども。ただ、元気な方が少し体力が落ちてきたりとかした方を事業対象者としてももう少し多く利用を広げていくような形に今後はなっていくのかなということも考えておりますが、令和4年度につきましては令和3年度と同じ人数で見込んでおります。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 地域包括支援センターはやっぱり専門員が必要だと思うのですけれども、役職、役場だから保健師の異動があるということは当然なのですが、介護保険に関わる者の専門性というのはある程度確保しておいたほうがいいと思うのですが。それでもケアマネはとにかくとして、保健師は動くことはあると思うのですけれども、社会福祉士も課で動くことがあると思うのですけれども、そのときの専門性の確立って、その継続性というのはどのように担保されているのか伺いたいと思うのですが。難しいね。

○畠山美幸委員長 本年度の予算の内容ではなくて、当面的なという……

○渋谷登美子委員 すみません、これは予算の内容で、地域包括支援センターのことでプラスになっているということで、そこのところを伺っています。

○畠山美幸委員長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、人事の関係も絡みますので、私のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。

先ほど委員さんのお話のとおり、地域包括支援センターについては保健師、主任ケアマネ、社会福祉士と、こうした職員が常駐するということが設置の要件となっているということは周知のとおりでございます。町といたしましては、これまでも必要な職員については正規職員、あるいは正規職員が無理であれば、別の形で任期職員等々で採用してきております。今後も職員の育成も含めて、そういった採用についても十分配慮しながら職員のほうは確保してまいりたいと、このように考えてございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 質疑がないようですので、長寿生きがい課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。入替えのみです。

休 憩 午前10時12分

再 開 午前10時14分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、環境課及び上下水道課に関する部分の質疑を行います。

それでは、どうぞ。

小林委員。

○小林 智委員 私から132ページ、133ページ、これは清掃に関することについて何点か質問したいと思います。

この4月からオリックス循環への委託が始まるということで、それに関連して、私も衛生組合の議員として出席させていただいて、衛生組合のところは承知をしているのですが、環境課として、町としてどういうお考えなのか何点か質問したいと思います。

まず、1、塵芥処理費の(1)、ごみ減量化推進事業、これは直接その話とは関係ないので、生ごみ処理施設設置補助金が出ていますけれども、この想定の数、それについてお聞かせいただきたいと思います。

それから、(3)、一部事務組合塵芥処理費負担事業、こちらが当然ですが、7,936万3,000円の増額になっていると。これについては先ほど言いました衛生組合の議会として私説明を受けましたけれども、町としてこの金額をどう想定されていたのか。基本的にオリックス循環委託にするに当たって、委員といいますか、各市町村の代表が行っていて検討を行っていただいた、去年出たのですね。その中でこういう費用の増加についてのシミュレーションがどの程度までされていたのかと。これは想定範囲内なのかどうかということ、町としてどうなのかということをお伺いしたいと思います。

続いて、それも関連するのですが、(4)の運搬も1,330万8,000円の増額になっています。こちらは今度は寄居への運搬があるから、その部分も含まれるのだろうと思いますけれども、その内訳についてお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、134、135ページ、これはし尿処理費が減額になっております。これも一部事務組合し尿処理費負担事業のほうが減額になっております。これについても組合議会では説明がありましたけれども、町としてこの金額が下がっていること、900万も減額になっていること、この辺をどう受け止めているのか。その内容についても、なぜ下がったのかも併せてお話しいただければと思います。

以上、4点お願いいたします。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 自分のほうから、まずごみ減量化の事業に関してお答えさせていただきます。

生ごみの減量化の関係で補助金について、これまでもコンポストと電気式の生ごみ処理機に関して補助を行っていたわけですが、具体的な減量化の施策ということで、これまでのもの、例えば電気式を3基分、それからコンポストも同じく3基分ということだったので、その基数を倍増させていただきまして、電気式を6基、コンポストも6基という形で増額予算計上させていただきました。

それから、収集運搬の増の理由ということですが、こちらに関しましてはざっくりと言ってしまうと、増額の内訳といたしましては、契約自体が7月から6月の長期継続契約になっておりまして、令和2年度契約分と令和3年度契約分、こちらの差額のほうが4万2,000円ぐらいあって、それから今度処理先が寄居町のほうに変更となると。そういった形で4月から6月の分ですね、これが変更増額になるということで、その分がざっくり言って164万ぐらいの増額になっています。

それから、今度は7月から3月までの分の契約があるわけですが、その額が494万ぐらい。これが1社当たりになるので、これが2社という形になって、662万4,000円掛けることの2という形で、ざっくりですが、1,324万ちょっとの増額となっていると、そういった形になっています。

○畠山美幸委員長 藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、私のほうからは、し尿処理負担金の減額の理由についてお答えいたします。

こちらのほうは令和3年度に行った工事費及び委託料が、特に工事費につきましては処理棟の外壁塗装工事が約2,900万ほど下がっているのと、委託料に関しましては、

し尿処理施設延命化計画業務委託というのが580万ほど下がっています。これら工事費、委託料が下がったために、それぞれ各町村に割り振られる負担金の額が減ったと、そのような結果となっております。こちらの想定ということですが、町としては、私どもも管内協議会等を通じて、それぞれその年の傾向等を逐一衛生組合事務局のほうには聞いたりとかして、おおよその想定はいたしますけれども、細かい中身につきましては、衛生組合のほうの事業の内容によりますので、そういう綿密な想定はしませんけれども、ふだんからのヒアリングを通して、その年の傾向は把握していると、そのような状況でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 答弁漏れが、2番目の、誰が答えてくれるのかしら。組合の負担金7,900万円の増について。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 大変失礼いたしました。塵芥処理費の負担金のほうでございますけれども、こちらのほうも今回可燃ごみ処理の関係の民間委託の影響をかなり受けた結果となっております。こちらのほう工事請負費に関しましては、大きなところではやはりごみ処理施設の修繕工事、この辺が8,300万ほど減額になっております。あと粗大ごみの切断機修繕工事が約500万ぐらい減額になっております。それに対して、委託料に関しましては可燃ごみ処理業務委託のほうプラスの6億3,800万と大きく増額になっております。この増額の要因はご存じかと思っておりますけれども、やはりオリックス資源循環組合のほうにトン当たり4万4,000円と、そのような処理単価に対する処理量に想定した金額で増額になると、そのような形になっております。あと、焼却施設の整備業務委託は、逆にマイナス1億4,000万、夜間・休日運転業務委託がマイナスの8,300万、それぞれプラスになる分、マイナスになる分合わせて、工事費については、マイナス9,400万、委託料のほうは4億700万、それぞれマイナス・プラスになって、それが負担金に影響し負担金の増額に至っております。

この塵芥処理費の増額に関しましては、一昨年来、民間委託を検討している段階でそれぞれ試算等も出ておまして、やはり民間委託にする場合と、今ある施設を延命する場合とを想定して民間委託のほう有利であろうと。そういった想定の下に今回民間委託が有利ということで決まって、10年間の委託単価が4万4,000円と、そういう形になりましたので、現状と比べてこういうふうには負担金は上がっておりますけれども、

ども、10年の長期を考えた場合は委託のほうが有利だと、そういった検討結果に基づいてこのような金額になっておりまして、その話合いに参加している中でその辺の増額のほうは十分承知をしておったところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 小林委員。

○小林 智委員 ありがとうございます。順次に再質問。

まず、(1)のごみ減量化の生ごみ処理機なのですけれども、そうすると新年度の予算は、電気式が3から6に6台想定されているということですね。コンポストも6台ですか、これ。そういうことですか。1年間で6台ですよ。新設の助成金の想定が。この辺は大変少ないなと思うのですけれども、実事がないということなのでしょう。要はコンポストを買うので補助金下さいという人が、実際少ないということなのですか。3台とか6台というのは、私の想定よりも大分少ないなと思うのですけれども。それとも、これがかなり行き渡ってしまっていて、もうないのかなと。ただ、さっきからオリックス循環の話が出ましたので、ごみの減量化って結構取り組む課題かなと思うのです。この辺について、生ごみ処理のもうちょっとこれをキャンペーンをしていくとか、そういったことで増やしていくというお考えは、今後ですね、今回の予算はこれですけれども、その辺の考えはあるのでしょうか。これが(1)番についての質問です。

それから、(3)番については、このうちこれが10年間で、組合のほうの説明ですと、自前でやっていくよりも全体で10億円ぐらい差があるのだというお話があって、だからこっち、これが一つの理由だったと。もう一つは、やっぱりオリックス循環でこれが非常に環境に優しいやり方になってくるのだという部分があるのかなと思うのです。それにしても、ただこの金額は町の財政のほうに跳ね返ってくるわけですから、この辺が経常的な、さっき一時的な費用の話もしましたけれども、経常的、これから10年先までの委託料のところが多少変動してくるかと思うのですけれども、それも全体として大きな想定範囲だったかどうかだけなのです。これ7,900万も一気に増えているわけですから、これがずっと10年間続いてしまうのか。8,000万増えた金額の今2億4,400万という今年度予算ですけれども、これがずっと続いてしまうのかどうか。その辺が再質問の一つ。

それから、運搬事業につきましては、これは当然上がるのでしょうか。一番大きい

のは、当然寄居まで運ぶ運賃がかかっていますよという。あとは年度の差で幾らか調整が出たということですね。これもこの辺がおおむね想定範囲で、当初恐らく試算されたと思うのです。オリックス循環に委託になった場合に、組合以外に町として増加する費用はあるかという調整、調べたと思うのです。これもだから、おおむね想定範囲内だったかどうかということの答えをいただければと思います。4番については結構です。その3点、お願いいたします。

- 畠山美幸委員長 審議の途中ですけれども、休憩といたしたいと思います。45分までといたします。

休 憩 午前10時30分

再 開 午前10時40分

- 畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、環境課の答弁からでございます。

千野副課長。

- 千野政昭環境課環境担当副課長 それでは、まず自分から、ごみ減量化推進事業の関係でお答えさせていただきます。

コンポストと電気式、個数が少ないのではないかという指摘あったのですが、今年度の実績について簡単にご説明いたしますと、予算9万9,000円というところでコンポストが8基、電気式4基ということで計10名の方に申請をいただいて、7月の段階で補助金が交付終了といった形になっております。その上で4年度につきましては、電気式とコンポストの単価が違うものですから、コンポストに関しては1基当たり6,000円、電気式につきましては6万円ということを想定していますので、その半額補助ということで予算の範囲内で申請をいただければという形で計上しております。

続きまして、収集運搬の予算の関係ですけれども、小川地区衛生組合から寄居町のほうに処理先が変更になるということで、距離にして役場から8キロ増えるという形になっていますので、参考見積りを収集運搬の業者から取らせていただいて、単純に小川地区に運ぶのと比較して900万円増額になる、そういった話をいただいております。単純に900万円増額というのではなくて、実際の契約額もありますので、請負比率の関係ですとかを考慮して、あとは台数ですね、台数も燃えるごみが週2回あって、

それが52週、2台ずつということで208台という計算があったものを今度は1台増車して3台という形になりますので、312台という形で計上しております。そうした関係で今回の増額になったという流れとなっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、私のほうは塵芥処理費の負担金の件についてお答えいたします。

こちらの負担金、今年度は7,900万増額ということで、今後このように負担金がどんどん増えていってしまうのではないかというご心配だと思っておりますけれども、令和3年から令和12年度の10年間において、可燃ごみ処理は既存の施設を改修しながら処理するよりも、民間に委託して処理するほうが約10億円安価になるという試算がなされ、民間委託に決まったところから、民間へ委託することが町村負担金の上昇が抑えられると、そのように考えております。ですので、負担金の平準化がなされると、負担金がどんどん上がって負担感が増すと、そういう状況には陥らないと考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 ほかに。

山田委員。

○山田良秋委員 1点お願いします。

130ページ、131ページ、一番下のほうです。(12)の空き家等管理事業のところです。空き家実態調査業務委託料約100万かけてあります。埼玉県知事も何年前かな、空き家の問題、彩の国だよりに載っけて随分課題だということを言っていました。本町でもいろんな問題が出ています。空き家実態調査業務委託料、これはどういう調査なのか概要を教えてくださいたいと思います。

以上。

○畠山美幸委員長 千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 お答えさせていただきます。

今回118万2,000円の増ということで、こちらにつきましては国の補助金を活用しまして社会資本整備総合交付金という形の補助金をいただいて、空き家の実態調査の前に、空き家等対策計画の策定、見直しに必要な空き家住宅等の実態調査という形にな

っています。平成25年度と28年度に実態調査をやっているわけなのですが、その後空き家の増加というの見込まれますので、現状に即した計画を策定するために実態調査を実施するものであります。

以上です。

○畠山美幸委員長 山田委員。

○山田良秋委員 実態調査やって、その後どう突っ込んでいくのかという、それをお尋ねしたい。

○畠山美幸委員長 千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 お答えさせていただきます。

その実態調査が終わりましたら、現在の空き家の対策計画が今年度までのものとなっておりますので、委託ではなくて自前で職員が対策計画をつくるということを想定していきまして、なかなか専門的なところもありますので、すぐ策定という形には至らないかと思うのですが、近隣町村の状況を踏まえながら、聞きながら計画のほうを策定していきたいというふうに考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 山田委員。

○山田良秋委員 確認ですが、真剣にこれ突っ込んでいくということですね、やっていくということですね。ありがとうございます。

○畠山美幸委員長 ほかに。

狹守委員。

○狹守勝義委員 私から1点だけ。

130、131で、ストップ温暖化推進委員会運営事業、これ科目設定になっているわけです。この前、町長がゼロカーボンシティ宣言をしたわけです。そうすると、当然これからどういう形でそれに向かってやっていくかということが非常に大事になるのだらうなというふうに思っているわけです。そういう中で、これが要するに科目設定をしたということは、ではどういうことなのかなということを疑問に思ったものですから、お聞きしたいなということです。

○畠山美幸委員長 千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 お答えさせていただきます。

ストップ温暖化の委員会につきましては、ストップ温暖化の条例上、委員会は町の

地球温暖化対策の推進について2年に1度町長に報告すると、そういった流れになっていまして、今年度、もう3月になってしまったわけなのですが、今月中に開催を予定しております。その上で環境基本計画の指標に対する実績について報告をさせていただきたいというふうに考えております。それで、これまで委員会のほうも、委員さんの任命というのですか、それが間抜けてしまった時期がありましたので、時期が中途半端にはなってしまったのですが、3月1日から2年間ということで委嘱をさせていただいておるところです。当然ゼロカーボンも表明いたしましたので、議題が委員会を開催する必要があると、そういった場合には予備費対応として委員会のほうを開催して協議していきたいというふうに考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 それでは、質疑させていただきます。

131ページですけれども、美化清掃事業というものがあまして、これは全町民で実施するというような運びになって、何年もずっと続いているわけなのですが、このときに集まった缶とか瓶とかいろいろありますけれども、どのくらいのトン数というのでしょうか、キロ数というか分かりませんが、集まるものなのでしょうか。

それと、161ページの一番下段になりますけれども、保護樹木と保護樹林の関係でございまして、助成金がいただけるわけですが、古くなってくると空洞化したりなんかいろいろする、あるいは隣近所に迷惑がかかるとか、いろんなことが起きてきて、これを維持していくのがかなり大変になってきているところもあると。そういうようなことだと思いますけれども、これは保護樹木、樹林という形では、どのくらいの面積あるいは何本ぐらいの樹木が指定されているのでしょうか。

以上です。

○畠山美幸委員長 千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、美化清掃事業につきましてですけれども、コロナの関係で美化清掃が実施できていないという時期もあったわけですが、3年度につきましては11月28日に実施しまして、町民2,530人の参加を得まして、可燃ごみが2.43トン、不燃ごみが0.34ト

ン、廃プラが0.4トン、可燃粗大が0.11トン、不燃粗大が0.17トンということで合計3.45トンが回収されたと、そういった実績になっております。

続きまして、保護樹林、保護樹林の関係ですけれども、保護樹木のほう、こちらにつきましては、本数に関しては14本という形で1本当たり5,000円の補助という形で支給をしております。保護樹林に関しましては、面積が5万4,137平米、こちらにつきましては平米当たり8円ということで補助を出していると、そういった形になっていきます。

以上です。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 ちょっと分からなかったもので、再質問、ダブると思いますけれども。美化清掃の関係の中で、ただいまご答弁いただいた中には不法投棄みたいにとさっと捨ててあるとか、そういうようなところも発見されたというようなことがありましたでしょうか。

○畠山美幸委員長 予算に関する事なので、あったでしょうかでは、ちょっと決算みたいになってしまうのですけれども。質問の言い方を変えていただけないでしょうか。不法投棄分は見込んでいますかとか。決算になってしまいます。

○松本美子委員 分かりました。すみません。そういうことで、不法投棄のようなものが捨ててありましたか。

○畠山美幸委員長 この中の予算に見込んでいるのですか。

○松本美子委員 この予算の中では見込んでいると思いますけれども、不法投棄のように大量に出るような美化清掃の中でありましたかというようなことなのですが。

○畠山美幸委員長 ありましたかだと、決算になってしまうと思うのですけれども。

○松本美子委員 取りやめさせてもらってもいいですよ。

○畠山美幸委員長 予算ですので、未来に向かっての。

○松本美子委員 この予算の中に不法投棄のような大量に捨ててあったような場所もありますか、ある見込みですかというようなことです。

○畠山美幸委員長 それなら大丈夫です。

○松本美子委員 もし無理でしたら結構です。

それと、もう一点、保護樹木の関係が何本というような形で私聞いたかなと思ったのですけれども。

○畠山美幸委員長 14本。

○松本美子委員 それがちっと聞き取りづらかったのもう一度再質問のところで…

○畠山美幸委員長 14本です。

○松本美子委員 させていただくことは、ダブるというふうになるかもしれませんがけれどもというふうにお断りしたと思っていますから、申し訳ありませんが、もう一度お願いできますか。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、美化清掃の関係なのですけれども、そういった不法投棄が想定されているかと、そういったお話だったかと思うのですけれども、予算の中で大きなものにつきましては、収集業者に払う運搬手数料が主なものですので、そのほかに美化清掃において不法投棄というか、集積場に出されてしまった家電リサイクル品、そういったものがあつた場合に処理をする、そういった手数料も入っております。

その後、保護樹木に関しては14本ということをお願いしたいと思ひます。失礼しました。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 失礼いたしました。14本ということですね、分かりました。

集積場に置いてあるものも美化清掃のときにはある程度は持って行っていただけると、そういうお答えだったのですか。

○畠山美幸委員長 1問でいいですか。

○松本美子委員 はい。

○畠山美幸委員長 千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 お答えさせていただきます。

美化清掃のときに南北2つのブロックに分けて、各集積場のほうも回っていただいて、ごみがあつた場合には回収していただいていると、そういった状況になっていません。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 31ページの粗大ごみの金額は別に変わらないということではよろしいのですか。少し引き上がるのかなと思ったのですけれども。小川町に持って行って、そこからまた寄居に持っていったりするわけですよ。だから、手間がかかるから、増えるのかなと思ったのですけれども、そんなことはないのだよということであるのでしょう。逆に金額的には減っていますので、持込み量によってなのでしょうけれども、個人負担が増えていないのかということを確認したいと思います。

それから、131ページの先ほどご質問あった空き家の関係なのですが、協議会が開かれるわけですよ。この協議会は実態調査と関連するというか、調査をほぼ終えた段階で開くほうが効率的かなと思うのですけれども、その辺の時期を伺いたいと思います。

(8)の一部事務組合の霊柩車等の負担事業なのですが、去年は減って、今回は380万ほど増えるということで、どういう理由からなのか伺いたいと思います。

(11)の外来生物の関係なのですが、これは毎回聞いているのですけれども、それにしても3万1,000円程度の増額ということで、アライグマ、ハクビシン、こういう外来生物に対する駆除というのがこれで十分できるというふうに見ているのか伺いたいと思います。

それから、空き家の実態調査の関係なのですが、この補助金というのは今回出るので調査しようということにしたのか。前々からあった補助金で、今度6年ぶりですよ。もうそろそろやらないとならないから調査しようということにしたのか伺いたいと思います。

133ページの(15)の鳥獣個体分析調査なのですが、毎年個体調査をしているわけですよ。これ県のほうでやっているわけですよ。どう生かされているのかというのが分からないのですけれども。環境課のほうではつかんでいるというか、県から来ているのか伺いたいと思います。

水質調査、これが47万1,000円上がっているというのは、どういう内容なのかを伺いたいと思います。

小川地区衛生組合のところは総括でやりたいと思うので。

その下のごみ収集の関係なのですが、パッカー車1台増ということで、これ2社あるから、総数で2台増になるのですか、1台ずつの増ということで。当然そこには運

転手が必要ですし、今1人でやっているのかな、2人体制かな。人員の体制も当然そこには必要ですので。そういうことで1,300万円の増額というふうになったのか伺いたいと思います。

それから、159ページ、都市下水路の関係なのですが、嵐山駅の、この予算案の参考資料、ここに地図が載っているわけですがけれども、この地図見ると一昨年ですか、改修工事やったあの場所のように見えるのですが、あそこを改修したところを今度は除却するのだということなのですか。この図が違うのだよということなのですか。その除却は雨水排水に問題ないということでやるのか、場所と理由等を伺いたいと思います。

それから、川島川の大腸菌の関係なのですが、何か対策がここではやられるのか。まだまだ高いわけですよ。その点を伺いたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 細かく10点についての質問です。

千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 自分のほうから、まず粗大ごみの関係、歳入のほうでよろしいのですね。歳入のほうに関しましては、寄居のほうに変わるとかという話ではなくて、粗大ごみの処理手数料の関係ですので、収入の関係で今年度の実績に基づきまして、月額平均に基づいて3万6,000円掛けることの12か月ということで計上させていただきました。今年度予算は4万円掛けることの12か月ということで計上してありますので、若干の減という形になっております。

続きまして、空き家の協議会の時期ということですが、これまで協議会、28年度当時に委員を選任しまして、2年間ということやっておったわけなのですが、その後協議事項がないということで、委員さんを選んでおりませんでした。今後計画を策定することになるかと思うので、その時期になりましたら適宜協議会のほうを開催したいというふうに考えております。

それから、次が外来生物の関係ですが、これだけ3万1,000円の増という形ではあったのですが、実績につきましても、捕獲頭数に関しましても令和2年度に関しては224頭ということだったので、それが今現在もうそれに近い数字が捕獲できておりますので、予算を増というのではなくて、嘱託職員とよく話をしながら、捕獲できそうなところを適宜箱わなを設置して、農業被害なり家屋被害が

減るように捕獲に試みていきたいというふうに考えております。

それから、空き家の調査に関してですけれども、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、対策の計画が切れてしまうということから始まりまして、今年度で計画が切れてしまうので、実態を調べた上で計画を立てると、そういう流れで持っていきたいというふうに考えております。

それから、続きまして第二種特定鳥獣のほうですけれども、こちらに関しては県の報告ということなのですけれども、報告する項目といたしましては捕獲日であったりとか、捕獲場所であったり、それから性別、体長、体重とか、そういった幾つかの項目に関して報告をさせていただいておるところですけれども、今年度2月末現在で捕獲頭数が16頭という形を伺っております。地域で申し上げますと、勝田が2、廣野が3、花見台が1、平沢が1、鎌形が1、將軍澤が8と、そういった捕獲頭数になっておりまして、それぞれの個体に関して報告をさせていただいていると、そういった流れになっております。

それから、水質の調査につきましてですけれども、こちらが47万1,000円増という形になっていきますけれども、こちらに関しましては経緯がありまして、令和2年度に1月調査の段階で、川島川からの流入前、流入後ということを測ったことがありまして、その後今度令和3年度予算につきましては、1月調査に関して流入後の1地点をこれまでの6地点に加えて新たに組んで予算計上したと。それで、今度令和4年度につきましては、1月のみやるのではなくて、年4回やっているものですから、年4回分、川島川流入後についても調査しようと、そういった予算計上になっております。といいましても、令和3年度におきましても川島川流入後につきまして、予算計上は1月のみだったのですけれども、入札差金の関係がありまして、年4回実施できておりますので、令和4年度に関しても同様の、今度は7地点ですね、6地点から7地点に増えるという形になっております。

それから、ごみ収集の関係で1台の増かというお話だったのですけれども、先ほどもお話しさせていただきましたのですけれども、年間で52週あって、それが週2回可燃ごみがあるわけですけれども、その2回掛けることの2台ということで208台だったわけですけれども、それが52掛ける2掛ける3に変わると、そういった形の3台に変わると、そういった形の予算計上とさせていただいております。

自分のほうからは以上です。

○畠山美幸委員長 藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、私のほうから一部事務組合斎場・霊柩車事業費負担事業の増額理由についてお答えいたします。

こちらのほうは令和3年度の比企広域市町村圏組合の斎場・霊柩特別会計のほうが令和3年度の特に歳入のところが繰入金と組合債というので2億5,800万手当てをしていました。ところが、令和4年度はこの繰入金と組合債という資金手当てがなくなっております。ですので、令和4年度のそれぞれの事業費の手当の部分に分担金、負担金に少し金額が寄せられたと、そのような理由でこの増額はなっているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 私のほうからは159ページの都市下水路のことについてお答え申し上げます。

まず、1点目の武蔵嵐山駅付近の線路敷の横断管の排水路の除去工事の、この予算案の参考資料の15ページ、16ページに掲示してございます8番という箇所が該当するものでございます。こちらが令和2年度に施工した箇所と同じではないかということでございますけれども、略図で見ますと同じ箇所でございます。気持ち的に申し上げますと、もうちょっと武蔵嵐山駅という文字を右にずらして、この8番という文字も6番のほうに近づけたほうが正確な位置でございます。この点はおわび申し上げます。位置としましては、昨年度、決算審査特別委員会の現地調査でご確認いただきました、小川町に一番近い部分の横断の管更生を行いました都市下水路、その管からもう少し150メートルほど駅に向かっていただいて東電の変電所がございます。そこからむさし台側、ちょうど関塾がある辺りに向かって横断している450ミリのヒューム管、雨水管ですね、こちらのほうを除去する工事でございますけれども、東武との今後の協議によって変更は生じてくると思いますけれども、東武敷地内の中で掘削が可能な部分ではできる限り掘削して、その管を撤去してしまう。掘削のできない、例えばレール下の雨水管については、2年度に行ったような管更生をして、その上、発泡モルタル、コンクリートですね、それを充填して、蓋をして除去するというような工事を予定しております。

2点目の都市下水路の清掃委託等費用の中で、川島川の関係はいかがかというご質

間でございますけれども、こちらにつきましては例年180万円ほどの予算をいただきまして、山王沼、新田沼、それと大沼、その3都市排水路、その清掃等維持管理を行っております。4年度につきましては、20万円ほど増額をさせていただきまして、この200万円をもって3排水路の清掃等維持管理を行っていくわけでございますけれども、その中で新田沼、川島川に係る清掃等の部分を、増額していただいた部分を充てて、さらに水質改善に向けた清掃、消毒等の委託をお願いしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 131の空き家の協議会なのですが、そうすると、これは別に実態調査とは関係なく協議会は開くのだという理解でよろしいのですか。そこのところをお聞きしたのですけれども、答えがなかったのも、それでよいのかを伺いたと思います。

それから、空き家の実態調査なのですが、これは計画が新年度で終わると。そのためにそれ以降の計画をまたつくるためにこの調査をするのだという、そういうことですか。そういう理解でよろしいですか、確認です。そうすると、いつでもこの補助金は使えるということでもいいのですか、併せて伺いたと思います。

次のページの個体分析の関係なのですが、一番、私は食べたものを、それたしか出しているわけですね。どういうものを食べているのかというので、どういう行動範囲か分かりますので。それは便ではかるのかな、腹を割くのか分からないのですけれども。要はそれがどう生かされているのかというのが調査ですから、現実には県からは何も来ていないのですよということなのですか、そこを伺いたいたいのですけれども。

水質調査は、この増額分は川島川の分がかなり大きいということですか。なるほど分かりました。川島川は最近の調査でどのくらいの大腸菌の数になっているか、分かったら伺いたいたと思います。

ごみ収集のパッカー車の関係なのですが、計算上2台から3台にしたのだということで、そうなのでしょうけれども、2社に委託しているわけですから、各2社が1台をうまく使い回すなんてこと、それはできないわけです、会社が違うわけですから。それは各会社で考えてくださいよということであるだけなのですか。パッカー車が1台ずつ増えるのだろうなどは予想はしていたのですけれども、そういうことではないのだと、増えない会社もあるのだということでもいいのでしょうか。実情が分かったら

伺いたいと思います。分からなければいいです。

それから159ページの駅のところの水路の除却なのですが、そういう工事ですか。工事内容を聞こうと思っていたのですけれども、お話ししてもらって。これはどのくらいの長さになっているのですか。太さは450と聞いたのですけれども、どのくらいの長さになっているのか伺いたいと思います。2,600万円、令和2年に修繕したあの工事の金額からすると、10倍ぐらい高いのではないですか。10倍まではいかないかな。ちょっと記憶で、あれだと何百万だったような気がしたのですけれども。こういう工事は高いのかというのを、ちょっと見たときに思いましたので。

それと、川島川の関係なのですが、前に下水管がちょっと傾きが緩いところできて、そこに水がたまってしまって菌が増殖したと。そのことは解決したということなのでしょう。今回は消毒という対策で対応したいということなのでしょう。下水管について何か問題はないのかを確認したいのですけれども。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 私のほうからまずご説明させていただきます。

まず、空き家の協議会の関係ですけれども、実態調査と関係がないのかというお話があったのですけれども、協議会のほうは条例の中で所掌事務として対策計画の策定とかというものは入っていますので、関係ないということではございません。それで、対策計画をつくり直すとなった場合には当然協議会にかける必要もあろうかと思えますので、開催を考えております。

それから、空き家の調査の関係ですけれども、補助金がいつでもという話ではなくて、国庫補助金ですので、令和4年度に要望して、調査に係る費用の補助をいただくという流れになっております。

それから、第二種特定鳥獣の関係、分析内容がどう生かされているかと、そういったお話ですけれども、県の鳥獣管理計画というのがございますので、そちらの中で例えば嵐山でいえば生息区域ですとか、個体数とかの積み上げというか、それが計画策定に生かされているのではないかというふうに考えております。

それから、ごみの収集運搬の関係ですけれども、失礼いたしました。嵐山を北部と南部に分けて2社あるわけですけれども、1社が1台ずつ増加。要するに年間で燃え

るごみに関しては2台増加という形で計上させていただいております。

自分のほうからは以上です。

○島山美幸委員長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、私のほうからは横断管の工事及び川島川の関係でお答え申し上げます。

まず、横断工事の関係でございますけれども、先ほど今回やる部分に関しましては450ミリの管と申し上げました。距離にいたしますと65メートルでございます。それと、前回行った工事との工事費の比較についてでございますけれども、前回の工事につきましては、600ミリの管を21.5メートルを管更生のみ実施行いました。決算額としましては951万5,000円の工事費用でございました。こちらにつきまして、4年度の除却工事との比較でございますけれども、まず1点目に距離が3倍ほどになっているということと、予算段階では3倍の距離を全部管更生をした上で発泡モルタルで充填するという予算でございました。今後の東武鉄道との協議によりまして、撤去できる部分は先ほども申し上げましたが、撤去して、それで発泡モルタルを充填して完了させる部分は一部にするということを経後の協議によって決めてまいりますので、もちろん管更生した上で発泡モルタルを詰めるより、掘れる部分を掘って撤去したほうが工事的にはとても安くできますので、そちらの方向でなるべく撤去できる部分を多くできるように協議を進めていきたいと考えているところでございます。

2点目の川島川の大腸菌の関係でございますけれども、令和3年度につきましても河川水質検査で4回行いました。今年度の平均値としましては9万6,000が平均値でございました。こちらは、川島川の流入点では9万6,000が平均値でございます。昨年度の流入点におけます平均値は49万でございましたので、80%も軽減されたという結果でございました。しかしながら、河川水質基準よりはまだまだ高いので、これからもいろいろ清掃、消毒等、公共下水の接続推進等進めて、より一層この基準に近づけるように努力してまいりたいと考えております。

それと、下水道管の管渠勾配の関係でたまり水ができて、そこに水がたまって大腸菌が繁殖するということがございますけれども、やはり管渠勾配というのがそんなに急につけることができておりません。排水設備の基準で申し上げますと、1メートルに2センチほどの勾配。もうちょっと本管部分には勾配がついておりますけれども、

なかなか水量が多いときはばっと流れてしまいますけれども、水量が少ないときには、汚泥等がたまってしまいますので、そういったところはなるべく小まめに高圧洗浄をかけるとか、あるいは人孔部分にたまった汚泥なんかはバキュームでくみ上げて、なるべくそういうたまった沈殿物を残さないように小まめに清掃をかけていく必要があるかと思っているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 第二種、133ですね、最後思います。そうすると県からは、調査はしているけれども、こういう方法で、今実態ですから、対策取ってくださいという、そういう生かし方はされていないということなのですか。ただ情報だけを送っているということのわけなのですか。そこは確認です。あとはいいです。

○畠山美幸委員長 千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

先ほどもちょっとお話しさせてもらったのですが、県の鳥獣管理計画の策定のほうに生かされていると、こういうふうを考えております。

以上です。

〔「町にどういうふうに」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 町にどのように生かされているかという。

〔「では、いい」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 いいですか。ほかに。

長島委員。

○長島邦夫委員 132、133なのですが、今も河川の水質について出ていましたですがけれども、委託料が284万2,000円ということですがけれども、私は都幾川と槻川に限ってポイントの確認と年何回予定をしているのか。特に数値が高かった場合は、そのほかの調査もやる予定なのかどうかお聞きをいたします。

それと、130、131の槻川、河川の美化清掃なのですがけれども、大きく減額しているのです。槻川をきれいにする会の河川清掃及びウグイの放流等に要する経費ということなのですがけれども、そこら辺のところをもうちょっと詳しく教えていただけますでしょうか。回数ですとか等々お願いできますか。

○畠山美幸委員長 2点でよろしいですか。

○長島邦夫委員 はい。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

ポイントにつきましては、市野川が、これまで矢崎橋と相生橋……

〔「槻川」と言う人あり〕

○千野政昭環境課環境担当副課長 失礼しました。槻川に関しましては、谷川橋と槻川橋の2か所でございます。都幾川に関しましては、八幡橋と二瀬橋の2か所でございます。年4回実施しているということでございます。

あと、多いときに臨時で調査を実施するかという点でございますけれども、その点に関しては実施はしておりません。

以上です。

○畠山美幸委員長 131ページです。槻川をきれいにする会。

千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 失礼しました。河川美化清掃5万7,000円が減という形になっておりますけれども、こちらにつきましては、槻川をきれいにする会自体の活動が今現在止まってしまっておりまして、これまでも観光協会の役員の方がその委員さんとして参加していただいたわけだったのでございますけれども、それから観光協会の組織改正もありましたので、まだ会としての変更というか、事務局は小川町でありますので、そちらとよく協議ができておりませんので、その上で令和4年度の負担金に関しては徴収しないという形で通達がありましたので、槻川をきれいにする会の5万7,000円がそのまま減額と、そういった形になっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 ウグイの放流についてもよく聞きたかったのですが、もう一回そこから再質問しますが、槻川をきれいにする会、3町村でやっておりますが、小川町と東秩父村についてはやっているけれども、嵐山町については、そこに今は参加していないということなのかな。

それと、ウグイの放流等は年2回やっておりましたが、その回数等も少なくないのでしょうか。

それと、河川の水質検査なのですからけれども、槻川についても、都幾川についても今聞きましたですが、年4回というのは各箇所年4回ということなののでしょうか。そして、都幾川に限っては八幡橋のところは1か所で、それで槻川と都幾川が合流した二瀬橋の下ということでしょうか。もう一度確認なのですが。ポイントで随分違うので、合流する手前だとか、合流した後だとか、そこら辺を教えていただきたいのですけれども。

○畠山美幸委員長 千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 では、お答えさせていただきます。

槻川をきれいにする会の活動に参加していないのかというお話があったのですけれども、これにつきましては、先ほどもお話ししたのですけれども、事務局が小川町になっていまして、活動自体がなくて、嵐山だけが活動していないというのではなくて、関係通知というのですか、そちらもまだ全然来ていないという、そういった形になっております。

それから、ウグイの放流につきましては、これまで年2回やっていたわけだったので、それをちょっと変えまして、これまでは保育園と幼稚園を別にやっていた経緯があったのですけれども、今度は合同でやろうという形になっていますので、4年度に関しては幼稚園と保育園、幼稚園が1園、保育園が2園という形で、時期についてはまだ未確定ではあるのですけれども、ゴールデンウィークの時期ですとか、そういった時期に1回実施したいというふうに保育園のほうからも開催要望がありましたので、検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、水質調査の箇所数、箇所というか、年4回各箇所とも年4回やっています。それから、二瀬橋に関しましては合流した後かなという話ですけれども、二瀬橋周辺という形で調査しておりますので、合流した後という形になろうかと思えます。

以上です。

○畠山美幸委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 まず、槻川をきれいにする会の活動は停止しているということですね。それと、河川のウグイの放流については、今よく分からなかったのですけれども、周辺には幼稚園と保育園が2園ありますけれども、その人たちが全部ウグイの放流には参加できるということで、回数は別として、年1回だけでもそういう機会が持てますよということですのでよろしいのでしょうか。もう一回確認です。

それと、水質のところなのですけれども、槻川と都幾川が合流した二瀬のところ、二瀬のところといえば合流したところになるわけですが、そうなってくると都幾川については1か所ということになってしまいますよね。そこの確認だけ。

○畠山美幸委員長 千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 お答えさせていただきます。

ウグイの放流につきましては、嵐山幼稚園と保育園2園、2つの園に関しまして、園児全員の方に参加いただけるのであればということで通知を出して、1回参加いただく機会を設けていると、そういった形になります。

あと、水質の分析に関しましては、確かに二瀬橋ということで合流した後、1か所になってしまうという、そのとおりという形になっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員 先ほどから出ています132、133ページの一部組合の増額、やはりしっかりとこれを受け止めなくてはならないと思いますが、町長の施政方針にもこういった際にいろいろな減量化の意識啓発をしていくというようなことも書いてありまして、次のページになるのでしょうか、環境美化推進委員の運営事業だったり、環境河川美化の清掃事業だったり、河川ではなくて美化清掃事業ですね。こういったような予算がほぼ去年と同じになっているのだけれども、そういったことはある程度意識啓発だとか、それからかなりこのところは、嵐山町としても重要なところを占めると思うのですが、この新年度予算においては、何らかそういった形でこういうことをやっていくとか、こういった計画があるとかというようなことは現時点ではどうなのでしょう。それが1点。

それと、もう一つ、今回3月1日で町長がゼロカーボン宣言をされました。これについて環境課として令和4年度に考えているような取組というのはあるのかどうかです。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、お答えいたします。

まず、1点目の環境対策に対して、去年と予算で変わりがないと、どのように来年

度取り組んでいくかということについてお答えいたします。

確かに予算額では一部事務組合の負担金が増出して大きくなっている以外は、なかなか増額がなされていないのが実情でございます。しかし、本年4月1日から太陽光の条例が施行され、そちらの太陽光設備の設置に対する今度町の規制をかけて適正な設置と維持管理を監視の目を強めてまいりまして、その辺の嵐山町のみどり森林保全もそちらのほうで十分守っていこうと、そういう意気込みは持っているところでございます。

それと、同じく4月1日から民間委託が始まります。こちらのほうは、処理自体は私ども直営でやるわけでもございませんけれども、民間委託に切り替えるに当たって様々な話合い、交渉、それを積み重ねてやっておったわけなのですけれども、今度オリックス資源循環組合のほうは、メタン処理施設ということでCO₂の削減、それにも寄与している施設でございます。今まで焼却していたものが今度CO₂の抑制に寄与すると、それに対する取組を進めてきたと。今後も、4月1日以降も民間処理委託に変わって若干の収集運搬の分別の変更等もございましたけれども、そちらのほうも町民の皆様には戸惑い、不安が起きないように円滑に進みますように十分こちらのほうで細心の注意を払って進めてまいり所存でございますので、そちらのほうをご理解いただければと思います。

続きまして、2番目のゼロカーボンの取組の関係でございますけれども、3月1日にゼロカーボンシティ宣言をさせていただきまして、内外に嵐山町はこれから気候変動に伴う温暖化対策は、国の方針2050カーボンゼロに向かっていくのだという決意と、そのコミットメントをしたわけでございます。今国のほうもそれぞれ温暖化対策に対するいろいろな補助メニューとか、それを案としては出てきているのですけれども、まだ確定はしておりません。ですので、そういった国の補助、支援の仕組み、取組、あと埼玉県のほうもそういったことがまだ聞こえてきませんので、その辺をよくこちらのほうで調査研究をさせていただいて、嵐山町として一番いい形を取らせていただいで、それで2050ゼロカーボンに向けて、町として国全体の大きな目標に貢献していこうと、そのように考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○嵐山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 今の課長の説明聞いていまして、ごみ美化の清掃、いわゆる年2回今までもやっていたわけですが、このやる時期なんかはある程度例年どおりなの

か、それともカーボン宣言もしたり、ごみの調達といった、いわゆる燃やすことからメタンのほうに変わってくるというような形の方式もあるわけなので、その辺のやる時期というようなものは、ある程度今までどおりのような形になるのかどうか。今のところはどうか考えていらっしゃいますか。

○畠山美幸委員長 藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、お答えいたします。

今落ち着いた兆しがちょっと見えておるところでございますけれども、まだオミクロン株に対する町民の不安、そういったものもまだございますので、美化運動に関しましては年2回私どもはやりたい、やらせていただきたいという思いはあるのですが、そのときの情勢に基づいて適切な判断をさせていただきたいと。今度ゼロカーボンに関係してやり方を少し工夫するというのは、また回数もなかなか2回できるかどうかままならない状況でございますので、先ほども申し上げましたけれども、様々な状況を踏まえまして、よく検討させていただいて、それで実行に移したいと、そのように考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 この期というのは大事だと思うので、よく十分検討して、オミクロンもあるかもしれませんけれども、町民の皆さん2,500人も出てくるという一つの活動ですから、これはやっぱり最大限に生かして、そしてなるべく処理がこうだあだということの出ないようなスムーズな、そして減量化につながっていくようなものの取組方というのも求められると思います。そういうことを考慮していただきたいなということ。

○畠山美幸委員長 意見は言わなくていいです。

○青柳賢治委員 結構です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 質疑がないようですので、環境課及び上下水道課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。1時30分までといたします。

休 憩 午前11時47分

再 開 午後 1時25分

○畠山美幸委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の訂正

○畠山美幸委員長 ここで、藤原環境課長より、午前中の審査における環境課に関する部分の長島邦夫委員に対する答弁について、訂正の申出がございましたので、これを許可いたします。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 長島委員さんの河川水質調査業務委託の中の都幾川域に関する採水ポイントの箇所数についてのご質問で、1か所と答弁いたしましたけれども、正しくは、八幡橋付近と二瀬橋付近の計2か所でございます。おわびを申し上げ、訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○畠山美幸委員長 続いて、農政課に関する部分の質疑を行います。

それでは、質疑をどうぞ。

大野委員。

○大野敏行委員 141ページにあります農業施設整備事業の中の農村地域防災減災事業、寺沼ほか3か所というほかのところと、何をされるのかということ。

それから、新規の土地改良施設維持管理適正化事業補助金、志賀地内というふうにお聞きしているのですけれども、その内容はどんなものかをお知らせください。

○畠山美幸委員長 2点について。

中村副課長。

○中村 寧農政課農業振興担当副課長 それでは、2点につきまして答弁させていただきます。

まず最初に、農村地域防災減災事業寺沼ほか3か所でございます。こちらのほうは防災重点ため池27か所のうちの4か所です。現在までの調査が終わりまして、いよいよ実施計画、地形測量等の調査を行っていくものでございます。

続きまして、適正化事業につきまして、これ志賀地内ということで、こちらのほう適正事業ですね、通常土地改良区等で実施します団体でやる適正化がございしますが、

こちらのほうは交通安全施設ということで町が主体となっております。場所は、ちょうど志賀地内のしかむらの付近の水路の防護柵が今木でできております。そちらのほうは平成16年にできたものですから、大変老朽化しております。昨年志賀地区からも要望がございまして、玉中の通学路にもなっておりますので、大変危険な状態であります。農政課で調査したところ、全域にわたりまして、その部分が、しかむらの部分が40メートルほどございましたが、ちょうど相生橋から地産団地まで入るまでの1.5キロぐらいの間に飛び飛びですが、5か所ほど同じような木造の柵がございまして。そちらのほうを修繕するための適正化事業でございまして。

以上です。

○畠山美幸委員長 大野委員。

○大野敏行委員 寺沼は寺沼と書いてあるから分かるのですけれども、ほか3か所は具体的に何沼なのかを教えてください。

それと、新規の志賀地内の水路の防護柵、今擬木で押さえてあります。ぐらぐらして、玉ノ岡中学に自転車で通学する子供たちが下手をして自転車で足をかけたりすると、崩れて一緒に堀の中へ落ちてしまうようなおそれもあるので。同じような擬木で直すのですか、それとも金属のフェンスみたいなものに、もしくはプラスチックのフェンスみたいなものにされるのか、どちらのような計画をされているのかを教えてください。

○畠山美幸委員長 中村副課長。

○中村 寧農政課農業振興担当副課長 それでは、お答えいたします。

まず、寺沼のほかの沼の工事なのですけれども、水境下沼、水境上沼、それと千手堂の蓮沼でございまして。ちなみに、水境沼は志賀でございまして。

続きまして、適正化事業の防護柵なのですけれども、次に更新する場合がございますが、防護柵はガードパイプで行います。全て防護柵、鉄製のものになっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 139ページの農業再生協議会補助金、これですね、ドローンで今度やるというのは。このドローンというのは、具体的にどこの田んぼになるのでしょうか。普通は生田で稲を育つまでやって、その育った稲を田んぼに植えるというわけですね

れども、今度はそういうわけではないですね、多分ね。じかにまいてしまって、秋までそのまま見ていくということで。こういうやり方はやったことあるのですか。取れる量がどのぐらい違うのか。もしご存じでしたら伺いたいのと、そういう理解で私がいいのか伺いたいと思います。

それから、その上の有害鳥獣の関係なのですが、昨年と同じ金額でこのくらいの金額しか取れなかったのか、もっとわなを仕掛けて駆除をするということができなかったのか、その辺伺いたいと思います。

その上の除草委託料ですけれども、杉山地区の谷津田ということで、ここを体験学習にするのだということで具体的に場所を教えてほしいのと、どういう経緯からこういうことをすることになったのか伺いたいと思います。

それから、141ページの先ほどの農村地域防災減災事業なのですが、昨年5か所、新年度は4か所と、全部で27か所ですから、まだこの先6年も7年もかかってしまうのかな。そんなテンポでよいのか。昨年は劣化調査ということで書いてあるわけですから、もう少しテンポ早くしたほうがいいのではないかと。予算がこれしか取れなかったということで4か所になってしまったのか伺いたいと思います。昨年の会議録見ると、あまりいい数字というか、状態よくないのだということで答弁あったわけです。何かそういうのを聞くと、余計テンポが遅いというのは気になるのですけれども、その点いかがなんでしょうか。

○畠山美幸委員長 以上、細かく4点の質問です。

中村副課長。

○中村 寧農政課農業振興担当副課長 それでは、順次お答えいたします。

まずドローン、こちらのほうは農業再生協議会の補助金の中で、これは町の単費でやります。広さは約1ヘクタールでございます。場所は今のところ勝田地区、ちょうど滑川と勝田の境の場所で行います。今のところ再生協議会を通し実施する母体なのですが、らんざん営農さんで試験的にデモで行うということでございまして、ドローンに関しましてはまだ持っておりませんので、航空機で除草などをしておりますので、具体的に言いますとスカイテックさんという、ヘリで散布をされているところに委託をいたします。まく種につきましては、通常の温湯消毒というものをするのでございますが、鉄コーティングというもみ種に鉄をコーティングして、それをドローンでじかまきする、空中から水を張った水田にまくという、田植えとはまた違う、

苗代の一手間が抜くというものでやってございます。それで、ドローンで種もまけますし、追肥と防除も除草もできます。それなので大分効率がよく手間も省けるということでやっていくということで。なぜ勝田のところを選んだかといいますと、水管理が徹底するということをございまして、収量に関しては、通常のものときほど変わりなく取れるということで、本当にこればかりはやってみないと分かりません。東松山でもやっているところがあるというお話聞いたので、本当にチャレンジ精神を持ってやるものでございます。

続きまして、有害鳥獣の金額、昨年と同等の委託ということでございます。今のところ、銃の4か月と通年のわなでやっておりまして、平成2年度よりは金額は上げてございますので、委託先からも不満もなく、4年度についても同等の金額で委託を考えております。

次に、除草委託でございます。こちらの委託料なのですけれども、委員がおっしゃるとおり、杉山城、杉山地区なのですけれども、杉山のちょうど北に位置する谷津田でございまして、そちらの部分が一部耕作がしていない状態なのですけれども、地権者と、それを取り巻く有志の方々が杉山城の近くということもありまして、昨今谷津田の耕作放棄地の問題もありますので、これは子供たちにもそういう独特の谷津田で今までやっている小学校5年生の体験圃場をこちらに移して、歴史だとか文化だとかを体験していただく試験的な圃場にしてみようという機運が高まってまいりましたので、町としても年2、3回の畦畔の除草の予算を取ったものでございます。

○畠山美幸委員長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 それでは、農村防災減災事業につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

防災重点ため池27か所を、今回のこれで全ての調査が終わります。それで、これから工事に入るわけでございますけれども、一部につきましては実施設計等の調査県営事業であったり、団体営で町が実施する事業でございますけれども、令和4年度から計画であったり、実施の段階に入っていくと。これにつきましては時限立法10年で定めてございますので、その間なるべく早めに、今川口委員ご指摘のとおり、危険な箇所は速やかに改善を行っていくということでございます。調査については今年度で全てを調査終了いたします。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

長島委員。

○長島邦夫委員 お聞きをします。

143ページなのですけれども、一番上段に多面的機能支援の事業の補助金がございますけれども、この関係なのですが、昨年と同額の予算になっています。非常に使い勝手がいいあれで、いろんな方が便利に使っているというように思うのですが、昨年とこの補助金の申請団体というのは変わらないのかどうか、もう一度確認のためお願いしたいと思います。

それと、その次の林業振興事業です。この間も一般質問しましたのですけれども、地方譲与税、これを250万あったのだけれども、100万だけ林業振興事業ということで使うということがございますけれども。もうちょっと取って、風倒被害の予防に努めていただきたいというふうに思うのですが、また場所をどっか指定をしているのかどうか、決まっているのかどうか、お聞きをしたいと思います。以上2点です。

○畠山美幸委員長 中村副課長。

○中村 寧農政課農業振興担当副課長 それでは、順次お答えいたします。

まず、多面的機能支払事業補助金でございます。金額のほうは昨年と同様でございます。実施する団体につきましても9団体ということで変わっておりません。

続きまして、森林譲与税の関係でございます。昨年同様100万という予算ですが、昨年直売所から遠山のほうに抜ける町道1-12号、こちらのほうやってまいりましたが、やはり3年度の方ではやり切れないということで、続いてこちらのほうの風倒被害で伐採等を行う予定でございます。どうしても嵐山溪谷の遠山の駐車場に行く方も増えてまいりました。また、遠山の住民の方の安全安心を守るためにもこういった取組が必要かと思ひまして、4年度につきましても実施したいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 多面的機能なのですけれども、9団体は了解しました。使用の目的は各団体によって多少なりとも違うと思うのですが、分かる範囲で構いませんから、どんなところに使われているか、もう一度お聞きをしたいと思います。

それと、100万円で昨年と同様な地区を予定しているということがございますけれども、全額そのところに使うのか、それとも譲与税はまだあと150万円あるわけで

すから、ほかの場所が出たなら、そこにも予算増額して補正でも組んでやる考えがあるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○畠山美幸委員長 中村副課長。

○中村 寧農政課農業振興担当副課長 お答えいたします。

多面的機能、どんな要素で使われているかということでございますが、やはり全地区を見ましても除草、それから水路のしゅんせつが多くなっています。そのほか畦畔と畦畔の間の段差が高い場所もございまして、水路も非常に低い場所もございしますので、柵ぐいで土留めをしましたり、崩壊したものの軽微な修繕をしている団体、特に大きい改良区内、改良組合ではなく、中部ですとか北部ですとか南部土地改良区の中の大きい改良区のところ、そういった工事のような資源向上の取組が行われております。

また、地方譲与税の100万円なのですが、全体で今年の収入が250万円ほど見ておまして、100万円ほどがそういった工事委託に使えるということで、積立ての分もございしますので、今のところこの100万円しかというか、いただいております。こちらのほうは1か所で考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

藤野委員。

○藤野和美委員 私は139ページでございまして、この中で下段のほうですけれども、環境保全型農業推進協議会、それから一番下に環境保全型農業直接支払事業補助金とありますけれども、これの内容についてお聞かせください。

もう一つは一番下ですけれども、農業次世代人材投資補助金、これが前年に比べまして225万減額になっております。その事情についてお聞かせいただきたいと思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 中村副課長。

○中村 寧農政課農業振興担当副課長 お答えいたします。

環境保全型農業推進協議会でございます。こちらのほうは生分解性マルチシートの活用してくださる方の補助でありましたり、狩猟の免許を取得した方への2分の1の補助であったり、一番大きいところが農業用の廃プラを収集する委託料でございます。

また、堆肥組合につきましてもホイールローダーのリースの補助等をやってございます。

それから、環境保全型農業直接支払事業ということで、こちらのほうは化学肥料を使わないで堆肥や農薬慣行レベル50%減らしたりする取組をしていただいている農業者に対して補助するものでありまして、こちらのほうは堆肥を使って農業を営む方に対しまして、ある一定レベルで土壌の診断ですとか、そういった中間の検査等もありますが、堆肥を使う方は10アール当たり4,400円の補助がございまして、有機農業をやられる方につきましては、10アール当たり1万2,000円の補助というものが、国が2分の1、県が4分の1、町4分の1ということで出し合ひまして補助しているものであります。今取り組んでいらっしゃるのが堆肥のほうで、らんざん営農さん、有機農業で、これは小川町にあります地場産研究会、それと新規で、ときがわの有機をやる方に対しまして4年度は考えてございます。

最後に、農業次世代投資補助金の関係でございまして、昨年度は2名ほど補助がございました。1年に150万円なのですが、前期75、後期75という形で出しております。今年の方は経営開始型ということで、1名の分が全部で5年間支払われるのですが、4年度は6、7回目ということで1名の方を見込んでこの150万円となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 この環境保全型農業の関係、私一般質問のところでもその話聞いたのですが、現実的には町内では今話を聞きますと、該当している方はいないという状況ですか、今直接支払事業補助金等の関係で考えると。

それから、もう一つは、次世代のところでは、要するに新しい方が今のところ入ってきていない、増えていないという状況ということですか、それちょっと教えてください。

○畠山美幸委員長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 それでは、1点目の環境保全型直接支払制度の問題でございまして、こちらにつきましては、今副課長お話しさせていただきましたけれども、町内での取組者といいますと、らんざん営農さんが堆肥による水稲の作付。この制度につきましては、属地の制度を取ってございまして、小川地区の農家の方が遠山地区でやると

ということになった場合につきましては、遠山で実施をされている面積分のカウントを町からその団体にお支払いをするということでございますので、町内が1、町外が2の団体で取り組んでいるというものでございます。

次世代の人材投資につきましては、年齢制限であったり、またその後の就農状況等々にもよりますので、本人の申請に基づいてございますので、嵐丸塾等で実際に研修されている方の中でもこの制度を活用されていない方もいらっしゃいますので、直接的に新規就農者が少ないのかということ、この制度にのっていない方もいらっしゃいますので、その点をご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○畠山美幸委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 質疑がないようですので、農政課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。入替えのみで。

休 憩 午後 1時51分

再 開 午後 1時53分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、企業支援課に関する部分の質疑を行います。

それでは、どうぞ。

狛守委員。

○狛守勝義委員 私から2点ほど質問させていただきたいと思います。

資料というか、予算書の148、149、観光地域づくり法人推進事業補助金ということで8,000万ほど一応計上されているわけですが、ざっくりこれが推進するという形で内訳等、どういう状況になっているのか。

それで、DMOの事業ということだろうと思うのですが、基本的にどういう形で今進捗しているのか。仮申請まで行っているという話は聞いてはいるのですが、その状況はどのような状況であるかということです。

それから、当然これは8,000万で、それが全てということではなくて、どういうものにこれをまたほかは使っているのか、その内訳をざっと教えてほしいということです。

それと、もう一つ、その下に観光振興事業ということで、新規で新しい生活様式の中で観光の振興を図っていくための経費ということが書いてあるのですけれども、内容的にはどういうものなのか、その内容をお知らせ願いたいというふうに思います。この2点です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

大島副課長。

○大島行代企業支援課商工・観光担当副課長 それでは、一番初めの観光地域づくり法人推進事業補助金の内訳についてお答え申し上げます。

推進事業補助金の中身につきましては、主立ったものが大きく2つに分かれておりまして、1つはDMO事業関係、もう一つが千年の苑事業関係ということになっております。DMO事業関係につきましては、DMOの観光協会事務所やバーベキュー場の開発、レンタサイクルの運用に関する事、またお土産品の開発や作成に関する事、こういったものがDMO事業の中身になっております。また、千年の苑事業につきましては、ラベンダー園の圃場管理、また令和4年度開催を予定しておりますラベンダーまつりに要する費用、それから新規作物の開発に要する費用等が主なソフト事業ということで千年の苑事業の内容となっております。また、ハード事業といたしまして、DMO事業におきます工事や案内看板の設置、備品購入等、そういったもののハードとして購入する部分、設置する部分についての費用、大きく分けてこの2つ、ソフト事業とハード事業に分かれております。

内訳については以上です。

○畠山美幸委員長 藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 DMO関係の仮申請をしているという委員さんのご質問だったのですが、DMO化に向けて今年度から動き始めているわけですが、DMOの法人化に向けてまず仮の申請というのを今年度中に上げたいということで、前回ぐらいの議会でしょうか、ご答弁申し上げますけれども、今そのタイミングを図っているというところがございます、まだ広報法人、広報というのですか、DMO広報の申請をこれから出すと。まだDMOの候補ですね。候補になってから、今度は官公庁のほうで、通常ですと1年、2年、その観光事業の内容を見極めて、これでオーケーだろうという判断をした場合に初めてDMOがという形の手続になるというふうなことでございます。今年度中は厳しい状況もありますので、来年度にその候補の

申請は上げたいなど。ある程度申請書類のほうも昨年度から担当課のほうでつくってありまして、ある程度準備はできておるのですが、その辺はまだタイミングを見計らって申請のほうを上げたいなというところでございます。

○畠山美幸委員長 大島副課長。

○大島行代企業支援課商工・観光担当副課長 続きまして、観光振興事業の備品購入費等についてお答え申し上げます。

こちらの内容につきましてということでございますが、内容につきまして新型コロナウイルス感染症の国による緊急事態宣言等によりまして、連続して町のお祭りとかが中止になってきております。令和4年度はそういった各種お祭りの再開に向けた準備をして、必要な備品等を購入して観光の振興を図っていくといったもののことで計上させていただいております。実際には毎年幾つものイベントが、多数のイベントがあるかと思っておりますけれども、そのイベントの際にそのイベントごとにリースしたり、レンタルしたりしている物品等が多数あると思うのですけれども、毎年毎年レンタルとか、そうやっている、その費用が余計にかかってしまいますので、そういったものを町でそろえられるものは町でそろえていこうということで計上させていただきまして、具体的には例えばテント、これは最近のものに照らし合わせてワンタッチ式テントがいいかなと今の段階では考えております。それから、イレクターフェンスといひまして、イベントの受付なんかで観客の方、いらっしゃったお客様が並ぶときに一直線に並ぶのではなくて、波をつくって並ぶようなときに、間に少し人が距離が保てるようなフェンスというのですか、そういったフェンスとかもラベンダーまつりなんかでは特に必要になってきたりします。そういったものとか、簡単にはカラーコーンとか、あとこの時代ですので自動消毒用機械とか、そういったものを主に購入するような予定となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 狛守委員。

○狛守勝義委員 そうしますと、DMOに関しては候補にまだ挙げてもらうというような段階というか、そのタイミングを見計らってということで、相当時間がこれからまたかかるというような判断でいいのですか、そのDMOの関係は。

あともう一つは、例えば8,000万で大きく2つの事業をやるという、DMOと、それから千年の苑ということで、これ内訳的にはどの程度の金額の割り振りになってい

なのか、その辺お聞きしておきたいのですけれども。

○畠山美幸委員長 藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 DMOのほうの関係でございますけれども、先ほどお話ししたように、来年度中には遅くとも候補法人の申請は上げたいかなと思っております。候補法人の申請自体が官公庁のほうでどう答えが返ってくるかというのも分かりませんので、これは何とも言えませんが、申請を上げればなれるというものではないということでございますので、場合によっては指導をされて、申請の手続の変更をしながら、最終的にまず候補という形で位置づけをされて、その位置づけがされた後に、実際に観光事業、こちらのほうで運営をしている事業の内容等を見極めて、官公庁のほうで正式に候補を外してDMOという形の許可というのでしょうか、そういった形になりますので、こちらのほうで何年かかりますというの分からないというところはございます。ただ、全国的に今DMOになっている団体さんの話を聞きますと、1年なり2年なり経過してからそういうふうになっているのが多いようなことは聞いております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 大島副課長。

○大島行代企業支援課商工・観光担当副課長 それでは、推進交付金の金額の内訳についてお答え申し上げます。

一つ一つ挙げると細かくなってしまいますので、大きく先ほど申しあげましたソフト事業とハード事業におきまして、ソフト事業におきましては7,648万円を予定しております。ハード事業につきましては3,520万円を予定しております。今この2つに大きく分かれております。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 145ページの花見台、町長の施政方針にも花見台のことが述べられていたわけですが、この見通しというか、見通しでいいですか、いつ頃工事が始まって、完成してというようなことを伺えればと思います。

それから、その下段のほうですが、川島地区の組合設立準備会の補助金なのですが、これはいつ頃を予定しているのかと、具体的にこれは何に使われるわ

けなのですか。組合設立のために小冊子を作るとか何か、そういうものに使うのか、何に使うのかを伺いたいと思います。

149ページの観光地域づくりなのですからけれども、これ当初予算のここにも載っていて、昨年の補助金よりも増えているわけですね。どういう関係で増えたのか、事業費も増大したのか、それを伺いたいと思います。

それと、観光振興事業、先ほどありました新しい生活様式の中で観光の振興を図っていくための経費ということで、具体的に何を目的というか、どうしてこういうものが出てきたのか、経緯を伺いたいのですけれども。どういう目的を持ってやるのか、テントを買うとか、そんな程度のことですけれども新しい生活様式、コロナによってソーシャルディスタンスを取れるようなということで、それが新しい生活様式のための今後の方式だということで、こういうようなネーミングつけたわけなのですか。新規ということで、この名前につけ方のことにこだわっているのですけれども、ちょっと伺いたいと思います。

それから、南部グラウンドなのですからけれども、今まで南部グラウンドについては、去年は工事をしたからいろいろな負担が出ていますけれども、通常出ていないわけです。でも、これからは200万程度のお金は常時出ていくということが考えられるわけなのですか。その点伺いたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

小輪瀬企業誘致推進室長。

○小輪瀬一哉企業支援課企業誘致推進室長 それでは、企業誘致事業の関係につきましてお答えいたします。

花見台工業団地拡張事業なのですからけれども、造成工事が事業実施主体の県の企業局のほうでスタートをしました。事業の事業期間といたしましては、令和4年度いっぱいまで事業が完了をするという予定になっております。事業が完了しましたら、企業のほうが立地をしまして建築工事に入っていくものというふうに予定、考えております。

次に、川島地区なのですからけれども、昨年6月の全協でもご説明いたしましたが、事業手法につきましては、業務代行方式の組合土地区画整理事業でやりたいということで考えております。4月に説明会を行いまして、仮同意をいただくべく調整を進めてまいりました。その後、地権者のご理解もありまして、仮同意のほうがおおむね9割

に達しましたので、昨年の12月に区画整理組合の正式な組合ではないのですけれども、準備会というものの立ち上げができました。今後は令和4年度につきましては農林、農地の調整と並行して実際に事業を実施していただける業務代行者の選定を進めてまいりたいと考えております。

それで、今回予算としてお願いをしております20万円の内訳なのですけれども、準備会に対する補助金ということで、主に需用費、準備会だよりというものを組合員の皆さんに準備会の動きを、事業の進み具合をお知らせをしていきたいと思っておりますので、準備会を発送する経費、あとはなかなかコロナ禍の中でスムーズに実施できるか、ちょっと今の状態ですと見通しが厳しいかなと思っているのですけれども、コロナの様子を見ながら、同じような業務を実施しております県内の先進地の視察、勉強をさせていただければと思っております。そのための経費としての20万円という内訳でございます。

私のほうからは以上です。

○畠山美幸委員長 大島副課長。

○大島行代企業支援課商工・観光担当副課長 では、質問3点いただきましたうちの1点、まず推進交付金の増えた理由ということでお話しさせていただきます。

令和3年度と令和4年度を比較いたしますと、令和3年度はラベンダーまつりの実施がございました。そのため、令和3年度はラベンダー園における推進交付金の枠の中で圃場周辺管理委託といたしましたものを令和4年度におきましてはまつり委託と改めさせていただきます、この分が1,000万円ほど増えております。

また、あわせまして、まつり周知ということでございまして、まつり周知も令和3年度は祭りがございましたので、ラベンダー応援WEEKSと令和3年度行っておりました。その周知は簡単なものでございましたけれども、今度は本格的な周知ということになりますので、690万円ほどという形でさせていただいております。そのほかにも令和3年度は減ったり増えたりとか、いろんな項目でございまして、そういったところをトータルして大きく目立ったところはこの2つに関して金額が増えているということでございます。

続きまして、観光推進事業の備品購入の件でございまして。計上した経緯でございますけれども、地方創生臨時交付金のほうで募集がございまして、その中で観光振興におけるメニューがございました。そちらのほうの枠を利用させていただいて今回計上

させていただいたというものでございます。目的なのですけれども、確かに物によってはと思うのですけれども、実際例えば先ほど申し上げましたイレクターフェンスなんかですと、人が混み合うところを仕切って人との距離、ソーシャルディスタンスと言われるものでしょうか、そういったものを保つようにフェンスを設置したり、自動消毒用機械とかというのももちろんそのままの書いてあるとおりになりますけれども、そういったものをメインで購入させていただいております。また、テントにつきましても観光振興ということで、そちらのほうにメインを取らせていただきまして、今回テントということで購入を予定させていただいております。

続きまして、最後に南部グラウンドの常時このぐらいの金額が出るのかということでございます。委員さんお考えのとおり指定管理をしていくということであればこの金額程度、この内容につきましては南部グラウンド除草作業やトイレの清掃、浄化槽の維持管理関係、清掃関係、それからトイレなどの消耗品や清掃用具、そして電気料、水道料といったようなものになります。こういった必要経費というものに関しまして、年間合計するとこのぐらいの金額になりますので、この金額は年間かかっていってしまうのかなというふうに想定されるものでございます。

将来の見通しといたしましては、毎年度200万円前後の金額が経費としてかかっていくのかなと思われまます。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 川島地区の準備会だよりというのをつくるわけですか。ぜひこれ議会のほうにも配ってよいものなら配っていただきたいと思うのですけれども、お答えをいただきたいと思います。

それから、観光地域づくりの関係なのですが、そうですか。今度の祭りの関係で大きく出費が増えるということで、それで総額8,000万円ということで、昨年が6,800万円ぐらいですから、1,000万円以上の、ここに1,100万円と載っていますけれども、そういう金額になったということなのですか。昨年もちよっと聞いて驚いたのですけれども、昨年ほかの委員が聞いて、人件費はの中でどのくらいかかっているのか。昨年と同じくらいなのですか。金額でお答えいただきたいと思いますので、お願いします。

それから、南部グラウンドなののですけれども、200万円が常時かかるということで

ありますと、この収入は観光協会に入っていってしまうわけですよ。今までと比較して、どうなのですか。出ていく金のほうが多いような気がしてしまうのですけれども、急に聞いて分かりますか。その点伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 3点について、小輪瀬企業誘致推進室長。

○小輪瀬一哉企業支援課企業誘致推進室長 準備会だよりの関係なのですけれども、あくまで川島地区の準備会で発行するものでありますので、準備会の役員さんに相談をしまして判断をしていきたいと思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 大島副課長。

○大島行代企業支援課商工・観光担当副課長 それでは、令和4年度の推進交付金の人件費の金額についてお答え申し上げます。

人件費につきましては2,463万8,000円と見積もらせていただいております。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 私のほうからは南部グラウンドの関係につきましてお答えさせていただきます。

南部グラウンドの今回の指定管理委託料207万9,000円の内訳といたしましては、今まで町の予算で対応しておりましたトイレの清掃ですとか、維持修繕、また浄化槽の維持管理関係、また消耗品関係のトイレトーパーですとか、掃除用具、または掃除に必要な洗剤、そういった消耗品関係、また電気料金、水道料金。これ通常でも町のほうで支出しておったのを今回は指定管理という形をお願いするに当たりまして、全て観光協会のほうで賄ってもらおうということになりますので、そういった部分では、その支出について新たに町のほうが負担しているとか、そういったものではございません。

また、今南部グラウンドのほうにあるマレットゴルフも前回条例のほうでお願いしましたけれども、今まで教育委員会のほうでやっておりましたが、今回から企業支援課の関係で観光協会と一緒に運営をしていただくという中で、マレットゴルフ愛好会のほうに補助金というのを今まで年間12万払っておりました。これもあわせて含んでおります。ですので、今年度の予算、教育委員会のほうではマレットゴルフ愛好会の補助金というのでしょうか、そういったものが計上されていないというふうになって

おりますので、その分も含んでおります。

今まで観光協会で負担してきたという内容に関しましては、除草作業等、例えば台風行った後の河川が大分荒れているところを整地する費用、そういったものは観光協会のほうである程度負担して運営のほうやっていたのだと思いますが、その辺を含めて207万9,000円ということでございますので、町の負担が多くなるとか、そういった形ではないのかなど。通常町のほうで払っていたものを今度は観光協会のほうでやりくりをしていただくというようなことをご理解いただければなというふうに思います。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 観光地域づくり、人件費、これ何人分なのか伺いたいのと、南部グラウンド、今ご説明聞きましたけれども、トイレの清掃、修繕、水道代、電気代、除草や荒れた河川は観光協会がやっていたということなのですか。その分は、だから町は出していないということですよ、そうすると。ないのですから、あとマレットゴルフは年に12万円だと。それ入れてもどうですかね。200万円の金額になるのかって考えるとどういう見積りで200万円になったのか、ではそれ聞いて終わりにしたいとします。

○畠山美幸委員長 大島副課長。

○大島行代企業支援課商工・観光担当副課長 では、お答え申し上げます。

人件費の人数なのですけれども、7名分プラス法定福利費というふうになっております。7人分プラス法定福利費ということになってございます。

○畠山美幸委員長 藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 南部グラウンドの関係なのですけれども、先ほど申しあげました指定管理委託料の内訳、内容につきましては今年度の実績だとか、そういったものを基に算出しておりますので、町のほうで余計にお金を払って指定管理をしていたかどうかというような形にはなっておらないというふうにこちらでは思っております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 ほかに。

長島委員。

○長島邦夫委員 1点目は145ページの市街地の活性化に対する補助金なのですけれども、活力創出推進委員会の補助金、今まで100万単位で減ったり増えたりしていたの

ですが、ここで大きく支出をし、何かの一定の成果を出そうかなというふうに感じが受け取れるのですが、内容をもうちょっと詳しくお聞きをしたいと思います。

それと、今答弁聞いていて、南部グラウンドの関係ですけれども、ここは当然いろんな事業というか、中の管理をやっていただくということですが、当然人件費だつて入ってくるわけだから、これで足りるのかなと逆に私なんか思うのですけれども、そのところ、人件費のことを何か言っていなかったような気がしたものですから、お聞きかせください。2点だけ。

○畠山美幸委員長 大島副課長。

○大島行代企業支援課商工・観光担当副課長 それでは、地域商業等活力創出推進委員会補助金の内容についてお答え申し上げます。

こちらにつきましては、空き店舗の関係、それからコロナの状況によっては、朝市を復活というものを期待しております、そのための50万ということで計上させていただいております。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 南部グラウンドの関係でございます。人件費のほうはどうなっているのかというご質問だったかと思いますが、人件費のほうにつきましては、今回の管理指定委託料の中には含まれておりません。当然指定管理をやる上で人件費まで出していたら、こんな話は普通では考えられませんので、人件費は当然観光協会のほうでの負担で運営をしていただくということでございますので、人件費は含まれておりません。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 中心市街地の関係のところですが、そうですね、朝市を復活をするということなのですね。こういうコロナの状況になってしまってできなかった。できなかったって、やりたいのだけれども、できなかったということだというふうに思います。あと場所の選定だとか、業者さんの問題だとか。でも、この中心地が空洞化になっていくということで、何か一つ筋が見えてきたような期待をするところも多いのですが、それ以外は今までやっていなかったような委員会の中でこれいろいろ審議をしていくのだというふうに思うのですが、何かもう少し目新しい

松本委員。

○松本美子委員 145ページですけれども、中ほどですが、嵐山まつりの実行委員会補助金ということで215万円ほど出してありますけれども、予算が計上しています。そして、今までもずっとやってきたことですのでけれども、ここのところコロナでということでお休みだったのだというふうに思います。ですが、今回は4年度は11月の中旬頃には開催するというような予定で、実行委員会のほうに215万円ほど補助金を出すということですのでけれども、今の段階だとちょっと無理のような、まだコロナの関係がありますけれども、もし開催がだんだんコロナのほうが鎮静化してきてできるという状態になったときでは、どんな内容で、すっかりコロナも終わってしまえば世話ないですけれども、また次のが出たりなんかしているというような報道等もありますけれども、実施内容ですか、どんなふうな形でやっていくのでしょうか、この215万円の予算というものは。

○畠山美幸委員長 1点でいいですか。

○松本美子委員 はい。

○畠山美幸委員長 藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 特に来年度の嵐山まつりで新しい企画というのは今現時点ではございません。例年どおりの予算取りのほうをさせていただいているというような内容でございます。また、やはりコロナの状況に応じては実施できない可能性も含めて考えていきたいなど。また、コロナのほうは大分鎮静化してきて、こういったイベントというのでもできるような形になったとしても、ご承知のとおり又エックがコロナの患者の収容地になっておりますので、そうしますと、その場所自体でできるかどうか。そこもひとつ課題があるかなというふうには思っております。ただ、準備等を含めますと、ある程度の時期に開催もやるやらないという決断をしていかなければいけませんので、できるというふうになったときにはその感染対策、そういうのも含めて内容のほうもある程度例年と違ったことを考えなければいけない可能性もあるかなというふうには思っております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 ほぼ例年のごとくにコロナの関係もありますけれども、実施をしたいということで準備をしていくと、そういうようなことのようにですけれども、何かあれ

だけのお店がいっぱい出て、すばらしくお祭りらしきものでいいなというふうにも私も思って参加させていただきましたけれども、コロナが一日も早く収束するということが前提ということで。新しい企画は申し訳ないですけれども、今は考えていないということでよろしいですね。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 新しい企画は今現在は考えておりません。コロナの状況に応じてやり方を先ほど言ったようにちょっと考えて、もしできるようになった場合には開催するようになるかなと思いますので、そのときに場合によっては今までと違うようなことを考えられれば考えていくかなというふうに今現在は思っております。

○畠山美幸委員長 ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員 先ほどは重忠まつり、私も心配で聞きましたけれども、どうなのでしょう。これ5月15日という日にちまで決まっているのですが、設定として屋外の事業がかなり多いわけですが、雨対応といいますか、いわゆるやる場所、あそこの資料館の跡ということになりますから、資料館の設備を使っていくような形の取組も考えているかどうかという点を聞かせてもらいたい。雨になったときには外でやらざるを得ないという形になってしまうのか、その辺のところの捉え方というか、考え方だけ教えてください。

○畠山美幸委員長 藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 お答えさせていただきます。

これは実行委員会方式を設けまして、今これを進めているところでございますので、この間の一般質問でも予定ということで、いろいろ内容につきましてはお答えさせていただきました。昨日流鏝馬に関係しまして打合せをさせていただきました。流鏝馬はよっぽどの雨ではない限り、小雨程度だったら実施はできますというお話でございました。また、今回メイン的には外の広場で開催するということになりますので、剣道、なぎなたというのも今予定しております。この辺があまりにもぬかっていたりとか、芝生で滑りやすく危険だという判断をその出いただく団体さんのほうが判断した場合には、場合によってはそういったものは中止させるを得ないかなと。また、子供たちに喜んでいただけるようなちょっとしたイベント、ゲーム的なものの遊びと

いうのも考えておりますので、これも下のぬかるみ等問題ないようであればできるかなど。また、屋内では一般質問のときにもお話しさせていただきました重忠検定講座室という部屋があるのですけれども、そこで重忠検定をやって、あとはNHKさんのほうで大河ドラマの関係のパネルを貸出しをしていただけるということになっておりますので、パネルの貸出し、また当日会館のほうは資料館ということで、通常たしか100円だったでしょうか、入館料、これを無料で開放していただけるというお話もいただいておりますので、その辺も当日会館無料でいろいろ御覧になれますよというところも情報的には発信していきたいなというふうに思っております。

○畠山美幸委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 質疑がないようですので、企業支援課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。50分までといたします。

休 憩 午後 2時35分

再 開 午後 2時50分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、まちづくり整備課に関する部分の質疑を行います。

それでは、質疑をどうぞ。

大野委員。

○大野敏行委員 155ページにあります河川の改修等に要する経費、施工箇所が志賀沢川しゅんせつ工事、それからもう一か所、前川河川改修工事となっております。これは、令和4年度のこの1年間だけで済む工事なのでしょうか。

○畠山美幸委員長 1問でいいですか。

○大野敏行委員 はい。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 お答えさせていただきます。

志賀沢川につきましては、3か年で一応計画をしております。3か年のうち今年度事業のほうやらさせていただきましたので、来年2年目の工事になります。前川につ

きましては、前川も今年度工事をさせていただいていますが、5か所のうち今年度2か所工事をやらせていただいています、来年度事業をやらせていただきまして3か所やって、前川のほうにつきましては来年完了予定になります。

以上です。

○畠山美幸委員長 大野委員。

○大野敏行委員 公共の河川敷地だけでなく、隣接している個人の持っている畑地やなんかに入らなければ作業ができないところもあると思うのですけれども、そういったところに関しては事前の連絡と同意というのは当然取られると思うのですけれども、どのくらいの前段階でそういった措置をされるのでしょうか。

○畠山美幸委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 志賀沢川につきましては、今年度は河川に入れないとかなんとかありますので、クレーンとかを使わせて工事のほうやらさせてもらう予定をしております。来年度につきましても宅地の中とか、そういうところの付近と、あとは田畑等もありますので、耕作をされているときには無理かもしれないのですが、それ以外を見越して工事発注をさせていただいて、事前に準備をさせていただいて、貸していただきながらやるようであれば前もってご説明のほうさせていただければと思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

藤野委員。

○藤野和美委員 私のほうからは、まずは146ページの住宅リフォームの助成があります。この1軒当たりの金額とか、大体想定している件数とか、その辺について教えていただきたいと思います。

それから、157ページ、これ駅西口の整備の関係ですけれども、私あした総括もやりますので、そこでまた詳しくお聞きすることになりますけれども、1点だけ、この中で駐輪場の整備があります。この駐輪場についてどのような形で、それから有料、無料も含めてどのようなお考えが現時点であるか、お聞かせいただければと思います。

それから、159ページ、公園関係の事業ですけれども、これは12月の議会で私が質問したときに、町長のほうから幼児用の特化した公園を造っていきたいというふうにおっしゃっていただいたわけなのですが、その辺がどういう形で反映しているかと、

その辺についてどう来年度考えているのかお聞かせください。

以上です。

○畠山美幸委員長 3点について。

安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 それでは、リフォーム事業についてお答えいたします。

今回の補助事業につきましては、これからおおむね5年間程度を予定しております。補助率につきましては2分の1、補助上限は10万円ということで、1軒当たり10万円の10件ということで今回予算措置をさせていただいております。

以上です。

○畠山美幸委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 157ページの駅の駐輪場の関係です。駅西口のエレベーターの脇のところの小川寄りの下のところで駐輪場のほう予定をさせてもらっています。一応有料化で予定をさせてもらっています。

以上です。

○畠山美幸委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 町長から、幼児に特化した公園ということでのせさせていただきます。令和4年につきましては駅西を整備の中心に行くことを予定しております。まだ実際にどうということはしませんけれども、令和4年度中から検討させていただいて、実現可能性とか、予算の補助金の内容とか、どのような経費がかかるかとか、そういうのを研究させていただいて今後につなげてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 その駐輪場につきましては有料ということですが、これ一つ問題があるかなと思うのは、東口が無料になっているわけです。そういう形で有料、無料というのが出てくるということで、それについてはどのように考えているのかということです。あと、どのくらいの台数を予定しているかということをお聞かせください。

それから、公園の用地の関係なのですが、駅西公園が現在のところ小さいお子さん

をということで、かなりあれを使っている方が多いかと思うのですが、そんなに大型なものではなくて、本当に幼児の方が安心して遊べる場所が欲しいということが基本ですので、あまり大がかりに考え過ぎなくても、ぜひできるところからあの場所をまず優先的に整備というか、常に安心して遊ぶことができるような公園というところから手をかけていただいてということで、その辺についてはいかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

以上です。

○畠山美幸委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 157ページの駐輪場の関係です。台数につきましては、計画上150台を一応予定しております。

以上です。

○畠山美幸委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 駅周辺の駐輪場の考え方でございますけれども、西口、東口も今後どのようにやっていくかという課題があるかなと考えています。以前いろいろアンケートを取らせていただいたりしたときにおきましても、1回有料化についてのアンケートを取らせていただきました。ある程度はやむを得ないなという意見もありましたし、今後他の駅を見ながら、全体的な駅の駐輪場をどうしていくかというのを考えながら、有料化も含めて検討させていただいて、あと駅の駐車場対策もどうしていくかというのを総合的に考えていくことが必要かと考えていますので、今後全体的な考え方を持って再検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

また、駅の公園、藤野さんが言われた子供たちがよく遊べるような公園ということで駅西、大変重要な視点かなというふうに考えております。ただ、駅西の公園につきましても夏場は職員も頻繁にある程度手をかけて草刈り等はしているのですが、結構草がよく生える場所がございます、いろいろ十分に遊べるところもないというのがありますので、あと駅西口ができて見栄え、よく注目されるようになるかなというふうに考えておりますので、そういうことを考えながら、確かに少しずつというのものもあるかもしれませんが、ある程度力を入れて整備することも必要かなと思いますので、補助金等を見たり、財源等を確保しながら整備のほうも検討したいなと考えているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 公園については分かりました。そういう形で進めて行っていただきたいと思います。

駐輪場につきましては、利用者から見ますと、当然無料でお願したいということだと思います。これは通勤通学ですと、毎日のことですから、そのコストというのは本当に大変なことになってくると思います。もし有料化するとなっていくますと、今度は有料化にふさわしい体制をつくらないと、これは逆にまた納得されないと。常に整備されていないと。ですから、そのコスト等も少し検討していただいて、それから、東口が今無料だと。これを有料にするとなると、これは利用者にとっては、またいろんな問題が当然発生すると思います。ぜひ有料、無料を今決めないで、アンケート等を総合的に検討すると今課長おっしゃっておいりましたので、ぜひ今決めることなく総合的に検討しながら進めて行っていただきたいと思います。では、そういうことでお願い。いいですか。どうかということで、ごめんなさい。

○畠山美幸委員長 答弁、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 お答えさせていただきます。

駅西整備をするに当たりまして、やっぱりいろいろな駅の状況、今回の駅西を進めるに当たりまして、他の市町村で今いろいろ駅の周りの整備をしております。東松山駅しかり、坂戸駅しかりということで、担当のほうから取りあえず視察したというふうに考えております。東松山駅におきましても、以前無料化したところを今全て有料化になったり、そのかわりきれいな駅にするためにそれなりのコストをかけてやっている状況もあります。そういう事例を見たり、他の市町村のいろいろ見たりして、総合的に勘案して嵐山町にふさわしい駅はどうするかというのを考えて整備というか、方向性を決めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 それでは、何点かになりますけれども、質問させていただきます。

まず、151ページの下段ですけれども、道路修繕事業ということで、工事請負費のほうで5,400万円ほど計上されています。その中で施工箇所ということで、町道2-

13号あるいは町道2-19号、次のページにも町道花見台2号線ほか2路線ですか、あるようですけれども、これはどのくらいのキロ数というか、どういう事業と言ったほうがいいでしょうか、取りあえずお尋ねします。

○畠山美幸委員長 1点でいいですか。

○松本美子委員 いえ、続けてよろしいでしょうか。

○畠山美幸委員長 どうぞ。

○松本美子委員 3点ほどあります。では、すみません。

続きまして、153ページになりますけれども、同じく生活道路の関係なのですが、中段になります。こちらの関係は測量委託のほうが726万円、あるいは工事請負が1,800万ちょっとということで、土地購入もありますけれども、根岸10号線あるいは川島69号線あるいは70号線ですか、こちらもどんなような工事の関係に入っていくのか、お尋ねさせていただきます。

もう一点ですが、下段になりますけれども、交通安全施設管理事業ですけれども、こちらは道路標示あるいは道路の反射線ですか、防護柵ですか、そういうようなものを修繕しながら工事をしていくということですが、場所と、やはりキロ数はどのくらいの場所に、どこに設置して、そのような標示を道路にしていくのかということをお尋ねします。

最後ですけれども、一番下段になりますが、道路照明灯の設置についてということですが、これは区のほうからの要望が幾つあるかをまずお尋ねさせていただきます。

以上です。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 お答えさせていただきます。

151ページの道路の修繕工事になります。舗装修繕工事になりまして、2-13号線、若草保育園の前の通りなのですが、そこにつきましては延長435メートル、続きまして2-19号線、明星通りの前になります。これが延長200メートル、これにつきましては表層の修繕工事になります。

続きまして、153ページの花見台2号線の、これも舗装の修繕工事になります。こちらにつきましては、延長が443メートル、こちらにつきましては表層、舗装と下の

路盤の修繕工事になります。

続きまして、生活道路の事業費の内容になります。一番上の測量設計業務委託につきましては、根岸10号線になります。延長100メートルの測量設計業務になります。

続きまして、工事請負費につきましては川島69、70号線、こちらにつきましては、延長150メートルの幅員4メートルの道路の改良工事になります。

続きまして、土地購入費になります。土地購入費は、同じく川島69、70号線の土地の購入費になります。これにつきましては、まだ詳細な面積確定はしておりませんが、約50平米の面積を買収予定になっております。

続きまして、物件補償費につきましては、その土地購入費の契約をさせていただく方の移転雑費という形で計上させていただきました。

続きまして、交通安全の修繕料になります。交通安全の修繕料は町民の皆様からこういう交通安全が壊れているよとか、そういう要望に対してのカーブミラーとか、あと防護柵の修繕工事になります。それにつきましてはこちらで今壊れているというのを把握しておりませんので、要望という形で修繕のほうを行っていただければと思っております。

続きまして、工事請負費のほうですが、こちらにつきましても区長要望とかの対応で、反射鏡だとか防護柵、あと路面標示等を実施させていただければと思っております。

続きまして、155ページの道路照明の工事請負費になります。道路照明の工事請負費につきましても区長さんの要望により道路照明等の設置の依頼がありましたら、そのところの箇所の照明灯の設置業務になります。

以上です。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 まず、修繕なんかはキロ数を言っていたいただきましたので、工事につきましては分かりましたので、ありがとうございます。

何点かすみませんが、まず川島69あるいは70号線の関係なのですけれども、こちらにつきましては、土地の購入費ですけれども、50平米ぐらいをとということでしたけれども、坪単価はどのくらいなのでしょう。

それから、道路の反射鏡、あるいは防護柵、現在は3月ですから、もちろん予算も使い切っているということでしょうけれども、今のところは要望がないけれども、予

算上の計上という形だということですので、ありがとうございました。

それから、道路照明灯なのですけれども、これは暗いといろんな分野で防犯の関係も出てきますから、明るいほうがありがたいし、皆さんもそういうことを要望していると、そんなふうを考えているところでございますけれども、幾つぐらいの道路照明灯の設置の考えを持っているのかお尋ねします。金額が572万9,000円ほどあるわけですが、柱を立てると余計にかかりますし、また強化になるから、それだけ安いということは分かりますけれども、年間でどの程度ぐらいを、この572万9,000円の予算を組んでいる内容についてはどんなふう考えていますか。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 川島69、70号線の土地購入費の単価についてお答えさせていただきます。

今75万円で約50平米なので、単価につきましては1万5,000円という形で単価を設定させていただきました。

以上です。

○畠山美幸委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 道路照明灯の設置の工事でございますけれども、区長さんの要望によって設置させていただくとのことですが、予算上におきましては、基本的には今現在ではLEDによって大きさが違うのですけれども、12基を今現在予定して予算措置をしているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 土地の評価なのですけれども、もちろんこれは評価委員さんにきちっと評価していただいての1万5,000円という形でよろしいでしょうか。

○畠山美幸委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 土地評価につきましては、基本的には町の単価表というのがありまして、こういうものについてはこうということがございますが、宅地単価として1万5,000円ということで、今現在では使用している単価表がありますので、それに基づいて買収させていただくということでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 147ページの住宅リフォームの関係なのですが、初めにここは前後、企業支援課の欄なのです。どうしてこういう中にまちづくりの事業を入れたのか、できるだけ一緒にしてもらったほうが見やすいなと思うのですけれども、逆に見にくくしたのかなといううがった見方もしてしまうので、お考えがあれば、こういうことでここに入れたのですよというのがあればなのですけれども、伺えればと思います。それで、条件としてどんな条件でも利用できるということで理解してよろしいのでしょうか。

それから、町内業者だけに限っているのか、前回町外もありましたので、その点どうなのか、割合がまた違うのか伺いたと思います。

それから、155ページの上の橋りょう点検なのですが、数だけ見ると、去年が9橋、今度16橋ですから、おっ、すごいなと思ったのですが、金額見たら去年の半分以下です。これできちんと点検ができるのか、質が保てるのかなと思ったのですけれども、金額の違いはなぜなのか。昨年というか今年度並みの点検ができるのかを伺いたしたいと思います。

157ページの西口なのですけれども、自転車の駐輪場を設置するというので、これは西口は事業としてやっている方がいますので、そういう方には一応了解を取っているのか伺いたしたいと思います。

それから、今度新しくロータリー造るわけですけれども、細かい話なのですけれども、県道は起点と終点が少し変わるのですか、短くなるのでしょうか、そこを伺いたしたいと思います。

それから、教育長に伺いたいたのですけれども、新しいロータリーですと、通学路の変更というのが出てくるのかなと思っているのですけれども、その点は議論、これからののですか。図面見てからぐらいでもう進めていかないと安全な通学路は確保できないというふうに思いますので、そのお考えを伺いたいたと思います。

エリアリノベーション、これ川越でうまくいった人を今度嵐山でも使っていきたいということで、この方の考え方というのは全く分からないわけです。課長がこの前一般質問でお話ししていただいた程度で、これ佐久間町長にもお願いしたいのですけれども、新しい事業をやる場合にはある程度の詳しい説明をしていただけないでしょう

か。そうでないと、ある面もう白紙委任、これ通ってしまったら白紙委任になってしまうわけです。逆に私なんかはこれでは通せないよとなってしまうわけで、事前のできればその方の講演を聞かせてもらうとか、何か本があれば、こういうような本というか、内容があれば配ってもらうとか、そうでないと、町費を使うわけですから、41万とはいえお金を使うわけですから、こちらとしてもチェックする側としては簡単にオーケーを出せないというふうに思います。したがって、幾ら課長がうまく説明をしてもよく分からないというのがあるので、できれば本人の話の聞かせてもらうのが一番いいのですけれども、何かもっと詳しいことを事前に聞かせてもらわないと事実上の白紙委任になってしまいますので、お考えを。これはやばいかな、この質問は。任せます。それだけだったかな。いいです。

○畠山美幸委員長 以上の6点でいいですか。

○川口浩史委員 はい。

○畠山美幸委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 お答えさせていただきます。

155ページの橋りょう点検になります。橋りょう点検につきましては、今年度はネクスコの橋りょうが4橋ありました。その部分で今年度は金額が張っておりまして、ほかの橋りょうにつきましては、5年間で1回の橋りょう点検を行うという形で法にのっとっておりますので、ほかの橋りょうの、総橋りょう点検の事業費を5分割させていただいて、現在橋りょう点検を実施しているところであります。去年は9橋というのは、多分橋りょうの面積によって橋りょうの金額は変わってきますので、比較的大きい橋りょうを点検させていただいて、来年度につきましては小さい改良区の中にある橋りょうだとか、そういう橋りょうが比較的多いので16橋できるという形で、橋りょう点検の内容は今年も来年も点検する内容につきましては変わりありません。

続きまして、157ページの県道の起終点の関係ですが、起終点は今のところ県とも協議をさせていただいているのですけれども、今のところは起終点を変わらず、うちのほうで県道の部分を一部分工事をさせていただくという形で許可を申請をさせていただきまして、駅広の整備のほうを進めていければと思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

今回の住宅リフォームは、町内業者の育成というのを第一に挙げさせていただきました。予算はそもそも目的別で編成しますので、町内業者の育成ということで商工費ということで出させていただきました。その点はご了承願いたいと思います。内容につきましては、町内業者の育成ということでございますので、町内業者が基本的には今現在考えている内容については、町内に本社または営業所がある方のみで受け付けようと考えております。基本的には住宅のリフォームであれば何でもいいというか、住宅のリフォームをする場合の補助をするということでございます。

続きまして、駅西の駐輪場の関係でございますけれども、以前も言いましたけれども、全て説明会を行ってこの事業を進めさせていただいております。説明会のときには立ち寄りの方も呼びさせていただきます、こういう事業をしますよという話をさせていただきますので、ご了承いただけているかなと考えているところでございます。

また、通学路におきましても今現在はもともと駅西のロータリーを整備するにおいてもどうしても道路と交錯してしまうところがあるので、今回のロータリーについては、基本的には車歩道分離をするような形で警察協議もして、これなら安全ですねというふうにして協議を済ませて今回の整備を行いますので、現在のロータリーよりはかなり安全性が高いというふうに考えているところでございます。そのような協議も警察として今現在ロータリーの整備を進めさせていただきたいというふうに思います。

あと、エリアリノベーションでございますけれども、川越の人をそのまま全て託すわけではなくて、一般質問で答えたのは、講演会では川越の今現在やっている方を呼びして、こういう事業がありますよと講演をしていただくだけでございますので、その人が全部仕切ってどうのこうのではありません。エリアリノベーションについては、こういうものがエリアリノベーションとしてやっているの、これを事例として参考にしていただきたいという講演でございます。

なお、講演につきましては、今現在ユーチューブで流させていただきますので、もし興味がある場合は、嵐山町のホームページからも、ユーチューブでその講演の内容は見えるというふうに考えているところでございます。この方が誘導して何かをするわけではなくて、エリアリノベーションというのはこういうものですよという講演をしたというものでございますので、その点は誤解のないようお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 奥田教育長。

○奥田定男教育長 西口整備に関わって通学路の変更があるかというお問合せですけれども、現在菅谷小学校のむさし台、川島方面の子が駅を渡って通学をしております。そうしますと、当然西口のロータリーが整備されますと、そこを通っていますので、今度どのように整備されるのか、工事完成前に図面等を見せていただきながら、また関係課にご教授いただきながら学校と協議してまいりたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 リフォームなのですけれども、そうですか、今回は町内業者だけということではよかったなというふうに思います。店舗も可能なのでしょうか、確認で伺いたいと思います。

それから、どういうリフォームをするか。その方の都合といいますか、目的によってあるでしょうけれども、断熱材を入れる、壁の周りですね。そういうものに対してのリフォームということでやっていただくことができるのか、断熱材を入れなくてもしょうがない、対象になるのか、断熱材を入れないと駄目だよというような、そういう方向でCO₂、ゼロカーカーボンも宣言したわけですから、その辺お考えを伺いたいと思います。

エリアリノベーションですけれども、ユーチューブでやっているのだということで、その方の名前、私はこれは予算を見て初めてですから、どういう人がやるのかどうか全く分かりませんので、お名前や役職もし分かりましたら伺いたいと思います。会社名も分かりましたら。

○畠山美幸委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

住宅リフォームについては、基本的には住宅というのを今現在は主流に考えているところで、個人の住宅というのをメインで考えようかなと今のところでは考えているところでございます。基本的にリフォームでございますので、断熱材でも何でもリフォームすれば可能でございますし、それがなくて駄目というわけではなくて、主眼は何と言っても町内業者の育成を主眼としていますので、町内業者にコロナもありますけれども、頑張っていたきたいということもありますので、町内業者のやるリフォーム

ームについて助成をしていくというものでございまして、逆にこのリフォームでなければ駄目とかというのは、今現在は考えていないところでございます。

エリアリノベーションは今の予算で誰の講演をするかということと、またワークショップの費用をお願いしますけれども、まだ誰をどうするかというのは決まっておりませんので申し訳ありません。今までやった過去の実績は80%（エイティーパーセント）という方に講演をいただいて、それをユーチューブに載せさせていただきます。それはあくまでも以前委員さんと熱海に行かせていただきましたけれども、あのような方がこのような事例を持っているよという事例をどうすれば、私たちがその80%（エイティーパーセント）の方の会社が今現在どうやっているかというのを、そういう講演をいただいただけですので、それを誘導するわけではなくて、それが成功事例でありますので、そのようになっていただきたいのですけれども、全く熱海の方と基本的には同じようなことをやっていらっしゃるかなと考えているところでございます。

この当初予算についてはこれから先行してまた新しい講演をしたり、今現在の方もかなりいいのですけれども、コトラボ合同会社という岡部さんという方を令和3年度はお願いしてワークショップを行いました。かなり皆さんの刺激になるような、皆さんのいい考え方を誘導するようなプレゼンテーション、そういうことをしていただいたので、その人も個々それぞれでございますけれども、また新たな2年目でございますので、新たな方向に向かっていかななくてはいけませんので、それを見越して、また新たな視点で講演とか、ワークショップの方を选考していきたいなと考えておるところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員 156ページ、157ページの先ほどから出ています西口の整備、この令和4年でいよいよ最終年迎えました。それで、この工事内容を見ていると、令和3年度までの工事が難関の工事で大変だったと思うのですけれども、ある程度町民が楽しみにしているのはどんな時期になるのと言われたときに、なかなか我々も答えづらいところがある。それで、ここの駐輪場ができた図だとか、それからトイレが壊されるということです。そういったようなある程度、ほぼ仕上がりに近いようなイメージ図のようなものをもう町民にでも目に明らかにさせていただいてもいいかなと私は思うの

です。工事請負費の中にはないのでしょうかけれども、その辺のところは担当課として何か町民にオープンにしていくような方向性みたいなものというのは、令和4年度の早い段階でそういうことが予定されるようなことはないのでしょうか。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

今現在まだ全部完了していないわけでございますので、移転していただいてから考えようかなと思っています。コロナの関係等もありまして移転が進みませんけれども、この3月末に向けて移転を完了して新しく整備というか、平らになってこの場所を整備するのだなというのが目に見えて分かってくるかなというふうに考えているところでございます。既に過去の業務委託によってイメージ図というのはできておりますので、それが終わり次第、新しく整地になった場所を、なった後に町民の皆様のほうにこのようなイメージなのだよというのを議会にもお示ししますし、町民の方にもお示ししようかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 質疑がないようですので、まちづくり整備課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。入替えのみです。

休 憩 午後 3時30分

再 開 午後 3時32分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、教育委員会事務局に関する部分の質疑を行います。

それでは、質疑をどうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 170、171の一番上の奨学資金貸付運営事業なのですがけれども、同額で予定しているわけなのですが、どうなのでしょう。コロナの影響で借りたいという人が多くなるのではないかと思うのですが、そういうのはあまりないという見

通しで同額にしたのか伺いたいと思います。

それから、英会話の指導授業が増えているわけですが、これは小学校での英語教育が始まっているということで、その関係があるわけなのですか、内容を伺いたいと思います。

それから、さわやか相談室、これ若干減っているのですけれども、減った内容を伺いたいのと、どこの学校が相談件数が多いのか伺いたいと思います。

それから、180、181で、今度小中学校のトイレを改修するということであるわけです。学校再編審議会の中でトイレのドアが小さいので、洋式は設置できないのですよという、こういう説明だったと思うのですけれども、これは洋式ですよ。あの説明本当はうそだったということになるのですか。設置できるのだけれども、みんなを委員をごまかすためにああいうこと言ったということなのですか。それだとまずいなと思いますので、それであれば訂正をきちんとしていただきたいというふうに思います。

190、191、幼稚園の関係なのですが、新年度、人数について伺いたいと思います。

それから、208、209の学校給食の補助金なのですが、これどうしてなのですか。こんなに大幅減額になって制度は変わらないわけですよ。第2子は半額、第3子以降は無料ということで、これで大丈夫なのかと心配するのですけれども、内容を伺いたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 6点について答弁を求めます。

金子次長。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 お答えを順次させていただきます。

まず1点目の170ページの奨学資金の関係でございます。貸付委員会に関しては、現在年2回の会議を行っておりまして、前半、上半期、下半期、下半期は次年度の入学、進学の方のためという形で会議を行って、答申をさせていただいている状態でございます。

貸付者、借りる方が多くなるのではないかとということですが、特にここ昨年、今年と見ていて、今まで以上に多くなるというような傾向は見受けられません。現在、これから来年度に向けてご希望されて申請されて審査をされる方は1件ということで

ざいます。

次に、英会話の講師派遣業務委託料でございます。こちらに関しては3年間の長期継続契約ではなく、債務負担行為という形で3年間の契約を結ばせていただいております。令和4年4月から令和7年3月31日までの新たな契約というものになりましたので、入札によって金額が定められました。そちらを3年間で等分をした金額を計上させていただきます。どうしてもこちらに関しては人件費も多く、人件費がほとんどということになってまいりまして、金額に関してはそれぞれ社会情勢等が反映されているのではないかと考えるところでございます。

次に、さわやか相談員の関係でございますが、こちらが若干金額が減っているということでご指摘をいただいております。こちらに関しては主に職員手当の期末手当がパーセンテージが変更になったことによるものでございます。

続きまして、180ページのトイレの洋式化工事ということになってまいりますが、小学校、中学校ともに各学校、幾つかの工事をさせていただくように計上をさせていただきます。トイレのドアが小さいというのは実際のところでございますが、トイレのドアの開きの向きを変えるですとか、あるいはトイレの個室の広さを拡張するというようなことも考えながら洋式化をさせていただくものでございます。

次に、190ページの新年度の人数ということで、こちらは入園児の人数ということではなく職員人数ということでよろしいでしょうか。

〔「園児のほう」と言う人あり〕

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 園児のほう、失礼いたしました。新たに入園する年少さんは25名でございます。10月のときに申請があった人数は23名、新園児でしたが、ここで増えまして25名体制で年少を迎えることとなります。

次に、209ページでございますが、給食費の補助でございます。こちらに関しては、今までの積算の方法が児童手当、児童扶養手当の人数を算出しておりました。ただし、ここで令和2年度の下半期及び令和3年度の1年間の実績という数字が出てまいりましたので、その実績を基にこの数字を計上させていただきます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 不破指導主事。

○不破克人教育委員会事務局教育総務担当指導主事 さわやか相談員運営事業について、件数についてお答えさせていただきます。

まず、さわやか相談員というものは中学校配置相談員という正式名称で、各中学校に1名ずつ配置されております。その中で週4日間は中学校、1日はその学区の小学校に出向いて相談活動を行うという活動をしております。実際に各学校の件数が幾つかというものは今申し訳ございませんが、数字として表れないのですけれども、小学校、中学校の生徒、また保護者、教職員等、全て合わせると1,000件以上相談活動を行うという成果が表れております。

以上となります。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうですか。もうほとんど答えてもらったので、再質問ないなと思うものですね。分かりました。

さわやか相談室、件数を学校ごとに聞いたかったのは、今学校再編で審議しているわけですが、やっぱり七小は少ないのかなと、いやないのかって思ったので、そういういい学校というのはもっと強調したものを、強調したというか、審議会の委員の皆さんがそういうのを理解した上で再編が必要というか、統合が必要だということであれば、それはいいのですけれども、今の状況だと、何にも知らないで、もう統合一辺倒にという雰囲気ですから、あまり進め方としてはいかがなものかなと。

○畠山美幸委員長 意見を言わないでください。

○川口浩史委員 あまり品よくないなと思ったので、これはあした言います。どうなのでしょう。そこまでは分からないですか。各分からないということなので、七小があるかどうかということは分からないということなのでしょう。

○畠山美幸委員長 不破指導主事。

○不破克人教育委員会事務局教育総務担当指導主事 答えさせていただきます。

小学校のほうにも先ほどお伝えしましたとおり週に1回行っているのですけれども、各学校で大きな差というものはありませんので、菅谷小、志賀小、七郷小、それぞれ相談というものはございます。

以上となります。

○畠山美幸委員長 いいですか。ほかに。

長島委員。

○長島邦夫委員 1点だけお聞きをします。

地域ふれあい事業、171ページなのですが、こういうコロナの状況において大変難

しい事業になってきているのではないかなと。でも、予算は通常どおり計上されています。思うような事業ができているのかどうか。地域との関係を持つということは非常に重要なことなのですけども、こちら辺を教えてくださいたいと思うのですが。

○畠山美幸委員長 金子次長。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 お答えをさせていただきます。

委員さんおっしゃるとおりに、コロナ禍で人と人との触れ合いというのが大変難しくなっているところも事実でございます。その中であっても学習体験活動、あるいは環境美化というところは、特に環境美化ですね、重点的に行うということで、少し今までとは違う方法を取ったりということで実施のほうはさせていただいております。また、こちらの事業費の中に卒業証書の紙すきという和紙の紙すきを体験として行わせていただくようになりましたので、そちらの費用も計上をさせていただいております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 2回目の質問をさせていただきます。

今説明をいただいたことについてお聞きをしたいのですが、こういう状況において、思ったことがなかなか難しいのだというふうに思いますけれども、それであっても地域の方と最低限の触れ合いは持てる状況があるということによろしいですね。

それと、今紙すきと、子供たちが研修をしているということですか、それともしたものを卒業証書の中に使っているということ。そこら辺ちょっとよく分からなかったですから、その2点だけ。

○畠山美幸委員長 金子次長。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 お答えをさせていただきます。

コロナ禍にあってもできる限り地域の方との触れ合いということで、例えば門松のレクチャーをいただいたりということや、植物を育てるに関するご指導をいただいたりということは続けております。

また、紙すきでございますが、卒業する学年が自らの卒業証書を自らすくというのでしょうか。基本的には自分ですいた紙をその本人の卒業証書として使うということで、またコウゾに関しては昨年から学校地内でも少し育てるということもしております、それがイコールで紙すきのときに活用ができるところまではまだ生育はされて

いないのですが、そういったことで育てるといふことと、自らが体験したものを経験として自分のものとしての貴重な体験をするということも併せて行っているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 まず、171ページですけれども、川口委員さんのほうがさわやか相談員さんの関係は何われましたけれども、全体で1,000件ほどの相談、全部ひっくるめてあるというようなことですけれども、このことがこの予算の上で、やはり4年度も同じくらいを見通しているの予算でしょうか。

それから、トイレの関係もまた同じような質問になりますけれども、要望があって大変な予算の中で、即子供が安心して学校生活ができるようにということだと思えますけれども、洋式化ということがここに予算としてのってきているわけですけれども、菅谷小学校あるいは七郷小学校、少し小さいのではないかとということもあるけれども、いろいろな工夫をしながら、大丈夫ですよというような答弁だったと思います。ということで各学校で幾つぐらいずつ洋式化にするのでしょうか。

以上、3点です。

○畠山美幸委員長 金子次長。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 お答えをさせていただきます。

さわやか相談員運営事業ですが、やはり件数を見込むというよりは相談できる環境を整えるというところを重点的に考えさせていただきたいと思えます。相談員が毎週来る、あるいは相談員がいるということで、お子さん、児童生徒も相談しやすい環境というのでしょうか、気持ちにもなったりしますので、件数に関しては小さいことから様々なことがありますので、それを件数見込みというよりは、今申し上げましたように同じ環境を整えるということにさせていただきたいと思ひ、計上させていただいております。

また、トイレの洋式化につきましてですが、各学校の数でございます。まず、181ページの菅谷小学校に関しては、こちらが1つ、七郷小学校に関しては5つ、次に中学校の施設になります、189ページになりますが、こちらの菅谷中学校に関しては2つ、玉ノ岡中学校に関しては2つということでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 どうぞ。

松本委員。

○松本美子委員 さわやか相談なのですけれども、環境を整えるために相談員さんがいることが心の支えにもなるというようなことの答弁だったかなというふうにも思いますけれども、まずいじめとか不登校とか、そういったような問題にいち早く気づくということが一番大事なのかなというふうに思います。そういった中で予算計上してきているのかなと思ったのですけれども、その辺これから新しい予算ですから、どんなふうな取組でしょうかと聞くのもうまかないかなと思いますけれども、今私が申し上げたような考え方が予算の中にはありますかというふうに伺います。

それから、トイレなのですけれども、菅谷小学校が1つで、七郷小学校が5つと言いましたか。そうすると、児童生徒が少なくて5つというのはありがたいことですが、何か特別な理由があったのでしょうか。それと、中学校は2つずつだということですから、これは分かりましたから結構です。

以上です。

○畠山美幸委員長 溝上指導主事。

○溝上智恵子教育委員会事務局教育総務担当指導主事 1点目のさわやか相談室の関係につきましてお答えさせていただきます。

本町では先ほど申しましたように、小学校、中学校に勤務をしておりますが、本町ならではの取組といたしまして、これ以外にスクールソーシャルワーカー、通常ですと、県費で週2日という勤務が通常でございますが、近隣の市町村の中では、この嵐山町は特別に町費でさらに2日加えて活動をしていただいております。つまりスクールソーシャルワーカーの活動が週4日という大変恵まれた環境をいただいていることを申し上げておきたいと思っております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 金子次長。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 お答えさせていただきます。

トイレの洋式化でございますが、各学校、教室棟を中心としてワンフロアに最低1つということを考えさせていただきました。その中でも七郷小学校に関しては、トイレの洋式化率が一番低かったものですので、1階、2階、3階ということでフロアご

とに数を計上していきましたら5つということになったところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 いいですか。

○松本美子委員 はい。

○畠山美幸委員長 ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員 先ほどの181ページのトイレの洋式化だとか、いろいろ工事がありました。それで、我々の議会にも教育委員会からこのような直すべき場所があるということで提示をしていただきましたけれども、令和4年度の予算に織り込まれている工事というのは緊急性があるというようなことを含めて、その部分がクリアしてきているのかなというふうに思われるのですけれども、その点についてはいかがなものなのでしょうか。

それと、さっきもトイレがドアを換えたり、拡張したりということだから、なかなか工事大変だと思うのですけれども、それ含めてお聞かせいただきたいと思います。

それと、令和4年度の予算の中では特にタブレットのことはあまりうたっていないようでも、オミクロンがこの状況の中で第6波が非常な勢いを持ってまた動いているわけでも、子供たちへの教育の指導の行き届き方というか、そういった部分についてはやっぱりタブレットを活用していかなくてはならないというようなところがもう必至になってきているのではないかと思いますのですけれども、その点についても今回のこの令和4年度にはこのようなことをやりますよというようなことがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○畠山美幸委員長 金子次長。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 お答えをさせていただきます。

まず、トイレに関連して工事請負費等を計上させていただいておりますが、やはり学校として考えても緊急性の高いものからということで順次着手をさせていただきたいと思ひまして計上させていただいております。学校の要望も当然まず第一にということでございます。

次に、タブレットの関係でございますが、タブレットに関してはこの1年間手元に来てから慣れるというところから始めて、徐々にできるようになった、あるいは身近なものになってきたというところまで近づいてきたと考えられます。研修等に関して

は先生方もそれぞれで、ICTの推進委員さんを中心に研修、先生方もしておりますし、子供たちも慣れてきたというところもあります。予算の中で申し上げますと、ひとつITの活用授業の中で大きく変換をしたいところがございます。タブレットに関して、一度に使用すると通信速度が遅くなるということがどうしても当初のころから検討課題でございました。そちらに関しては、今は学校の使うところから一度役場の情報サーバーを経由してインターネットにつながるというような形でございますので、こちらは学校から直接にインターネットにつながるという形に回線の切替えをしたいと考えております。大きなタブレットに関する予算については、そちらの切替えに関する予算を計上させていただいているところでございます。

○畠山美幸委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 何点かあるのですが、まず45ページなのですが、森林ボランティア育成事業補助金というのが18万5,000円あると思うのですが、これ教育委員会になっているのですが、これは杉山城の関係の経費と思ってよいのか、玉ノ岡中になるのですか。そこのところよく分からない。10分の10なのですが、それはどういうふうな形になっているのか伺います。

それから、80ページと81ページに交流センター活動事業というのがあって、会計年度任用職員報酬が206万1,000円なのですが、私はどうしても交流センター利用して、これだけでは不足しているのではないかなと思うのですが、その点についての考え方は教育委員会としてはどのようにお持ちになのか伺いたいと思います。

それと、187ページなのですが、もしかしたら私が聞きそびれているのかもしれないのですが、玉ノ岡中の水泳授業委託費というのが92万4,000円計上されているのですが、これは具体的にはどのように委託されることになっていくのか。他の小学校でプールが使えないとかいうところもありましたけれども、その点については、まだ水泳授業の委託というのは考えないでいいのかどうか伺いたいと思います。

それと190、191ページですか、幼稚園管理事業が2,000万円ほど増額になっていますが、これで3歳児のさくら教室ですか、さくらクラスというのが回数を増やすことで対応できるようになっているのかどうか伺いたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 5点について答弁を求めます。

川上次長。

- 川上 力教育委員会事務局人権文化財担当次長 それでは、私のほうから45ページ、森林ボランティア育成事業補助金についてお答えいたします。

こちらの補助金は杉山城保存会に支出する補助金でございます。杉山城保存会は杉山城の管理をお願いしておりまして、そちらに支出するものでございます。先ほど玉ノ岡中学校というお話もありましたが、そちらの玉ノ岡中学校の生徒さんも杉山城保存会の方々と一緒に活動をさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

- 畠山美幸委員長 清水次長。

- 清水聡行教育委員会事務局生涯学習担当次長 私のほうから交流センターの会計年度任用職員についてお答え申し上げます。

委員さんのほうでは1人では足りないのではないかなというようなご質問かなと思いますけれども、基本的には主な業務としては交流センターの施設利用及び利用料の徴収ということと、あと体育施設関係でございます。主に交流センターのほうで受付しているものについては、菅谷中学校、小学校、武道場、菅谷テニスコート等の予約受付を行っているということございまして、常時1人いれば現状では足りるかなというふうに考えております。ただし、月の初めの1日につきましては申請が集中いたしますので、その日につきましては、会計年度任用職員が2人出での対応を取らせていただいております。また各種、いわゆる町民向け講座につきましては、本町にいる生涯学習担当が行うということ考えておりますので、現状の体制で十分とは言い切れませんが、対応は可能かなと考えております。

以上です。

- 畠山美幸委員長 金子次長。

- 金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 お答えをさせていただきます。

まず、187ページの玉ノ岡中学校管理事業の中の水泳授業委託料でございます。こちらに関しては新設でございます。令和3年度に関して、やはり現在プールが使えない学校というのが菅谷中学校、七郷小学校、玉ノ岡中学校の3校でございます。令和3年度につきましては、菅谷中学校は、菅谷小学校のプールをお借りして授業をしておりました。玉ノ岡中学校と七郷小学校に関しては志賀小学校のプールをお借りしてということで、学校間交流を行いながらということではおりましたが、やはりどう

しても水泳というのがシーズンの決まっているものですので、3校の時間割を組み立てるのが大変厳しいものでありました。時間数の確保、また移動に時間がかかるということもありましたので、そういったことも鑑みまして、まずは中学生の、玉ノ岡中学校のみですが、委託という形を取らせていただけないものかということで検討を始めたところでございます。玉ノ岡中学校を選んだというのは、やはりプールが水深がありまして、小学校のプールに中学生が入るとなりますと、そのタイミングで水かさを上げるとか、いろいろな工夫が必要だったりということもありますので、七郷小学校に関しては令和3年度同様で志賀小学校、小学校同士ということで考え、中学校に関しては玉ノ岡中学校のみバスでの送迎になりますが、通える範囲ということでスイミングスクールをお願いをして委託ということを考えました。各学年4回という回数を考えまして、施設利用代、また指導員を2名つけるということで、この委託料を計上させていただいております。また、この委託を実施するに当たりまして、自動車の借上料の中にプールへの送迎、行政バスを主として使わせていただく予定でございますが、人数がそれですと乗り切りませんので、自動車の借り上げも併せて行いたいと考えているところでございます。

次に、191ページの幼稚園管理費でございます。こちら昨年との比較で210万6,000円の増ということでございますが、おおむねは一般職の給与費等ということで163万8,000円ということでございます。

さくら教室に関しては、月4回ということで新たに回数を増やしてということで考えおりますが、こちらに関しては今まで同様、職員で正規の職員が中心となりまして、会計年度任用職員も含めて対応させていただきたいと思ひ、特に増員という形での計上はいたしておりません。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 交流センター活動事業の会計年度任用職員ですが、私は危険だなど思っているのですけれども、1人しかあそこに配置されていないというのは、何事か起きたとき交流センターというのはたくさん人が集まるときもあるのです。そのときに1人で、特に女性の職員、会計年度任用職員がいて、これはリスクがすごく大きなと思っているのですけれども、その点については今現在何も考えていないということなのかどうか伺いたしたいと思います。

それと、水泳の委託なのですが、一番近いところとって、多分スイミングなんかだったらバスも持っていると思うのですが、それも含めてということではなくて、全部レンタルをして92万4,000円ですか、それでいくということで行政バスも使ってそれでよいということでもいいのでしょうか。そのところが今の段階では分からないのですが。

あともう一つ、幼稚園管理事業ですけれども、先ほどの川口委員の質問では25人のお子さんということなので、1クラス減少になりますよね。1クラス減少になって管理費が、職員給与等が増加になっているということなのですが、それはもっと25人の子供に、1クラス減少になってもそういった形で実際には行われている。それで、私が一番気になっているのですけれども、これは幼保一元化の無償化の部分がこの幼稚園のほうに反映されてきていないなというのが、3歳児に関しては反映されてきてなくて、この予算が組まれていて、しかも1クラスになってしまったということについてはどのようにお考えになっているのか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

金子次長。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 お答えをさせていただきます。

まず、玉ノ岡中学校の水泳授業の委託でございます。こちらに関しては施設利用代と指導員の人数ということの委託の内容になっております。

バスに関しては、おっしゃいますように、スイミングスクールさんでバスというものもご相談させていただきました。ただ、今スクールさんのほうも外部委託になっている関係で、新たにプラスして私どものためにというのでしょうか、この委託のために新たにということは少し考えられない、契約の中には盛り込むことが難しいというご返事をいただきましたので、こちらには施設利用代と指導員代ということで含まれております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 清水次長。

○清水聡行教育委員会事務局生涯学習担当次長 私のほうから交流センターの関係お答えさせていただきます。

委員さんの1人で危険だということでご心配いただいております。確かに1人でお金も当然扱っていますので、有事等何かあったときには1人だと非常に大変かなとは

思っております。今現在同じ1階事務室内に観光協会の職員の方もいますので、いざ何かあればご協力いただいて対応するというふうなことを考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 奥田教育長。

○奥田定男教育長 では、私のほうから幼稚園の関係でお答えをさせていただきます。

入園希望者が25名ということでちょうど1クラスという感じになります。入園申込みの段階では23人だったのですが、2人増えまして、それで4月の入園の際に増える可能性もありますし、仮になかったとしても、もともと幼稚園の場合は本採用教員が、1人会計年度の職員が担任しておりましたので、人数的には1クラス減って本採用教員が全て担任できるという体制になったということで、会計年度のほうを今回さくら教室毎週やるということで、今までかなり主任の教員とか、負担をかけながら二股かけて預かり保育とかやっていたものが、若干その辺がもし1クラスになって手がすけば、会計年度のほうがさくら教室の、毎週になったとはいえ、若干ゆとりができるかなというところで、人件費の増額を要求するところまでは現在1クラスになってもなっていないという状況があります。

なお、3歳児保育に関わって交付税措置といいますか、そちらのほうについては整った状況の中で活用していきたいといいますか、3歳児保育を始めたいというふうに、研究していきたいというふうなことで前の議会でも答弁させていただいております。その辺については今後の課題というふうに考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 ふれあい交流センターの職員ですけれども、私は何回か利用させていただいているのですけれども、観光協会の職員の人がその場にいるということは見たことがなくて、いつも1人で、たまにいないとか、そういうふうな状況なのですけれども、お掃除の方は時々見えるのですけれども、公共施設として、しかも貸し館状況にしかなくて、というのはまずいかなと思っていますのですけれども、この点についてはせめて1人の職員がふれあい交流センターに来るとか、そういうふうな形にならないと、一応公民館事業も兼ねているわけですよ。公民館もあるという形でふれあい交流センターがあって、生涯学習ですので、今の体制は令和4年度からは変えたほうがいいのではないかと考えているのですけれども、いかがなのでしょうかと

うことでおしまいになりますけれども。

○畠山美幸委員長 奥田教育長。

○奥田定男教育長 ふれあい交流センターが貸し館になっているというご指摘ですけれども、確かにそのような課題もあると思います。私自身も12月議会の山田議員さんのご質問に対して生涯学習の充実は、これから退職後の生活が長引く、寿命が長くなることにとって、その生活をいかに豊かにするかということに関しては、やはり生涯学習の充実が必要だということはお話を申し上げました。その点からも今コロナ禍でなかなか授業ができないということはありますけれども、やはりその辺はたとえ職員が交流センターにいらなくても、こちらの本町のほうにおける生涯学習の担当にとってはその辺の授業を充実していくことは一つの課題だねということは話をしております。その際コロナが収束して、その授業がある程度活発にできるようになったときに、そしたら配置が向こうにいることがいいのか、こちらでもできるのか、その辺については今後また検討してまいりたいと思います。

○畠山美幸委員長 ほかに。

藤野委員。

○藤野和美委員 それでは、私のほうから2点お願いいたします。

1点目は、209ページの学校給食費補助金の件でございます。これは去年が1,346万3,000円と、今年度が646万8,000円と。同じことができるということと言われたわけなのですが、昨年度予算が700万プラスでついていたわけですから。そういう意味では、昨年実績で考えれば今年度ももう少し拡充するという考えはなかったのでしょうか。それで、第2子が今半額になっておりますけれども、第2子全額にした場合にどのぐらいの経費が必要になるかと、その辺をお聞かせください。

もう一つは、予算書の中で見つからなかったのですが、前私がボランティアセンターのことで質問をしたときに人材を探しているのだという答弁があったのですが、そのボランティアセンターについてどういう形で業務を執行しようとしているのかと、その辺をお聞きしておきたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

川上次長。

○川上 力教育委員会事務局人権文化財担当次長 では、私のほうからボランティアセ

ンターについてお答えいたします。

ページ数は80ページ、81ページが該当すると思うのですが、委員ご指摘のとおりボランティアセンター、コーディネーターを配置することができませんでした。今コーディネーターを配置できないということで、職員がその代わりに穴埋めしているという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○畠山美幸委員長 金子次長。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 お答えをさせていただきます。

209ページの給食費の補助の関係でございます。現在第2子を2分の1相当額、第3子を全額ということではありますが、拡充というところは今回の計上の中に考えてはおりませんでした。現行の制度の継続という形で計上をさせていただいております。また、これは概算になりますが、今第2子を全額補助をした場合ということで概数ということになります。実績ベースで考えますと約1,100万円ぐらいになるかと思えます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 1つ確認しますと、今1,100万というのは総額が1,100万ということですか。プラス1,100万ということでしょうか。

もう一つは、ボランティアセンターの件なのですが、これ私が質問してから1年、2年、結構時間経過していると思うのです。ボランティアに関しては、各いろんな形でもうされている方が当然多くいらっしゃると思うのですが、ただセンター的な機能がないと、それはいろんな相互の交流も含めて、ノウハウも、そういう蓄積も含めてかなり分散してしまっているという状態かなという気もすることはするのですが、その辺について今後探すというのは前にもお聞きしましたが、見直しをお聞かせ願えればなと思います。

その2点お願いいたします。

○畠山美幸委員長 金子次長。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 給食費に関してお答えさせていただきます。

大変失礼いたしました1,200万円の誤りで、これが総額になります。

〔「総額でね」と言う人あり〕

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 はい。総額1,200万円概算でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 奥田教育長。

○奥田定男教育長 ボランティアセンターの件についてお答えをさせていただきます。

委員おっしゃるように、もうしばらくボランティアコーディネーターが配置できない状態が続いております。これにつきましても現下の情勢の中でなかなかボランティア活動が難しいという状況もございますが、ただこれから支え合いとか触れ合い、共生社会の実現に向けては大事な視点かなというふうに思います。コロナの収束の状況もありますけれども、教育委員会としては、この辺についてもさらに真剣に配置に向けて、あるいはボランティア活動センター機能の充実に向けて今後さらに努力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 給食費の問題ですけども、先ほど総額で1,200万ということでした。

そうしますと、昨年の予算が確保されていれば、金額的には今年度第2子まで全額できたということですよ。要するに昨年度予算が確保されていれば第2子全額まではすることができたということですよ。結果として、前年度と同じということですけども、今回そこまで条件が整っていながら第2子全額まで踏み込めなかったというのは再度判断をお聞きいたします。

○畠山美幸委員長 奥田教育長。

○奥田定男教育長 委員さんおっしゃるように、昨年度の1,346万3,000円という予算を確保していただけたのではないかと、そのとおりだと思います。しかしながら、教育委員会全体の学校再編も含めて、いろいろな施策を総合的に勘案しまして、やはりここで枠を広げるということは、それが単年度ではなく当然継続的な措置になりますので、今回も大変厳しい予算編成を迫られて、ほかのところではかなり削った部分がございます。そういう点で今回の判断は対象児の拡充には及ばなかったということでご理解いただければと思います。

○畠山美幸委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 質疑がないようですので、教育委員会事務局に関する部分の質疑を終結いたします。

◎散会の宣告

○畠山美幸委員長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞さまでした。

(午後 4時25分)

予算特別委員会

3月9日（水）午前9時30分開議

議題1 「議案第11号 令和4年度嵐山町一般会計予算議定について」の審査について

○出席委員（11名）

1番	小林	智	委員	2番	山田	良秋	委員
3番	狩守	勝義	委員	4番	藤野	和美	委員
5番	大野	敏行	委員	6番	長島	邦夫	委員
7番	青柳	賢治	委員	8番	川口	浩史	委員
9番	松本	美子	委員	10番	渋谷	登美子	委員
11番	畠山	美幸	委員				

○欠席委員（なし）

○委員外議員

森 一人 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局	長	菅	原	浩	行
書	記	安	在	洋	子

○説明のための出席者

佐久間	孝	光	町	長		
高橋	兼	次	副	町	長	
青木		務	参事兼	総務課	長	
馬橋		透	地域支	援課	長	
村田		朗	税務	課	長	
前田	宗	利	福祉	課	長	
萩原	政	則	健康	いきいき	課	長
藤原		実	環境	課	長	
福嶋	啓	太	技		監	
藤永	政	昭	企業支	援課	長	
伊藤	恵	一郎	まちづ	くり整	備課	長
奥田	定	男	教	育	長	

川	上		力	教育委員会事務局人権文化財担当次長
金	子	美	都	教育委員会事務局教育総務担当次長
山	岸	堅	護	教育委員会事務局教育総務担当次長
不	破	克	人	教育委員会事務局教育総務担当指導主事

◎開議の宣告

○畠山美幸委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は全員であります。よって、予算特別委員会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

総括質疑を行う皆様に申し上げます。

質疑であることを頭に置いて総括質疑をお願いいたします。

(午前 9時28分)

◎諸般の報告

○畠山美幸委員長 それでは、ここで報告いたします。

初めに、本日の委員会次第はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、渋谷登美子委員より一般会計予算案について修正案が本職宛てに提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○畠山美幸委員長 議案第11号 令和4年度嵐山町一般会計予算議定についての件を議題といたします。

既に全課局に関する質疑が終了しております。本日は、歳入歳出を含めて総括的な質疑をお受けいたします。

総括質疑者につきましては5名の方から届出がございました。届出順に渋谷登美子委員、次に川口浩史委員、次に小林智委員、次に青柳賢治委員、最後に藤野和美委員の順で行います。

それでは、渋谷登美子委員からどうぞ。

○渋谷登美子委員 全部で4項目になるのか、これ。

○畠山美幸委員長 5項目です。

○渋谷登美子委員 5項目ですよ。ごめんなさい。こういうの初めてなので。コロナ禍で格差が拡大していると言いますが、実際の状況は見えていないのです。税などで

見ていると、所得税とか法人税が増になっているという形で、それは非課税世帯であるために把握できない現状があります。令和4年度、町民の格差拡大は税収システムの変更で把握できるのかどうか伺いたいと思います。

世帯別年収の把握では、市レベルでは把握できるようなのですが、年収1,000万円以上の増、年収200万円以下も増で、中間層が減少しているという調査が幾つか出ています。女性と男性の賃金格差は、日本は正社員の勤続年数ゼロでも4.3万円あるということです。女性賃金は男性賃金の76%であるというのが2018年の内閣調査で分かっています。また、女性の単身者の貧困というのは把握できていない状況なのですが、今の嵐山町では子どもの貧困については寄附金によって対応することができているという現状ですが、外国籍の女性や児童扶養手当を取っていないシングルマザー、性風俗で働く人への支援をどのように行うか伺いたいと思います。

2番目です。施政方針でゼロカーボンシティ宣言がなされ、コロナ禍で経済構造の変化が起きています。オンライン取引やシェアリングという新しい価値ができています。ゼロカーボンシティ宣言は社会構造の変化の次の一步に進めるわけですが、まちづくり、農業サイド、企業サイド、環境サイド、福祉サイド、教育サイドからそれぞれ職員を選出して、どのように進めていくかの手法を調べて実行するチームをつくるべきであると思いますが、見解はいかがですか。

3番目です。人権対策と運動団体補助金交付についてですが、人権対策でも特に部落解放同盟に関しては、今年の3月が水平社宣言100年という記念の年になるそうです。それで伺います。地域支援課の実施する人権対策と教育委員会の実施する人権対策の計画を伺います。

そして、平成25年、運動団体補助金交付要綱が設置された背景を伺います。そして、具体的に町補助金の使途について伺います。

嵐山町の他の補助金交付団体と部落解放同盟嵐山支部との補助金交付の公平性について伺います。

被差別による強請が補助金交付によって実施されていると考えますが、この前の予算質疑において明らかになったわけなのですが、部落解放同盟嵐山支部への補助金交付は、地方自治法232条の2の裁量権の逸脱について、私は裁量権を逸脱している補助金交付であると考えておりますので、その点についての見解を伺います。

次、予防接種の副反応について伺います。ワクチン接種は、感染症に罹患しないメ

リットと副反応に悩まされるというデメリットがあります。これは本当に解決が難しい、悩ましい問題が含まれていると思います。川越市では、本予算でコロナワクチン接種副反応被害者に対して16万1,000円を、副反応の被害についてどういうふうな状況なのだから分からないです、交通費も含むということなのですが、予算化しています。3人分だそうです。嵐山町では今後の対応はどうしていくのか、また副反応被害に対して科目設定は必要だと思いますが、見解を伺います。

HPVワクチン接種については、副反応の被害者の会が副反応被害を防ぐために活動しています。彼女たちのリーフレットをお知らせとともに配布するということは必要ではないかと思うのですが、いかがですか。

5番目です。地方税の手続のデジタル化が進められています。校務事務も働き方改革でデジタル化が寄与するという事です。一方で町民とのコミュニケーション、コミュニティのICT化は進まないわけですが、本年度どのような展望があるか伺います。

以上です。

○畠山美幸委員長 それでは、順次答弁を求めます。

村田税務課長。

○村田 朗税務課長 私のほうから1項目めの令和4年度、町民の格差拡大は税システムの変更で把握できるかにつきましてお答えいたします。

現行の住民税賦課システムにおいては、課税データからの抽出処理を行うことで非課税世帯一覧、マイナス所得者一覧、年税額の前年対比などにより限られた項目であります。抽出することが可能です。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 私のほうで女性単身者の貧困等についてお話しさせていただきます。

この問題の根本は渋谷委員さんがおっしゃっていましたが、女性の経済的自立にあると思っています。女性の正規雇用と非正規雇用につきましては、埼玉県では約6割の女性の方が非正規雇用であるという調査結果が出ております。この課題についてどのように対応していくかということだと思っていますが、現に貧困に直面する女性への支援と社会の仕組みを変える取組が必要だと思っています。給付金の支給も

必要ですけれども、それ以外にも就業自立支援ですとか、人々の意識改革、これは要するに性別、役割分業の考えですね、そういったものを変えていくというような施策が必要だと考えております。町でもこういった施策といたしまして、子育ての生活支援では自立支援の相談支援ですとか、今回条例出しましたけれども、育児ヘルパーの派遣ですとか、保育所の優先入所ですとか、子どもの生活、学習支援、また就業支援につきましても、ハローワークとの連携でそういった方の就業支援ですとか、能力開発のための給付金の支給、これは国、県がやっていますが、そういったもの、また教育費の確保支援といたしまして、養育費の相談、これは離婚等あった場合の養育費の相談等を受ける相談もございます。また、母子家庭等の就業ですとか、自立支援についての相談、また経済的支援といたしましては児童扶養手当の支給ですとか、母子父子寡婦福祉資金の貸付けといった、そういった金銭的な給付も必要だと考えております。こうした施策を総合的に行うことでこの問題に対応していきたいと考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、私のほうから2番目の問題についてお答え申し上げたいと思います。

ゼロカーボンシティ宣言がなされ、今後どうしていったらいいかというのが今最大の課題かなというふうに思っています。今幾つかの課のお話があったけれども、全庁を挙げてどういうことが考えられるのかなというのを、まずそれぞれの課で勉強したりしていかなければいけないかなと思っています。しかるべき時期が来ましたら、ご案内のようなチームをつくって、嵐山としてどうやってこの宣言を具現化していくかというものを少しずつ詰めていきたいなというふうに思っております。いずれにしても小さなことから大きなことまでいろいろ考えられるわけでございますけれども、いろいろ勉強させていただいて、それなりの成果は少しずつ出していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、川上教育委員会事務局長。

○川上 力教育委員会事務局長 人権文化財担当次長 それでは、私のほうから教育委員会

で実施する人権対策の計画についてお答えさせていただきます。

教育委員会のほうでは、まず小学生学級としまして、ふれあい塾というのをやっております。こちらは、七郷小学校の生徒さんを対象とした教室でございます。それから、成人学級としましてふれあい講座というのを開催しております。

答弁は以上です。

○畠山美幸委員長 次に、馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、地域支援課の実施する人権対策につきましてお答えいたします。

まず、職員対象の研修会、それから教育委員会と合同で実施しております町民及び企業向けの研修会、それからポケットティッシュ、封筒などの啓発物資の作成、啓発チラシなどの配布、年5回の人権相談、インターネットモニタリング事業、その他、機会を捉えての人権啓発でございます。

続きまして、町補助金の具体的な用途につきましてお答えいたします。

町に提出される実績報告及び会計報告により様々な活動の際の経費として、旅費、資料図書等の購入費、研修会参加費、埼玉県連等上部団体の負担金などに充てられていると認識しております。

続きまして、嵐山町のほかの補助金交付団体と部落解放同盟嵐山支部との公平性につきましてお答えいたします。

補助金につきましては、補助金等適正化委員会において審議しておりますので、公平性は保たれているものと認識しております。

続きまして、部落解放同盟嵐山支部への補助金交付は地方自治法232条の2の裁量権の逸脱ということについての見解につきましてお答えいたします。

町といたしましては、公益上の必要がある団体に対する補助金と考えております。以上です。

○畠山美幸委員長 次に、青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 では、私からは3点目のご質問中、運動団体補助金交付要綱が設置された背景につきましてお答えをさせていただきます。

平成21年1月でございましたが、町民5名で組織をします嵐山町団体補助金検討委員会、こういった組織から団体補助金に関して検討していただいた報告書が提出されたところでございます。この報告書におきましては、当時の団体補助金についての課

題解決のために補助金は自主的に公益的な事業を行う団体等への支援であるべきと、こうした立場に立って基本的な考え方が示されたものでございます。町ではこの報告書を基本といたしまして、団体補助金の見直しを行い、従来の団体に対する補助金等交付要綱、これを廃止し、事業費補助に関する個別の要綱及び提案型事業補助金交付要綱、こうしたものを新たに制定をしたものでございます。ご質問の嵐山町運動団体活動事業費補助金交付要綱、こちらにつきましてもこの一連の流れの中で制定をしたものでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次に、萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 私のほうからは4点目の予防接種の副反応についてお答えさせていただきます。

まず、コロナワクチンの接種副反応の被害者に対する予算化についてでございます。予算書の124ページ、125ページをお持ちでしたらばお開きください。124ページ、125ページです。下段に新型コロナウイルスワクチン接種事業、その中に節としまして報酬、委員報酬4万円、ございます。次のページ、126ページ、127ページをお開きください。上段から3段目の旅費でございます。旅費の中に費用弁償5万6,000円が取っております。そのうちの8,000円が予防接種健康被害調査委員会を設置するための予算を予算化しているものでございます。

続きまして、HPVワクチンのリーフレットの件でございます。町のほうで考えているのは、厚生労働省が作成したリーフレットを配布する予定となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、私のほうから町民とのコミュニケーション、コミュニティのICT化ということで、ちょっと的を外れているかもしれませんが、今年度の展望といたしますか、その辺なのですけれども、こちらにつきましては、ふれあい交流センターと町内の施設での、町民の方がインターネット等が使えるような整備についてこちらのほうで十分検討して、担当課と相談しながら適切なアドバイスをしていきたいと、このように考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 今の現状では嵐山町の税システムでもある程度のものは把握できるということで、そうすると嵐山町では、例えば所得が100万円以下、ゼロでもマイナスというのはどういうふうな状況になっているか。課税ベースで所得自体が全くゼロ、100万以下、200万以下という形のものが出てくるということで考えていいのですか。そこのところが出てくるようだったら、今日でなくてもいいのですけれども、年齢別と、そして収入別の所得の状況というのが分かるようでしたら出していただきたいと思うのですが、いかがですか。

それから、次に女性の単身者への貧困に関しても、今の嵐山町でできることというのも先ほどお話しなさったようなことであるのかなと思うのですが、実際にはこれで女性が困っているのは貧困で、そこでどこに行ってもやっぱり貧困で、お金がないことで苦しんでいるということですよ。そのことについて、社協には相談実態が、相談するところもあると思うのですが、実際に貧困で困っていると継続的に支援ができるような場所というのは、制度改革がないともう難しいということなのか。特に外国籍の女性と、それからシングルマザー、性風俗で働く人というのは非常に厳しい状態にあって、それが児童虐待にもつながっているようなところがありますので、嵐山町でどのくらい外国籍の女性とか、そういった方たちがいるのか分からないわけですが、その把握というのはどのようになさっていくか伺いたいと思います。

次に、ゼロカーボンシティでの今後の在り方なのですが、私が12月議会でたしか質疑したときに、ちょっと今探したのですけれども、さっと出てこなかったのですけれども、環境省サイドでゼロカーボンシティ宣言をすると、アドバイザーを要請すると派遣されるというふうなものが一言あったと思うのですが、まず最初に嵐山町職員全体で、そういったことのアドバイザーをお願いして、職員がどういうことができるかということをご指導してもらおうというか、説明を受けるということが必要なのかなと思うのです。それから何ができるかということを考えていくと、また今のまちづくりの展開が変わってくると思うのですが、その点について伺いたいと思います。

次ですけれども、3番目ですが、私自身は社会教育のほうのふれあい塾、それからふれあい教室ですか、その実施報告などを見せていただいていたら、よくできているなと思います。それで、これはなかなかいい仕事をしていらっしゃると思っています。私が問題が多いなと思っているのは、それともう一つあれなのですが、部落解放同盟の実施している研修にも数年前までは職員も一緒に参加されていましたよね。今

現在コロナ禍で実施がされているかどうか分からないのですが、その点について伺いたいと思います。

この補助金交付要綱の中でも部落解放同盟嵐山支部と、ほかの補助金交付要綱との違いというのは日当とか、それから上部団体へのというふうに出ていますよね。上部団体への負担金、こういったものを出す補助金の使途があるのかということなのです。そして、上部団体への補助金、この上部団体への補助金がどのように支出されているか、そここのところまではチェックされていないと思うのです。私は部落解放同盟埼玉支部の機関誌ですか、それを読んでいると、人権問題に対してはすごくきっちりしたことをしているというふうに感じているのです。よくこれ、この頃置いていないのですけれども、しているなって感じるのです。ところが、部落解放同盟嵐山支部の場合は、そういった運動が今度逆に嵐山町では生かされていないと思っているのです。だから、そここのところ公益があるというのは部落解放同盟の方々にとっては、それが個人の知識とか情報として蓄積されているのかもしれないのですが、それがどうやって嵐山町の公益性に寄与しているのか不明なのです。ほかの団体の補助金に関してはいろんなものがありますけれども、公益性というのは明らかに寄与されているなどというふうに考えています。その点について、では部落解放同盟嵐山支部の補助金は今やっている嵐山町の各種の人権に対しての研修会、それから私社会教育でやっているの非常によくやっているなどと思って、これだけの補助金を取ってやっているのはすごいなと思って見ているのです。だけれども、今はこここのところ見ていないのですけれども、公益性という意味で補助金自身が、補助団体への補助が嵐山町の人権にどういうふうに寄与しているのか、公益的な寄与があるのか、その点について伺いたいと思います。

それと、運動団体補助金というふうになっていますが、運動とはどういうことを指すのか。なかなかすごいネーミングの補助金の要綱をつくったものだと思っていますが、運動とはどういうことを指すのか伺いたいと思います。

平成21年1月から団体補助金のことについての審査会があって、その報告書を出したということでした。それに至る経過を伺いたいと思います。私はこれはちょっと。普通の団体補助金の要綱の中で日当とか、上部団体の補助金とか、それから各種雑誌を購入するとか、新聞を購入するとかということが入っているのは恐らくないですよ。こんなものがあるのかと思って見えています。収支計画書と事業計画書を出す、

そして多分領収書等も出していると思います。ですが、このことに関していえば、ほかの団体補助と比べて全く公平性がない、そう思っています。それで、被差別による強請があるが、補助金の交付が、私は被差別を理由にした補助金交付ということはあってはならないと思うのです。そのために何か難しいからということだったらあってもいいけれども、公的な問題として公的な機関がやることではない。運動団体というのはちょっと意見になりますけれども、皆さん、よく言いますが、自助、共助、公助といいます。公助の部分ではない。自助と共助でやるべき問題であって、ここに関しては、補助金団体交付に関しては、その公助が必要な部分、こういった視察や研修費などについての必要な部分というのがどこにあるのか伺いたいと思います。

次に、4番目ですけれども、予防接種のワクチン接種については、この中では出ていないけれども、ここに入っているということで、私ちょっと今見たのだけれども、ぱっと見て分からなかったのですけれども、そうすると、これPMDA、明らかにワクチンの副反応が出たと、医者と、それから製薬会社が認めたときにそれが始まってくるということで、ではこのところで副反応ではないかって思う被害というのはなかなか難しくって、コロナとHPVはよく似ているのです。コロナも、今死者が1,200人、副反応で1,200人ぐらい出てきているというのが出ているのですけれども、HPVワクチンに関して、自分の体がどうしてこんなにおかしくなったのか、なぜなのだろうかというのが分かるまでに2年ぐらいかかっているのです。そのことについては、厚生省のリーフレットには書いていないと思います。被害者の人たちがこんな状況になっているのに、またワクチン接種、HPVワクチンの再開をするということに関して、どうやってこの副反応の被害を防ごうかというふうな形で新たに作られているのがリーフレットなのですが、これは予診票を嵐山町が渡す形であれば、それと一緒にこういうのもありますよってリーフレットを置いておくということ是可以すると思うのですけれども、予診票も一緒に送ってしまったら、それもできない状況になると思うのですが、このことについて、副反応というのは、アナフィラキシーショックというのはすぐに出てくるけれども、後で出てくるもののほうが、後発性のものが非常に大きな問題を含んでいるので、その点についてどのように考えていくのか伺いたいと思います。

それから、5番目ですけれども、ふれあい交流センター等でインターネットが使えるような状況の整備を本年度は考えていくということですか。それで、まだ私情報を

しっかり持っていないのですけれども、臨時交付金でこういったものを整備している自治体もあるみたいなのですが、私は地方自治体がすごく遅れているなという感じがあって、普通のいわゆる若い世代はもう当たり前のようにそれを使っていて、地方自治体のふれあい交流センターなどに集まってくる方、会議をなさる方は高齢者が多いのですけれども、高齢者が多いから、それが使えないというふうになってくると、逆に若い人たちが入ってこれない状況というのがあるのかなと思うのです。だから、早い段階で整備していくというのを1年かけて整備していくのもいいと思うのですけれども、前よりも一歩前進なのですけれども、その点についてはもう少し若い人たちがどうやって町のコミュニティの中に入ってくるか、それも考えてもいいのではないかなと思うのですけれども、時間的な制限もありますし、その点について伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 それでは、順次答弁を求めます。

村田税務課長。

○村田 朗税務課長 私のほうから1番目の所得の関係、100万円以下、200万円以下の年齢別等で資料が作成できるかということをお答えさせていただきます。

このシステムで抽出をいたしまして、それぞれ総所得金額と各個人のもので出てまいりますので、こちらをCSV出力をしまして、作成することは可能か思われますが、年齢別というのが恐らく昭和とか平成とか、そういう生年月日になりますので、年代別とか、ご希望というか、ご要望されるものとは多少違って来るかとは思いますが、また、収入別ということでしたが、所得の条件のところ、この抽出した資料で、例えば給与所得、農業所得、そういう種類が入っていませんと、それぞれの所得条件、項目別には集計はできないかと思いましたが、また、例えば毎年実施されます市町村課税状況の調べ等によりますと、こちらにつきましては総所得金額の段階ごとに納税義務者数とか、その家族の構成員割合等の調べは県のほうにこちら提出しておりますので、そういうものはすぐには出せるかと思いましたが、先ほどの収入別の関係等、やってみないと分かりませんので、また後ほど抽出をして、できるかどうか確認させていただきたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 私のほうから貧困の把握ということなのですけれども、これは単身

女性の貧困に限らず、貧困の把握、世帯の把握って非常に難しいものがございます、単に収入だけでなく資産がある場合ございます。預金があるですとか、もしくはその親御さんなりとかから支援を受けて生活ができるとか、そういったものがございますので、単純に税から見た収入だけで貧困かということは言えませんので、そういう難しさはあります。ですので、お役所仕事になってしまいますけれども、申請主義、相談が来た方についてというのが今までの方法として多くやっているところです。ただ、相談はやっぱり相談をしやすい環境をつくるというのが非常に大事だと思います。役場にはなかなかそんなに行けないとかいうお話も聞きますし、自分が本当に貧困なのかどうかというところを分かっていないとか、自覚がないような方もいらっしゃると思いますので、そういったところでは、逆に今度は積極的支援に入らなければいけないという場合もあります。ただ、積極的支援となりますと、これはなかなか行政で、ではこの方が貧困かどうかという見極めができませんので、そこはやっぱり地域のコミュニティですとか、民生委員さんの社会調査ですとか、そういった方たちが気にかけていただいて、そのことを役場のほうに相談してもらって、そこで積極的な支援に入っていくというケースもございます。なので、一律に貧困の把握をという方法がなかなかないものですから、そういう面では支援が届くのが社会的にも、今日本全体でも言われていると思うのですけれども、把握のしようが難しいというのはございます。まずはその窓口、相談しやすい環境をつくるというのが一番だと思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、高橋副町長。

○高橋兼次副町長 お答え申し上げます。

アドバイザーの派遣の関係でございます。これについては私も制度をまだよく承知しておりません。単独の町村で呼べるのかどうか、どういう、多分派遣の要件というのがそれなりにあるのかなというふうに思っておりますので、その辺について少しまず勉強させていただきたいというふうに思います。

○畠山美幸委員長 次に、馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、まず人権の関係なのですけれども、解放同盟さんが主催する研修会に職員が参加しているかというご質問なのですけれども、そちらにつきましては行けるときには参加させていただいております。こちらにつきましては、

解放同盟さんだけでなく、ほかの団体の研修もごございますし、当然県が主催するその他の人権の研修もごございますので、そういったものについては許される範囲で出席のほうはしております。

それから、次に運動団体の運動はどういう運動かというようなお話だったかと思うのですが、解放同盟さんの運動方針の5つの目標というのをございまして、そちらにつきましては、差別意識の根絶ですとか生活安全の向上、それから教育と文化の向上、地区内外の交流、平和の実現、こういった5つの目標を基に運動をしているというふうに認識しております。

それから、公益性はどのように人権問題、町に寄与しているかというようなお話だったのですが、同和問題という日本特有の大きな問題について団体だけでは当然実施もしていきませんし、町としても協力しながら足並みをそろえて運動に対して協力していく、そのような認識を持っております。ですので、今言った目標につきまして、解放同盟さんのほうもこれについてはこういうことをするというような一つの活動があると思いますので、そういったところは町としても支援していく。今教育委員会のほうで実施している教室ですとかもこの目標の中の一つと考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 予防接種の副反応についてでございます。渋谷委員さん今言ってもらったように、接種後アナフィラキシーショックについてはすぐに反応が出る副反応であります。ほかの副反応については数日後起こる状況が多くなっているというふうに聞いております。町としましては、法律に基づく救済がありますので、その手続をスムーズに行えるよう本年度予算化したものでございます。健康被害があった方は町にまず申請をいたします。町はその申請を県を通して国に申請を提出するわけですが、その申請書類がスムーズに上に届いて認定してもらえるよう町のほうでは嵐山町予防接種健康被害調査委員会、こちらの委員会にかけて、その書類を提出させていただきます。その委員会の設置に関わる費用を新年度で予算化させてもらったものでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、お答えいたします。

こちらにつきましては、当初予算の審議とはちょっと別になるかと思うのですけれども、臨時交付金等の活用も検討しながらその点について進めていきたいと考えております。

○畠山美幸委員長 3回目になります。

渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 所得の把握なのですが、そうすると所得の100万円とか200万円とか、そういうものは出てくるという形ですよ。これ今まで出してくださいと言ったことがないので、出してみても、出してみても、そしてできるかできないかということもやってみないと分からないということが分野別というのですか、収入別でやってみてできないければ構わないので、できるかできないか、100万円台、200万円台という形のものを取りあえずお示ししていただくということがとても大切なのかなと思いますので、嵐山町ではできないというふうに言われていたと思うのですが、それができるようになったということなので、ぜひその点については何らかの形でお願いしたいと思います。

2番目ですけれども、2番目はいいです。

3番目なのですが、運動団体補助金、私3回目だから言いますけれども、運動というのはどういうことをいうかということ、広辞苑ですと、「物体が時間の経過とともに空間上の位置を変えていく」というのが運動なのです。これは私もよく認識しているのですけれども、運動というのは自分がその場に行ってそこで物を変えていく、そういうことを運動というのです。だから、このネーミングというのはすごいなと思って、最初のときから出ていたのですけれども、運動するのは自分のお金で運動する、それが基本だと思うのです。ところが、これは公的なお金で運動する、税金を使って運動する。補助金の決算書などを見ていますと、ほとんど補助金ですよ。会費3万円に対して40万円、今まで嵐山町の補助金団体の中でこういうのありますか。例えばモウモウ少年団とかいうのは県からのとかいろいろあって、それで実際に小千代山を整備してもらっている、いろんなところも整備してもらっている。自分だけの知識のために、そしてそれが嵐山町全域に、部落解放同盟の方たちのしていることはいいと思います。でも、嵐山支部に関していえば、それが公益性を反映しているという事実が全く見えない。部落解放同盟の上部団体と嵐山町支部とは違いますよね。そのところをはっきりさせていただきたいと思うのです。私今回の当初予算の質疑で、町長に対

して固有の問題だから補助必要だというふうな形の答弁を求めました、嵐山町の固有の問題だから。日本固有の問題というのはほかにもあるし、どこの国にもそういった問題はあります。だけれども、運動することに補助をもらう、そのことを要請するということは、普通あり得ないことです。昭和49年から始まっています。私が覚えている限りでは昭和49年からです。運動というのは常に変化するものです。それについて変化していないというふうなことはなく、自分の運動団体としての補助が必要、運動団体がそれをやるために何が公益性にかかってくるのか、そこのところ分からないと、公益性を嵐山町の補助金交付は逸脱していると私は考えているのですけれども、そうではないというふうに主張できるようなものがあるのか。部落解放同盟と、それから嵐山支部の補助金とは全く違いますから、そこのところをどのように考えるか。運動団体の姿勢はあったとしてもこれが嵐山支部のものに直接なるわけではない、その点についてどのように考えるか。私は今までの補助金交付団体見ていて、明らかに公平性がないと思います。この補助金交付はおかしい、異常ですよ。そして、社会教育でもやっているし、人権教育でもやっている。それにもかかわらずそのことをやっていくことに対してどのような考え方があるのか伺いたいと思います。

次に、予防接種についてワクチンの副反応についてなのですが、一般的に自分が副反応ではないかというふうを感じるまでには非常に時間がかかるものだと思います。それで、特にHPVワクチンの場合は2年ぐらいかかって、何でこんなに自分の体はおかしいのだろうというふうに思っていて、申請しても法律上のものには却下されていく、そして皆さんが運動していて裁判になっているわけです。そうすると、ワクチン接種の副反応に関しては今回予算化したということです。ですけれども、HPVワクチンの接種については、私はこれは空気感染ではないですから、空気感染だったらいいのだけれども、そうではないものである、この問題は大きいなと思っていました。予防接種の副反応について十分に皆さんにお知らせする、それがしかも厚生労働省のリーフレットを配るということですのでけれども、私今現在リーフレットがどのようなものであるか分からないのですが、副反応被害のことは非常にちっちゃく書いてありましたよね、前回は。何万人に1人という形の、1万人、どのぐらい、でも副反応被害は明らかに出てくるわけなので、それについてお知らせするということは、厚生労働省のリーフレットでは不足であると思いますが、いかがなのでしょう。

以上です。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

村田税務課長にはお願ひしますだったので、答弁は要らないですね、1番。お願ひしたいという話でした。

○渋谷登美子委員 答えてくれればいいのではないのですか。

○畠山美幸委員長 では、村田税務課長。

○村田 朗税務課長 お答えさせていただきます。

現行システムにおきまして、できるものにつきましては資料作成を行っていきたいと思っております。時間をいただければと思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、お答えいたします。

委員さんのほうで嵐山支部と同盟本部は別ではないかというようなご意見いただきました。町といたしましては、部落に対する差別意識とか偏見がなくなる以上、差別意識がなくなるというのを前提、を目標に町としてもいろんな活動をしている同盟さんについては支援していくものと考えておきまして、さらに委員さん、支部と本部は別というような発言をされましたけれども、町といたしましては支部ということですので、当然解放同盟さんの本部と一体というふうな認識で考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 厚生労働省が作成しているHPVワクチンのパンフレットですが、もちろん効果、あとワクチンの接種によるリスク、こちらも十分に記載されておりますので、厚生労働省のパンフレットを送りたいというふうに考えております。

○畠山美幸委員長 ここで暫時休憩いたします。入替えのみです。

休 憩 午前10時20分

再 開 午前10時22分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、川口浩史委員、どうぞ。

○川口浩史委員 それでは、1番目に学校再編審議会についてであります。審議会の中

身に私はあまりというか、触れるのはちょっとよくないなと思っているのですけれども、ただ新年度でどういう答申が出るか、これによって嵐山町の教育環境が大きく変わりますので、きちんとしたというか、しっかりした審議ができるように、また町民もそういうことを審議会の内容を知った上で了解していくようにしていかないといけないなと思うのです。ちょっと2回目です話するつもりでいたのですけれども、前回なぜ駄目になったのか、ひとえに言うと説明がなかったということだったわけです。法律違反も、これは決定打になりましたけれども、それより大きいのは町民から批判があったということですから、町民への情報発信、私、情報発信って書いてしまったのですけれども、きちんと説明をしていかなければいけないというふうに思って1回目質問したいと思います。町は、教育委員会として積極的な発信が必要ではないかということ伺いたいと思います。

2番目に燃えるごみについてであります。1つ目はCO₂削減の意義を強調することが必要ではないかということ申し上げておきたい、質問なのですけれども、衛生組合の議会で、小川町の高瀬議員さんがこれ質問したときに、胸を張って言えることなのか、それともほかに選択肢がないからこのオリックスを選択したのかと。この立場、考え方によって町民に届く伝わり方というのはもう全然違うわけです。そういう質問しているにもかかわらず、あまり事務局長ははっきりしないなという感じを受けて、先般というか広報を見ても、カレンダー見ても意義が全くないのです。これでは協力しようなんて、そのうちやればいいという感じにしか受け取れないというふうに思います。そういうことで、1つ目はこれです。

それから、10億円の負担減はどのような計算からか伺いたいと思います。

3つ目に、重忠まつりについてです。いつ決定をしたのか、企画はどこの業者に委託しているのか、したのか、あるいは議会の協力はしないのか伺いたいと思います。

次に、最後に4番目、人権対策についてですが、先ほど渋谷委員さんがやってくれましたけれども、私もこの問題は大きな問題だと思っておりますので。まず1点目に、町内の差別事象はどのくらいあるのか、2つ目に、解放同盟は差別解消にどんな活動をしているのでしょうか。3つ目に、ほかに差別を受けている団体、個人はないのかと。4つ目に、そこに補助金は出しているのでしょうか。そして、5つ目が今の問題として、ロシアがウクライナに攻め込んでいますので、ロシア人またはウクライナ人は本町に住んでいるのか伺いたいと思います。ウクライナ人に対しては同情を寄せる

と思うのですけれども、ロシア人に対してはバッシング、たたくという、こういう行為が心配されますので、これはプーチン政権が悪いわけで、仮に嵐山町に住んでいる方がいても、別にその方は悪くないわけですが、今そういう時代ではないので、何でもたたくという時代でありますから、それは防いでいかなければいけないという視点で質問したいと思います。

どうも松本委員は何でもたたけばいいと思っているようなので……

○畠山美幸委員長 人の名前は言わないでください。

○川口浩史委員 いやいや、横やり入れているのでね。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

山岸次長。

○山岸堅護教育委員会事務局教育総務担当次長 1点目のご質問につきましてお答えをさせていただきます。

委員ご案内のとおり、昨年の6月議会におきまして、嵐山町立小中学校再編等審議会設置条例を可決、ご決定いただき、10月7日に第1回会議を開催し、これまで5回の会議を行っております。会議の進捗状況につきましては、広報、ホームページに掲載し、議員全員協議会、区長会、民生委員・児童委員協議会へ随時ご報告させていただいております。また、再編に関する情報につきましても昨年の7月以降、広報によりお知らせさせていただいているところでございます。来年度の当初予算には再編に関する情報発信の直接的な経費は計上しておりませんが、引き続き発信に努めてまいります。

○畠山美幸委員長 次に、藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、お答えいたします。

川口委員さんがよくCO₂削減のメリットが感じられないと、そういったご指摘をいただいたことは重く受け止めたいと考えております。その上で令和4年4月1日に開始する可燃ごみ処理の民間委託に伴うメタン発酵方式による可燃ごみ処理に関する環境負荷の低減を図れるメリットの広報周知につきましては、小川地区衛生組合で統一した広報をするのか、管内町村が各自で広報していくのかにつきまして今後小川地区衛生組合管内協議会などを通じて話し合いを進め、検討していきたいと考えております。

続きまして、10億円の負担減の、どのような計算からかというご質問でございます

けれども、こちらのほうは小川地区衛生組合事務局が衛生組合議員へ示した資料の中の約10億円安価になるということについてでございますけれども、算出した内容といたしましては、施設修繕工事等の工事費、可燃ごみ処理業務の委託費、人件費等を積算し、その10年間の総額を施設延命案と民間委託1案と民間委託2案、別に算出し、その比較をした結果、施設延命案と最も有利な民間委託案で約10億円の差が出たと、そういうものでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次に、藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 私のほうからは3番目の嵐山重忠まつりにつきましてお答えさせていただきます。

まず、名称のほうなのですが、青柳議員さんの一般質問のときに、名称のほうは正式には嵐山重忠まつりとさせていただきますということで答弁させていただきました。この嵐山重忠まつりにつきましては、当初は単純に重忠まつりという形で考えておったのですが、現在の深谷市、元の川本町のほうで重忠まつりというのが通常行われているということが分かりましたので、嵐山重忠まつりというふうにさせていただきますので、そこはご了承いただければと思います。ただ、簡略化して重忠まつりで町内は通じるかなとは思いますが、我々も普通に重忠まつりという形で言うてはおるのですが、正式には嵐山重忠まつりということでお願いしたいと思っております。

まず、いつ決定したのかということでございます。これは今年度に入りまして、当初から大河ドラマの関係ございましたので、何かしらやっぱり計画をしていったほうがいいだろうという話の中で、最終的には秋口、秋頃だったかなと思うのですが、この間ちょっと話をしたような内容というのを、その辺から考え始めたかなという記憶をしております。これは実行委員会方式で実施をいたしますので、嵐山まつりと同じような感覚でいただければいいのかなとは思っておりますけれども、重忠まつりにつきましては実行委員会方式ということで、この企画につきましてはどこかの業者に委託をしたかということとはございません。ただ、当日のイベントの内容の中で子どもが楽しめるようなイベントを考えていきたいという答弁もさせていただきましたけれども、ゲーム的なものというのでしょうか、時代的に弓矢を使った的当てみたいな、そういったものがこの趣旨に合うのではないかとということで、そういった道具といたしますか、イベントに使うようなものがどういった業者さんに頼んだらそういうものが

借りられるというか、あるのかなという、そういったところの話を東武トップツアーズさんのほうには協力を依頼して、そういうのを扱っている業者さん知っていたら教えていただきたいとか、そういった協力の要請はさせてはいただいておりますが、企画の内容そのものについての委託みたいなものはしてございません。あくまでも実行委員会の中で決定をしていくというふうに考えております。

また、議会の協力はしないのかということ、これはまつりについて議会のほうにも協力をお願いしますという、そういう要請という意味でよろしいのでしょうか。嵐山まつりと同じように、議員の皆様方には当日には招待といいますか、そういったものは出させていただいて、開会式、そういったものには参加していただくかなというふうには考えておるのですが、その程度で今考えております。ただ、こういったコロナ禍でございますので、開会式等もあまり長時間にならないような感じでは考えておるところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次に、馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、私のほうから人権対策について随時お答えいたします。

まず、町内の差別事象はどのくらいあるのかというご質問ですが、こちらにつきましては、近年町内での差別に関する事案については報告を受けておりませんが、令和元年に実施しました比企郡市人権に関する意識調査というのがございました。こちらでは、「あなたは、住宅の購入や生活環境を選ぶ際に、仮にその場所が同和地区であった場合、避けますか」という問いに対しまして、「分からない」が24.9%、「どちらかといえば避ける」が21.2%、「避ける」が6.1%と、否定的な回答が52.2%ございました。

続きまして、解放同盟は差別解消にどんな活動をしているのかというようなご質問ですが、こちらにつきましては先ほど渋谷委員の質問と回答が重なってしまうのですが、解放同盟さんのほうでは差別意識の根絶、生活の安全と向上、教育と文化の向上、地区内外の交流、平和の実現、こういった5つの目標をうたっておりますので、その目標を達成するために様々な活動を実施しているものと認識しております。

続きまして、他に差別を受けている団体、個人はそこに補助金は出しているのかと

というようなご質問ですけれども、現在把握している事案はございませんので、補助金のほうも交付しておりません。

続きまして、ロシア人またはウクライナ人は本町に住んでいるのかというご質問ですけれども、現在住民登録されている人数ですけれども、ロシアの16歳以上の女性がお二人、ウクライナはゼロでございます。川口委員が心配されているバッシングや差別事案については、現在のところ確認できておりません。

以上です。

○畠山美幸委員長 審議の途中ですが、休憩いたします。50分までといたしたいと思えます。

休 憩 午前10時35分

再 開 午前10時50分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川口委員の再質問からです。どうぞ。

○川口浩史委員 学校再編の関係ですけれども、どういう情報を出しているかということでは広報とか各団体で知らせているということで、今お答えあったわけですけれども、各団体で報告しているというのがこれ報告ではないところがあるのです。ある団体って、言ってしまったほうがいいのか。自分の意見を言っていて、だから統合が必要でしょうということで、これ皆さんも出ているのではないかな、教育委員会も。そういうところですから、そこでの報告になっていないのです。こういう意見がありました、こういう意見がありましたというのが報告なのだけれども、自分の意見をとうとうと述べて、だから統合が必要でしょうと皆さんに同意を得る、そういう場にしまっているわけだよね。これが実態なのですよ。やっぱり定期的につて、ちょっとコロナがあるからむやみには開けないのですけれども、ぜひ皆さんが主体となって説明会を私は1回は開くべきだというふうに思うのです。コロナが収まった段階でぜひそういう計画をやってほしいと思うのですけれども、いかがでしょうか。各団体から選出されている方の報告だけでは不十分というか、その方の意見は先ほども言ったように、報告ではないのですから、自分の意見述べているのですから。こういうことでは駄目ということで、これは私がそこに出席した方から直接聞いたことですから、それはまずいなというふうに思いましたので、皆さんが主体となった説明会、これや

っていただきたいと思うのですけれども、お考えを伺いたいと思います。

ごみの問題なのですけれども、これをほかの衛生組合の関係で考えていくということでお答えあったわけなのですけれども、それはそれでぜひやってほしいと思うのです、それは。ただ、それ以外のことでできないわけなのですか。少なくとも嵐山町の町民に分別を要請する場合によく琴線に訴えるということを言いますよね、心に訴えるって。この場合、心ではないけれども、意義ですよ。CO₂削減にこれはつながるのですから、分別をぜひやってくださいということにつながるわけですから、そこを訴えなくて、これはやりませんよ。それで、しかも当分の間今のままでも構いませんというような書き方があるわけです。書いているわけです。ですから、そこのところだけ見たら分別は、では追々やっていけばいいかというような程度で済んでしまうのではないかなって私はちょっと危惧するのです。意義を訴えて、その意義に応えるという町民はある程度いるというふうに思います。その人から、やっぱりいろんなものが混ざっていたらそれはまずいですよということを注意あるいは喚起が広がればもっといいわけなので、その注意喚起する人が理解できないことでは、これはまずいわけですので、ぜひそれは自分でやっていただきたい、そう思うのですけれども、お考えを伺いたいと思います。

それから、10億円の関係なのですけれども、やっぱり小川地区衛生組合だけで8,000万円でしょう、8,000万円の負担が増えると。昨年も修繕費は出ていたわけです。修繕費が入って云々ということで、人件費が入って、それで10億円だということですが、いや昨年修繕費が入っていないのだったら、この8,000万円というのはある程度理解できるのですけれども、修繕費が入った上にさらに8,000万円の増額になるわけですから、本当に10億円という差は出るのかなって、これは誰だって思うのではないですか。それしか説明書ではもらっていないわけですね。衛生組合もその程度ものしかよこしていないと、組合としても、これ誰が計算したか分からないけれども、その程度のものしか手に入っていないということなのですか。もっと詳しいのを個人的にお話できるのだったら伺いたいと思います。

それから、嵐山重忠まつりですか、これは分かりました。そういうふうに行えるだけ、でもついちょっと呼んでしまうかもしれないけれども。秋口に決定したのだということで、実際の予算はここで取ったということですから、正直秋口に決定という段階でも多分遅いですよ、もう半年ですから。祭りをやるのに半年で決定というのは。

何を危惧しているか、本当にうまくいくのか、成功するのかというところを私は危惧をしているのです。こんな祭りではしようがないではないかという結果に終わったのではやらないほうがいいのですから。そういう祭りには駄目なのです。ただお金を使ったというだけになっては。だから、きちんとした一つ一つのものを計画持ってやっていかないと成功しないというふうに思うのです。そういう面では思いつきの祭りだということを言われかねないことになるのではないかなということをちょっと危惧します。1点、だからその遅いということをご指摘しておきたいと思います。

それで、企画については実行委員会方式でやっている、業者に頼んではないのだと、その点はいいと思うのですけれども、どういう人がこの実行委員会の中に入っていて、今までとちょっと違う企画ができていいのか伺いたいと思うのです。遊びが中心の企画なのか。遊びがもちろんあっても、遊びは、歴史的なもの、流鏝馬もやるというようなことですから、そういったものも結構でしょう。でも、そういうものだけではなくて、知的なものもちょっと織り込めないか。誰かの講演といっても広い場所ですから、あまりなじまないかなとは思いますが、知的なものも、ああ、畠山重忠というのはこういう人物だったのかということを知ってもらい、そういう場になるのかどうか伺いたいと思います。そういうふうにしていかないといけないというふうに思います。

議会については、我々は単なるお客さんではしようがないなって思っていて、いろいろお考え持っている人がいるのではないかなって、そういう知恵も生かしたほうがいいのではないかなということでも申し上げたのですけれども、そういうことで申し上げようと思ってここ書いたのですけれども、もしそういうお考えもあるのだしたら伺いたいと思います。

最後に人権問題です。町内の差別事象はなかったということであったわけですね。ただ、意識調査で多数の人が同和地区を嫌っているということであったわけですね。なるほどなと思って。ただ、これが差別があるのだということではないわけですね、差別事象はなかったということであるわけですから。心理的差別なんていうことをよく言いますが、心理的差別なんていうのはもう、それを超えたものが女性や障害者や外国人、病気、今もうコロナは大分多くの人がかかっているから、エイズだとか、いろんな病気の人も差別の対象になっているわけで、そういう方は実態的差別をされているわけです。そっちのほうがよっぽど大変ですよ、そういう差別を受けて。

今SNSで自殺者も出る、すごくバッシングがあって大変なのだろうなって私なんか思うしかないのですけれども、やっぱり本人は耐えられない。バッシングに対して、そういう差別事象があるわけです。そういう実態的差別に比べたら、心理的差別というのはこれは徐々に解決する方向しかない、私はそう思います。考え方を伺いたいと思います。

解放同盟の活動、5つあるということでした。これ方針になるのだと、具体的にどういう活動しているのか、嵐山町ですよ、どういう活動しているのか伺いたいと思います。町や教育委員会使ったの活動は駄目ですよ。これは町や教育委員会がやることなので。自分たちが何をやっているかです。私は吉田に生まれて育ったわけですから、近くですから、あっちのほうまで見たことも何度もありますけれども、50年以上前ですけども、あの頃は本当に大変でした。1969年に国が特別対策を取って、昭和44年に、これは当然だというふうに私は思っていますよ、この対策は。大体ほかの住民の生活レベルと同じぐらいになったと。まだ若干引きずるものもあったでしょう。結婚や就職など実際あったというふうに言われていますので、それは私が議員になったときにはもうゼロなのです。その段階でもうこの問題は終わりにすべきなのです。そう思います。

そして同和、同和だと言われるのが嫌だって。これは鳩山の人がそうなのですよ。同和地区だと言われるのが嫌だと。だから、同和という予算を削ってくれと、同和という文字、同和という言葉、これをなくしてくれと、そういう要望をもう15、16年も前にしているのです。して、実際それを受けて鳩山町はもう同和なんていう予算はゼロだし、文字にもないし、そういうことをやったわけです。本当に嫌だったら私はそういうふうに言うべきですよ。ところが、違うわけです。自分たちは嫌だと言いながら、同和で差別を受けているのだなと言うぐらい、ありもしない差別を受けているのだということを言っているわけで、これは一般的に通用しない、私はそう思っております。お考えを伺いたいと思います。

ほかに差別を受けている団体、個人はないということなので、同和もないのですから、補助金を出して、ほかの差別を受けている団体、個人にも補助金を今までも出していないわけですから、同和団体にも出すのはやめるべきだというふうに思います。お考えを伺いたいと思います。

ロシア人とウクライナ人に対しては、そうですね、2人のロシアの方が住んでい

て、ウクライナ人は住んでいないということで、バッシングは確認されていないということですが、どんな確認の仕方をしたのか伺いたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

山岸次長。

○山岸堅護教育委員会事務局教育総務担当次長 学校再編等に関しまして、ご質問を2点いただきました。

1点目のご質問ですが、最初にご答弁申し上げました、議員全員協議会、区長会、民生委員・児童委員協議会、そういったところへの報告につきましては事務局で行っております。この報告の中では一切こういう方向性でやっていくべきというような報告はいたしておりません。ただし、これ以外の事務局以外で報告されているというような内容については、こちらでは把握しておりませんので、こちらについてはお答えをすることが難しいということでございます。ただし、正確な情報を取得するという意味においては、町のホームページのほうに毎回の会議録あるいは資料を全て掲載させていただいております。資料については全てと申し上げましたが、一部技術的に掲載できない部分もありましたが、そういったものを掲載をさせていただいておりますので、正確な情報を取得するという意味においては、そちらをご覧くださいということができるとございませぬ。

また、この情報を掲載していることにつきましては、学校で使っておりますまちc o m i というアプリ、あるいは学校だよりも掲載をさせていただいております。今後については広報の中でもこういった会議録資料については掲載しているということをお知らせしていきたいと考えております。また、広報等の中でご意見、ご質問は随時ご連絡くださいということでお知らせをさせていただいておりますので、そういったご意見があれば、お寄せいただきたいというふうに考えております。

2点目の説明会につきましては、渋谷議員の一般質問のときにお答えをさせていただきましたが、審議会からの答申をいただいた後、教育委員会におきまして、町の将来の学校像を定める基本的な方針または計画などを策定していくこととなります。こうした方針、計画の案の段階で説明会等を開催し、ご意見をいただくということになると考えております。

○畠山美幸委員長 次に、藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、まず1点目、ごみの分別の大切さを町独自としてできないかということでご質問でございます。今回の民間委託に関する民間事業者のメタン発酵処理設置に関する広報等に関しましては、民間事業者の同意も得た上で毎月開催しております担当者会議の中で諮った上で広報するという道筋でやらせていただいております。これは、一部事務組合5か町村の中で統一した対応ということでやらせていただいております。ただ、委員さんおっしゃるように、分別の大切さというものは、一般的なものに関しましてはとても重要で、今までもやっておりますし、これからもやっていきたいと考えておりますので、ごみの分別の大切さに関しましては今後も引き続き広報周知をして、住民の皆様の理解を深めていただけるようにやっていきたいと考えております。

2点目の、10億円の詳細な内容につきましては、こちらのほうは衛生組合さん、配付の中にある資料の、約10億円という数字についての詳細な資料については私の手元に頂いております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次に、藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、私のほうからは重忠まつり、私もあえて重忠まつりと言わせていただきますが、これに何点かご質問がありましたので、お答えさせていただきます。

まず最初に、実行委員の構成のほうから答弁をさせていただこうと思います。まず、嵐山史跡の博物館の副館長さん、また嵐山町商工会から会長と事務局長さん、嵐山町観光協会から理事長と事務局長さん、その他観光ボランティアガイド、嵐山町先賢顕彰会、嵐山町剣道会、嵐山なぎなたクラブ、武蔵駒王太鼓の各代表の方、また内部で町役場のほうで関連する課としまして地域支援課長、また教育委員会のほうからは次長さん2人、合計13名の今現在の委員構成になっております。そして、事務局が企業支援課ということでございます。この実行委員のほうも春先からこういったイベントをやるということで、どういった内容をしていこうかという検討した中で、こういったものをしていいのではないかとか、そういった中でいろいろ団体さんのほうにご協力の依頼をしたところ、ご了解いただいたところの方に実行委員さんという形をお願いをしているところでございます。

です。先ほど半年前では遅いのではないかとというようなご質問もありました。

すけれども、最終的に菅谷館跡地内の敷地内でのイベントが一番ふさわしいというところで、そこも許可をいただくというところもありましたし、文化財関係がありまして、使用制限というのがかなり厳しいところがございます。そうすると、どういうことだったらできるのか、こういうことがやりたいけれども、ちょっとそれができないなとかということもある場所に立っておりますので、その中でいろいろ計画した中でできることを計画をさせていただいたと。ただ、また先ほど遊びが中心になるかとか、知的なことはないのかというようなお話もありましたが、その中でやはり歴史的な、文化財的な堅苦しいイベントをやってもなかなか子どもたちは全然面白くないという感じもしてしまうのかなというところで、子ども向けのイベントのほうも計画をさせていただいたと。なるべく多くの人に来ていただけるようにいろいろ検討した結果、今現在このような計画をしている状況でございますので、知的なことといいますと、青柳議員の一般質問のときにちょっと回答させていただきましたけれども、観光ボランティアガイドによるガイドツアーというのも企画をしております。

また、史跡の博物館内での講座室という場所をお借りして、重忠検定というのもこの日に予定をさせていただいておりますので、ちょっと川口委員さんのお考えと違うか分かりませんが、知的なことの内容としてはこういったところが多少入っているのではないかなと。遊び的なものというのは、子どもが来ても飽きずにいられるように、そういうゲーム的なというのでしょうか、遊びも含めたイベントのほうも一部計画をさせていただいているというところがございます。

また、昨日もちょっとお話しさせていただきましたけれども、流鏝馬も通常嵐山まつりですと、普通の馬に乗って弓を当ててということしかしていないのですが、こういった神事と違って、イベント的なことであれば、午後から流鏝馬は今現在予定をしているのですが、午前中に乗馬体験的なものも可能ですよという話もいただきましたので、限られたスペースというところもありますので、そういう話をおととい打合せの中でいただいたところですので、そのスペース的なものも含めて最終調整は早急にして、当日の計画に関しましては確定を近々にして、チラシ等そういったものの作成に取りかかりたいなというふうに考えております。

また、議会議員さんの方々には先ほど言いましたように、嵐山まつりと同じようにご招待のほうをさせていただく予定はしております。当日また準備もいろいろと、初めてやるものですから、早めに博物館にはお願いして、早めに準備のほうも取りかか

れるようにしたいなと思っておりますけれども、ここで計画の内容というのが決まれば、どの程度の人員が必要になるか、そういったのも含めて、もしお手伝いいただけるようであれば、ぜひご協力いただければありがたいなというふうには考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次に、馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、私のほうから人権対策についてお答えいたします。

町内の差別事象ということで、1回目の答弁で近年は報告を受けておりませんというお答えいたしました。委員さんのほうからSNSのバッシングという言葉、出ましたけれども、こちらにつきましては、インターネット上で同和地区の関係について投稿等かなりありまして、バッシング的な内容のものですとか、それから同和地区の公表するようなものですとか、そういったものが確認されておまして、嵐山町がということで報告を受けていませんというお答えしましたけれども、同和問題につきましては、全国各地でいまだにそういった案件というか事案が確認されておりますので、私どもとしましては心理的差別という言葉と実態差別という言葉で川口委員のほうからそういったお話出ましたけれども、実際にはそういったところの出身であるということで差別を受けているという実態的な差別の、外国人さんとか、女性のほうが、そういったことが大きいのではないかというようなご意見ありましたけれども、全国で見ますと、嵐山町がということでは確認できておりませんが、全国的にはそういった差別事案がまだ存在しているというふうに認識しております。

それから、続きまして具体的なことはどういうことをしているのかというご質問ですけれども、こちらにつきましては昨今コロナの関係でできていないことも多くあるかと思うのですが、今までの例を幾つか申し上げますと、例えば比企郡市サマーキャンプというのを実施してまして、それは解放同盟さんが主体で、各地区の子どもを集めたりして参加しております。当然町のほうも協力はさせていただいておりますけれども、そういったものを作って交流を深めたり、または国や県に対する人権に関する様々な要請、その要請行動につきましては同盟さんのほうで主体的に行っているというところがございます。本人通知制度等、そういったものも県内市町村で始まったというのもこの辺からでございます。

それから、各種研修会への参加というものは町のほうが関係なく比企支部さんのほ

うで主体的に参加していただいて、同和問題だけでなく、他の人権問題についても日々研修されて、そのことについて各地元で集会所学習とかも行っていきますので、その辺りで皆さんに広めてくださっているのかなというふうな認識をしております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 終わりましたけれども、再々質問を。

○川口浩史委員 ロシア人の。

○畠山美幸委員長 ロシア人、ああ、そうだ。

○馬橋 透地域支援課長 ロシア人のバッシングの問題なのですけども、確認できておりませんというような回答をさせていただいたのですけれども、どういった確認をしたかというご質問かと思うのですけれども、たまたまお二人のうちのお一人が町内のある企業にお勤めになっているということをごちやうで把握していただきましたので、そちらの企業のほうに今朝ほど連絡を取りまして、そういった事案が発生しているかどうかということは確認させていただきました。会社では全くそのようなことはないですし、本人も元気に出社しているという確認は取れております。もう一方については不明です。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 学校再編なのですが、答申後では駄目なのですよ。それは、前回なぜ駄目になったかという経緯をやっぱり考えなくては駄目です。我々に、保護者に何の説明もなくどんどん進められているということに対して怒りが出たわけなのですから、途中経過を報告しなくってどうするのですか、前回と同じ轍を踏むということになってしまいますよ、それでは。当然途中経過をどこかの段階で、今こういう意見が出てここまで進んでいますということを説明する機会を設けなければ、幾ら広報に載せたとか言たって、保護者から見たらそれは駄目なのです。やっぱり広報にしたってそんなに見ていないですから。広報とてそういう状況なのですから、どこかの段階で私はやるべきだと。やらなかったら、また何が起きるか分からない。私もまさかああいう事態でたくさんの保護者から不満が噴出するとは思いませんでしたよ。でも、どこかの段階でもうマグマが充満していたのじゃないでしょうか。それを同じ轍を踏まないためにやっぱり説明会をすべきだというふうに思うのです。これは町長か教育長、ぜひ決断してもらいたいと思いますので、ご答弁をいただきたいと思います。

燃えるごみであります。オリックスの同意を得ると。この同意を得て、分別をしっかりとするというのに何で同意を得る。そこまでそんな卑屈な取決めになっているわけなのですか、協定になっているわけなのですか。そんな一々。乱れさそうと、分別をそういうことでやるのだったらオリックスは怒るでしょうけれども、オリックスだって喜ぶわけではないですか。そんな内容まで同意を得なければならない協定になっているわけなのですか。もしそうであればちょっとその内容は問題ですよ。ある程度分別はしっかりとやりたいので、そういうのは自由に任せてもらいたいということは言うべきであると思うのですけれども、これ協定になっているのかどうか確認と、ぜひCO₂の削減の意義を訴えたものを出していくべきだと思うのです。これ町長に伺いたいと思います。

10億円の負担については、その程度のことでは住民は納得しないですよ。我々もそうなのですが、これは納得できません。もう少し詳しい詳細な計算内容を私たちに提示すべきだと思うのですけれども、これも町長に伺いたいと思います。もう課長ではそれ以上の、多分それはできませんぐらいで言うしかありませんので、伺いたいと思います。

重忠まつりは、そうですね、ただちょっと心配するのです。もう3月の間もなく中旬ですから、今日9日、あと2か月で機運が盛り上がっているかって、全く知らない人のほうが多いわけですから、町民参加だと言ってもちょっとどういう結果になってしまうのか、私は心配します。ちょっと遅いなということを言っておきたいと思うのです。この時期にまだ計画も決まっていないということで、これから本当に成功するのかということでは、私は大変危惧すると。町民のお金使ってやるわけですから、危惧しています。いや、そんなことはないのだよということが言えるのか。これ町長、副町長、どちらでもいいですから、お答えいただきたいと思います。

人権対策についてもこれも町長、副町長どちらかに伺いたいと思います。SNSのことで言われました。確かにそういうのがあるというのは私も承知しています。ただ、それは嵐山町にはないということで。そうすると、一般的に障害者や女性や子どもや特定の病気の方の差別というのがこれは起きているわけです。これ日弁連もその解消に向けた意見書を国に上げておりますけれども、あとヘイトスピーチの問題も、これ嵐山では起きていないだけのことです。SNSだって同じですよ、嵐山では起きていないのだと。そうすると、なぜ解放同盟だけ補助金が出るのかというのはこれ疑問

に思わざるを得ないです。特別優遇、特待ですよ、特別待遇。それで、どんな活動しているのか。サマーキャンプ、これは実情、町ですよ。要請に行っている、この程度で何で団体補助が出るのですか。こんなの認められないというのが一般的ですよ、こんな内容聞いたら。私はこういう団体を擁護するほうがおかしいと思っていますよ。補助金はぜひ削除、支出はしないようにしていくべきと思うのですけれども、これもだから町長か副町長に伺いたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 それでは、順次答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 それでは、学校再編の関係のご質問でございますが、もう一度説明会を、あるいは住民の声をというお話でございました。委員ご指摘のとおり保護者の意見を十分に聞くというのは私ども今回再編をスタートに当たっての基本的スタンスです。やはり保護者のほうから不満が出てという前回の経過も伺っております。したがって、同じ轍を踏まないようにという、委員さんご指摘、ご助言のとおりでございまして、私たちもそのつもりで取り組んでおります。その反省を生かして、現在小学校低学年から未就学児、この保護者がステークホルダーというか、要するに該当の保護者になると思います。したがって、今回の審議会では、まず幼稚園、保育園の保護者に入っていたいただいたというのはその意味でございます。

それから、委員さんが先ほどご指摘いただきました、説明ばかりで、そして何も聞かなかったというようなのを聞いたというふうなご指摘がありました。これは恐らく私たちが審議の過程で、皆さんは各学校、保育園、幼稚園の保護者を代表して来ていただいているので、ぜひこの審議の過程を説明したり、意見を伺って審議会に生かしてくださいということをお願いしたことに基づいて、恐らく委員さんが取り組んでいたときの出来事をおっしゃっているのだらうと思います。したがって、少なくとも説明をしていただいたということは私たちは喜んでおります。ただ、さっき説明だけでなく、意見がというご指摘でした。この辺については今後の審議会のごときにまた生かして、こういうご指摘もいただきましたので、ぜひ皆さん、幼稚園、保育園、学校の代表として出ているので、その辺のところの意見の吸収は十分にいろんな機会にさせていただきたいということは再度またお話することはできると思いますので、そのような形で取り組んでいきたいと思っております。説明会についても

審議会の委員さんが、これはどうしてもなければ答申は出せないよと、審議の中でそういうことであればそれは開くことはやぶさかではないと思います。私どもが審議会の中で説明会をというのは現段階では考えていないと、そういうことでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次に、答弁。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、協定があるかないかについてでございますけれども、こちらの協定はございません。ただし、こちらのほうは民間事業者と衛生組合の対応の統一的な方針ということで、そのように発表する前は内容を確認して、それの上で立って発表すると、そういった形でやらせていただいております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 私のほうから重忠まつりについてお答え申し上げたいと思います。

今委員ご心配のように、いろいろな課題はあるのですけれども、今その詰めを行っております。それも大体方向が出てきましたので、それがまとも次第どういふふうに町民に知らせていくのかというもの、あるいはまた比企郡市の協議会等もございまして、それらの協力をどうやって受けていくのとか、いろいろ今考えております。したがって、ご心配が多々あるかと思っておりますけれども、できるだけそういうものを決まりをつけて、早いうちに広報していきたいなというふうに思っておりますので、いろいろご協力をまたよろしくお願いしたいと思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 佐久間町長。

○佐久間孝光町長 それでは、人権のほうに関しまして私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、ロシア人の関係で、町内の中に2人いるということで、担当課のほうで1人、私も2、3日前、私の知り合いがいますので、彼女のところに連絡をして、どういった差別だとか、そういった嫌なことがあったと言ったら、今のところありませんと。私も川口委員が言ったのと全く同じこと言いました。プーチン政権のやっていることと、ロシア人の国民の人たちは全く違うということはほとんどの日本人よく分かっているから、そういうところは心配し過ぎることはないと思いますよと。万が一そんな

ことがあったら言ってくださいと、私のほうも対応はすぐにしたいと思いますからということでもありますので、同じ人だったらあれなのですから、多分違う方かなと思うので、2人ともそういう対応は今のところできているかなというふうに思います。それまず最初に報告させていただきます。

それから、あと部落解放同盟のほうの補助金に関してでありますけれども、委員さんもお承知のとおり、1969年に最初の法律が施行されて、それで執行の後、延長されて、また新しい法律ができて、また延長して、また執行して新しい法律が。今は2016年にできた部落差別解消推進法ですか、それに基づいて我々も事業を進めているわけですが、先週の土曜日、3月5日の土曜日の埼玉新聞の記事なのですから、こちらの中にちょうどこの部落差別の件が載っていました。ネット社会の到来は世界を急速に結びつけたが、同時に差別、偏見、憎悪を増幅させていると。それで、課長からもちよっと紹介がありましたけれども、紀行番組のような体裁を取りながら被差別の地名を特定する、こんな動画がユーチューブに多数投稿されていると。

それから、あとは2016年12月に施行された部落差別解消推進法に基づき、法務省が2020年に公表した全国意識調査では73.4%が「部落差別はいまだにある」と回答している。原因に落書きやインターネット上などで差別を助長する人たちがいるからだというようなことで、私もこの数字を見てびっくりするぐらい、随分高い数字が出るのだなと。それで、こういった媒体を使うときには日本のプロバイダーだけではなくて、外国のプロバイダーなんかもうまく経由してやっている。そうすると、外国の方たちはそういうのをよく知らないで、そのまま掲載すると、そういった事案がかなりやっぱり増えてきていると。それで、法務局のほうでも見つければすぐ削除、見つければすぐ削除とやっているのですが、全く追いつかないような状況であるというように掲載をされておりますので、現在においてもそういった現状はまだだと。私も一時下火になってきたなと思うのですけれども、やっぱりネット社会というのがあって、またそういう中で新たな形でそういったことが起こってきているのかなというふうに思います。

渋谷委員のほうからもご指摘があったように、部落解放同盟自身の活動はある程度しっかりやっているだろうというようなご評価もいただきました。ただ、嵐山支部として、それがどういう形で嵐山町あるいは嵐山町民に還元されているのかどうか、貢献されているのかどうか、その辺のところは少し疑問だというような問題提起もされ

ましたので、その辺のところはもう一度一つ一つの活動を精査する中で改善すべき点等がありましたときには話し合いをしてまいりたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 いいですか。

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員長 もういいですね。いいですねというか、駄目です。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時37分

再 開 午前11時38分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 委員長のご指名ありましたので、総括質問させていただきます。

今回の嵐山町の令和4年度の当初予算、佐久間町政がスタートして2度目の予算編成になるかなと思うのですけれども、全体として佐久間町長が考える嵐山町のあるべき姿に向けて予算編成がなされているのだろうと思いますが、そういうことも含めて4点ほど質問をさせていただきたいと思います。

まず1つ目、観光地域づくり法人推進事業について、こちらについてお伺いします。観光地域づくり法人、これDMOなのですけれども、これ予算書の147ページで補助金が、地方創生推進交付金を使った4,000万と一般財源から4,000万、合計8,000万円の補助金が予算書に入っております。こちらについてはこれ3年目の補助金でございまして、今年度が最後だというふうに伺っていますけれども、これについての進捗の度合いと伺いますか、そういうことについてまずは補助金事業に対する町の関与、これは観光協会が副町長がリーダーシップ発揮していただいて、観光協会中心に動いていただいている事業でありますけれども、これが町の関与がどうであるのか、それと観光協会との関係というのですか、その辺の連携、その辺についてお伺いをしたいと思います。

1番の2つ目としては、中期計画がどうなっているのだということをちょっとお伺いしたいと思います。特にこれは町ではなくて観光協会のことですから、これは継続可能であるためにはやっぱり収支を考えなければいけないのだろうと思うのです。収

支を中心にした中期的な計画、これをちゃんとお持ちなのだろうと思うのですけれども、その辺について伺いたいと思います。

それから、3つ目、千年の苑事業、いわゆるラベンダー園ですね、これの事業と周辺観光の位置づけ、これ全体としてどういう位置づけをされて、どう進めていきたいのかというところをもう一度伺いたいと思います。観光地域づくり法人推進事業につきましては以上です。

大きな項目の2つ目、職員育成の考え方とビジョンについてということでございます。こちらは予算書の66ページに職員育成事業で81万9,000円というのがあります。これ前年よりも倍になっているのですけれども、中身はB&Gの研修を受けるためというのが半分ありますから、ほとんど例年と変わらない費用なのです。私も全体の予算書をめくってみて、職員育成に関わる予算ってどのくらいついているのかなと探したら、実は探し切れませんでした。その辺も含めて、まず職員育成、町として全体計画、育成方針といいますか、そういった全体計画が作成されているのではないかと思います。それと個別の育成計画というのは、これはいわゆる階段状に、新入職員から始まって、中堅からその先まで、管理職までという形で、いろんな段階の育成方針があるのではないかと思いますけれども、その辺の対応を、全部事細かにありませんので、対応、全体の考え方についてその内容をお聞きしたいと思います。

それから、職員育成って大変大事なことで、今まで議会で、行政から報告された中でも技術系職員が足りないということが喫緊の課題になっているというようなお話もありました。これらも含めて町職員の全体像として求められる人材像としてどこの課に行っても仕事ができるようにということで、ゼネラリストの養成が今までは続いていたのではないかなと思うのですけれども、時代が進むにつれて、非常に専門的な知識が要求される、そんな時代になっているのではないかと思いますので、そのスペシャリストと言われる者、専門職に特化した技能を持った方、こういった方の育成もこれは大事に考えていかなければいけないのかなと思いますので、その辺の関係について考え方をお聞きしたいと思います。職員育成の考え方とビジョンについてはその2点をまずはお聞きしたいと思います。

3つ目といたしまして、ごみ減量化推進事業、これは132ページ、これは先ほど川口委員からもちよつと質問がありましたけれども、ごみ減量化推進事業として、これは19万8,000円のコンポスト、生ごみ処理機等予算化されていますけれども、今般民

間委託がこの4月から始まりますので、それを契機として、ごみの減量化に対するその運動をこれぜひ起こしていただきたいなと思ひまして、その辺のことが考えられているのかどうか。予算上あまり見えないので、そういうところをちょっとお伺いしたいと思ひます。3点目はその辺りについてお伺いしたい。

最後に4点目としまして、これは人材育成とも関わるのですけれども、DX推進に向けた町の対応についてということで、これは令和2年の12月ですか、自治体DX推進計画、これは菅内閣の始まったときの目玉の一つでありました。デジタル庁をつくって、自治体DX推進するのだということで、これは推進計画というのが策定されております。これに基づいて今後、今もう動いているのだと思うのですけれども、これは実際の自治体のところに来るとどういう形で進められていくのかなと、これは大変興味のあるところであります。これが嵐山町が考えている、いわゆるDXとはどんなことなのかというのが第1点お聞きしたいと思ひます。

それから、そのDXが国の方針、先ほどの自治体DX推進計画、これに基づいていろんなものも出ています。それらを見据えた上で町独自の目標というものは何かおありなのでしょう。その辺についてお伺いしたいと思ひます。4番につきましては、その2点を中心に周辺のことについてもお伺いしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、1番目の観光地域づくり法人推進事業につきまして、3点につきましてお答えさせていただきます。

まず1点目の、補助金事業に対する町の関与ということで、委員さんのほうからは関係性、連携的なもの、こういったものを含めたご質問でございました。こちらにつきましては、例えば今年度の同じ事業なのですが、その事業内容というのは多種多様でございます。その中で今年度もちょっと何回やったかまでは覚えていないのですが、かなりの頻度で定期的に打合せをしながら、また最初のほうに、この関係は、では観光協会主体で、この関係は企業支援課主体でと、そういったようなところの取決めもしながら進めておる状態でございます。これは来年度につきましてもその事業の内容、またどこが主体でやっていくとか、そういったものを含めた打合せをしながら進めて

いければというふうに考えております。観光協会、事務局の人数的なもの含めて一定でやるというのは当然無理ですので、企業支援課のほうでも連携をしながら進めていかなければできないというふうに考えておりますので、そういった意味では連携を密にしながら来年度も進めていければというふうに考えております。

2点目の中期計画というところで、継続これからしていく中で収支計画とか、そういったものに関しましては、例えば来年のラベンダーまつりの開催につきましても、来年のラベンダーまつりの収入がどの程度見込めるかとか、例えば今回計画をしている中で支出がどの程度かかるかとか、そういったところも前任者といたしますか、経験された、当時の農政課の職員等にも出ていただきまして、何回も打合せのほうさせていただきながら、どうやって運営をしていけば何とか利益が出していけるか、そういったところもかなりの検討をしながら何回も打合せのほうを今しているところでございます。何しろ来年4年度のお祭りにつきましても、観光協会主体というのは初めてやりますので、そこも含めて今までの前任者のご意見伺いながらどういうふうにしていったいいかというのを今おおむね決めているところでございますけれども、それにつきましても、令和5年度からは補助事業という形になりませんので、令和5年度からは、要は赤字にはならないような形を考えなくては当然いけないというふうになりますので、4年度、ある意味ちょっと試行的な部分も含めて収支のほうは考えながら令和4年度も計画をしているというような状況でございます。

また、最後の千年の苑事業と周辺の観光の位置づけにつきましても、やはり同じ地区、すぐ隣接して千年の苑と嵐山溪谷、バーベキュー場含めて南部のある一定の地域に集中しておりますので、これ一体でやっぱり観光を考えていくのが効果的なのかなというふうには当然考えております。特に今のオフシーズンというのでしょうか、紅葉まつりが終わった後、またさくらまつりというのでしょうか、桜の時期の間の、冬のオフシーズンというのがやっぱり今現在なかなか収益が上げられていないという状況になっておりますので、この辺について何かうまく収益上げられるような方向を考えなければいけないのかなというところで、昨年になりますでしょうか、川と県道のほうの角にポピーをある一定の面積を植えて咲いておりましたけれども、今回はあの辺はまたラベンダーのほう植えましたので、今はラベンダーと農林61号の小麦が終わっている間に地盤がもともとよくないと言われている場所がありまして、そこに今回もポピーのほうは植えさせていただいて、春、5月ぐらいになれば、ポピーがまた咲

き始めるかなとは思いますが、そこを今回ポピーにはしましたけれども、そこもどういった作付をしていったらいいのかなとか、そういったものもいろいろ検討しているところでございます。何しろうまくあの辺の南部一帯、観光資源、自然等そういったもので、ここ1、2年、来町していただいている観光客数も増えているように思いますので、そういったところも含めて考えていければなというところで、観光協会事務局さんとはいろいろ話をしているところでございます。

○畠山美幸委員長 次に、青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 では、私からは2番目の職員育成の考え方とビジョンにつきましてお答えをさせていただきます。

まず、全体計画と個別育成計画の内容というご質問でございます。町では、その全体計画に当たるものいたしましては、平成18年に職員育成方針と、こうしたものを定めてございます。この職員育成方針の中では理想とする職員像、こうしたものを掲げ、職員が持つ能力を最大限に伸ばし、素質と感性に磨きをかけ、より高度で個性あるまちづくりを推進できる人材、こうした者を育成していくと、その基本的な取組をその中で規定をさせていただいておるというところでございます。また、個別育成計画につきましては、毎年職員研修計画と、こうしたものを定めてございまして、例えば外部研修といたしましては、彩の国さいたま人づくり広域連合あるいは市町村アカデミー、こうしたところが主催をする研修会、多々あるわけでございますが、こうしたものへの参加について、その業務内容、職員の資質を見極めて参加をすることを規定しています。また、それ以外にも内部研修ということございまして、職員が講師となって研修会を行う、あるいは職場内の研修、こうしたものも当然必要でございます。こうした様々な研修を受講することで能力開発、自己啓発、スキルの向上を図っておるというところでございます。

次に、ゼネラリストとスペシャリスト育成の考え方ということでございますが、先ほど申し上げました職員育成方針、この中では定期的で計画的な異動、こうしたものを設けることは職員が広い視野と見識を身につけることができ、長期的な職員育成の重要な一つであると、こうしたことが規定をされております。また、その一方で町の業務、大変複雑化、多様化されておるわけでございます。こうした中で特定の仕事に特化した専門性のある職員、こうした職員を育成するという考え方、これも時代の要請とともに大変重要となっているという認識は持っております。

以上とさせていただきます。

○畠山美幸委員長 次に、藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、ごみの減量化推進事業についてお答えいたします。

ごみの減量化推進事業について、これまで環境課ではごみ資源分別収集カレンダーを毎回充実させること、また生ごみ処理機設置補助金を拡充することなどにより取り組んでまいりました。今回可燃ごみ処理の民間委託に移行することを捉えて、分別方法も変更となることに合わせ、さらにごみの減量化が図れる施策をどのように講じていくかについて環境課の内部で調査研究を深めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次に、馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、D X推進に向けた町の対応についてお答えさせていただきます。

まず、町が考えるD Xとは何かということなのですけれども、町といたしましては、委員さんおっしゃられました、政府の自治体D X推進計画、こちらの計画の中で重点取組事項というものが定められておりますので、それに遅れることなく実施していくものと考えております。特に自治体の情報システムの標準化、共通化、それからマイナンバーカードの普及促進、それから行政手続のオンライン化、セキュリティ対策の徹底、これらについては優先的に現在も取り組んでおります。

続きまして、国、県の方針を見据えた町独自の目標はということなのですけれども、令和4年度につきましては、町独自の目標は設定しておりませんが、行政手続のオンライン化につきましては担当課と協議できるものから実施していきたいと考えております。

それから、セキュリティ関係ですけれども、嵐山町では三層分離の原則というものを徹底しておりますので、システム上のセキュリティにつきましては、他の自治体と同等か、またはそれ以上のものとなっておりますので、こちらにつきましては引き続きセキュリティに関して徹底していきたいと考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 審議の途中ですが、暫時休憩いたします。1時30分までといたしたいと思います。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時25分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、小林委員の再質問からです。どうぞ。

○小林 智委員 それでは、再質問から進めさせていただきます。

まず、1番目の観光地域づくり法人推進事業についてですけれども、お答えいただきましたが、補助金事業に対する町の関与と意味では、補助金申請ですから、当然町の担当課で細かい点まで積み上げた上で補助金申請されているのだらうと思うのです。そういったものについての関与という意味では非常に大きいのかなと思うのですが、逆にこれ、それでは観光協会さんのほうではどういう動きを取られているのか、どういう方針を取られているのかというのはなかなか見えにくい部分があります。この辺について、ひとつこれは情報がなくて懸念している部分もあるのですが、この事業といいますか、観光協会の改革といいますか、それがまた一昨年でしたか、観光協会の組織替えが、組織の抜本的な改革がありましたけれども、その中で理事の数を4人でしたっけ、そこまで絞って観光をスリム化していく。長に副町長が、これは任命してリーダーシップを取っていくという体制づくりをされたのだと思うのです。これはこれで、この事業をすごい力で推進していくというので、大変早い意思決定でいいのではないかなと私も期待しておるところなのですが、一方でやはり今までの観光協会であった会員の皆さんがこれだけの事業ではなくて観光協会としていろんな事業に関わっていたと思うのです。これは町長がよくおっしゃっている、町民全員で盛り上げていくのだというところからいうと、その辺の会員の皆さんが今どう行動されているのかなというのが私会員でないのちょっと分からないのですが、その辺がちょっと心配な部分があるかなと。スピード感持って少数で意思決定して進めていくというのは結構なことではある反面、そういうところがちょっとどうなのかなというのは心配するところなのです。その辺について再質問の中で、これはできれば当事者であります副町長がリーダーシップを取っていらっしゃると思いますので、その辺でちょっとご意見なり、実際こうですよというか、あるいは今後の方針とかでお聞かせいただければありがたいかなと思います。

続いて、私中期計画、これ収支を中心というお話をしました。これからそういう点についても検討していきますよという話で、これは収支ですから町の予算に係る

るといいますか、直接にはこの予算書の中には反映できないです。観光協会から今までのように余ったお金といえますか、町に戻ってくるのだったらそれはあるかもしれませんが、それがなかったらこの中で検討するというのはなかなか難しいのですけれども、そうすると観光協会の中でそういった収支の計画を、中期的な計画を立てていくということになるのだと思うのです。これが継続していく事業でなければならぬですから、そういった形でのやっぱり収入が大事なのです。1つの事業体として、その収入をちゃんと計画を立てて入ってきて、それで今までのコストがちゃんとペイできて、なおかつ今まで投資したものの回収まで、ある意味回収です、そういったことまでできていく。で、事業が成功していく、あるいは町民が豊かになっていく、それから町民もこのラベンダー園を誇りに思っていくという体制がつくれていくのではないかなと思うのです。ですから、事業継続のためにはやっぱりそういった収支計画はきちっとできていないといけないと私は思います。

それで、実は今回の予算審議に当たって、令和4年度当初予算嵐山町議会基本条例第9条関係資料ということで、プロジェクト関係についてはこれでご報告いただいています。この中で観光地域づくり法人推進事業も当然これうたってあるのです。その内容を深く知り得ない立場から見ると、この表1ページ、2ページ目にあるのですけれども、やっぱり目につくのは一番下の段の将来にわたる効果及び政策等の維持管理を含めた財源計画。表がありまして、政策等の維持管理を含めた財源計画として、当然のことながら歳入につきましては、これは町の財政ですよ、これ補助金が3年目を迎えますから、令和4年度については4,000万、それから一般財源として4,000万で8,000万です。これが歳入としてあるわけ、町として。歳出がその事業に支出している分ですといった形で、これは観光協会で実質上やっている部分がここに反映されているのだと思うのです。実はこれ中長期の財源計画でよくできた表だなと思うのですけれども、令和5年から令和8年までの一応5か年計画みたいなものでできているのかな。だけれども、当然のことにこれゼロが入っているのです。全部ゼロなのです。これ町の財政計画ですから、収入ないですから、ゼロかもしれませんけれども、このゼロってぱっと見た目に私は非常にこれ何なのだろうなというのをちょっと思います。令和5年度でまた、では一般財源から出しますよということを今決める話ではないですから、当然ここに現れないのは分かります。予算の決定も受けていないですから、入らないのも当然かと思えます。ただ、これを見ただけでは、これは突然令和4

年で補助金も一般財源もなくなったら、この事業はどうなってしまうのだろうかという一瞬ここ思います。その辺のもくろみがなければやっぱり、今年も8,000万出すわけですから、この事業のもくろみというものがちょっと不安になるというところなので、これですから中長期計画が必要ですよという話を私は先ほど質問したわけです。その辺の考え方についてこういうことを明らかにしていく必要があるかと思しますので、その辺の考え方をお聞きいたします。

それから、千年の苑事業と周辺観光の位置づけというところなのですけれども、お答えいただいた範囲で、ラベンダーだけに限らずいろんなことをやっていますというお話がありました。ただ、ここで私質問申し上げたのは、これは面的な広がりをもっと持ったらいいのではないのと。恐らくもう担当の方はそのことを分かってやっていただいております。バーベキュー場があって、千年の苑があって、桜並木があって、それから今度は南部グラウンドがあるというふうに一連のつながりがあるわけです。これ当然それを見据えた上でこういう計画が立っていると思うのです。だから、観光協会としては、あるいは町当局としてはこの辺を当然全体の絵図面の中で考えたところをつくられたのではないかなと。その辺についてももう一度お聞きしたいのです。

この計画の中にもう一点お話が抜けているが、今駅西口の再開発をやっています。この延長線上にあるのではないですかという話なのです。駅周辺、もちろん駅前再開発は大事です。駅前西口再開発、再開発とは言っていないです。西口整備と言っているのです。それ大事なのですけれども、それを延長していけば、武蔵嵐山駅に降りました、バーベキュー場に行きます、あるいはラベンダー園に行きます。そういった観光で来られた方というのは、そこで自転車に乗っていきなり、歩いていきなりする形で、駅前からいろんな手段を取って河原まで行くわけです。その辺が一連の流れとしてトータルに設計するという考え方がまた必要なのではないかなと、そういう目線が必要なのではないかと私は思います。当然そのことは分かっているよという話なのだけれども、ちょっとその辺のことをどう考えているかというのをもう一度お聞かせいただけたらなと思います。以上、1番です。

2番の職員育成の考え方とビジョンについて、これなのですけれども、お答えいただいた中で、人材の育成基本方針というものがありますというお話がありました。これにつきましては、私もちょっとにわか知識で申し訳ないのですけれども、これは総務省ですか、令和3年3月、1年前です。地方公共団体における今後の人材育成の方

策に関する研究会というのがあって、令和2年度報告書というのが出ているのです。この中に今地方公共団体が直面している問題やら、将来こうあるべきだという形のレポートが出ているのです。その中で、まずはその前に人材育成基本方針というのを各町村が定めるのですよというのがこれが出ている。先ほどご回答いただいたように、平成18年にそういうものをつくってありますというご回答をいただきました。このレポートの中に「人材育成基本方針の策定状況について」というのがあるのです。令和2年4月1日現在。この中でこれ全国の都道府県から市町村全部ひっくめて団体数で1,788、このうち策定しているが1,695、令和2年4月の時点で策定していないが93。この中でこれ市区町村、県まで含めて全部ですから、町だけ拾いに行くと、団体数が743、策定しているが693、策定していないが50ということで、策定率93.3%なのです。ほとんどの町村でつくっているという。これ市町村全体レベルの94.8%だからほとんどつくられている。ですから、それを踏まえても当然嵐山町でもそれをつくっているよというお話になるのだろうと思うのです。こういったことは総務省レベルでもこういうことをやっているわけですから、市町村全体で考えるべきことかなと。

私、これ何で職員育成の考え方とビジョンについてということで今回この予算審議の中で質問させていただいたかということ、私も民間企業の経験もありますので、民間企業では従業員の育成といいますか、そういったものに相当力を入れているのです。それ即自分たちの事業に関係してきますから。ただ、地方公務員とかそういうところだと考え方がちょっと違うのかなと思ったのです。冒頭、今回の予算案でも81万9,000円なのです。特定の研修があるからそれを入れている。ほかのところの予算案なんかこれ潜ってしまっているのではないのかなと思っている。こんなに少ないはずはないと思っているのです。通常であれば、もう一桁上でなければおかしいなと思ったのですけれども、ちょっとその辺が見えないなというのがあったのです。それで、民間がそんな数字があるかなと思って。本当は総人件費に占める研修費の割合というのをちょっと出したかったのですけれども、そういう資料がなかったものですから。これは産労総合研究所というところが出している2021年度教育研修費用の実態調査というのがあるのです。細かくは言いません、ここで出ているのが従業員1人当たりの2020年度の実績額は2万4,841円と出ているのです。そうすると、もし仮にこれを嵐山町の規模に合わせたらどうなるのかなと思って、たしか行政職員120人という資料がありました。技術系を入れても121人ですか、約120人として、この2万4,841円を

掛けると298万円。そうすると、もし嵐山町が120人の従業員の民間企業で考えて、人材育成に何をやっているかというのを、どれくらい適正かなというのを見たとしたら、約300万の研修予算があつていいのではないかというふうに見えるのです。これが地方公務員に対して正しいかどうかは私分かりません。ただ、職員の教育って言われて大事だというのは、先ほどの研究会のレポート、総務省に出ているレポートを見ても、中に書いてあることはほとんど民間企業がやっている人材育成プランと同じです。だから、やっぱり必要なのだなと。この中で人材育成の研究会で出している4つの要素というのがあって、人事については、まず人材確保が大事です。人材育成が大事です。職場環境の整備が大事です。適正配置、処遇が大事ですと、この4つの柱を言っているのです。この中の1番目にやっぱり人材の確保と、2番目に人材の育成が入っている。ただ、予算の費用面から考えると、これ当然のことながら予算には報酬、給与、この部分がほとんどなのです。この中に研修費って含まれないのかなと思ったのですけれども、なかなかこれ予算書の中で見つからないのです。それで、見つかったのが職員育成事業というだけで、これさっきから言っているその費用だけなのです。では、そこに全部研修費が入っているとも思えないのですけれども、ちょっとこれしかないなと。やっぱり大事なのは人材育成なのです。その中でも職員研修、特に団体では大体同じようなことを考えるのですけれども、お金をかけた研修のほかにもOJTというオン・ザ・ジョブ・トレーニングという、要は職場、現場でやる研修です。それも大事ですよ。あとはそのほかに自己啓発という名前で、自分で勉強しなさいねという自己啓発、それも大事ですよという。自己啓発というのはまさに自己啓発だから、自分の自費でやっていますので、これ予算には当然現れてこない。こういう部分を恐らく職員の皆さんにはいろんな広報だとか、そういう形でやっているのではないかなとは思うのですけれども、そういった面も踏まえて、いま一度その辺の考え方といただきますか、お聞きしたいと思います。

1つは、この予算書の中には職員育成事業に現れているのが全てですというのか、いやそうでなくてあちこちに散らばっていますよというのがありましたら教えていただきたい。

あとは全体の考え方、人材育成の考え方、先ほど私が申し上げたような点を踏まえて、もう一度それはお聞きしたいと思います。以上2点、それが2点目。

3点目、ごみの減量化推進事業、こちらについては先ほどご答弁いただきましたけ

れども、これは予算書の132ページのところに環境美化推進委員運営事業と、それから美化清掃事業という項目が立っていて、それぞれ僅かですけれども、これにも予算がついているということです。これは前年度比がほとんど変わりませんので、例年に同じ、定例的な事業でやっているのではないかと思うのですけれども、ここのところの事業概要を見ても、例えばごみの減量化施策への協力や地域のリサイクル活動の推進に要する経費だという形で立てているのです。こういったものは、さっき私民間委託を契機にとお話ししたのは、さっき川口委員からもいろんな質問がありましたけれども、1つはやっぱり啓発作業が大事なのではないかなと。今までも、例えば燃えるごみを出すときには水分をちゃんと切ってねと、水をもっと絞ってから出しましょうとか、あるいはコンポストを活用して肥料づくりにしましょうとか、そういった形の啓発もしていただいているのだと思うのです。だから、これ今回もいい機会ですから、その辺をもう一度見直しましょうと。というのは、今度ごみの委託が前となるとあれなのですけれども、要は従量制です。ごみの搬出量は多分重さなのではないですか、あれ。料金が決まってくるのは。そうすると、やっぱり水分は絞って出したほうが財政に優しいといえますか、その辺が来るし、直接的な効果もある。コンポストを使うということは、やっぱりリサイクルということ、要は環境にも優しいということが今までも出てきたからそういうことをやっているのだと思うのです。その辺をこの機会だからもう一度見直してそういう運動をしましょうというキャンペーンを張ってもいいのではないかな。キャンペーンです。だから、そういうことをもう一度見直しましょう、コンポストという、こういうものの助成もありますよとか。ですから、コンポストが6基しかないとか、そんな予算でいいのかなと思ったのですけれども。

あと、コンポストについては、もう昔からこれやっている事業ですから、1度出したら公平性の観点から2度目は出さないような仕組みになっているのですか。ちょっとその辺も再考の余地があるかなと思います。設置して補助金もらってから、もう5年も10年もたっているということになれば、やっぱり何かで劣化したとか、壊れたというのがありますから、そういう方にもある程度もうちょっと門戸広げて補助していてもいいのではないかなと、そういう思いもありますので、ごみの減量化につきましては、そんな観点からもう一度ご答弁いただきたいと思います。それが3点目。

4つ目、DX推進についてなのですけれども、これもご答弁いただきましたけれども、DXには答弁の中にもあったとおり、政府のほうで自治体DX推進計画なんても

のを出して、結構詳細にまとまっています。ただ、何もこれDXなんて言葉が出たから、もう大々的にやれなんていう話ではなくて、今までの延長線上にあるのかなと思うのですけれども、多く考えるのは、例えば末端の地方自治体として考えているのは、やっぱり基幹系業務などが標準化だとか、そういったことでなってくる。これは大いに乗っかっていけばいいと思うのです。これについてはあまり考える余地が担当課としても多分ないのだと思うのです。というのは、例えば戸籍情報システムがありますよとか、あるいは何とかというシステムが標準化のためにこういうふう考えられます、その分担当金が来るという、あとは末端の装置を入れてあるとか、それぐらいで、あまり考える余地はないのかなと思うのです。これ国のあるレポートだと、基幹系などが20業務にわたってそれが行われているというふうに書いてありますから、これは淡々とやっていくしかないのかなと思っております。そうではなくて、独自性がもし出せるとしたら、情報系と呼んでいるのですか、グループウェアであるとか、情報共有系、何ておっしゃっているのだから分からないのですけれども、一般には基幹系に対して情報系という言葉を使ったりするのですけれども、そういったもの。そこで各市町村の独自性が出る場所ではないかなと思うのです。それについては、これは上里町との共同の、一緒になって考えていくという、自治体クラウドを使ってやっていくというような、こういったものが該当してくるのではないかなと思うのです。あの辺は独自性が出たりするものですから、この辺は、要はマンパワーもかけていって、ここを強化したほうが町民のためにも、職員のためにも、合理化のためにもいいというものがこういうところに現れてくると思いますので、その辺の考え方の視点をもう一度ちょっとお聞きしたいなと思います。

あるレポート、レポートといいますか、雑誌の記事なのですけれども、DXって始まったけれども、小規模の自治体には人も金もない中でDXをどうやってやるのだい、どう推進するのかという強い危機感があると。さらに、行政手続のオンライン化が進んでもデジタルに対応しづらい住民はいるので、アナログの手続は当然残ると。自治体にとってDX推進は追加コストがかかることが多いと、こういう課題が指摘されています。さらに、とは言いながら国の指針では、基幹系などの20業務について標準化をやりますと。この移行が進んでくると、これによって情報システムの運用経費などが2026年度は2018年度に比して3割削減できると、こういう目標を立てているということなのです。だから、DX推進というのは、コスト増だけなのではなくて、こうい

うふうに削減効果もあるよと国ではうたっているのですけれども、これ実際こういうことは計画の中で考えられているのでしょうか。その辺も含めてDXについてはもう一度ご説明をいただきたいと思います。

もう一点、DXにつきましては大事な点で、先ほどから出ている自治体DX推進計画の中に、これはあまり細かく私申し上げませんが、1つの柱、重点取組事項、先ほど課長のほうからもありました重点取組事項、この中で大事な点がありまして、さっき私、職員人材育成の別の項目でお尋ねしていますけれども、デジタル人材の確保、育成が大事です。これ大事なのです。私一般質問でもいろいろさせてもらいましたけれども、この辺の育成計画をちゃんと、私さっき人材育成の中で言ったスペシャリストの育成という部分に入るのかなと。あるいは外部から人材を登用するとか、そういう部分が入ってくるのかなと思うのですけれども、デジタル人材の確保、育成、これも大きなテーマだと思いますので、その辺についての考え方も聞きたいと思います。

以上4点、よろしくお願ひします。

○畠山美幸委員長 それでは、順次答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、私のほうからお答えさせていただきたいと思ひます。

まず、補助事業関係の町の関与の関係でございます。協会、どのような動きをしているのかというふうなお話もありました。今現在この観光協会の会員数、これは近々で把握をしている人数になりますけれども、正会員で12、これは事業所も含めて入っていますので、個人で入っていたり、事業所で入っていましたけれども12名。また、賛助会員が170名で、近々で私のほうで把握している数でございます。昨年度、今年度と組織替えのほうもしたのですが、コロナの関係でいろいろな事業とイベント、そういったものがなかなか開催できずにおりました。そういった意味では、賛助会員さんのほうにいろいろ何かやっただくとか、そういったものがないような2年間だったかなというふうに思ひます。ただ、昨年11月の紅葉まつり、これは何とか開催をさせていただきまして、出店のほうも賛助会員さんにお声がけしまして、出ていただけたところには出ていただいて、なかなか2日間、来客数も多く、いい紅葉まつりができたのかなというふうに思ひしております。今回またラベンダーまつり、いろ

いろいろ予定で今動いておりますけれども、そういったところも含めて会員さんの方々にはいろいろな面でお声がけをして、協力しながら盛り上げていただければなというふうには考えております。今ですと、なかなか動きが取れないというところもございますので、そういったところでちょっと停滞しているような状況というのもございますけれども、今後は観光協力隊とか、以前大野委員さんからも提案されます若者会議、そういったものもずっと頭にあるのですが、このコロナの状況というもので、なかなか開催のタイミングというのでしょうか、動きというのがちょっと取れないでいますので、そういったところは忘れずに頭の中には置いてありますので、来年度以降そういった、時期的に動けるときにはどんどん動いていければいいかなというふうには思っているところでございます。

また、2番目の継続事業ということで収入計画、そういったところの内容でございますけれども、令和5年度からこちらの第9条関係の資料のほうではゼロということで、要は令和5年度からは町の補助はないよと、その中で観光協会は運営をしていくのですよというところはもう周知のとおりでございます。ですので、令和5年度からは独立して稼いで観光協会を運営していかなければいけないという状況でございます。ここがすごく大きな課題といたしますか、稼いでいかなければいけないというところがやっぱり一番大きな問題であるというふうには認識しながら、今いろいろ進めているわけですが、その中でこの4年度が最後の補助というところで優先的に今後いろんなイベントですとか、観光事業に関わるもので、またコロナの感染を含めた備品の購入からこの補助金を使って、できる限りのことをやって、令和5年度以降何とか運営ができるようにしていかなければいけないなというところで、いろいろ何回も会議、打合せを重ねた中で物事を進めているのが現状でございます。

こういった補助金の中で、ほぼ今の中身的には人件費が結構大半を占めているといえますか、大きな金額を占めている状況でございます。ただ、これが今度補助がなくなると、その人件費も稼いでいかなければいけないというところ、ここがやっぱり課題かなというふうに思っておりますので、それにつきましては先ほどもちょっと話をさせていただきましたけれども、まずバーベキュー場と学校橋河原、これはコロナの影響がなければそれなりの利益、収入が見込める状況でございますので、ラベンダー園をいかに黒字にしていくか。ここが1つの大きなポイントかなというふうに考えております。ここが黒字でいけるようになれば、人件費とかそういったものも出ながら、

その収益の中で3番のほうとか、全体の観光のほうにもつながりますけれども、違った場所の観光の推進といいますか、そういったほうに事業費を回せて、人を集める、そういった観光事業のほうに展開していけるのかなというふうに思っております。何しろ北部等は小林委員さんも藤野委員さんと一緒に案内していただいて歩いたことがありますけれども、何しろ駐車場だとかトイレだとか、例えば休憩できるような場所、そういったのがやっぱり不足しているかなという。なかなかそこを整備するとなるとお金もかかるかなといいますと、やはりその分稼がないとそこも整備していけないというところもございますので、そういった意味ではまずラベンダー園、ここをちょっと今は中心的に稼げるようにするにはどうしたらいいかというところを1つの大きな課題として、観光協会のほうといろいろ打合せをしながらどうやって進めていったらいいかというのは日々頭を悩ませながら計画をしてやっているというところでございます。

また、3番の駅西からというのは、小林委員さんおっしゃるとおりだと思います。当然車で来る方、電車で駅から歩いて観光巡りをする方、いらっしゃいますので、そういった意味では両面から来ていただくというところでの展開のほうを考えなければいけないのかなというふうには思っております。その中では、やっぱり駅西を降りて、まず観光に力が入っているなどか、観光地、こういうところがあるなどというのがよく分かるような、何かそういったものも必要になってくるかなと思いますし、結構歩くとなると、例えばですけれども、学校橋河原のほうから、桜並木のほうからずっと歩いて行って嵐山溪谷までというところかなりの距離があります。そこからまた歩いて駅まで帰るとなるとかなりの距離になるかなと思いますので、今でも観光マップ等ありますけれども、幾つかのコースに分けて、何キロコースだとか、そういったものもありますけれども、そういうのも周知しながら、今日は、ではこの辺を歩いてもらって、次来たときにはこっちを歩いてもらおうとか、そういったものも含めていろいろ歩くコースがありますよというところもPRできたらいいのかなと。

また、イベント、大きくはラベンダーまつりのとき、これについてはやはり駐車場の問題というのがちょっと課題、1つあるかなと思っております、新たに県道の反対側のほうにも駐車場、農政課のほうでしていただきましたけれども、やっぱりこれだけではちょっと不足かなというところもありますので、B&Gを使ったりはしていましたが、やっぱり近くに駐車場がないとよくないのかなというところもあります

ので、農地の問題だとか、そういったものもありますけれども、なるべくあの近辺駐車場が整備できると、また駐車料金として収入的なものも上がってこれるかなというところがございしますので、そういったところも含めて考えたいなと思っています。

また、遠山、今観光トイレができて、あそこがかなり今は、当初に比べると、ここ昨年、今年と大分車が停まっているような状況にあります。あそこは無料で止められる。観光トイレ内はトイレに使う方のための駐車場なのですが、何回か行って見ていると、そこに止めて嵐山溪谷のほうへ行っている方もそこそこいるかな、また夏場になると川遊びしている方がいますので、止めてやっている人がいるのかな。そのところというのは、全然収入源がないわけがございしますので、そういうところも含めて、遠山のあの辺を含めて何か収入源が上がるようなものを考えなければいけないのかなというところは昨年度あたりから話はしているところでございます。まずはラベンダーのほう、何とか経営ができるような方向を固めて、学校橋またバーベキュー場、必ず利益がより上げられるような方向性をやって、ほかのところの観光地にどんどん、稼いだお金で手をかけていくというような形に今後はなっていくかなというふうに考えております。

○畠山美幸委員長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 では、私から2点目の職員育成の関係でお答えをさせていただきますというふうに思います。

まず、予算的なことでございますが、総務費に計上してございます職員育成事業は、それほど大きな金額ではないということでございます。ここに計上しているもの以外、例えば専門的な研修を受講する、こうしたものについては必要に応じてそれぞれの費目に目的別という形で計上しているものもございます。今回の当初予算の審議の中でも介護支援専門員の資格を有する職員を育成と、こういった質疑もたしかあったと思います。また、例えばこの67ページのところにもありますが、職員安全衛生管理事業の中の報償金、こうしたものも講師を招いて職員向けの研修を行っていただく経費、こうしたものも計上させていただいてございます。ただ、そういったものを集めたとしても、先ほど委員さんがお話のような、民間の企業に比して大変少ない金額だなというふうに思っております。その一因としてあるのは1度目の答弁でも申し上げましたとおり、職員が外部研修を受ける場合、基本的には彩の国人づくり広域連合で行っている研修、こうしたものを主に利用させていただいてございます。この広域連合の

研修を受講する際には費用負担がなく受講ができていると、こうしたことが一番大きいものかなというふうには思っております。また、それ以外でも民間で行っている研修、そうしたものも必要があれば受講はしていただいているというような形を取ってございます。

また、2点目の人材育成の考え方ということでございますが、人材育成には外部に行って専門の方の研修を受けることも当然必要でございますが、一番はやはり職場内での研修、OJT、こういったものが当町においては大変重要ではないかなというふうに思っています。やはり上司である職員が部下に対してどう指導していくか、それをどう吸収をしていくかというのでしょうか、そういったところで様々な知識、経験等を身につけていただく、こうしたことがまず重要だと。あと、必要なのはやはりそれぞれの職員がいかに高い意識を持って仕事に取り組むかどうかと、ここだと思えます。それと、持っている能力を最大限発揮をする、より高めていく、こうした取組が大変重要かなというふうにご考えておまして、そういった意味でも平成25年からでしょうか、人事評価制度というものを段階的に管理職、一般職というふうにご導入してきておるところでございます。そういった人事評価を行うことによって評価すべきところは評価すると、そうでない、足らない部分があればそれは上司、部下がきちんと共通認識を持って改善を図っていくと。そうしたことを続けていくことによって能力向上、そういったもの、あとは意識を高めると、こういったことにつながっていくとご考えてございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、お答えいたします。

可燃ごみ処理の民間委託を契機として、このごみの減量化推進事業の内容をより濃いものにする、町民のごみ減量化に対する動機づけという意味でキャンペーンの実施、生ごみ処理機の補助基準などの制度の見直し等々、それらの点につきましては、ごみ減量化推進事業の取組の再構築、充実させるべきではないかというご指摘でございます。そのご指摘につきましては大変重要な視点であると受け止めさせていただいております。当面できる限りの取組はしてきたところではございますけれども、今後もご指摘をいただいた点も踏まえまして、よく調査研究をさせていただきまして、実行に移していきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、私のほうからDXの関係お答えいたします。

まず、情報系と基幹系というところなのですけれども、まず情報系というのは内部情報、こちらでいうところの内部情報、インターネット等、あと町内のグループウェアシステム、そのようなところを情報系と申しております。税情報ですとか住基情報、その辺住民の方に直接関係するところは基幹系という形で整理させていただいております。国のほうで進めているDXの関係はほぼ基幹系のところなのですけれども、国民が特に利便性向上が図られるであろうという手続について、31手続、こちらをオンライン化していこうというところが国の施策でございます。こちらにつきましては、委員さんおっしゃられるとおり、小規模自治体においては経費のほうがかかっていくということで、反対の声も当然出ているわけなのですけれども、内容といたしましては、国のほうが進めているのはマイナンバーカード、こちらのほうが、全国民が所有するというのがベースになっております。嵐山町では恐らく46%ぐらいうちのほうでお答えしてあるかと思うのですけれども、ほかの自治体に比べるとかなり多く交付はされている状況なのですけれども、このオンライン手続をするに当たっては、まずマイナンバーカードを持っていること。それから、携帯電話のほうにマイナポータルというアプリを入れること等条件がございます。そのアプリを使って申請するということなのですけれども、その申請する方がその中にどれだけいるかというところですので、嵐山町規模でいいますと、そのアプリを使って電子申請をする方というのはごく限られている、まず。それから、それ以外の方というのは当然紙ベースで申請してこられますので、紙ベースで申請される方と電子で申請される方が当然2種類おられる形になります。そうしますと、原課のほうで対応する場合には、オンラインで申請された方については、紙ベースに印刷してそれを紙ベースとして一緒にやるか、またはオンラインで来た方について、今TKCという会社と委託契約していますけれども、そちらのシステムのほうに連携するかどうか、その辺の判断が出てきます。オンラインで来たものをシステムのほうに連携する、この連携するところがかなり費用負担が大きくなってまいります。ですので、相反するところなのですけれども、町民の方が便利になる。ただ、職員としては業務が増えるという相反するところが出てきます。職員が便利になるには連携するという部分もしなくてははいけませんので、そ

うした場合には少人数、費用対効果ということを見ると少し考えなければいけないのかなというところがございますので、国のほうで進めている計画の中で、この先国民全体がマイナンバーカードを取得して、オンラインで申請する方が増えてくれば、当然そこにメリットは生まれてくるのですけれども、そういったところがありますので、地域支援課としてはシステムのハード面についてはいつでもできるように構築するというのは進めてまいりたいと思うのですけれども、実際にこの31手続について全てオンライン化していくかということにつきましては原課とも協議しながらよりよい形ができればいいのかなというふうに考えております。

あと、情報系について町独自の施策というところではないのですけれども、まずサーバーを基本的にはここに置かないで、データセンターを利用するですとか、インターネットも当然今は仮想環境からセキュリティークラウドといいまして、県のセキュリティークラウド、県内の全市町村がそこを経由してインターネットを使っているという状況もありますので、そういったところも加味しながらセキュリティーの関係は進めてまいりたいと思っております。証明書のコンビニ交付ですとか、税金のほうのコンビニでの納付、そちらにつきましては、町独自で進めているところかなと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 小林委員。

○小林 智委員 ありがとうございます。

何点かちょっと、観光地域づくり法人、これについては町民全体が注目している事業でもありますし、これは成功裏にぜひ導いてほしいなと思っております。これにつきましても今年のラベンダーまつりがコロナ禍の収束をもって盛大に行われる、あるいは来年に向けて進んでいけるというのをぜひ期待して。それと、収支計画については、これはきちんとその辺の計画を立てていただいて、これやっぱり補助金と一般財源からこの金額が出ているわけですから、3年間トータル、あるいはその前からの蓄積もあるわけですから、そういったものが成功に終わることを何としても実現可能なスケジュール、計画をぜひ立てていただきたいと思っております。1番につきましては、再々質問はありません。

2番、職員につきましても全体の考え方はある程度分かりました。ほかにもあります。ただ、ほかのちょっとお答えいただいたものは、あれはスキル研修というよりは

実務に応じた説明会だとか、そういったもの、あるいは再教育、リカレントというのですか、そういう部分だろうと思いますので、いずれにしてもぜひ全体計画を立てて、今の人材というのは民間と、公務員問わずどのくらい自分のスキルが向上できるかということも大きな関心を持って見ていますので、そういった全体計画に沿った計画をぜひ実現してほしいなと思います。例えば他自治体への派遣であるとか、他団体への派遣であるとか、あるいは民間企業への派遣であるとか、そんなこともあり得るので、そんな条例はたしか歴史の中にはありました。ただ、全体計画、人材育成基本方針というのはどこ見ても見つからなかったの、これはご質問させていただきました。こういった基本方針があるのであれば、それに沿った具体的な計画をぜひ推進していただきたいなと思います。その願いをもって2番目の再々質問ありません。

3番目、ごみ減量化推進事業、これはぜひお答えいただいたとおり、恐らく環境課の皆さん、これ変更の中でそれこそ人員計画もあって大変な時期なのだろうと思うのです。こういったことになかなか割ける時間がなかったのかもしれないけれども、やっぱり大事な視点だと思しますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。これも願いをもって3番も質問ありません。

4番のDX推進に向けた町の対応につきましても、これは今お答えいただいた、多少私の聞きたいこととかみ合わない部分もあったのですが、全体方針とはこんなことだということは分かりました。ただ、DXにつきましても、DXという言葉にとらわれずに、きちんと先を見据えた対応をぜひ取っていただきたいと思います。DXのXがこれはトランスフォーメーションということらしいのですが、最後に1点だけ、こういうのがありましたよとお話だけして、再質問はありませんけれども、例えば今回の、先ほども例に取りました基本条例第9条関係資料の中の、実は1番目に教育委員会さんの電子自治体、統合型校務システム、これが入っているのです。これはもう再三答弁もありましたので、中身について質問はいたしませんけれども、この年度計画のほうはもう決まっているので、全部金額まできちっと出ていると。私、DXに関連して何を言いたいかという、この中の目的、効果のところやっばり学校における児童、これができることによって学校における児童生徒と向き合う時間が創出できるのだよと、こういうことをうたっています。これは当然将来的なコスト削減であるとか、教職員業務負担軽減というのが確かにそれが目的なのだけれども、一番、DXというトランスフォーメーションということから考えれば、まず仕事の質

とか、中身とか、やり方が変わっていくとかが大事なのだらうと思うのです。ですから、教職員の皆さんが、要は学校における児童生徒と向き合う時間を創出するのだよと。これはトランスフォーメーションの考え方の一つだと私は思います。ですから、こういうことで、それはなかなか難しく考える必要はないのではないか。何のために役に立つのかというところで、自分たちの仕事はどう変わっていくかと、これが大事なのではないかなというのを最後に一言申し上げて、再質問はありません、以上で終わりにします。

- 畠山美幸委員長 意見はなるべく言わないでいただきたいと思います。質問があるときだけお願いしたいと思います。

それでは、休憩いたします。入替えのみです。

休 憩 午後 2時14分

再 開 午後 2時15分

- 畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、青柳委員、どうぞ。

- 青柳賢治委員 私からは、1点目が嵐山町ゼロカーボン宣言に対します各課の対応と取組を聞くということでございます。これ最初に渋谷委員のところ副町長、これからさあどうしていこうかなというようなところだというお答えしていますので、最初の答弁は結構でございますから、再質問から入らせてもらいます。それで、この部分なのですけれども、ここはちょっと教育長のほうにもこのゼロカーボン宣言というものを学校教育の中でどのような取り上げ方をして対応していくかというようなことについてお尋ねしておきます。

それと、次2点目です。2点目は、コロナの長期化による町民への健康面、精神面の各種の支援についてでございます。これについても町長、かなりこの辺のところも施政方針の中で割いて、重要に取り上げていらっしゃると思います。この辺の支援をそれぞれの課にお聞きしたいなというふうに思います。

以上です。

- 畠山美幸委員長 それでは、答弁を求めます。

奥田教育長。

- 奥田定男教育長 お答え申し上げます。

ゼロカーボンシティを受けて、どのように学校で取り組んでいくかという質問についてお答えをします。学校においては、各教科の指導のほかに様々な分野での教育が求められております。ゼロカーボン宣言に関わる教育の内容としては、環境教育がコアになるかと思えます。しかし、環境教育のほかに国際理解教育だとか、人権教育だとか、情報教育だとか、ボランティア福祉教育など、様々な内容での教育が求められております。したがって、教科書にある各教科等の内容については時間割に組み込まれていますので、ある意味黙っていても教員は指導内容等を工夫、充実しながら取り組んでいただいているところかと思えます。一方で、環境教育や人権教育などは教科書ありませんので、各教科や学校行事など教育活動全般の中で進めていくことになっていますので、各学校や教師において若干の温度差もあるところでございます。そのような中で、町がゼロカーボンシティ宣言を出したことは各学校、各教員の意識の中で大変大きな動機づけになるものと考えております。私自身4月1日にある校長会の指示伝達事項の中で宣言が出されたことを校長、園長に伝えるとともに、各学校の教育活動推進に当たって、このゼロカーボンシティを十分頭に入れて教育活動を進めていただきたい旨、お話ししたいというふうに思っております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次に、萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 それでは、2点目の質問についてお答えします。

乳幼児相談や健康相談、地区担当保健師による訪問のほか、やすらぎトレーニングルームについても感染対策を徹底して継続してまいります。また、昨年明治安田生命保険相互会社様と健康増進に関する協定を締結し、既に健康相談時の血管年齢測定、ベジチェック等を協力いただいております。新年度には健康栄養セミナー等の共催も考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 私のほうから福祉課で担当しています、主にはコロナ禍ということですので、子育て支援の関係が非常にコロナ禍で問題になってございます。それちょっと答弁させていただきます。

コロナの当初の頃、第1波、2波の頃は全ての相談業務ですとか、支援拠点ですとか、中止にしてございました。ただ、ここに来てオミクロン株になってからだんだん

様子が分かってきましたので、相談者を孤立させないということから予防に心がけまして人数制限をしたりとか、いろんな面でそういった事業ができるような体制を取っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 再質問になります。

先ほどのゼロカーボンのところでは、宣言はしたけれどもというような状況で、さあ取組はこれからだというような答弁でございました。やはり私たちの町には環境基本計画があったり、それから議会初の温暖化条例もあったりするという中で、これが26年にある程度細部的な基本計画もできているわけです。やはりその当時である程度、今言われているようなことは網羅はされております。私ももう一度書類を確認してきます。その中で、その基本計画に載っていること含めて、今回3月1日の全員協議会で町長がこのゼロカーボン宣言を読み上げられました。この意味というものを新年度予算の中にどのように入れ込んでいくかという視点というのが大事だと。やはり紙に書いたり、言葉に出したりするということが非常に簡単なことですが、このゼロカーボン宣言というのは2050年までに脱炭素と、それから実質ゼロにするという、非常に経済的にも技術的にも難しい複雑な問題も絡んでいるわけです。そういう中で、先ほど川口委員もごみの減量化のことで触れました。小林委員もごみのことで触れました。私も一般の質疑のときに自分の答えみたいなことを言ってしまいましたけれども、このゼロカーボン宣言して、これがどのくらいの重みを持っているかということ。今教育長も学校ではかなりそういったことが浸透しているような、うまく指導がいつているよというような話も私はそういうふうには受け止めたのですが、これをこの機会に町として佐久間町長が町の宣言として出したわけです。私もその議会に関わっていましたが、こういった宣言というものを実際に全協の場で聞いたりしたことは初めてでございました。それほどやはり重たいものだというふうには受け止めたのです。そういった意味からいきますと、今回のごみの減量化の中で先ほど来出ている、いわゆる小川地区衛生、ここの取組というのはこのカーボンゼロと併せて考えていくようなことにもなってくるだろう。当然町長もこの施政方針の中に、そういったことを含めてやっていくよと答えが書いてあります。そういった点について先ほど来出ているようなところの、環境関係は環境課長でしょうけれども、副町長に答弁

いただけるということなので、私としてみれば、この町はいわゆるオオムラサキの森やホテルの里や蝶の里、それから小千代山とか、いろんなものが上手にある程度点在されながら、自然保護も守りながら進んできているというふうに私は理解しています。そういうことで、その辺のいま一つ、一番先ほど来出ているごみの減量化に向けてのゼロカーボン宣言指定の生かし方というのがあるような気がするのですが、その辺についてはいかがでございましょうか。

教育関係のほうは、これはありません。

それから、2点目になりますけれども、今健康いきいき課長と福祉課長が答えてもらいました。先ほどのどなたかの答弁の中にも相談しやすい受付係というか、課づくりというのか、やってくださるといって大切だろうなと思います。そして、これについても町長の施政方針の中にも健康、これ非常にコロナが長引いていることによって気持ちの持ち方含めていろいろとやっぱり気弱になっているというか、そういったような方も見受けられます。我々文教でこの間民生さんの話を聞いたときに、電話だけであった顔、しばらく会ったら非常に健康状態が心配だなというような方もいたということも聞かせてもらいました。やっぱり今のコロナをみんな同じだよと、コロナがあるから、これにみんな耐えているのだよということは皆さん一緒だと思うのだけれども、特に健康だとか、そういったところに携わる課としては、今当然コロナの予防注射なりいろんなことがありまして、大変なお立場で一生懸命やってくれているというふうには思っています。ただ、その辺でもなおかつそういう形で健康状態を損なったり、さらにはこの部分では学校のほうにもちょっと振らなくてはいけないのですけれども、いろんな事業が、我々も卒業式も何回ぐらい出ていないかなというような感じで、この間も全協の中でもそういう状況でどうなのかなということも言った議員さんいました。子どもの成長というのは、やっぱり今のこのコロナによって相当ダメージ的なものを受けているということです。その辺に先生方も大変な思いはしているのだけれども、やっぱりこれから将来のある町、国をしょっていく子どもたちが健やかに成長してもらわなくてはならない。そういったことについて、最初答弁を求めている、再質問からで恐縮ですけれども、教育長のほうでもこの新年度に対してもいろんなことが想定されて、第6波今動いていますけれども、なかなか大変な学校になっていると思います。その中でもこういう点、こういう点ということで少し、希望のあるようなことが話していただけるようであればお話を聞きたいなと思います。お

願います。

- 畠山美幸委員長 審議の途中ですが、暫時休憩いたします。40分でお願いしたいと思います。

休 憩 午後 2時28分

再 開 午後 2時40分

- 畠山美幸委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁からです。

高橋副町長。

- 高橋兼次副町長 それでは、私のほうからお答え申し上げたいと思います。

今青柳委員ご指摘の、私もそのとおりだというふうに思っております。特にこの宣言が出たということでございますので、改めて現在の環境基本計画兼ストップ温暖化地域推進計画というのを見てみました。平成26年3月に制定されて、2023年度が計画の期間になっております。したがって、ここ1、2年の間にはまたこれの見直しも出ると、やらなければいけないというふうに考えております。その中をちょっと見ますと、平成23年度比CO₂の削減15%削減という目標があります。これが実際にどうなっているかというのは今定かではございませんけれども、環境課から頂いた資料を見ますと、とてもこの目標に届かないのではないかなというふうに改めて考えております。したがって、先ほど渋谷委員のときもお話し申し上げましたけれども、各課を挙げて今現在どうなっているのか、考えられることはどうあるのかというのを改めて精査をして、場合によったらチームでもつくって、しっかりとした計画というのを見直しをしていかなければいけないのかなというふうに思っております。先ほどCO₂の削減の話も出ました。そういう意味では、ごみの方法が変わるわけですが、これも非常に大事なタイミングかなというふうに思っております。改めてどういうふうに町民あるいは企業に理解をしていって、この計画を進めていけばいいのかというのを改めてちょっと考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

- 畠山美幸委員長 次に、金子次長。

- 金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 コロナ禍の長期化によるという点についてお答えをさせていただきます。

長期化しているこの状況で、学校に通う児童生徒もやはり不安感であったり落ち着かないということもあつたりする状況ではございます。そういった子どもたちに対しては、担任をはじめとしてさわやか相談員、あるいはスクールソーシャルワーカー等の相談体制の連携を持って行っているところでございます。また、この状況下においても全ての行事を中止するものではなく、工夫をしながら実施できるように取り組んでいくというのが昨今の学校の方針として教育委員会でも行っているところでございます。例えば学校行事もその一つでございまして、卒業式、入学式に関しては、原則児童生徒、教職員で実施する。また、保護者の方に関しては人数の制限をさせていただきながら実施をするというような形を取っております。また、様々なことがこのまん延防止等重点措置期間再延長ということでございますが、例えば中学校の部活動に関しては、今まで週2日の実施ということが大分県立学校も緩和してきているところでございます。直近の通知では、部活に関しては平日のみ週4日、2時間以内、休日に関してはまだこの期間中では禁止にはなりますが、感染防止対策を取りつつ実施するというような流れになっているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 奥田教育長。

○奥田定男教育長 続きまして、私のほうからコロナ禍にあって子どもたちがいろいろ制限する中で明るい話題というか、元気の出るような方策をというようなお言葉もありました。今申し述べました、次長のほうから出ました県のガイドライン、これらは守りつつも、やはり子どもたちが伸び伸びと学校生活を送れるようにその辺には校長先生ともお話をしていきたいと思えます。ただ、開会に当たっての行政報告で申し上げましたコロナの人数ですけれども、小学校46人とお伝えしましたが、その後この期間中さらに10人増えまして今小学校56人、中学校は変わりませんので、合計68人の感染者が出ている状況にあることも一方で事実です。その中で明るい話題といたしますか、元気づける話としましては、先週県公立高校の入試の発表がございましたが、両中学校とも1、2名の、第1志望校、ちょっとうまくいかなかった子が出たのですけれども、そのような子は全て第2志望が用意されておりますので、中学校全員の進路が決まると、このコロナ禍の中でよく頑張ったというふうに思います。学校がどうということはないのですが、いわゆる進学校と言われております浦和高校、熊谷高校、川越高校等にも合格しております。

以上、報告させていただきます。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 ゼロカーボンのことにつきましては、副町長のほうからもしっかりと捉えていただけると。今回の質疑がありました中で、渋谷委員から電気自動車の話が出たかと思うのです。確かに負担の増大というようなこともあり、そして先ほどから出てくるところの費用対効果というようなこともあり、そこを総合的に考えて、やっぱり調和とバランスが取れたような方向に導いていただかななくてはならないのではないかというふうに思います。人間が1日1人二酸化炭素をどれだけ出すかというのがあったのですけれども、杉の木で756本ぐらいが必要らしいです。環境のいわゆるゼロカーボン宣言に対しての、これを町の各課がどういうふうにして取り組んでいくという中で、町長が堂々とこの宣言をされたその重みを私はやっぱり3月1日のときに感じまして、そしてこの思いは町長、役場の職員だけではなく、議会だけでなく、当然町民の皆さんに理解をしてもらって、事業者の方にも負担がかかることです。これから30年という中にやり込んでいかななくてはならないという、政府の方針ですから、やっぱりそれをいち早くこういった形で宣言されたことについては、私大賛成でございます。したがって、その辺のいわゆる道のりというか、その辺の進め方を最後町長にお聞きして、この質問については終わります。

それで、あと2点目に行きます。これ先ほど来健康いきいき課と福祉課、それから教育委員会のほうからも非常に勇気づけられる話をいただきました。それで、町が今コロナの中でもいろんなことを町民の皆さんにやっていただいている。それがかなり大事なことで、町民の皆さんはほぼ感謝しているのだと私は思っています。ただ、その部分から予防注射ではなく、コロナが長期化することによっていろいろと、例えばちょっと落ち込んでしまった、スランプというのかな、無気力みたいな、それは子どもに限らず大人でもいるのではないかと。やっぱりその辺のところにも手を挙げて応えてあげられる役場の仕事というのはあるのではないかと。そのときに困ったと、何かこのところ精神的に不調で困ったとか、そういったことぐらいまでも、何でもかんでも役場かよというのではなくて、今このコロナという誰もが味わったことがない第6波まで来てしまって、これから先どうなっていくかまだ分からないという中で、そういうちょっと相談ができる場所があるとか、そういったことは非常に町民にとっても勇気づけになって元気になっていくのではないかと思います。ですから、そうい

った広報紙の中でも何でもいいから、どこどこにこういった形で相談できる時間があるよとか、そういったようなことも担当課が時間を割かなくてはできないことです。から、そういった人へメッセージを飛ばせるような、何かそういったようなものをひとつどこかで考えていただけるようなことができたならなというふうな形で担当課の話をお聞きしたいと思っております。

あと、学校関係はさっきもおっしゃっていただいたように、まだまだその後も感染者も出ている状況でございますので、その辺をしっかりと子どもさんを守っていただきながら、このゼロカーボン宣言についてもいろんな動機づけ含めて前へ進んでいってもらえるようお願いしたいと思います。

2つお尋ねします。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

まず、嵐山町のゼロカーボンシティ宣言、これに関することでありますけれども、これ渋谷議員のほうから一般質問の中で取り上げていただいて、そのときの私の答弁というのは、確かにそれは必要だなと。ただ、急過ぎるので、今年度中はちょっと無理かもしれないというようなニュアンスでお答えをさせていただいたかなと思います。ただ、その後私も様々な地域あるいは社会の動き、世界の動き、そういったものを見ると、これはもう少しペースを上げてやらなくてはいけないと。ただ、環境課としても太陽光の問題とかそういうのもあってあっぷあっぷしている時期だったので。それでもやっぱり少し優先順位を上げて取り組むことはできないかと、少し無理言いましたけれども、どうにか3月中にできそうだと。よし、ではまず具体的なことは煮詰まっているわけではないけれども、宣言をするということは、今皆さんのように、これはどうなっているのだと、宣言した町としてはふさわしいことかというのは当然気がつく。だから、そういったことも含めて、それは宣言するだけでもしっかりと価値があるということで、あえて今回は3月1日に宣言をさせていただきました。予算との絡みを見るとどうなのかいというけれども、そのとおりだと思います。いや、本当にやるのだったらこれでは十分ではないと思いますので。だから、今後先ほど副町長からも答弁させていただいたように、一つ一つの各課局からどういう形でやったらこういうことに結びつけることができるか。それは、もう課題を一つ一つ丁寧に検

討していくということ。それから、あとは今具体的にこういうふう計画してこうだということではないのですけれども、例えば来年度からは小川地区衛生組合においては生ごみの処理、簡易式メタン発酵による、これだって、これはもうCO₂ということになれば、大変大きな影響というか、効果がある取組の一つだと思うのです。タイミング的にもとてもいい。それから、あとは3月1日に宣言をさせていただきました。その午後ですけれども、ある町民の方から寄附をしたいと。500万円相当です。ありがたいなと。具体的にどんなものをいただいたかということ、草刈りの機械ですとか、あるいは掃くブロワーだとか、こういう作業に使う機械です。機械が500万円だそうなんです。その話が少し前にあったので、ゼロカーボンシティ宣言をやることも分かっていますから、申し訳ないのだけれども、これ電気に換えることはできませんか。今までの燃料を使うものではなくて、全て電気としてご寄附いただけるとありがたいのだと。もらうほうが注文をつけるような。でも、これはそういう宣言をするということがもう我々は決めていましたから、だからそういう形で少し厚かましいお願いもできたのかなというふうに思います。

それから、あとは町の中、あるいはいろんな地権者の方がいますけれども、今まではこの土地をもううちのほうでは管理できないから町のほうに寄附するよというような申出があったときにどういう判断をしていたかということ、ここのところは当面町として使う予定がないから、それはもう結構ですと、お断りをするというのが通常でした。しかし、今回今話があるのは山林です。そのところを今までの判断でいくと、当然使う当てはないと。だから結構ですというようなことで、その場で断ってしまうというようなことが通例だったと思いますけれども、ちょっと待ってよと。やはりそういう場所を見ると、これはどうあっても緑を保全していくべきところではないのと。だから、いろんな面がすぐにどういう形で活用するということとは別次元で、やはり緑をしっかりと保全をするという意味でも、それは前向きに検討すべきだという判断で、今その判断基準も少しずつスライドをさせていただいております。

それから、あとは青柳委員のほうからも一般質問の中で公共施設なんかのいろんな更新ですとか、長寿命化の議論がございました。そういったことも当然これからどんどん起こってくるわけです。だから、そういったことを考えるときには木造化あるいは木質化というものも常にやっぱり考えていく。もちろんコストとの兼ね合いはありますけれども、先ほど言われたようにそのバランスを考えながらやっていく。

そして、この木造自身もできることならば近隣の材木を利用させていただく中でやっていく。そういうことで、例えばいろんな循環が回って行って、木のCO₂の吸収量だって、もう40年、50年たってくると相当下がってしまうと。やっぱり新しい木を植えていくということがとても大切になる。それにはその前に買って、それで利用するということが必要ですから、だからそういった点も考えてやる。

そして、また今もご指摘があったように電気自動車、すぐすぐというわけには、全て更新の時期にこれやろうということはできないけれども、でも電気自動車ももう日に日に技術的にもアップしてきて、そしてコスト的にも折り合いがつくところまでもうちょっとで来るのではないかというふうに期待もしていますので、ですからそういった選択肢は決して排除することなく、しっかりと向き合ってまいりたいと思います。

それから、あと健康に関してですけれども、本当に青柳委員がご指摘のとおり、子どもさんにとっても、あるいは年配者にとっても、全町民ですけれども、不安を抱えているというのが現状だと思います。それで、そういう中で特にお年寄りなんかの場合には外出が限られてくればフレイルという現象になって行って、だんだん病気がちになってしまいます。そういうこともあったので、その中でできることは何なのかということをごりごり担当課のほうで考えていただいて、やすらぎのほうはオープンする、それから、ふれあい交流センターのほうも今までどおり活動できるようにしてあげよう。それで、集団接種もしなくてはいけないから、健康増進センターのほう1か所でやるならば、それは同時並行で進めることができるというような気がする。もし町民の中で心配だということがあれば、これはもう健康いきいき課でも長寿のほうだろうが、やはり電話をいただきたいと思います。もう職員は必ずその方の心情をしっかりと捉える中で適切な、ではうちのほうでこうだから、ではこっちのほうの課のほうがいいと思いますよということで必ずやってくれると思います。それから今コールセンターの一人一人の職員の方々も中には大変聞きづらい、罵声を浴びせる町民の方もいます。しかし、それは不安の裏返しだということで、そういうことも含めて大きく包んでいただいて、その予約1つを取るにしても気を遣いながら、不安がないように対応しておりますので、ぜひそんなところで、そういう方がいたら一言声をかけていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○畠山美幸委員長 それでは、暫時休憩いたします。入替えのみです。

休 憩 午後 2時58分

再 開 午後 3時00分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本日最後の質疑者、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私のほうは、ちょっと項目列記していないのですが、よろしくお願いたします。

1番目は、観光事業の推進についてということで、観光地域づくり法人推進事業補助金についてというところでございます。非常に数字的に大きい。これは小林委員のほうからも質問がありましたので、なるべく重複しないような形で質問させていただきますけれども、まずはこの経費がいわゆる観光協会の諸経費等を含めて全額となっているのかどうかということです。

それから、これは小林委員も質問しておりましたけれども、協会のいわゆる収益計画、要するに8,000万を使ってどのぐらいそこから収益が上がる見込みをしているのかと。これを町としてつかんでいるのかどうか。

それから、昨年もコロナ禍で厳しい状況ではありましたが、学校橋河原とかバーベキュー、時間限定にあっても営業を行っていたと思うのです。それから、お土産等の販売。それどれぐらいの収益があったのかということをお教えいただきたいと思っております。

それから、その際に、いわゆる町から見ますと来年度で言えば8,000万投資をする。それが協会から回収ができる。要するに利益が上がった、そういう仕組みになっているのかどうか、教えていただきたいと思っております。

それから、ラベンダーまつりが計画されている。約1,200万ぐらいの経費ということで言われておりましたけれども、果たして来年度、このコロナ禍の状況の中で、それからラベンダーが再三枯れる状況がありまして、大変ご苦労をされてきたと思うのですけれども、祭りがやれる生育状況になっているのかどうかについてお聞かせください。観光事業については以上です。

それから、駅西口の活性化について、武蔵嵐山駅西口地区整備事業についてでございますけれども、来年度でこの事業が終結する、一区切りつくということだと思っておりますが、これまでかかった総費用。その中で町が一般財源、要するに町の費用として来年度まで出している。その中で町債を発行していますから、その辺の総額、端数ま

ではなくても結構ですけれども、大まかで構いませんけれども、その数字、費用を教えていただければと思います。

それから、これでロータリー一部分が来年のほうで完成ということであるわけですが、いわゆる全体の駅前開発計画等考えますと、懸案がやっぱり残っている。それは再三指摘されておりますけれども、停車場線の歩道の拡幅ができる見通しが今のところないということであるわけですけれども、いわゆる安全な歩行の確保、これは将来的に通学路の問題等々、当然その面も関連してまいります。その辺をどのように、これは近未来的にもあそこの部分をどういうふうに歩行を誘導していくのかということが、これはもう早急に考えておかないといけないことだと思っておりますので、その辺をどのように考えているのかと。

それと、県道から停車場線に入ってくるあの角が、要するに大型バスが入れるロータリーにはなりませんけれども、現実問題として今の構造では実際には切れないと。車が入ってこれない物理的にかなり厳しい状況ではないかと。あの辺の交差点についてどのような計画なり、これは県の事業でもあると思っておりますので、その辺をどういうふうに考えているのか。特にあの交差点は歩行者の待機エリアもない状態で、非常に危険な状態である。あそこ、歩道拡幅を県がやっておりますので、かなり改善されると思っておりますけれども、その見通しについてお聞かせ願えればと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 それでは、答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、観光地域づくり法人関係の補助金の関係で、5点の質問だったかと思っておりますので、随時お答えさせていただきたいと思います。

まず、経費の関係でございます。今回令和4年度の申請上8,000万円という形になっておりますが、大きく分けてDMO事業と千年の苑事業というところでくくりがありまして、千年の苑事業の事業費としましては3,942万1,000円の見込みをさせていただいております。この中には圃場の管理料、維持管理をしていく費用、また祭りをする委託の費用、そういったものや、祭りをするに当たりまして周知するためのチラシ、ポスター、PR関係、そういったもの、また摘み取りや手芸教室だとか、そういったものを従前もやっておりましたけれども、そういったものをやるに当たっての人件費で、新規の作物の試験、これは先ほど言いましたラベンダーと農林61号の間のあの辺

をちょっと何らかの新規の試験をしていくというところでやる費用、こういったものの内訳になっておりますので、経費に関しては今のところ見込んでいないという状況でございます。

また、協会のほうの収益計画ということで、来年度は今打合せをしている中で、令和4年度の収入に関しましては、まず見学料の料金、また出店料、またバスなり、車の駐車場代、また摘み取り体験の費用、また手芸体験の費用、こういったものを収入源として見込んでおります。これがまだ最終的に理事会に諮っておりますので、では幾らにするかというのは最終決定はしておりませんが、想定で大体前回の金額を参考に、また物によっては前回この金額でやったけれども、このぐらゐの金額でいけるのではないかとこのところの想定で収入金額というものを見込んで、祭りの運営の費用、支出の部分です、その辺も今いろいろ検討はしているところですが、収入に合わせながら、見込みの金額に合わせながら、何とかその範囲内でできるようにというところで最終的な詰めの段階を今行っているところでございます。この3,942万1,000円かかるような費用で何とか収入を上げながら、支出のほうもこの範囲内で抑えながらできればいいのかなというところで今打合せをしている最中でございます。

また、学校橋バーベキュー場、お土産品の売上げでございますが、例えば今年度の、これ1月までしかまだ出ておりませんが、嵐山溪谷のバーベキュー場関係では1,293万3,643円、約1,300万円程度、学校橋河原が1,005万373円で約1,000万円、そんな状況でございます。また、嵐なびのお土産品でございますけれども、これも1月末現在で473万2,610円という状況でございます。

また、観光協会のほうから回収できるのかというようなお話がございました。これにつきましては、令和4年度につきまして、どのような決算といいますか、結果になるかというのはちょっとまだ分かりませんので、何とも言えないのですが、今までお話をしてきた中では、今後観光関係で、要は収支決算上利益が出た場合には今までも町のほうに寄附という形で寄附を出していたわけなのですが、そういうふうになった場合には今まで同様寄附という形で町に寄附するのが一番いいのではないかとというようなお話をしていたところでございます。これは最終的な理事会の方針ではございませんので、何とも言えないところはありますけれども、打合せをしている中ではそういった形が一番いいのではないかとというような話をしていたところでございます。

最後にラベンダーまつり、できるような生育状況かというところで、現状見ていた

できれば分かりますように、今年度になってから苗のほうを植樹したものもありますので、そういったところ、ちっちゃいものもまだ多数ありますが、ここ2年持っていたものがこれで3年目迎えたりする部分というのがありますので、ある程度の大きさになるのではないかなという見込みで、料金を取りながらの運営のほうは何とかできるのではないかなと。今回摘み取りの体験等もブロックを分けてやる予定をしておりますので、そういった中で何とかお祭り自体はできるのではないかなという見込みで開催のほうの準備をしているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 それでは、答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、私のほうから順次答弁させていただきます。

駅西の事業計画において、今までの実績とこれからの予定等含めて経緯のほうを回答させていただきたいと思います。まだ事業が終わっていないところがありますので、特に令和3年度におきましても大きな額がありますけれども、まだ事業等が進んでいないところもありますので、あくまでも概算ということでご了解願えればと思います。今現在予算計上しているところにつきましては、補助額としては約6億7,750万ということで予算計上させていただいております。整備額のほうにつきましては7億1,710万円でございますので、内容を精査させていただいて、今現在計上では約6億7,750万という形でさせていただきます。単独費としまして1,480万程度を計上させていただいております。うち、補助金につきましては2億6,710万円が補助金として計上させていただいて、起債のほうは3億6,550万ということでさせていただいております。引きますと、一般財源が4,491万5,000円程度でございますので、ちょっと差し引かれるのですけれども、6億7,700万のうち一般財源は4,500万程度で今現在契約させていただいております。起債につきましては交付税もありますので、20%程度が交付税で返ってくるというのが算定上の計上となっているところでございます。

2番目のご質問で、駅西整備につきましては、今現在予算計上させていただいて、用地のほうも基本的には決着というか、協議が終わっていますので、整備は進むというふうを考えておりますが、駅西については県の事業でございますので、県にお願いしてやっています。ただし、今現在現状を見ていただいても分かるとおおり、一方のと

ころにつきましては、かなり空き地がありますし、前の委員さんもおっしゃったとおり、りそな銀行さんも移転して、今後どうなるか分かりませんが、その辺の用地も出てくるということでございます。嵐山町も昨年度の補正予算で、種地としていたものを買戻させていただけますので、そういうのを活用しながら、町として基本的には用地を用意するような方向で検討させていただく。もちろん県に買っていただくのが一番なのですが、町として最大限努力するためには、やっぱり用地のほうも何とか頑張ってやっていければなと考えているところです。まだ幾ら幾らというのはないのですが、種地もありますので、そういうのを活用しながら歩道の用地の確保を進めていければなと考えているところでございます。

また、先ほど質問のときにありましたとおり、角の交差点のところにつきましては、県の事業として既に歩道整備拡幅のほうが計画として入っております。まだちょっと進捗状況は最近聞いていないのですが、契約には入っておりますので、町と協力していただけるようにさせていただいて、十分安全性を確保できるような形で整備のほうもしていただけるような、またもちろん町も協力して用地を保有するなどしてやっていければなと考えているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 まず、観光事業のほうなのですが、先ほどおっしゃっていたことを考えると、昨年7,000万近くですか、投入されているということで、その中で観光協会が事業をやってきたと。しかし、実際には先ほど出ました学校橋の1,000万、それからバーベキューでは1,300万、嵐なびでも473万等々、売上げがあったけれども、補助金の、この補助金は当然人件費等全部入ってやっている。私が経費と言ったのはその人件費を含めて、普通会社を運営していくときに必要な資金というのは、基本的には補助金から出て、そこでそういう事業をしているという形だと思うのです。これが今年度、それから来年度、その次の年度、この補助金がゼロになると。それに対していろんなことをやっていくということでのいるわけですが、そう考えますと甚だ当然この数字では心もとないと。ただ、コロナがなくなればやれるだろうという、いろんな考え方はその中で現在恐らく錯綜していると思うのです。正直言うと、町民の目は非常に厳しいのです。ほかの費用に関しては相当厳しく精査して予算組みをしていると。ところが、この観光についてはいきなり8,000万という数字が出ている。言葉

は悪いのですけれども、井に見えてしまうわけです。当然稼ぐ、要するに一般的に言えば投資ですから、8,000万投資したら、やっぱりそれなりの回収というか利益をもって回収するということが当然世の中回っているわけなのです。ところが、今の状況をお聞きすると、正直な話、協会が自前で収益活動していくという組織に、要するに会社でいえば役員があって、社長、役員含めてどう執行していくかということで、日々苦勞しながらやっているわけです。ところが、今の状態では町が介在して、協会が必要とする資金は全部町が用意すると、だから頑張ってくださいという形にしか当然見えないし、実際そうだと思うのです。ですから、そういう中で考えると、当然バーベキュー場それから学校橋、これは当然見えてくると思うのです。期間がちゃんと確保できれば一定程度収益が上がる。これは当然見えてくる。これは現実これまでもやってきている事業ですから、心配はありますけれども、手を入れればちゃんと効果が上がるという形にはなっていると。

ただ、ラベンダーの問題です。再三課長もおっしゃいました。私はラベンダーに、ラベンダーの咲く時期というのは1か月しかないのです。1か月の期間でそれなりの利益を上げていく。1,200万の経費を使って、そこで収益を上げていくということは、何万人来て、それから入場料をどのぐらい取って、それはもう出ていないと、当然1,200万の金額を回収するということはできない。以前に、もう2年前ですか、ラベンダーまつりをやったときに、当然このときも収支、いろんな議論があったのですけれども、基本的にはこのときたしか赤字だったと思うのです。あのときでも。ですから、そう考えますと、例えばラベンダーまつりに1,200万をかけなくても、これは極端な話です、しなくても、しないで、経費をかけないで、ラベンダーは咲かせて、それをバーベキュー場、それから駐車場代で回収するという考え方はないのかどうかなのです。要するに私も前から申し上げているとおり、あの地域は1か月だけ人が来るという地域ではないのです。桜並木がありますし、あのコースは日常的に散歩している人も非常に多いのです。非常に人気のあるコースなのです。ですから、あのときに花が咲いて、そこがバーベキュー場にお金を落としていただければ、そこで収入が上がっていくと。ある意味、イベント経費をかけなくても、そこで着実に、いわゆる売上げが上がると。ですから、そうなってくると、ラベンダー1つに固執しないで四季折々あそこに花が咲いてくるというふうに、年中途切れなくおいでいただいて、集金はバーベキュー場、それから学校橋河原のキャンプ場、そして小林委員も指摘されて

いましたけれども、それが駅前と、駅前から来る各道筋で、言葉は悪いのですけれどもそこで集金をするという、お金を使っていただく。それはまた直売所もそうです。入ってきます。ですから、そういう形で、少し収益構造をしっかりと練り直す。なるべくリスクをしょわないで、あれが年中ある意味、あの駅前からパーベキュー場、それから河原、桜並木、学校橋河原、これが要するにルート。当然嵐山溪谷もあります。ですから、面として考えると、いわゆる年中お客さんが来てもらえる地域なのです。だから、それをどういうふうにマネジメントしていくかというのが観光協会に実は問われている課題であるはずなのです。ですから、そういう意味でラベンダーまつり、当然コロナがありますから、コロナの具合によってはいろんな判断をせざるを得ない状況って来ると思うのです。ですから、基本的には屋外なので、祭りをしなければお客さんに来ていただくということはできますから、ほかの観光施設、今いろいろ見ても、コロナ禍でも閉鎖はしていません。一生懸命やっています。いろんな感染対策を取りながら。それは常設施設ですから、もう閉館はできない。ですから、そういうラベンダーまつりに対しての考えはないのかどうか、考えがあるかどうかをお聞きしたいと思います。

それから、西口についてなのですが、これは再三懸案事項になっていると思うのですけれども、空き地が大分広がっているという。ですから、その道と、私は駅から下りて右側のルート、駅西公園とあの細い道ありますよね、細い道というか。ですから、あちらのルート、それから農協さんが移転された。ですから、あの辺をにぎわい創出と併せて、もう少し計画を、ロータリーの大体もう見えましたから、あとはその後の、今観光のことも言いましたけれども、それを含めて少し構想を練っていく必要、段階に来ているかなと思うのですけれども、その辺についてどうお考えなのか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

ただいま藤野委員さんのほうからいろいろとご意見をいただきました。まず、ラベンダーまつりの関係、祭り云々は別にして、千年の苑事業という形で今ラベンダーを主にやっておりますけれども、こちらにつきましては国の補助金をいただきながら今までやってきました。来年度が補助の最終年度ということでございます。この国の補

助金をいただくということは、その後会計検査院による会計検査、そういったものの対象になってきます。これが令和4年度終わった後、数年間ぐらいが多分その検査の対象になるのが通例かなと思っておりますので、こちらのほう、あと何年かに関しましてはラベンダー自体をやめるわけにはいかないかなというふうに思っております。このラベンダーをもしここでやめるということになりますと、今まで補助金でいただいた分を返納しなければいけないというような事態も起こりますので、何とかこの期間だけは、ラベンダー自体は継続してやらなければいけないのかなというふうに思っております。ただ、その中でやっぱり経営の部分、そういったものを考えますと、ラベンダーに固執せず、違うお花、先ほどもご提案ありましたけれども、年間通して四季折々見えるような花を植えるとか、そういったことも当然うちの担当課にしろ、観光協会にしろ、そういったところも視野に入れながら今後のことも検討はしているところでございます。

ただ、ラベンダーのほう、今農場のほうでやっていただいている方、一生懸命ラベンダーを何とか咲かせようということで日々維持管理を頑張ってやっていただいたのを私も2年間見てきておりますので、そういう意味では何とかラベンダーが咲いて、人が来ていただけるようになるのが一番いいのかなというふうには思っております。ただ、収支のことを考えますと、祭りを開催するのがいいのかどうか。この辺につきましては、ちょっと私もまだ経験がありませんので、来年度、この6月に予定しておりますけれども、これ今どうやって赤字にならないように運営していくか、本当に検討しているところでございますけれども、ここである程度、1回やるといい面、悪い面、いろんな意味でいろいろ見えてくる部分も経験してくるとあるかなというふうに思います。その中で、今年度はラベンダー応援WEEKSという形で、ラベンダーの時期に、これは任意に募金箱みたいなのを設置しまして、お金を寄附的な形でお願いできる方はお願いしますという形の開催をさせていただいております。こういった形でやれば、祭りの運営的な経費というのは削減できますので、そういった意味で収支がどうなるか、そういったものもどういうふうになるかというのは少しは見えてくるかなというふうには思っておりますので、取りあえず来年度やってみて、今後令和5年度はどうしていったら利益が出せるかとか、どういう運営をしていったら一番収益が上がるかとかというのもある程度見えてくるかなというふうには思っておりますので、祭りを開催しない方法というのも確かに1つの案だとは思っておりますけれども、

令和4年度の6月のラベンダーまつり、この辺が天候にも左右されると思いますので、そういったところも含めて、またコロナで緊急事態宣言等が出ますと、祭りの開催というのも場合によっては今年度と同じようなやり方をせざるを得なくなるかもしれませんので、何とも言えないところがありますが、令和4年度の祭り、この辺である程度今後の、その次の年、翌年度以降どんな運営をしていったらいいかというのをある程度結論を出していかなければいけないのかなというところは感じておるところでございます。

○畠山美幸委員長 続きまして、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

現在駅西の広場の整備につきましては一般質問でもお答えさせていただきましたけれども、平成28年の町制施行50周年を契機に行った武蔵嵐山駅周辺活性化10年計画をスタートさせていただいて、嵐なびの建設、駅前広場の整備、駅前通りの歩道拡幅というのをまず挙げさせていただいて、スタートしているところでございます。駅の右側というところにつきましては以前も整備させていただいて、駅西公園等の整備も行っておりました。武蔵嵐山駅周辺活性化10年計画には、その西側の右側ルートのはうはございませんが、以前から駅の東西線というルートがございまして、駅西公園の前の道路から真っすぐ道路を拡幅する、道路をつくるという、そういう構想は既に持っておりまして、それにつきましては都市マスにも位置づけておりますし、地元にも今後やっていきますよという話をさせていただきたいと思います。そうすれば、土地利用を図り、基本的には土地が細長く持つておられる方がたくさんおりますので、そこで土地利用を図られて、新しい町並みが出てくるかなというふうに考えているところでございます。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 これは予算についての質疑ですのであれなのですが、私申し上げたのはラベンダーをやめるという話ではないのです。祭りの問題と、それからあの場所を四季折々来れるような形であそこを展開する。だから、ラベンダーに固執し過ぎないということをお願いしたのです。8,000万投資、町としてはもう投資したと、来年度ですね。4,000万は一般財源から出ていると。どう回収するかがやっぱり基本なのです。出しっ放しということはないと思うのです。ですから、今のお話聞くと、やってみて次年度、また次々年度どうやるか考えましょうという感じにちょっと聞こえてし

まうのです。これはもう去年からやっていますから。もちろんコロナがあって大分ブレキはかかりましたけれども、それはよく分かります。でも、実はそのところで苦勞をするのは課長ではなくて、本来観光協会なのです。観光協会が、町から例えば8,000万来たと。では、どうする。返すのだと、返した上でまた利益を上げるというところで、もう毎日けんけんがくがくの議論をしながら、日々それをやらなくてはならない。ですから、本来は課長が苦勞するわけではないのです。でも、今の状態は町がどうしよう、どうしようと非常に苦勞されている。ですから、その構造的な問題があるということを指摘せざるを得ないのです。

ですから、今の段階で課長のご苦勞があるというふうになってくると、これはもうちょっと言いますと、DMOと言っていますが、まだDMOではないのです。まだ一般社団法人観光協会の事業ですから。DMOというのは、またハードルが高くて、何度も私申し上げました。全国的にも非常に苦勞していることなのです。ですから、私はDMOになるリスクがあるのであれば、リスクは回避したほうがいいのか、いろいろなことを判断しなくてはならないことがいっぱいあるのです。ですから、そういう意味で観光協会自体の事業計画をしっかりと持っていただくと。当然社員さん等々の役員体制があるわけですから、そこでやっぱり出していただかないと、町の予算がこれだけ出るわけですから、そう簡単な話ではないと思うのです。そこについて、観光協会に対してそこをしっかりと要求をしてほしいのです。今の状態ではもう丸抱えですから。これがもう一年続くと、そうしたらその次はないです、この状態では、はっきり言って。そういうものでは。ですから、その危機感はそういう意味で持っていないと、次の年度は解散という状態にならざるを得ない。我々はそのDMO、観光協会に非常に期待をしているわけです。全町いろんな形で、農業分野のコラボも含めて、その期待は高い。DMO自身の構想図もそういう構想に当然なっているわけです。ですから、その期待をされているわけですから、やっぱり原点に戻って、この費用を使うのであれば、しっかりとその辺を原点に戻って、目先の利益を上げるというのは当然ありますけれども、ただ、そういう中長期の中でクリアしなくてはならないことがあると。リスクに対してはやっぱり精査して、判断して、そこから回避していくということを大胆にやる姿勢をぜひとも見せてほしいのです。それはお願いしたい。それについてどう考えるかお聞かせください。それだけです。

○畠山美幸委員長 いいですか、1問で。

○藤野和美委員 はい。

○畠山美幸委員長 それでは、藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

事業計画的なものにつきましては、毎年度観光協会のほうでも事業計画というものを立てながら、年度年度運営のほうをやらせていただいておりますので、これにつきましては来年度以降も含めてしっかりとした事業計画を考えながらつくっていただくような形は同じようにやっていただくようになるかなと思います。また、ラベンダーのほうの運営に関しましても前回開催した、例えばこういう経費はこういうやり方をすれば落とせるのではないかとか、そういったものは前任者と併せて一緒に打合せをしながら、削れる経費、そういったものはすごく何回も打合せをしながら、今は検討をさせていただいておりますので、できる限り金をかけないで、経費のかからないような、支出がかからないような方法でというところで今も検討はしておりますので、そのやり方を令和4年度に実際どういう数字、結果になるか、これは全く分かりませんが、前回かかった経費をかけていたら全然利益は出ないというのはもう分かっておりますので、どれだけ削減できるか、どれだけ利益が少しでも上がれるような運営ができるか、それは観光協会と前任の担当した方々、そういった人を含めて打合せのほうをしながら今やってきておりますので、今後も無駄な経費をかけないような方向でいろいろ検討はしていきたいというふうには思っております。

○畠山美幸委員長 それでは、ここで暫時休憩いたします。55分までといたしたいと思っております。

休 憩 午後 3時40分

再 開 午後 3時54分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で総括的質疑を終了いたします。

これにて全ての質疑を終結いたしました。

◎修正案の提出

○畠山美幸委員長 議案第11号 令和4年度嵐山町一般会計予算議定についての件に対し、お手元の配付したとおり、渋谷登美子委員から本職宛てに修正案が出されてお

ます。よって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

修正案の説明を渋谷委員、お願いいたします。

○渋谷登美子委員 では、案のほうを最初に読み上げます。

修正案ですけれども、総務費の総務管理費を6億2,824万7,000円を30万減額しまして6億2,814万7,000円、総務費全体を8億1,306万7,000円を30万円減額しまして8億1,296万7,000円とします。

そして、教育費のほうの社会教育費ですが、8,459万8,000円を10万円増額して8,469万8,000円として、総額を5億3,220万4,000円を5億3,230万4,000円とし、歳出合計は変わりません。

この内容なのですが、総括のほうは同じような内容なので読み上げませんが、説明書のほうの次のページ、2ページに移りますけれども、2ページの総務費のところですが、一般管理費です。一般管理費の電子自治体推進事業というのがあるのですが、これを5,346万6,000円なのですが、そこのところを5,376万6,000円にします。そして、それは役務費の中の通信運搬費ですが、215万9,000円を245万9,000円にします。これは新規事業としてふれあい交流センターWi-Fi通信費及び中継器の経費です。

そして、11目ですが、これは135万2,000円を95万2,000円にします。負担金補助及び交付金ですけれども、67万4,000円を27万4,000円にして、人権対策推進事業83万円を43万円にします。これ、ごめんなさい、人権対策推進事業の(2)のほうですけれども、これは本年度は83万円を43万円にします。そして、これは負担金補助及び交付金のところなのですが、嵐山支部補助金の40万円を全額削除します。負担金補助及び交付金は67万4,000円を27万4,000円にします。これは、人権対策の推進に要する経費です。

その次に、社会教育費ですけれども、社会教育費のうち図書館費、図書館管理事業の役務費なのですが、これは1,963万4,000円を1,973万4,000円にします。その内訳なのですが、図書館管理事業のうち役務費の44万3,000円に10万円プラスして54万3,000円にします。通信運搬費35万7,000円を45万7,000円にして、図書館でもWi-Fiを利用できるようにする経費です。

あと、予備費等は動かしていませんので、これが修正案なのですが、これは私自身の考え方として、運動団体補助金を活用しているのですけれども、部落解放同盟嵐山支部の運動団体補助金というもので全部出ているのですけれども、運用というのは、

自分の自費か、それから自助、共助、公助といたしますか、自費か共同体というか皆さんで、コミュニティで集めていく、それが運動団体の本旨であると思いますので。これは公助というのと違います。公助というのはボランティアや何かで一緒に行くときに公助、それから本当に必要なものだったら公助というものは必要なのですけれども、今現在の段階で運動自体は自費でやっていくというのが原則だと思いますので、これを全額削除いたしました。

そして、Wi-Fiなのですが、調べてみましたら日高市なんかもそうなのですから、おとしですか、私、日高でWi-Fiのズーム会議をしてみたのです。そうしたら、ワンスポット初期設置費用が大体1万円、通信費を合わせて、ランニングコストが4,500円掛ける12か月分、それからプロバイダー契約料が1か所について1,000円掛ける12か月で、1か所のランニングコスト、大体7万2,600円で上がって、初期費用が1万円上がるということが分かりました。それで、そのほかに必要ならば、ルーターの無料というのがあるらしくて、それを使って日高市の市民活動センターではズーム会議とかいろんなことができたのです。これをふれあい交流センターに2か所、それから北部交流センターに1か所、そして図書館に1か所で、取りあえずこれで40万円で、町民の方たちがいろいろな講習をできるというふうに分かりました。これは、嵐山町のやり方とは違うのです。嵐山町の場合は、本当全部しっかりしたNTTのものを使っていく形をしているのですけれども、それで若干経費がまだ、算定してほしいと言っているのですけれども、その経費については分からないのですが、これでも十分やっていける。ただ、フリーWi-Fiなので、いろんなたくさんの人がそのWi-Fiを使うと速度が遅くなったりとか、切れたりするという状況になるということなのですが、嵐山町の場合は取りあえずこれでもやっていけるなということが分かったので、そのように考えております。というのが私の修正案です。

○畠山美幸委員長 修正案の説明が終わりました。

これより渋谷登美子委員から提出された修正案に対する質疑を行います。どうぞ。
長島委員。

○長島邦夫委員 少しお聞きをいたします。

Wi-Fiの設置について、町民が便利になるのは非常にいいなと、そういう気持ちはあります。ですけれども、部落解放同盟の埼玉県連合会嵐山支部の補助がゼロになってしまうということになると、そこで携わっている方の活動というのがなくなって

しまうのか、それともどういうふうな形になってしまうのか、ちょっとその部分は心配する部分がございますけれども、どうなのでしょうか。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 基本的に視察費というか研修費と、それから上部団体への負担金と、上部団体への負担金が多いのですけれども、があります。それからあと雑誌や何かの購入費です。だから、研修費というのがあって、その部分は今は町で幾らというふうに決まっているのですけれども、ほとんど嵐山町の職員の経費と同じですけれども、私非常に問題があるなと思って見ているのは、例えば嵐山町の公費からその研修に行ったりするのに2,200円の日当があったり、前はもっとすごかったのですけれども、私狭山事件なんかに行くのに講習とかあると思うのですけれども、そこに日当が出ていたりとか、そういうふうな形がありました。それで、北部交流センターに特にWi-Fiが必要だなと思っていましたのは、今どこでもWi-Fiで大きな会議をしています、ズームで。そして、当然部落解放同盟の埼玉県支部だってそれがなければならぬはずなのです。それをしていないということは、普通の団体で私はあり得ないなと思ってまして、それを使っただけであればいいと思います。何も視察して、どこかの宿泊地に行って、そこに行って研修をするという必要はないと思いますし、そういうふうな意味では必要がないし、基本的に雑誌や何かを購入する費用まで何で嵐山町のお金で買わなくてはいけないのか。上部団体への補助金は、自分たちで出せばいいのです。それが運動の当たり前の動きです。だから、それは補助金がなくなったらできない運動とは思えません。自分で活動していただきたいと思います。

○畠山美幸委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第11号 令和4年度嵐山町一般会計予算議定についての件を採決いたします。

それでは、まず本案に対する渋谷登美子委員から提出された修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○畠山美幸委員長 挙手少数。

よって、本修正案は否決されました。

次に、議案第11号 令和4年度嵐山町一般会計予算議定についての件の原案を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○畠山美幸委員長 挙手多数。

よって、本案は可決すべきものと決定いたしました。

◎散会の宣告

○畠山美幸委員長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時06分)

予算特別委員会

3月10日（木）午前9時30分開議

- 議題1 「議案第12号 令和4年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について」の審査について
- 2 「議案第13号 令和4年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について」の審査について
- 3 「議案第14号 令和4年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について」の審査について
- 4 「議案第15号 令和4年度嵐山町水道事業会計予算議定について」の審査について
- 5 「議案第16号 令和4年度嵐山町下水道事業会計予算議定について」の審査について

○出席委員（11名）

1番	小林	智	委員	2番	山田	良秋	委員
3番	狩守	勝義	委員	4番	藤野	和美	委員
5番	大野	敏行	委員	6番	長島	邦夫	委員
7番	青柳	賢治	委員	8番	川口	浩史	委員
9番	松本	美子	委員	10番	渋谷	登美子	委員
11番	畠山	美幸	委員				

○欠席委員（なし）

○委員外議員

森 一人 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局	長	菅原	浩行
書記		安在	洋子

○説明のための出席者

佐久間	孝光	町	長
高橋	兼次	副町	長
村田	朗	税務課	長
贄田	秀男	税務課課税担当	副課長
高橋	喜代美	町民課	長
吉田	信子	町民課保険・年金担当	副課長
近藤	久代	長寿生きがい課	長
菅原	広子	長寿生きがい課長寿生きがい担当	副課長
簾藤	久史	長寿生きがい課包括支援担当	副課長
福嶋	啓太	技	監
清水	延昭	上下水道課	長
片岡	範行	上下水道課水道管理担当	副課長

村 端 修 吾 上下水道課下水道担当主査

◎開議の宣告

○畠山美幸委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は全員であります。よって、予算特別委員会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前 9時28分)

◎諸般の報告

○畠山美幸委員長 ここで報告いたします。

本日の委員会次第は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○畠山美幸委員長 議案第12号 令和4年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は一括して行います。それでは、質疑をどうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 243ページに未就学児の均等割保険料繰入金がありますけれども、この人数を何人と見ているのでしょうか。

それから、その下の国民健康保険財政調整基金、これ繰り入れて、令和4年度末幾らになるのか伺いたいと思います。

それから、248、249、今回一般被保険者療養給付費が大幅に増えると見ているわけですが、この増えると見た根拠は何なのか。県からこういう病気が増えそうだとか、医療費負担が増えそうなので、賄っていかなければならないのだということまで来ているのか伺いたいと思います。

それから、これ藤野議員の一般質問でもあったのか、ちょっと私集中できなかった時間帯ですので。第3子以降の減免を嵐山はやっているわけです。未就学児の減免も

今度始まると。これ重なる部分があるわけです。その重なる部分について、両方マイナスされるのか。軽減がよりよくなるのか、負担が減るのか伺いたと思います。

それから、7割、5割、2割の世帯数、個人数も分かるのでしたっけ。ちょっと伺いたと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 5点につきましての答弁をいただきます。

賛田副課長。

○賛田秀男税務課課税担当副課長 お答えいたします。

未就学児均等割の減額についてですが、対象人数は70人です。影響額が103万9,350円です。

次に、7割軽減、5割軽減、2割軽減ですが、7割軽減、624世帯、790人、5割軽減、325世帯、526人、2割軽減、302世帯、505人です。

以上です。

○畠山美幸委員長 村田税務課長。

○村田 朗税務課長 私のほうから第3子の減免の関係と未就学児の関係をお答えさせていただきます。

第3子の減免は令和3年度から始まりまして、令和4年度につきましても引き続き実施してまいりますので、未就学児の軽減と重ねて、お子さんがいらっしゃる方につきましては負担が軽くなるということになります。

以上です。

○畠山美幸委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 それでは、財政調整基金の件についてお答えいたします。

今現在、基金の総額としては約2億2,200万円となっておりますので、令和3年度取崩し分としまして約7,300万円、令和4年度当初取崩し分といたしまして約8,000万円となっておりますので、残高といたしましては約6,900万円となる予定でございます。

また、続きまして、248ページの療養給付費の増ということですがけれども、県のほうから納付金の算定時に提示される保険給付費の見込額が多かったというのと、あと先ほど川口委員さんのほうで病名とか、そういうのがあるのか、大きいものがあるの

かということですが、コロナの関係とかがございまして、県でも今年度補正とかで療養給付の金額が補正で増しているような状況でございしますので、病名とかそこまでは伺っていないのですけれども、そういった面で実績等も加味して、今年度ここまでの増額というふうな形で組まさせていただきます。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうですか。未就学児と第3子以降の減免、合わせた減額になると。なるほどね。これは本当に嵐山町らしい子育て支援の施策としていい制度をつくっていただいているなというふうに町民は思うと思います。分かりました。ちなみに、第3子以降の減免、これ人数と金額、嵐山町の減額制度ですけれども、その世帯数と減額金額を伺いたいと思います。

7、5、2の減額的人数ですけれども、2割軽減の方が300世帯、ちょうど300ということでもよろしかったのですか。ちょっと聞きにくかったので、これ確認ですけれども。全体の人数からすると、減額している人数が相変わらず多いなというふうには思います。そここのところを確認したいと思います。

調整基金の関係なのですが、そうすると、昨年も私が聞いて、令和3年度はこのとおりになっているのですか。そうだと、令和3年度末が幾らになるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。昨年聞いたときには7,959万272円になるというふうにお答えいただいているのですけれども、令和4年度はさらに1,000万円ぐらい基金が下がるということでありますから、だから引き上げがいいのだなんて、そう言うつもりはないのです。なかなか担当部署としては大変だなというのを気遣います。金額をお願いしたいと思います。

一般だけではなくて、療養給付費、高額も含めて本当に今回は大幅で、これがコロナの影響なのですか。基本的にコロナは国が持つのではないのですか。県で持つ分を国保会計で賄っているわけなのですか。ちょっとその仕組みが分からないのですけれども、なぜ国保会計で賄うのか。私、県も一般会計で賄うべきだと思うのです。これ引き上げていったら、当然国保税の引き上げにつながりますから。何かその辺は何をやっているのかお分かりでしたら伺いたいと思うのですが、分からなかったら、やっぱり県には意見を言っていただきたいと思うのです。そこを伺いたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 それでは、答弁を求めます。

賛田副課長。

○賛田秀男税務課課税担当副課長 答えいたします。

第3子以降の均等割軽減ですが、対象世帯、20世帯、金額56万4,200円です。ただ、これは申請方式です。

次に、2割の世帯数、302世帯です。

以上です。

○畠山美幸委員長 高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 答えさせていただきます。

まず、基金の残高についてでございます。財政調整基金でございますが、毎年当初予算でおおよその取崩し額をもって予算を組めるようにさせていただきまして、前年度の決算をもって積み戻しを9月にしているような状況でございます。そうしまして、今回令和2年度の決算で、昨年9月補正をさせていただきましたが、その際に5,500万円積み戻しをしておりますので、その時点での基金残高が約2億2,200万円でございます。そして、令和3年度でございますが、当初予算では取崩し額をおおよそ8,760万円見ておったところなのですけれども、若干取崩し額を低くできまして、今後また補正予算のほうでご審議いただきますが、令和3年度を取崩し額がおおよそ7,300万円になります。そうしますと、2億2,200万円から7,300万円を引きますので、1億4,900万円になりますが、そこから今回令和4年度の当初予算でおおよそ8,000万円の取崩しになりますので、現在見込んでおります残額が先ほど副課長のほうから答弁させていただきましたように、6,900万円ということでございます。ただし、こちらのほうも令和3年度の決算が済みましたら、また9月に積み戻しのほうができると思いますので、それが今の見込みですと、最低3,000万円は積み戻しができるかなと予想しておりますので、そうすると約1億円程度の基金残高に戻せる予定なのですが、今現在が2億2,000万円というような残高ですので、1億円となると半分ぐらいになってしまいますので、今後取崩し額が多くなっていきますと予算が組めない状態になりますので、税率の変更ということも考えていかなければならない時期かなと思っております。

そうしまして、あと療養給付費の大幅な増嵩の理由でございますが、先ほどコロナの影響もあるのではないかというお話をさせていただきましたが、嵐山町だけを見ましたら、特に入院患者が多いとか、そういうことではないのですけれども、こちらは

県のほうで令和2年度の決算から推計値が出ておりますので、そういったものを基に嵐山町でも計上しております。そのコロナの関係ですけれども、広域化になっておりますので、県全体では大きな影響を及ぼしております、コロナの医療費なのですが、先ほど川口委員さんがおっしゃったように公費負担ということですが、この公費負担につきましては、当初は多分全額国が負担していたと思うのですが、その後保険給付に変わりました。保険給付に変わってからの公費負担というのは、本人負担が公費の負担になりますので、ご本人様はかかりません。個人負担なしでコロナの部分については自己負担なく、PCR検査ですとか、そういったものを受けられるのですが、あと入院した場合にも自己負担金なしの部分でかかれますが、その裏にあります7割分というのは全て保険給付になりますので、今レセプト点検とかしておりますので、県のほうに最近聞いたところだと、嵐山町でもPCR検査を受けている方が大変多い。その中でもお一人の方が当初受けて、また大丈夫かどうかということで何回も受けているというようなこともあるということなのです。ですので、医療費のほうにも相当影響は出てきていると思います。ですので、療養給付費の予算上の大幅な増嵩の理由がコロナだけということではないのですけれども、あとは令和2年度に嵐山町では心臓病ですとか、血液疾患などが多くて、そういったもので多かった医療費のところを基礎に県のほうでも換算しておりますので、そういった影響で増えていると思います。

あと、コロナの関係に戻ってしまいますが、なぜ国保会計で賄うのかということなのですが、こちらにつきましては、先ほどお話しさせていただきましたように、国のほうで保険給付になった時点で、7割給付が国保、社会保険であれば社保が持つということです。県に意見が言えないかということでございますが、こちらにつきましては、県にそういったことを要望というか、意見をお話ししたことはあるのですが、県のほうでも確かに多く医療費はかかっているのだけれども、まだ実績としてコロナの分がこれだけかかったからというような正確な数字は出せない状況なので、そういうものがはっきりしたら、国のほうに要望をしていきたいというようなことはおっしゃっていました。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 財政調整基金なのですが、これ課長からもらった資料で、令和

3年度末が7,900万円だということで、令和2年度末は1億6,600万円、令和元年度が1億3,700万円だと。もう1億円以上なのです。それが3年度が7,900万円、4年度が6,900万円ということですから、やっぱり持ち出しが多くなってきているのだなというのを何か感じて、これが県全体のものから、嵐山町への負担もこういう形に出てくるわけなのですか。基金まで、何か不条理だなというのを感じるのですが、もしそうだったら、そのとおりで、もうしょうがないので、こういう仕組みをつくってしまっているわけですから、ちょっと伺いたいと思います。

PCRは、これは埼玉は無料にして、本当にいいことをやったななんて、ちょっと表現悪いのですけれども、思いましたけれども、それもこの国保会計から出ているわけなのですか、何か今のお話しですと。何か一般会計からやってほしいなというのを感じるのですけれども。これも県のことですから、しょうがないなと思います。県も国のほうにはっきりしたら出すかもしれないということなので、そこを期待するしかないなって思いました。でも、何か聞かなくてはあれかな。

○畠山美幸委員長 無理しなくていいです。意見は申さないでください。PCR検査のことやら、財調のことやら聞きますか。

では、高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 お答えさせていただきます。

基金がどんどん減ってしまっというようにお話しでした。確かにそちらのほうはこちらでも大変危惧しております。保険税率が県から示されております標準税率というものがあまして、納付金を納めるために必要な税率が示されておりますが、今嵐山町の税率はその標準税率に達していない状況でございます。税務課のほうで試算していただいている状況でございますが、現在嵐山町で医療費分が所得割で7%のところは標準税率ですと7.71%、均等割2万7,000円が標準税率ですと3万1,459円、後期高齢者支援金分が、所得割、嵐山町が2.2%のところ、標準税率で2.34%、均等割が嵐山町1万2,000円のところ、標準税率1万3,525円、介護納付金の所得割、嵐山町1.8%が標準税率2.39%、均等割が嵐山町1万3,000円で、標準税率1万7,962円ということで、全て納付金を払うためにはこれだけの税率をかけないと賄えないという県で試算している標準税率よりも低い税率で嵐山町は課税しておりますので、そういったところを基金を取り崩すことで賄っているような状況です。

ただし、ここ何年かはインセンティブ、町で収納対策をして収納率を上げたり、保

健事業ですけれども、いい保健事業をして、そういったことが認められてインセンティブなどをもらえたことにより基金が増やせたことによって、そういった足りない分を基金を取り崩すことで税率を上げずにやってこられたわけなのですけれども、インセンティブの計算の方法も年々見直されておりました、以前のようには多くもらえない。頑張っても以前のような計算率ではもらえないような状況になってきておりました、基金のほうはだんだん目減りするような状況になってきますと難しい、税率の変更を考える要素になってくると思います。

また、県の納付金も県全体でコロナウイルスが蔓延している状況ですので、県が持っている基金も大分取り崩してしまっているようなのです。その取り崩した額というのは3年かけて各市町村の納付金に3分の1ずつ加算して基金のほうに戻すというようなことですので、今年県が県の基金を取り崩した分の額を今後3年間なりをかけて納付金のほうに加算されますと、当然今後の納付金というのもどんどん上がるというようなことも、実際にそうやってまいりますので、それも加味しますと、令和9年度に県の税率を統一するという県の目標があるわけなので、できればそこまで何とか町のほうで持ちこたえられればと思っていたのですけれども、いろいろな面で今後は納付金を払うための税額を確保する、そういった意味での税率の改正のほうは税務課に試算などをしてもらいながら、国保運営協議会の皆様に協議していただき、今後はここ1、2年かけて検討していかなければならないような状況かなと思っております。

あと、コロナの医療費ですけれども、県で持っているというのが、保険でやっている分はもうどうしても7割分が県が、保険者が持つこととなりますが、県でやっているというのが、保険診療外での検査でありましたら、もしかしたら検査料を県のほうで持ってやってくれているという部分もあるのかなと思います。すみません、そちらについてははっきり分かりません。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 先ほどの療養給付費のことなのですが、説明書28ページを見ますと、入院医療費が県の平均よりも高額です。だけれども、入院と通院を合わせると県の平均よりも低いというふうな形になると思うのですけれども。ごめんなさい、県の平均よりも町のほうが、入院のほうが低くて、そして全体的にいくと通院とあれをすると、

県は町よりもやっぱり高いのです。そこのところが問題になってきて、それが何が原因かというのが、それはコロナとは言えないのかなとか思ったりするのだけれども。

それともう一つ、これは何になるのかな。252ページにコロナ傷病手当金というのがあるのですけれども、それは昨年度と同額になってはいますが、算出というのはいかなるようになっているのか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 2点でいいですか。

○渋谷登美子委員 そうです。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

まず、28ページの医療費の状況ということですが、確かに委員さんがおっしゃるように、入院のほうにしましては県より町のほうが少ないような形になっておりまして、通院にしましては若干県の平均よりも高くなっているというふうな状況でして、トータル、両方合わせた医療費にしましては町のほうが県よりも、平均でいうと上回っているというふうな状況になっておりますので、確かに全体的にコロナだけとは言えないのかもしれませんが、病気のほうで見ましても、入院とかですと、がんとか、そういった形の病気のほうがやはり多いような形になっておりまして、循環器とともに入院のほうの项目的には占めているのが多いような状況になっております。通院にしましては、がんが今度外来のほうでも大きく割合的には占めているような状況になっておりますので、やはりコロナだけというふうな形ではないのかなと。委員さんがおっしゃるように、コロナでというふうな影響がこの表からだところまでは、ほかの病気もあつての結果なのかなとは思っております。

続きまして、傷病手当金の算出ということですが、一応時給1,000円で、1日6時間、月に14日という形で働いている方で計算をさせていただいております。月に時給1,000円で、6時間で14日働いて8万4,000円。それで、直近の3か月のうちの3分の2を補償という形で見ますので、そうしますと、1日に4,000円という形になりますので、その4,000円の14日と、あと直近3か月を計算しますと16万8,000円となりますので、1人につき16万8,000円を一応5人分で見えておりますので、84万円というふうな形にさせていただいております。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 高額療養費も増えているのですけれども、入院が今までの現象だと減っているわけだから、そうすると何か高額療養費で、そこに行かないわけですね、県のところよりも。この計算ってどうやってやっているのかなというのがひとつ分からないのですが。この現状から見て、うぬと思って今聞いたのですけれども。

それと、もう一つ、コロナの傷病手当金、3か月も出るのですか。1人に対して3か月出るという状況なのですか、そこが分からないのですけれども。3か月も出るの。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 まず、コロナのほうからですが、コロナのほうは、休んでしまったらということで、休んだ日数に対しての出る額になりますので、その1日の時間給を求めるに当たって、直近3か月の平均を出させていただくための金額になります。実際には休んだ日数に対して支給をさせていただいておりまして、去年は1件ほどございまして、3万7,362円支給しております。

また、高額のほうですが、一応令和元年度、2年度と、うちのほうの実績等の平均を見まして出させていただいたというふうな形になりますので、実績に伴い出た数字になっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 討論を終結いたします。

これより議案第12号 令和4年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○畠山美幸委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

ここで休憩いたします。入替えのみです。

休 憩 午前10時02分

再 開 午前10時04分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○畠山美幸委員長 議案第13号 令和4年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

それでは、どうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 新年度から保険料が上がるということで、今いろんな生活物資が上がってきているし、上がる予定でもあるわけです。ガソリンなんかもかなり高くなって。そういう中で、負担増になるというのは大変だなというのを感じるのですが、モデルケースがあるのでしょうか。どのくらい上がるのか、ちょっとモデルケースがあれば伺いたいと思います。所得幾らぐらいの方はこのくらい上がりますよというのがあれば伺いたいと思います。今のは276、277ね。

それから、280、281の県の納付金なのですが、2,700万円ほど増えているわけなのですが、これは人数が増えているという分と、それと、先ほどもありました、コロナなどの病気が増えているということで増額になっているのか伺いたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 それでは、保険料の件についてお答えいたします。

令和4年度、5年度の均等割額ですけれども、4万4,170円、所得割率ですけれども、8.38%になります。現行令和2年、3年度につきましては、均等割が4万1,700円なので、比較としまして2,470円の増、所得割についても7.96%ですので、0.42ポイント増になります。モデルケースということですが、まず単身世帯で年金収入200万円の方で設定させていただきました。令和3年度の保険料ですが、7万700円、それが令和4年度になりますと7万4,700円になりますので、4,000円の増になります。もう一ケース、夫婦2人、年金収入のみ夫200万円、妻80万円の場合で試算いたしまして、令和3年度は7万9,000円、令和4年度は8万3,400円ということで、4,400円の増という形になると思います。

続きまして、納付金の件ですけれども、委員さんがおっしゃったように、今後の被保険数、被保険者の増加ということに伴いますのと、あと今回の保険料の改定に伴う増加の部分も含まれておりますので、納付金の増加というふうな形に県から示されております。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうですか。いろんなものが上がっている中でこういうのが上がる。会計を預かる連合としては、それは大変なのでしょうけれども、ちょっとこういうときに何とかならなかったのかなというのを、上がっているときですから、思います。でも、これは皆さんに言ってもしょうがないことなので、分かりました。200万円の所得の方で4,000円、夫婦、このモデルケースでは、なるほどね。ちょっと今計算できない。分かりました。

納付金の関係なのですけれども、人数と保険料が上がるということで、そうすると、高齢者の場合はコロナなどの病気はあまり影響はないと。あまりというか、おっしゃらなかったのですから、影響はないということでもいいわけなのですか。これは保険に入っていないという方、全部保険で賄われるから、後期の場合は反映されないのですよということなのですか。普通の病気だけが反映されて、そこが足らなくなると引上げになるということであるだけなのですか。ちょっとそこだけ確認したいと思います。

○畠山美幸委員長 1点について答弁求めます。

高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 お答えいたします。

納付金の金額ですけれども、こちらのほうにつきましては、被保険者数がもちろん多くなったこと。それと、給付費のうち後期高齢者の保険料で負担する割合が現役世代の人口減少に伴って引き上げられたということもあります。やはり支える世代の人数が減っているということで、高齢者自身に負担していただく割合というのも伴って上がっているような状況で、全体的に引き上げられております。料率が上がっていることについても同じでございます。

そして、コロナの関係でございますが、後期高齢者につきましても当然医療費につきましては自己負担分は無料ですが、その裏に隠れている9割などは後期高齢者医療が持っているわけでございますが、今この医療費につきましては、後期高齢者広域連合で支払いのほうをしておりますので、納付金にどの程度影響しているかということまでは、まだこちらのほうでは分かっていない状況でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 現役が少なくなっているということもあるのではないかと言ったら、あるということでおっしゃられて、私の頭の中に国がどのくらい持っているか、ちょっと今思い出せないのですけれども、現役部分はある程度確保するために何%というのは決まっているのではないですか。現役の中で足らなければ、それを負担増をしてもらうということですね。ですから、そこが少なくなっても入ってくるお金はある程度確保できるのではないかなって思っているのですけれども、パーセントで決まっていますから。若干はありますけれども、ある程度の。ですから、これはどうなのだろう。後期の収入が今どうなっているのかというのが分からないので、ちょっとそれを伺いたいと思います。いずれにしても納付金は大幅に増えているわけですね。一番はやっぱり保険料が上がったからなのでしょうね。そこにコロナもあるからということなのでしょうね。何かそんな感じがいたします。仕組みだけちょっとお聞きしたいと思います。

○畠山美幸委員長 高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 お答えいたします。

後期高齢者の方の負担率でございますが、11.41%の負担率から、令和4年、5年につきましては、高齢者負担率が11.72%になっておりまして、0.31ポイントの引上げとなっております。やはりこちらのほうが先ほどお伝えしましたように、現役世代

の人口減少に伴って高齢者自身の負担率というのが0.31ポイント引上げになっているということでございます。そして、現役世代の負担が大きくなってしまおうということ解消というか、緩和するためにも今後予定されております高齢者の窓口負担の引上げでございますが、今のところ令和4年10月から窓口負担が、所得が多い方につきましては2割負担をしていただくというようなことが決まっている状況でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員 1点になります。参考資料の33ページ、34ページで、人数の推移です。町長の施政方針に高齢化率が大幅上がっているということも書かれていましたけれども、今回この上がり方がかなり急拡大になっていまして、これで約150人。それで、今もこの苦しい状況は、この人数が増えていく限りは続くことになるわけです。それで、この急激な上がり方というのは、今令和4年の予算を組んでいるわけですがそれでも、あと何年ぐらい拡大の状況にあるのか教えていただきたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁を。

吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

今年度から団塊の世代と言われる方々がだんだん後期高齢者のほうに移行していくような形になっておりますので、嵐山町で見ましても今現在70代以上、70歳から74歳までの方、おおよそ人数でいいますと、大体350名前後が毎年国保から後期のほうに移行していくであろうと予想しておりますので、その点でも今後後期の方の被保険者数というのは増大していくものと考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

藤野委員。

○藤野和美委員 今の話にも、川口委員で話が出た。後期高齢者の方が10月から負担が増えていくということで、これは町でいかんともし難い仕組みであるわけですがけれども、その辺の引上げ、激変措置が3年間あるわけですがけれども、その辺が町の予算の中でどの辺に反映というか、これは広域連合のほうに、その辺の関係ですから、まちの予算の中にどういう形で反映しているのかどうか、その1点だけちょっとお聞かせ

ください。

○畠山美幸委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

2割負担についてですけれども、被保険者の方々が窓口で負担する分が増える形になりますので、町へのそういった影響というのは特にはございません。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 軽減割合という、7割、5割の軽減人数を伺いたいと思うのですが、

それから、国保の窓口の利用料が2割になる方がどのくらいいらっしゃるのか伺いたしたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

軽減人数ですけれども、7割軽減の方が1,171名、5割軽減の方が432名、2割軽減の方が417名、被扶養者軽減、5割軽減の方が14名となっております。

2割負担の方の人数ですけれども、今現在県のほうから直近で示されているのが603名ほどと言われております。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 討論を終結いたします。

これより議案第13号 令和4年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○島山美幸委員長 挙手多数。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

ここで休憩いたします。入替えのみです。

休 憩 午前10時18分

再 開 午前10時20分

○島山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○島山美幸委員長 議案第14号 令和4年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

長島委員。

○長島邦夫委員 お聞きをします。

323ページのおたすけサービスについてお聞きをするのですけれども、全体の支援事業については少し減額になっているのですが、おたすけサービスについてはさらに充実していく必要があるかなというふうに最近つくづく感じるのですけれども、この関係のこの金額そのものは、120万については社協のほうに補助として出すのだと思うのですが、社協と商工会でやっているということですが、この推移についてちょっとお聞きをしたいと思います。

それと、327ページの認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業なのですが、これは増えているのです。認知症のサポーターのことなのですが、最近のこの取得率は上がっているというふうに思うのですが、やはり実際認知症の方というのは増えているというふうに思うのです。たまたまうちの近くにもちょっと事故があって、施設から帰ってきた人が認知症なのです。外へ出て亡くなってしまったという事例がございました。やっぱりサポートする方が、そういう事業が活性化していかないとまかないというふうに思うのですが、ここのところで上がっているのです、どんなところに上がっているのか、そこの部分のサポーターする人に事業、いわゆるサポートする人

対してのフォローとか、そういうものだというふうに思うのですが、そこら辺をちょっとお聞かせしていただきたいと思います。2点だけ。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 答えいたします。

まず、1点目のおたすけサービス事業に関してですが、こちらの(5)番の地域介護予防支援事業に委員さんおっしゃるように120万円ございまして、もう一点、319ページの下段のほうの(1)第1号訪問事業、こちらのほうにおたすけサービス事業で同じく30万円計上してございます。こちらの違いなのですが、まず319ページのほうは要支援の方の分でございます。もう一点、323ページのほうは、要介護の方と何も介護認定を受けていない一般の高齢者の方の分でして、歳入、国、県とかの補助金の関係で要介護と要支援の方を分ける必要があるので、それぞれサービスを利用している方の人数の割合が、要支援の方が20%、要介護の方が80%という形になりますので、30万円と120万円に分けてございまして、合計して150万円で、金額的には令和3年度と変更してございませぬ。あと委託先というか、補助金のほうは、おっしゃるように社協への補助金という形をお願いしてございまして、利用状況ですが、まだ夏ぐらいまでの分しか社協のほうでまとめが終わっていないのですが、夏ぐらいの分まで、令和3年度と令和2年度を比較しますと、ほぼ横ばいのような状況で、それほど変化はございませぬでした。必要な方にはサービスのほうを提供していただきたいというふうに思っております。

それと、2点目の327ページの認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業に関してでございます。こちらの事業なのですが、おっしゃるように多少増えております。こちらの事業ですが、今年の1月と2月にチームオレンジという認知症の方を支援する仕組みを立ち上げようということで、研修会を開催させていただきました。そこで、このチームオレンジは認知症の方も、そうでない方も地域で自分らしい生活が送れるような体制をつくっていこう、支援していこうというものでございまして、認知症サポーター養成講座を受け、かつステップ講座というものがございまして、このステップ講座を受けた方、こちらの方が参加できるものでございまして、来年度、チームオレンジというメンバーとして活動してもいいという方が研修を受けた方の中から15名いらっしゃいまして、その方を中心にうちのほうももちろん入っていきまして、

どういった活動をしていくかという形で、ゼロから話し合いをしていきたいというふう
に考えております。メンバーさんのためのおそろいのTシャツをつくったり、そうい
った費用を来年度は新たに計上するために予算を増やさせていただきました。

以上です。

○畠山美幸委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 ありがとうございます。

そのチームオレンジのことだけちょっと詳しくお聞きしたいのですけれども、第1
のサポーター講座を受けて、講習を受けた。その人たちの中から特別な熱意のある人
が15名、第2のステップ、チームオレンジに参加するということというふうに受け取
ったのですけれども、15名だと何か随分少ないような気がするのですが、あくまでも
熱意のある人、希望する人でないと無理かなというふうに思うのですが、実際その
ところの課が思っている構想とどうでしょうか、ちょっと聞かせていただきますか。

○畠山美幸委員長 簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 お答えいたします。

まず、1月と2月に2回に分けて研修を行ったのですが、研修会を行うという周知
方法ですが、こちら広報に差し込みで全戸配布をさせていただきました。それで、申
込みが25名ございまして、25名の方に参加をいただきまして、そこから15名の方に参
加という形で応募いただきました。町民全体からすれば少ないかもしれませんが。ある
いは今現在、認知症は確かに委員さんおっしゃるように増えておりますので、15名で
は心もとないかなという、そういう問題もあるかと思いますが、この15名の方に関し
ましては非常に志が高い方というふうに我々は認識しております。大変ありがたい存
在です。まだ15名で終わりにしないで、またこういった研修を行っていきまして、増
えるような努力をしていきたいと思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 居宅介護サービスがそれぞれ増えているのですが、その中で認知症
として町が認定されている方、要支援の方と要介護度のはっきり認定できている方と
いうのはどのぐらいいらっしゃるのか。そうではない方というもどのぐらいい
らっしゃるのか。増えているということは分かるのですけれども、町全体では、町が把握

している方というのはどのくらいいらっしゃるのか伺いたいと思います。

それと、もう一つ、認知症カフェ運営補助金という6万円があるのですが、これは327ページ、認知症カフェというのは嵐山町で新規事業なのか、そうではないのか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 2点について答弁を求めます。

簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、2点目の認知症カフェの補助金についてお答えさせていただきます。

新規事業なのか、そうでないのかということですが、こちらは既存の事業になります。認知症カフェ、嵐山町には2か所ございます。包括直営の嵐カフェ、こちらウエルシア嵐山東口店でやっておりますのが1店、もう一店、事業でプチモンドさんでやっております。駅前、プチモンドの本社で月に1回やっております。このプチモンドに対する補助金になってございますので、令和2年度から補助金のほうを始めさせていただきます。

以上です。

○畠山美幸委員長 菅原副課長。

○菅原広子長寿生きがい課長長寿生きがい担当副課長 それでは、認知症の方の人数ということなのですが、ちょっと古いのですが、第8期の介護保険計画の中で見える化システムという国でつくったシステムがあるのですが、そのシステムでいくと689人が認知症の方ということで出されております。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 認知症の方で、それで明らかに介護認定されている方というのがいらっしゃるのか、そこところが難しいなと思っているのですが、それは分かるものでしょうか。要介護とか、どの程度だと介護に入ってくるのか、介護保険の対象になってくるのか。分からないなと思っているのですが、カウントされていないのかな。

○畠山美幸委員長 近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

介護認定を受けている中で認知症の方がどれだけいるかというのは、数字のほうは

出しておりません。あと、どのくらいの方が認知症として認定されるかというのも基準はあって、認定審査会のほうで基準はあるのですけれども、それが具体的にどの程度かというのは、こちらのほうでは今のところ確認が取れないというか、手元に資料がないのでお答えすることができません。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 それでは、2点ほど質疑させていただきます。

325ページの下段なのですけれども、任意事業ということの中に配食サービス事業委託料というものが270万ちょっとあるのですが、こちらの備考のほうを読ませていただきますと、これは高齢者及び高齢者を介護する者などに対して必要な支援を実施するということですが、配食サービス事業は、そうなりますと介護者あるいは介護をする方に分けまして、何人ぐらいを予定をされているのでしょうか。

それから、認知症の早期発見をするためには、その下の使用料及びというのがGPSの関係なのかちょっと分からないのですけれども、これは16万6,000円ほどありますが、これは使用料は何の使用料でしょうか。それで、もしGPSでしたら何人分を予定をなさっているのでしょうか。

それから、次のページの327ページですけれども、居場所づくり事業補助金というのがありますけれども、19万ほどですから、これの事業に対する補助ですが、内容的にはどのような内容で光熱代とか、何かいろんなものが入るのかなと思うのですが、教えていただければと思って質問いたします。

以上です。

○畠山美幸委員長 簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 お答えさせていただきます。

まず、1点目の325ページの配食サービスでございますが、配食サービスにつきましても先ほどのおたすけサービスと同じように、要介護の方と要支援の方で補助金の関係で事業を分けておりまして、こちらの325ページのものに関しましては、要介護プラス認定を受けていない方の分になります。

もう一点、321ページの(3)第1号生活支援事業、こちらにも配食サービス事業ございまして、321ページのほうが要支援の方を対象とするものになっております。

人数なのですが、前後して申し訳ございませんが、321ページの配食サービス、こちら要支援の方になりますが、人数というご質問だったのですが、人数は週1回の方とか、週2回の方、週3回の方、週4回の方、5回の方、いろいろございますので、食数で計上しております、お昼と夕食でございますが、要支援の方は毎月150食を見込んでおります。夕食に関しては、毎月30食を見込んでおります。

それと、任意事業の配食になりますが、お昼に関しましては毎月380食、夕食に関しては毎月170食を見込んでおります。

もう一点、325ページの任意事業費の使用料及び賃借料の使用料16万6,000円でございますが、委員さんおっしゃるように、徘徊高齢者のためのGPSの使用になっておりまして、3名分を見込んでおります。

2点目のご質問の327ページ、居場所づくり補助金になります。こちらに関しましては、空き家を活用したむさし嵐丸庵、おかげさまで12月に仮オープンという形でお試しで、今12月、1月、2月と毎月1回、仮オープンで事業のほうをやっております。まだ仮オープン、月1回のお試しの状況ですので、どういった形でやっていけるかというのは今まん延防止も出ておりますので、これから相談していく形になりますが、取りあえず4月までは月1回の開催ということで決まっております。そちらの施設に対する、まだ運営が軌道に乗るまでは今は利用料を1回当たり100円頂いているのですが、電気、水道、ガス等の光熱水費とかそういったものがかかりますので、その軌道に乗るまでの分は補助していきましようということで、社会福祉協議会生活支援コーディネーターが中心になってボランティアさんと進めておりますので、社協への補助金という形でお出しいたしまして、そこで光熱費とか、そういったものを賄っていただくことになっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 審議の途中ですが、暫時休憩いたします。55分までといたしたいと思えます。

休 憩 午前10時40分

再 開 午前10時55分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、再質問からです。どうぞ。

○松本美子委員 それでは、再質疑させていただきます。

まず、325の配食サービスの関係なのですけれども、こちらの人数が要介護者ということで、昼食が380食とか夜が170食というような答弁をいただいたかなと思います。そういった中で、一般の方にもということですが、これはもちろんその家庭で介護は受けていないのですけれども、食事づくりが難しいと、そういうような人が一緒にお願いをして配食を受けているのだと、そういうふうに理解しておりますけれども、その割合はどのくらいの割合を見込んでいるのでしょうか。

それで、その下の使用料の関係とGPSだということですが、3人分ということの、実績の下で3人分の使用料の予算を見込んだということでしょうか。

その次の327ですけれども、居場所づくりの事業補助金ということですが、19万でございますけれども、答弁いただきました。それで、月に1度ずつ仮にオープンをしたということですが、これは社協だということになっておりますが、この4年度の予算の関係も仮オープンでそのままいくという考えの下に予算を組んであるのでしょうか。また、利用の関係はどのような方たちを対象として思っているのかお尋ねさせていただきます。

以上です。

○畠山美幸委員長 簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 お答えいたします。

325ページの配食サービス事業委託料に関しましてですが、こちらは先ほどお答え申し上げましたように、要介護の方と介護認定を受けていない方になりますので、例えばご夫婦で、旦那さんが要介護で、その方を奥さんがお元気な方で旦那さんの面倒を見ているという場合です。その場合は奥さんが食事の支度をできれば対象にはなりません。食事の支度ができない方へのサービスになりますので。例えば奥さんがけがとかで入院してしまったと、そういった場合には旦那さんは要介護で食事の用意ができませんので、そういった期間は対象になってまいります。ご質問のほうは介護認定を受けている方と受けていない方の割合がどの程度かというのですが、これ毎年状況が変わっておりますので、割合というのはなかなか想定もできないので見込んでおりません、実績に基づいて食数のほうを見込んでおります。

その下の使用料及び賃借料の使用料のGPSのもので、実績に基づくものかというご質問ですが、今現在利用している方が1名でございます。令和3年度当初は2

名だったのですが、1名の方が状況が悪化いたしまして、もう外出もできなくなってしまったということで、もう徘徊の心配がなくなったので返還したいという申出がございましたので、1名の方返還がございましたので、今現在の利用者は1名になっております。

続きまして、327ページの居場所づくり補助金になりますが、令和4年度も月1回で、このままかというご質問ですが、まだなかなかコロナが落ち着かない、収束しないような状況でございますので、かといって、せっかく空き家でご提供いただいて整備もいたしましたので、何もしないのはもったいないというボランティアさんの意見等もございましたので、取りあえず月1回やって、問題点を何かチェックしましょうという形になりまして、それで今現在は月1回の開催になっておりまして、今後今ボランティアさんが9名か10名いらっしゃるのですが、この人数ですと、正直もう週3回とか、そういった形で開けるのは非常に厳しい状況です。できましたら地区のほうにも働きかけを行いまして、もう少しボランティアさんのほうに、ご近所の方をお願いしたいなと思っております。繰り返しになりますが、コロナがなかなか収束しないので、そういったお願いもしづらい状況です。もう少し状況が落ち着きましたら、周辺の川島1、2、3区、志賀2区、むさし台の区長さん等をお願いをいたしまして、地域の方にお声がけいただいてボランティアさんを募りまして、そういった受入れ態勢が整いましたら、もう少し回数を増やしていくような方向で考えております。

それともう一点、利用者につきましてですが、高齢者が中心になりますが、むさし嵐丸庵に関しては特に年齢制限とかは設けておりませんので、お子さんとかお母さん、そういった方、どなたでも利用できる施設になっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 325の配食サービスですけれども、こちらにつきましての1食当たりの負担金はお幾らぐらいに見込んでるのでしょうか。人数分は全体の食でないとは分らないということでしたけれども、1点だけです。

○畠山美幸委員長 利用者の負担金について。

簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 利用者の負担金は昼食、夕食共に1食320円でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 296、297の保険料ですけれども、特別、普通、ちょっと人数を伺いたいと思います。

それから、滞納分なのですけれども、昨年から減っているわけですけれども、この中にも独り暮らしで認知症の方がいて、成年後見も受けていないというのものもいるのかなって思うのです。いるのが確認なのですが。いれば保険料を取れる、取れるなんて言うのと、徴収できると思うのですけれども。そういう方の場合どうしているのか伺いたいと思います。

それから、307ページの居宅介護、先ほどお聞きいただきましたけれども、306ページのほうです、大きく増えると見込んだのはどういう根拠からなのでしょうか伺いたいと思います。

それから、国のほうで介護職員に月9,000円をプラスするということで出てきているわけです。この中にどういう形で反映されているのか伺いたいと思います。

325ページの先ほどの配食の関係なのですが、要保護と未認定、この未認定というのは、認定されていないというのは要支援のことを指しているわけなのですか。よく分からなくて、昨年はどういうあれかお聞きしたのですけれども、例えば旦那さんが要介護、先ほど例がありましたけれども、奥さんは要支援だった場合は別々の弁当が届くという形になるわけなのですか。いや、そうではない。要支援にも認定されていない人なのですよということであれば、要支援のことになるのですか。では、別々の弁当なのか伺いたいと思います。

それと、321ページの配食の弁当と、こちらの弁当は中身が同じなのですか、そこを確認したいと思います。

それから、329ページの支払準備基金なのですが、5万円だと、積立てすると。これで幾らぐらいになるのか伺いたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

菅原副課長。

○菅原広子子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、お答えいたします。

296、297ページの介護保険料につきましてお答えさせていただきます。特別徴収の保険料につきましては、人数につきましては5,537人を予定しております。普通徴収につきましては431人を予定しております。滞納の方で独り暮らしで認知症の方はいらぬのかというご質問なのですけれども、こちらでは把握しておりませんので、お答えすることはできません。

それから、ちょっと飛びますが、329ページの基金積立金になりますが、令和4年度につきましては、積立金が5万円になります。現在基金が2億1,994万円ですので、5万円を積み立てますと約2億2,000万円ぐらいになる予定になっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、配食サービスにつきましてお答えさせていただきます。

まず、325ページの配食サービスでございますが、川口委員さんおっしゃるように、こちらは任意事業費に関しましては、要介護の方と、あと介護認定を受けていない方です。を受けていない方も対象になるかというご質問もあるかもしれないのですが、食事の支度はちょっと具合が、体調とかが芳しくなくてできないけれども、ほかの介護サービス、例えばデイサービスへ行ったり、ヘルパーさんに入ってもらったり、そういうものは要らないよと。食事だけ手配をしてもらえれば何とか生活できるから大丈夫だよと、そういう方がいらっしゃいます。そういった方は介護認定をご自分の意思で受けない形になりますが、聞き取りをして、その辺をクリアすれば配食サービスのほうは提供をしております。そういった形になります。

それと、321ページの第1号生活支援事業の配食サービスとは違うものかのご質問ですが、お弁当自体は同じものになります。この分けている理由というのが、第1号生活支援事業は要支援の方への分になりまして、分けている理由ですが、国とか県の補助金の割合が違いますので歳出項目を分けているというものでございまして、お弁当自体は、お昼はどちらの事業でも同じものだし、夕食もどちらの事業でも同じお弁当になります。

以上です。

○畠山美幸委員長 菅原副課長。

○菅原広子長寿生きがい課長 長寿生きがい担当副課長 すみません、答弁漏れがありまし

たのでお答えさせていただきます。

307ページの居宅介護サービス費の給付費が大きく増えたのは何なのかというご質問があったと思うのですが、こちらにつきましてはデイサービス、通所介護と、あと通所でリハビリがあるのですが、通所リハビリテーションと、あと短期入所生活介護、ショートステイ、それから特定施設入所者生活介護が特に増えた給付費になります。

それから、基金の関係なのですが、先ほど基金の繰入れを5万円ということだったので、令和4年度の予算の中で1,000万取り崩すことになっていまして、実際には2億1,000万円が基金として残るということになります。

以上です。

○畠山美幸委員長 居宅介護のところでしたっけ、9,000円プラスがどこへ反映されるかという質問です。

菅原副課長。

○菅原広子長寿生きがい課長 寿生きがい担当副課長 大変申し訳ございません。また答弁漏れで。

9,000円の介護報酬につきましては、こちらには含まれておりません。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 滞納繰越しなのですが、認知症の方をつかんでいないということなので、どういうふうにしているのかなと思って聞いたのですが。独り暮らしで身寄りがなくなったら、もう徴収しようがないのだろうと思って、事実上徴収できないのかなと思って、終わります。いいです。

306、307のまず居宅介護の関係なのですが、デイサービスも増え、通所も増え、リハビリも増え、ショートステイも増えということで、こういう利用者が増えるという見込みはどういうところからなのですか。全体に介護保険のサービスを利用する方が多くなってきているので、こういうサービスを受ける方が増えてきているのですよということなのではないでしょうか。ちょっとそこは。でも、何か見込みがあるわけですよ。単純にこの金額を出したわけではないわけですよ。ちょっと伺いたいと思います。

それから、介護職員の9,000円の件なのですが、そうすると、職員として働いている人に国は月9,000円をプラスしますよということで、ニュースや新聞でも出ていま

すけれども、その方へはどういう形で行くのですか。皆さん、そういうのは分からないのかな。ちょっと伺えればと思います。

それから、配食の関係なのですが、321ページの補助金が違うのだということでお話がありました。325ページのほうは1食320円ということですが、そうすると321ページのほうは幾らになるのか。やっぱり違うのかなと思いますので、伺いたいと思います。

支払準備基金、これがなるほどこの金額なのか、2億1,000万円ということで。次の改定がいつになるのかな。来年、令和4年度で考えていくのかな。でしたかね。ちょっと違ってきます。保険料の改定ですけれども。

〔何事か言う人あり〕

○川口浩史委員 そうですよ。もう準備に入る時期ですよ。5年度に改定ね、6年度改定。

○畠山美幸委員長 やり取りしないでください。聞いてください。

○川口浩史委員 いや、6年度改定だと、そうか、まだあれか。いや、2億1,000万円の基金があれば上げはしなくても済むのかなというふうに思っていて、ただ6年度では少しずつ使ってしまうなって心配して。でも、何とか上げはしないで済みそうですか、お考えを伺いたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 4点について答弁を求めます。

菅原副課長。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、お答えいたします。

307ページの居宅介護サービス費なのですが、こちらの数値につきましては、第8期の介護保険計画の数値をそのまま載せておりますので、その介護保険計画を策定したときに見込んだ数値が入っております。

それから、基金の関係なのですが、2億1,000万ということで、一応これだけありますので、介護保険料を令和3年から令和5年の間が計画期間なのですが、その期間で引き上げることはありません。

以上です。

○畠山美幸委員長 簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、配食サービスの自己負担に

ついてお答えいたします。

321ページも325ページもどちらも自己負担は1食320円です。

以上です。

○畠山美幸委員長 近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 それでは、私からは介護職員の支援金なのですが、こちらにつきましては、介護と障害の分野については直接事業所と県でやり取りをしますので、町の予算のほうには反映されておりません。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員 今いろいろな皆さんの質疑を聞いていて、いろいろなサービスがあります。ふれあいだとか、いろいろとサービスが。先ほどの中で、約689人ぐらいが認知症であるらしいというようなこともありましたけれども、コロナ禍でいろんなサービス事業がなかなかできないということも令和3年の中であったわけです。それで、今回もほぼ同じような予算が組まれているわけですが、一般会計の支援センターの話の中で、この深刻度というのですか、高くなっていくとか、悪くなっているような状況の人が増えてきているというような答弁もあったわけなのです。そういった中で、いろんなサービス事業がコロナによって休んだり、中止になったりということになっているのも多いわけですが、令和4年度あたりは、この予算の中でその辺の工夫を凝らして、なるべく事業が続いていってくれるということが一番高齢者の方にとってもありがたい状況が維持できるというように思うのですが、この令和4年あたりの予算については、その辺についてはどのようにお考えになっていらっしゃいますか。

○畠山美幸委員長 近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 それでは、お答えいたします。

まず、やはりコロナによって外出自粛することによってフレイル等が進むというのが実際にあるような状況でございます。長寿生きがい課のほうで各種直営でやっている介護予防教室につきましては、令和3年度も回数を増やしたりとか、あと密を避けるために会場を移したりとかして継続をしているような状況です。ただ、参加される方がやっぱり心配だからお休みするわという方もいらっしゃいますので、来年度につ

きましては同じような形で教室をする中で、当然感染症対策を取った上でやっていますので、なるべく安心して参加できるような体制をさらに強化して、多くの方に参加していただけるようにしたいと考えております。それですので、来年度の予算取りにつきましても介護予防に必要な部分というのは、コロナ禍だからといって縮小したりとかせずに今までどおりの計上をさせていただいております。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

小林委員。

○小林 智委員 1点だけお願いします。

325ページ、上の段の総合相談事業費の中に要援護者台帳システムというのがあるのですけれども、これはもしかしたら災害支援に関連した台帳のことを言っているかどうか。それと、この登録者数はどのくらいの人数を登録されて管理されているのか教えてください。

○畠山美幸委員長 簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

委員さんおっしゃいますように、この要援護者台帳システムに関しましては、通常支え愛マップ、いざ災害のときになかなか自力で避難が難しいので、どなたかに助けてほしいという方で、区長さんを通してその方の名簿の提出をお願いしているのですが、それで手を挙げた方でして、令和3年度の調査人数の方が635名です。昨年度が650名ですので、15名減っております。人口も減っております面もありますし、あるいは施設とかに入った方もいらっしゃるので、人数は減っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 小林委員。

○小林 智委員 これは災害支援の関係だなと思ったのであれなのですけれども、これはそうすると地域支援課の防災計画の中の支え愛マップと連動されているということではよろしいのかと思うのですけれども、ただ635名の、恐らくあまり複雑なシステムとは思えないのです。要は台帳が635名分のリストがあって、その方がどの地区で、どうだというので、支え愛マップに落とし込まれているのでしょうかから、そんなに複雑とは思えないので、これで年間23万9,000円の委託保守料ですか、ちょっと高いような気がするのですけれども、どんな内容のシステムなのか。

○畠山美幸委員長 簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 お答えいたします。

こちらゼンリンのシステムを使っておりまして、ゼンリンはご承知のように住宅地図の販売をしている事業者になります。区長さんから名簿を提出いただきまして、その方のおうちをゼンリンシステムを用いまして落とし込みます。支援が必要な方はこの方ですよということで、住宅地図に赤く色塗りするのですが、そこで家を把握いたしまして、住宅地図プラス名簿を整理したものを区長さんに渡しまして、どなたが支援が必要だと、支援する方はこの方ですよというような形のそういったシステムを構築しているものでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

藤野委員。

○藤野和美委員 私は、314ページの下段ですけれども、高額介護サービス費のところ、これが115万9,000円減額されております。これは去年の夏だったのでしょうか、いわゆる負担限度額、上限限度額の条件が変わったということの関係かなとは思うのですけれども、預金額がこれまでたしか1,000万円までだったのが500万円までということで変更になったということかと思うのですけれども、その変更によって、いわゆる該当されなくなった人数というのは把握していますでしょうか。

○畠山美幸委員長 1点でよろしいですか。

○藤野和美委員 はい。

○畠山美幸委員長 菅原副課長。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 お答えいたします。

314、315ページの高額介護サービス費の減額につきましてなのですが、委員さんおっしゃるとおり、令和3年8月から新たな限度額を設定いたしまして、一定収入以上の高額所得者世帯について負担限度額を見直しした関係で減額となっております。限度額が383万、現役並みの所得以上の方は限度額が4万4,000円だったのですが、その限度額が4万4,000円だったのが770万円以上の方は9万3,000円となり、年収1,160万円以上の方は14万100円となったものでございます。ですので、今まで40人ぐらい高額の、現役並みの方がいまして、その方が限度額が4万4,000円だったのですけれども、今回それが3段階に分かれましたので、10人ぐらいの方が新たな枠の該

当者になるということになります。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 では、私の勘違いというか、あれなのですが、ちょっと該当が違うのかと思うのですけれども。たしかあれ年収ではなくて、年収はなくても預金高……これとはちょっと該当が違いますか。では、そこはどこかにありますか。

○畠山美幸委員長 菅原副課長。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、お答えいたします。

先ほど藤野委員がおっしゃいました関係につきましては、316、317ページになりまして、下段のほうに特定入所者介護サービス費負担金というものになります。右側の事業概要を見ていただくと、要介護者で低所得者の方で施設利用が困難とならないように所得に応じた居住費及び食費の負担軽減を設け、負担軽減を図るための給付に要する経費ということではないかと思えます。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 それはどうも失礼しました。そうしますと、ここがかなり限度額をある意味変えたことによっているのですけれども、逆にこれ増額になっていますよね。それはあれですか、原因としてはどういうことが考えられますか。

○畠山美幸委員長 菅原副課長。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 お答えいたします。

こちらの該当者が大体全員で90人ぐらいいるのですけれども、そのうちの120万超えの方が新たに該当することになるのですけれども、30人ぐらいおりまして、そのぐらいの方が、これは今年の実績なのですけれども、30人ぐらいが新たに該当になるのではないかと予想されます。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 討論を終結いたします。

これより議案第14号 令和4年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○畠山美幸委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

ここで休憩いたします。入替えのみです。

休 憩 午前11時30分

再 開 午前11時32分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○畠山美幸委員長 議案第15号 令和4年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 349ページの損益計算書の当年度純利益なのですが、800万円ということではちょっと驚いたのですけれども、昨年が4,200万円ぐらいですから、何でこんなに少なくなってしまうのか伺いたいと思います。

それから、参考資料の47ページに給水管路加圧ポンプ、内容、新浄水配水場の関係で業務委託ということで、これは何を業務委託するのか。土地鑑定は土地の評価であるので。ちなみに面積を伺いたいと思います。

それから、その下の第1、2、3の水源の浸水対策設計業務委託、どんな対策が、これから出るのでしょうかけれども、この業務委託をすることにした経緯を伺いたいと思います。

それから、その下の第3配水場の水量計更新工事、これは定期的なもので工事する

のか伺いたいと思います。

それから、355ページ、受水費、この金額は、大体嵐山町は県水は4分の1と、25%というふうに見ているわけですが、その金額になっているわけなのでしょうか。

それから、一番下に漏水調査業務委託があるわけですが。この金額が800万円がいいのかどうかというのがちょっと何で見ればいいのかになって思ったのですが、令和2年度、2020年度の漏水、これが金額にすると幾らぐらいになるのか、その金額出ているようでしたら伺いたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 大きく6点についての質疑を求めます。

片岡副課長。

○片岡範行上下水道課水道管理担当副課長 それでは、お答えいたします。

私のほうからは一番最初にご質問のごさいました349ページの損益計算書、800万円ぐらいの当期純利益が出ているということで、昨年と比べて少ないのではないかとということなのですけれども、こちらに計上させていただいているのは令和3年度の損益計算書であるのですけれども、こちらのほうは令和3年度の当初予算のときの損益計算書で見ても43万1,000円という額になっておりまして、これは今回349ページに載せさせていただいているのは令和3年度補正1号の直近のもの内容になってございませぬ。理由なのですけれども、給水収益のところちょっと令和3年度につきまして伸びが少なかったもので少なめに見込んでいるのと、あとその他の営業収益ということで、加入金につきましてもその前の年と比べて実績からして少なめに見積もっていたもので、収入のほうが少し少なく実績に応じて見込んでいたものの結果でこうなっているものでございませぬ。

続きまして、6つ目にごさいました355ページの県水の受水費なのですけれども、こちらの受水費につきましては4,524万円と載せさせていただいているのですが、このうちの県水の受水費分につきましては4,500万円を見込んでございませぬ。金額的にはちょっと申し上げづらいのですけれども、水量といたしましては、県水の受水量につきまして町の予算、337ページに予算書のほうを載せさせていただいているのですが、この中に年間の総配水量といたしまして281万9,000立米を令和4年度見込んでおるのですけれども、このうちの県水につきましては令和4年度は6万5,493立米、水量に占める割合といたしましては23.23%程度に抑えているといたしませぬか、25%の計

画以内にはなっております。

それと、最後にご質問ありました漏水調査業務委託ということで、令和2年度決算での漏水が起こったといたしますか、有収水量と出なかった分について、総配水量から有収水量との差分が漏水ということになるのですけれども、漏水とあと町の事業で使った管を洗浄するですとか、そういった作業に要した水量になるのですけれども、それがおよそ17万3,000トンぐらいございまして、こちら料金といたしますか、金額にしたらどのくらいかということでご質問があると思うのですけれども、こちらにつきまして、令和2年度の家庭用の料金単価、1立米当たり大体120円ぐらいで計算いたしますと2,000万円ほどの金額に当たるのかなと思います。

私からは以上でございます。

○畠山美幸委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 私のほうからは工事に係る関係でお話をご説明申し上げたいと思います。

予算案の参考資料の47ページにございます資本的支出、4条支出の主な事業一覧表の中でございますけれども、この中の事務費の(1)番、給水管加圧ポンプ施設の実施設計でございまして、こちらにつきましては新浄配水場の建設に係ります、これが第1浄水系統と第2浄水系統を併せまして、新たに遠山地区にその新浄配水場を建設する予定でございまして、その際に今まで第2配水場から配水していた水と第1浄水場から配水していた水、こちらを一つにすることでございまして、高低差、嵐山町につきましては第1、第2系統は自然流下で行っておりますので、その高低差によりまして第2系統から配水していた水の地点まで第1配水の地点からその高低差によって届かない部分が一部、場所で申し上げますと、平沢の金井団地でございまして、あ的一部分につきまして自然流下では届かない部分が出てまいります。その辺を加圧ポンプを一部金井団地の下のほうに用地を設置しまして、加圧ポンプを設置して届かない部分まで加圧して水を供給するための実施設計ということでございます。

それと、新浄配水場の関係の用地の鑑定評価業務委託でございまして、こちら20万円でございます。面積といたしましては約10筆で1万3,865平米を予定しております。

続きまして、第1、第2、第3水源の浸水対策の実施設計業務委託でございまして

れども、こちらにつきましては令和3年度、第1水源の改修工事といたしまして予算額で5,700万円を計上しておりました。こちらにつきましては、補助事業等々の関係を見込んで、3年度、今回の補正で5,700万円全額減額させていただき予定となっております。その分を改めて令和4年度に1、2、3水源の浸水対策、台風等の河川氾濫時にその影響を受けないように水源地の浸水対策を図るという実施設計を補助を受けながら実施していく予定となっております。

それと、吉田の第3配水場の水量計の更新工事でございますけれども、第3配水場につきましては県水の流量計、また配水する配水量計等々、全て第3配水地区に係る県水の流量計等が設置してございます。こちらにつきましても計量法の規定に基づきまして8年に1回更新をすると規定されておりますので、それに沿った工事を行うものでございます。

私からは以上でございます。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 355ページの漏水調査の委託が800万円ということで、ただ漏れているのが家庭用で計算すると2,000万円と。どうなのですか。ちょっと大規模な漏水調査をして、もう少し漏水量を減らしたほうが。800万円使っても2,000万円出ていくというような感じでは、これでは水道会計が大変ですよ、さっきの800万円程度の純利益しか出ていないというところから見ると。ちょっとその考え方を、この800万円ではなくてももう少しぎ込んできちんとやっ払いこうということが必要だと思っておりますけれども、考え方を伺いたいと思います。

それから、純利益、349ページの800万円なのですが、同じ表で去年が大体4,200万円なのです。それが今年の表では800万円になっているから、大幅な純利益の減になっているのだなということで私お聞きしたので、その要因が何かということであると給水収益が減だと、加入金も減だと。そうなのかなという感じなのですけれども。でもその程度での感じなのですか。ちょっとそこは伺いたいと思います。

それから、工事の関係には、なるほどそういうことですか。それで、この工事の中に、どこでした、和歌山でしたっけ、水管橋が劣化で壊れてしまいましたよね。1週間かそこら地元の住民の方は給水が止まってしまったわけですがけれども、嵐山町ではその点検というのは今回入っていないので、しっかりやられているのかという。水管橋あるわけですよね。橋のところをこう。橋のところにあるのは違う名前なのか

な。そういうところはしっかり調査しているのかどうか。費用、調査費を持たなくていいのかどうか伺いたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 3点について。

片岡副課長。

○片岡範行上下水道課水道管理担当副課長 答えいたします。

私のほうから損益計算書の800万円の当期純利益ということの関係なのですけれども、こちら予算書のほうにつづっておりますのは、3年度の損益計算書の年度の途中のものでございますので、この額についてはこのとおりではあるのですけれども、これからまたご審議いただく3月補正のほうでは、3年度につきましては給水収益が当初予算よりも多く見込まれるのと、あと先ほどお話しいたしました加入金につきましても3年度について75ミリの550万という加入金もございましたので、その分につきましても補正の増と、ごめんなさい、こちら予算の特別委員会の中なのですけれども、そういった予定を3月補正のほうで上げさせていただく予定でございますので、実際の3年度の損益計算書といたしましてはもう少し大きな純利益が上がってくるのかなと思っております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 私のほうからは漏水調査の関係と水管橋の関係でご説明申し上げます。

まず漏水調査につきまして、毎年2分の1ずつ、南部、北部に分けて、今現在漏水調査を1年間かけてやっております。先ほどその中で2,000万円も、これは一般家庭に換算して出た金額でございますけれども、およそ2,000万円も漏水しているのに、もっと漏水調査をしたほうが良いというご意見でございます。こちらにつきましては南部、北部で毎年入替えてやっているところでございます、そのあたりでもかなり今年度につきましても漏水の報告が上がってきております。そのたびにすぐに漏水修理を行いまして、今年度につきましてはもう100件ぐらい調査報告が出ておりまして、それに対して漏水修理を行っております。来年度も同じく今度は逆の南部になりますけれども、そちらのほうを1年間かけて調査をして、それで漏水が見つかったらすぐに修理を行って、なるべく漏水を減らしていく努力はしてまいる所存でございますの

で、その辺でご理解のほどよろしくお願ひいたしたいと存じます。

続きまして、水管橋の点検でございます。嵐山町には水管橋と申しましても独立橋と橋にかかっている添架橋がございます。和歌山と同じ状況の水管橋と言われる独立橋は嵐山町には4か所ございます。広野、杉山地区に3か所、それと鎌形地区に1か所の計4か所ございます。こちらにつきまして、あの事件を受けまして県、国から点検をすぐに行うようにと指示が参りまして、点検のほうは確認をいたしているところでございます。点検方法と申し上げましても目視による点検を行っております。添架橋につきましても同じく各橋を見て異常がないかどうか点検を行い、また老朽管更新計画の中にも添架下あるいは独立橋を建てた年代の古い順から随時管の状況とその年代に応じて更新工事をかけてまいる予定でございますので、その辺で安全性を確保するために取り組んでまいる所存でございますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 漏水調査の関係なのですが、課長だと現状でもうそこまでしか言えないと思いますので、もう少し大きく調査をして、無駄な水をお金ですから、お金をなくさないようにしていくべきだと思うのですけれども、町長、副町長、どちらでも構いませんので伺いたいと思います。

水管橋、独立橋と添架橋、これ目視でやって、取りあえずというか異常はないというふうなことで今回載っていないわけなのですか。ただ更新工事は今後ありますよということなのですか。異常ないというふうに見たのかどうか確認したいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 では、私のほうからお答え申し上げたいと思います。

漏水調査、非常に大切な作業かなというふうに思っております。先ほど課長がご答弁申し上げましたように、南北に分けて1年置きにやっているということです。ただ、今ご指摘もございましたので、仮に全町にやったときにどのくらいお金がかかって、実際に1年間通してその調査ができるのかどうか、そういうのもやっぱり考えていかなければいけないなというふうに思っております。いずれにしても漏水が早期に発見できて修繕ができていれば今言ったようなことになっていきますので、ちょっといろいろ勉強させていただきたいなと思います。

○畠山美幸委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 水管橋につきましては、点検を行いまして異常がないことは確認しております。また、水道の老朽管更新計画の場においても確認はしております、その状況、劣化状況に応じて老朽管更新計画の中に計上してまいる予定でございますので、全ての水管橋については確認ができておる次第でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 そうしましたら、審議の途中ですが、暫時休憩いたします。再開を1時30分といたします。

休 憩 正 午

再 開 午後 1時25分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き質問のある方どうぞ。

山田委員。

○山田良秋委員 では、1点お願いします。

356ページです。一番上のほうですけれども、8の修繕費あります。備考には給・配水管修理3,500万と出ています。水を運ぶ水道管、土の中で目に見えないのですけれども、給・配水管の材質というのは塩ビとかコンクリートあると思うのですけれども、どんなものでしょうか。教えていただけたらと思います。

○畠山美幸委員長 1点で。

○山田良秋委員 はい、1点です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

嵐山町で今現在使用している管につきましては2種類ございまして、大別しますと、一つはご家庭内に入っている管と、また本管にも使用されておりますが、主に75ミリ未満の管につきましてはH I V P管というものでございまして、こちらが耐衝撃性水道用硬質塩化ビニル管という硬質塩化ビニル管でございます。もう一種類が75ミリ以

上につきましては、こちら本管に相当するものでございますけれども、こちらにつきましてはダクタイル鋳鉄管でございます。その中で耐震性のある耐震型のダクタイル鋳鉄管を使用しております。こちら、水道事業会計の予算案の参考資料の47ページでございます4条の主な事業一覧表の中の3番以降に、例えば町道1-14号に関しましては、ダクタイル鋳鉄管DIPのGX、これが耐震管です、を使用しております。こちらにつきましては、ダクタイル鋳鉄管の中で接合部分にかなりの可とう性がございます。その可とう性によって、嵐山町で想定される最大の震度6の地震があった場合でも可とう性によって管が損傷しない、あるいは離れないというような構造になっております。またこのGX管につきましては、外面塗装がかなり耐腐食性に優れておりまして、100年以上の、従来のダクタイル鋳鉄管より100倍以上の腐食性に富んでおりまして、その面長寿命化が図られるというものになってございます。

それと、3番の(3)の町道広野322号、こちらにHIVP50ミリ以下とございます。こちらが耐衝撃性の一般的に使われる水道用の硬質塩化ビニル管というものになっております。こちらにつきましては熱性、熱とあと寒さに、そういった衝撃に耐え得る塩ビ製の水道管、給水管等を使用しております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 山田委員。

○山田良秋委員 給・配水管についていろいろ教えていただきました。よく分かりませんけれども、よく研究しているということはよく分かりました。ありがとうございます。接合部分が結構肝腎だと思うのですね、パッキン、ああいったところはどのような感じなのですか。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 パッキンの部分でよろしいですか。パッキンはやはり水道管を接合する際に必ず入っていなければならない接合部分でございまして、塩ビ管にも接合部分には必ず入っておりまして、そちらのパッキンが入っていることで、特に塩ビ管でございますけれども、その部分がパッキンによって離れようとしても水が漏れないようにパッキンは入っております。それで、パッキンの形も耐震性のあるものと通常のものというものに分かれておりまして、それはフランジ型のパッキンも、こういう普通のリング型のパッキンも耐震性のあるパッキンを嵐山町では使用しておりま

す。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 山田委員。

○山田良秋委員 最後ですけれども、今お話ししたいろんな商品が今の段階では漏水を一番防ぐという方法ですか。水漏れですね。はい、いいです。

○畠山美幸委員長 ほかに。

大野委員。

○大野敏行委員 私も今山田委員が質問したところで質疑をしたいと思っております、この47ページの3番、配水本管施設費、(1)から(4)まであります。嵐山町の全体の中で水道配管されて40年、50年、60年とたっている、全町ではね。部分によってはそこら年数がもうたってきて、全ての配管をいずれは替えてかなければいけないというような状況にもう来ているのかなと思うのですけれども、この3番の配水本管施設費に関しましては、その中の一環として必要に迫られたところから替えていこうという工事の中身なのでしょうか。

○畠山美幸委員長 1問。

○大野敏行委員 1問です。

○畠山美幸委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

こちら4年度の配水本管施設費の布設替え工事が4本ございます。こちらにつきましては、本年度策定いたしました管路更新計画に基づきまして、今後令和4年から令和13年までの10年間の計画を策定いたしました。その第1弾といたしまして、令和4年度に更新すべき工事といたしましてこの4路線、合計で約1.3キロを約2億円の工事費で更新工事を始めさせていただきたいと思っております。

今後の予定ではございますけれども、この令和4年度の工事も含めまして、令和8年度までの前半5年間におきまして約7キロ、金額といたしまして9億6,900万円、7キロを9億6,900万円、後半5年間、令和9年から13年まででございますけれども、約6キロを7億7,000万円、今後今回の管理更新計画10年計画ではトータル13キロを17億3,900円かけて更新をしていく予定でございます。こちらの10年間につきましては、主に昭和50年代に布設された管を更新してまいる予定でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 大野委員。

○大野敏行委員 計画的に10年かけて老朽管を更新していこうという形で、1年目であるというようなこと、13キロを更新していくと。これは昭和50年の配管のものということでございますので、次の10年後はまた次の10年として計画をしていくというような長期計画を組んでいらっしゃるということでしょうか。

○畠山美幸委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

最初の10年間の計画は、先ほど申し上げましたとおり昭和50年代の管を主に更新してまいります。その途中で急遽更新しなければならないという管も出てくるかと思えますけれども、基本的には50年代、60年から平成初期というふうに順次10年計画で全長180キロの水道管路を更新していく予定でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 大野委員。

○大野敏行委員 長期計画で大変だと思いますけれども、しっかりと町としてこういったことに取り組んでいただければというふうに思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

藤野委員。

○藤野和美委員 私は353ページの水道料金の給水戸数のことなのですが、説明の中で来年度は増えるということで、その見込みでそういう形で計画しているということなのですが、その増えるという理由というか根拠というか、どういう判断でしたのかということをお聞かせください。

以上です。1点です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

片岡副課長。

○片岡範行上下水道課水道管理担当副課長 それでは、お答えいたします。

353ページの予算執行計画の中の給水戸数、令和4年度は8,320戸ということで見込んでおるのですが、これは昨年から比べると250戸増えている数字なのですが、予算を立てるに当たりまして、令和元年と令和2年、それぞれの決算からの伸び率で給水戸数のほうを予定として出しておりまして、どこが増えるかということ

になのですけれども、基本的には一般の家庭でお使いいただいているところがこれに当たるのかなと考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 私のほうから少し補足をさせていただきたいと思います。

今副課長申し上げたとおり、一般の家庭の戸数伸び率等々、過去の実績に伴いまして増額の予算を組んでいるところでございますけれども、特に花見台の企業が、新しく稼働した企業様がございまして、そういった伸びと、それと東原区画整理のほうが全て皆様の住居を建築なされて、あそこの部分も40何件か分も増えておりますので、そういった面も給水戸数及び使用量増加の一因となっていると思われております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 これは人口の問題に関しては、給水戸数が増えるということはそれだけ人口が増えていくという方向に行っているという判断があったと。確かに最近町内を走ってみましても、新築しているお宅はぽつぽつ見受けられるということはあります。ただ250戸というとかかなり大きな数字だと思うのです。人口が長期的にはどんどん減っていく中で、この250戸、先ほどお聞きした花見台の企業もそうですけれども、東原は40ぐらいは、まだ250にはなかなか達しないのですけれども、その辺のところはかなり達成できる数字なのだというふうにお考えでしょうか。再度お聞きいたします。

○畠山美幸委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

250戸というのはあくまで一般家庭に換算した数字でございますので、先ほど申し上げました企業様とか、あと例えばインターランプ内等々、そういった大きなところは水量もまたかなり大きなものですから、それを一般家庭に換算すると250戸程度の水量の増になるということで予算を組み立てさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 ほかに。

長島委員。

○長島邦夫委員 私は水道事業会計の予算執行計画153ページ、今給水の関係で戸数も増えたり給水量も増えていますという、その関係もちょっと質問しようかなと思ったのですが、これについては了解しましたので。

1点目が156ページに支出の関係なのですけれども、一番下から2段目に水道施設の警備業務の委託が載っているのですけれども、また私も南部のほうに住んでるものですから、水道施設の周りを散策するときがあるのですけれども、警備会社に委託してあるとしても、何となく寂しいところにあるわけです。それで、不審な車がよく止まっていることもあるのですけれども、何かああいう施設で、水ですから、いたずらされると困るのですけれども、何か異常があったこともあるのかどうか。この170万載せているわけですから、どんな警備の方法をしているのか。それと何か過去に問題がなかったかどうかお聞きをしたいと思います。

それで、2点目がこの間も一般質問でありましたですけれども、いわゆる緊急修繕、これが157ページの上の項目の委託料の項目の下から2つ目に載っているのです。153万2,000円載っているのですが、土日祝祭日の緊急修繕工事待機当番業務委託ということなのですか、どういう体制なのか教えていただきたいと思います。

○畠山美幸委員長 2点でよろしいですか。

○藤野和美委員 はい、2点です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 私のほうからは警備業務、警備体制についてお答え申し上げます。

今現在嵐山町で警備をお願いしているのが、まず一つに元の水道庁舎でございます。こちらに警備あるいは監視、管理をしていただける方が常駐しております。それを拠点としまして各第1浄水場、第2、第3配水場、それに第1、2、3水源等々水道施設を毎日巡回していただいております。巡回とともに水質と、あるいは計器類の点検も行っていただいております。警備に関しましては、平日、それと土日祝日、毎日365日の巡回警備をお願いしているところでございます。過去に警備業務でいたずら等々あったかどうかという点でございますけれども、最近では、昨年になりますけれども、夏場、第1配水池の塀によく渋谷等でシャッターに落書きするような、あのような落書きをされたということが1度ございました。その落書きにつきましては高圧洗浄で

落とせる程度のものでございましたけれども、夜中に何かされるとということについてはなかなか通報以外に発見することがちょっと難しいかなというところがございます。そうでございますので、新浄配水場の建設に当たりましては、警備システムを強化するという意味合いで新浄配水場内に6台の監視カメラ等の設置を予定しているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 片岡副課長。

○片岡範行上下水道課水道管理担当副課長 それでは、私のほうから357ページの土日祝日の緊急修繕工事の待機当番業務ということでお答えさせていただきます。

こちらのほうがそもそも水道事業をやっておりまして、町で管理すべきところの漏水があったときに水道工事業業さんに漏水修繕をお願いするのですけれども、そういったときに土日祝日ということになりますと、業者さんのほうもお休みであったり、別で請け負った工事を実施していたり、なかなか対応ができないという、こちらから連絡させていただいてもちょっと今手が離せないよですとか、そういったことがあったりしたもので、何とかできないかなということを考えていたときに昨年6月に嵐山町建設水道事業協同組合のほうが発立されたということで、こちらについて、今までは年末年始につきましてはお願いしていたところなのですけれども、これとは別に土日祝日についても待機をお願いしたいということをお願いしているところなのですけれども、内容といたしましては、事務局がまず組合にございまして、そちらに土日祝日ごとに1事業者さんが待機といいますか待っていただいて、町のほうで漏水修繕のお願いをするときにご自身の事業、工事とかを抱えていたところであっても町のほうをなるべく優先していただくということでのご対応をお願いしているもので、その日1日、土日祝日を1日手を空けて待っていただくというものではございませんで、その日は町を優先的にやっていただくように待機していただくということをお願いしているものでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 再質問させていただきます。

そうですね。私セコムだとか、そういうような大手のところに頼んでいるのかな、でも見かけたことがないので、どんなものなのかなということで質問させてもらいま

したですが、常駐の方がいらっしゃるのですか。どんな、お一人ぐらいの方があれなのでしょうけれども、ローテーション組んで間違いなくそこに1人だけが常駐して監視等をしているということでお聞きをしました。ですけれども、24時間365日ということではないのだと思うのですが、一応365日やっているということをもう一度確認をさせてください。それと、どんなローテーションでやっているのか、お一人なのでしょう、それとも何人か組で必ずお一人はいるというふうな体制なのか、そこら辺もう一度お願いいたします。

それと、緊急の修繕工なのですが、いわゆる病院なんかだと当番医というのがありますけれども、必ず土日祝祭日に何か町にあったときにはその方が出動して緊急修理をしていただくという体制だというふうにお聞きをしました。この方についても町内の業者さんですか、それとも指定業者さんたくさんありますけれども、その組合に入っている方もどんな方が入っているのかちょっとよく分からないのですけれども、もう一度そのところ説明してください。

○畠山美幸委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

大変申し訳ございませんでした。警備につきましては、先ほど申し述べさせていただいた警備体制、こちらは第2浄水場に常時1名でございます。ローテーションで各1名が毎日365日、日中勤務、待機をしていただいております。そのほかに施設につきましてはセコムの警備システムが全施設に入っております。これはもちろん日中警備をしてくださる方がその施設を訪れる際にはそのシステムを解除してそれで点検をして、またシステムを施錠して、それで戻るということになっておりまして、セコムのほうからはそれこそ24時間365日異常があれば必ず通報が入ってまいります。特に水源地などは屋外にある施設でございます、そのフェンスにセコムのシステムが入っておりますけれども、例えば犬や猫、小動物が入ったとか、あるいは強風によって木が触れたとか、そういったシステム異常も必ず通報がございまして、そういった場合はすぐセコムの警備員が現場に駆けつけて、異常がなければそのまま施錠をして戻られるということの後日報告書を持って報告をいただいているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 片岡副課長。

○片岡範行上下水道課水道管理担当副課長 お答えいたします。

こちらの土日祝日緊急修繕工事待機当番なのですからけれども、全て町内の事業者さんで、事務局が1つと、あと実際修繕で動いていただく事業者さんが8事業者さんになっております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 もういい。

○畠山美幸委員長 ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 355につきまして、真ん中辺ですけれども、委託料の関係なのですが、水質の検査等があります。それと保菌の関係もありますけれども、水質検査は場所はどこどこで検査するのでしょうか。

それから、施設管理の運転監視業務委託というのも1,100万ほどありますけれども、この内容につきましてお尋ねさせていただきます。

それから、次のページの356ページになりますけれども、配水管の関係ですが、メーター交換の関係についてお尋ねさせていただきますけれども、修繕の関係とそれから工事請負費ということで1,200万円ほど、それから修繕等で4,100万円ですか、これの内容をもう少し細かく、場所はどこなのか、どういうときにメーター交換はどのくらいの年数でやるのか、あるいは工事用なのか一般家庭なのかお尋ねさせていただきます。

以上です。

○畠山美幸委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

まず最初に水質検査についてお答え申し上げます。こちらにつきましては水道の井戸からくみ上げたばかりの原水、そして浄水場に送った後、消毒をしてご家庭に配る水にする浄水について、それぞれ水質基準に定められた項目が全部で52項目ございます。その項目ごとに、項目数に応じて毎月水質検査を行うものと年に4回行うもの、そういったものを検査するものでございます。それで、検査場所でございますけれども、井戸からくみ上げる原水につきましては第1、第2、第3水源で検査を行います。それと、浄水につきましては浄水場で行うもの2か所、第1浄水場、第2浄水場で行うものと、それと管末がございまして、給水管の一番端の部分でございます。それが

笛吹峠、川島ですと関越インターのすぐそばの辺り、それとあと古里と……すみません、志賀の管末の部分4か所を今検査をしているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 片岡副課長。

○片岡範行上下水道課水道管理担当副課長 答えいたします。

355ページの施設運転監視の業務委託の内容なのですが、こちらにつきましては先ほど課長のほうから別途ご説明がございました第2浄水場に運転監視の委託業者の人が1人常駐しておりまして、その方が各水源とあと浄水場、それと浄水場の施設を毎日見回るとともに、管末につきまして水温ですとか残留塩素が保たれているかですとか、そういったことを確認していただく業務になってございます。

それと続きまして、356ページのメーター交換の実施の内容なのですが、令和4年度につきましては町内全体で1,091個予定してございまして、この実施の内容につきましては、計量法ではこういった計器につきましては8年に一遍交換を義務づけられているのですが、嵐山町につきましてはこれを1年前倒しにさせていただいて7年に1度交換のほうをさせていただいております。地区を絞ってといいますか、地区に分けて実施しているものではございませんで、あくまで前回交換した箇所について7年たったものを交換させていただいたり、新設であったものにつきましては各メーターには検定満期というものが定められておりますので、その1年前に交換させていただくので、必ずしも7年を満たずに5年、6年とかで実施させていただくということもございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 ほかに。

小林委員。

○小林 智委員 356ページ一番下、委託料の一番下のところ、水道料金等徴収業務委託、これ2,189万かかっていますけれども、こちらの委託先は何社で、どういう先に委託されているのか教えていただきたいと思えます。

それに関連して、353ページ真ん中辺、雑収益に下水道使用料徴収等業務事務手数料、これ収入に入っています、692万8,000円。これは恐らく下水道会計とのキャッチボール、資金のキャッチボールではないかなと思うのですが、恐らくこれ下水道料金が水道料金にリンクしていますから、水道料金の水道メーター検針が終わった

データで掛け算するから費用、多分この2,189万を案分しているのではないかなという気がしますので、約3分の1の値段になっていますけれども、それはどういう根拠でこの金額になっているのか、その2点お願いします。

○畠山美幸委員長 片岡副課長。

○片岡範行上下水道課水道管理担当副課長 それでは、お答えいたします。

356ページ、水道料金等徴収業務委託につきましては、委託業者は1社で行っております。

続きまして、353ページの下水道使用料徴収等業務事務手数料なのですが、こちらは2か月に1度、水道につきましてはメーター検針しているのですが、それと同時に下水道に接続されている方につきましては下水道の使用料を賦課させていただいているのですが、それにつきましては1件200円という手数料を下水道事業会計からお支払いのほういただいているのですが、こちら2か月に、水道料金の賦課と併せまして、2か月に1度下水道事業会計のほうから手数料として収入を見込んでいるものでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 小林委員。

○小林 智委員 ありがとうございます。

水道料金等の委託先なのですが、1社ということで、これ社名が公開できないかできるかどうか。できるようにしたら教えていただきたいのですが、できないようでしたら町内か町外かちょっとお答えいただければと思います。

それから、下水道使用料徴収についてはその理由が分かりました。それで、この水道料金等の徴収業務委託全般についてなのですが、一般に電気でもガスでも今はスマートメーターといって検針員が来ないのです。各家庭でも恐らく検針に来られるのは今水道ぐらいかなと思うのです。これ世の中の流れとして、水道についてもスマートメーターみたいな人手を介さないことが検討とか研究されて、あるいは先行されているとか、そういうところもあるのか。これ恐らく設備費用も相当かかりますから、そう簡単にはいかないとは思いますが、そういった流れがあるかどうか、研究がされているかどうか、そこだけちょっと教えてください。

○畠山美幸委員長 片岡副課長。

○片岡範行上下水道課水道管理担当副課長 それでは、お答えいたします。

水道料金等徴収業務委託につきましては、先ほど1社とお答えしたのですけれども、もう契約している会社ですのでお答えできるのですが、ジーシー自治体サービスという県外の会社でございます。

それと続きまして、関連するスマートメーターの関係なのですけれども、ここ2、3年ぐらい前からスマートメーターとかという、水道事業につきましてもそういったものが出て、営業活動とかで説明を受けたりするのですけれども、スマートメーター自体の単価が、今の直読式のメーターって呼んでいるのですけれども、いわゆる水道メーターの値段の今10倍ぐらいするのです。県内の自治体でも幾つか試験的にやるところはほんの数か所ぐらいあるようなのですけれども、それも取り入れているところにつきましても地区で全体でとかという規模ではございませんで、ご家庭というよりも事業所、ここここの事業所でやったりですとかというのを試行的にやっているようでございます。それと、あと営業さんのほうからよく聞くのですけれども、いわゆる山間部ですとか、豪雪地帯とかのところで検針が難しいような箇所についてはこういったスマートメーターは大変有効であるということはお聞きしているのですけれども、嵐山町内につきましては、そういった面でいきますと難検針という、難しい検診箇所というのはあまりないのかなと考えているところで、今後そういったスマートメーターの単価とかというのがこなれてくるような形で金額が安く導入できるようになれば検討していくことがあるかと思えます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員 1点なのですけれども、47ページに先ほど来新浄配水場のいろんな諸経費、事務費が計上されております。それで、面積もある程度確定しているということで書かれてありますけれども、この後今回これで鑑定評価ができる、土地の金額も決まってくるのでしょうか。どのような建設の流れに令和4年度含めてなっていくものなのでしょうか、お尋ねいたします。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

今後の新浄配水場建設に向けた予定でございます。令和4年度に候補地の土地鑑定

を行いまして、その候補地の土地を4年度に買収する予定でございます。その後、5年度から6年度にかけて土地の造成を始める予定でございます。その後、造成が完了いたしましたら、令和7年、8年にかけて建設をし、令和9年4月からの稼働開始を予定しております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 流れのほう分かりました。今の予算書の中に面積が確定されているような形で記入されていますよね。1万3,000何がしという。その辺のところの、ある程度これから買収に入っていくとすると、面積が先に出ているような感じになってしまうのですが、その辺についてはある程度確保する、新浄水のための面積がこれだけ必要だというようなことである程度、何ページでしたか、338ページのところに土地面積が載っていますよね。その辺のところというのはどのように解釈しといたらよろしいのでしょうか。

○畠山美幸委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

338ページに、購入する土地の新浄配水場の用地といたしまして1万3,865平米と予定させていただいております。こちらにつきましては候補地であります遠山及び平沢地区の地権者の方が3名いらっしゃって、お持ちになっている10筆を予定しているところでございます。ただし、ここに掲載してございます1万3,865平米というのは、あくまでもその新浄配水場が必要とする最小限の面積を予定させていただいております。そのあたりで、土地の境界確認は前年11月に実施して、3地権者の方からは同意をいただいております。そのあたりで今後買収に、土地購入に係る協議の中で面積に変動が出てくることはご承知おきのほどお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 質疑がないようですので、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 討論を終結いたします。

これより議案第15号 令和4年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○畠山美幸委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

ここで休憩いたします。入替えのみです。

休 憩 午後 2時13分

再 開 午後 2時14分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○畠山美幸委員長 議案第16号 令和4年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 385ページの市野川流域維持管理負担金なのですが、金額増えているわけですが、これは雨水の流入も増えるということでの見通して増やしているのか、どういうことで増やしたのか伺いたいと思います。

それから、その下のほうに浄化槽転換促進奨励補助金、これも倍近く増えているわけです。これどういうことで増えたのかを伺いたいと思います。

それと、389ページの嵐山町公共下水道枝線管渠築造工事の基本設計ですが、川島の都市計画道路だということで、令和4年度に下水のほうの計画を入れるということで、そうすると都市計画道路ももう令和4年度あたりから計画がもう始まっていくわけなのですか。一緒にこれ進めていくわけですね。下水のほうの方が早いでしょうけれども、ちょっとその辺を伺えればと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 3点につきまして答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、順次お答え申し上げます。

まず初めに、市野川流域維持管理負担金の関係でございます。こちらにつきまして1,080万円ほど増額しております。前年の負担金額に下水道使用料増加の見込みと不明水の状況を見込んで算出しております。まず有収水量分につきましては、申告事業所分につきまして、こちら6社今現在でございます。こちらにつきましては360万円ほどの増を見込んでおります。それ以外につきましても前年の下水道使用料の実績の増加に合わせて900万円ほどを見込んでおります。

不明水に関しましては、令和2年度の不明水量で申し上げさせていただきますと、令和2年度につきましてはかなり降雨等の影響もありまして、18万6,000立米の不明水が算出されております。金額にいたしますと約1,600万円ほどでございます。それに対しまして、令和3年度の不明水につきましては、まだこの負担金が年4回、第1四半期、第2四半期、第3四半期ということで、第3四半期の部分までを令和2年度の同時期と比較いたしますと、今現在は前年より3万2,000立米ほど不明水が減少しております。理由としましては、3年度につきましては降雨があまりなかったものですから、その影響により減少したと思われまます。こちらが2年度と比較いたしまして280万円ほど減少しております。この3つの要素を勘案いたしまして、4年度の維持管理負担金は1,080万円増の約1億5,700万円を計上させていただいているところでございます。

続きまして、浄化槽の転換促進奨励補助金でございます。こちら3年度につきましては750万円、こちらは転換分に対する、単独浄化槽から合併浄化槽に転換する部分に対して交付される補助金でございます。前年度は転換分として50万円の15基を見ておりました。4年度につきましては、50万円に対して26基を見込んでこの1,300万円と計上しているところでございます。こちらにつきましては、工事の困難地域に対する工事費の部分も含まれて算出しております。

続きまして、389ページの川島地区の公共下水道の枝線築造工事の基本設計でございます。こちらにつきましては、委員さんおっしゃるとおり都市計画道路築造に合わせた、こちらは川島地区の下水道の未整備地区全体の基本設計を予定しているものでございます。面整備でございますので、23.5ヘクタールの基本設計を予定しているも

のでございます。都市計画道路につきましては、本年度、用地測量の段階まで進んでいると思われま。実際にそちらの都市計画道路の線形がつくられるまで、下水道は、水道も併せてですが、線形ができるまでは布設することができませんので、それを待って、それに合わせて今後上下水道を整備していく予定でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 浄化槽の転換の件なのですが、昨年が15基で今度は26基と、こんなに増やす目標で大丈夫なのかなって。そういう要請というか、何かつかんでいるのでしょうか、伺いたいと思います。

それから、川島地区の、そうですか、未整備地区全体、川島はほとんどですよ。下水は入っていないですよ。23.5ヘクタールでかなり広いなというか、川島地区全体ぐらいになるのですか。この広さですと、このヘクタールですと。ちょっとその辺伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 2点につきまして答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

まず初めの浄化槽の補助金の関係でございますけれども、前回ご説明申し上げたとおり第2期事業が4月より始まります。第2期事業につきましては、年間整備を30基で、10年間で300基、それと寄附浄化槽を年間10基で、10年間で100基、合わせて400基の整備目標としていただいております。特に第2期事業につきましては、新設浄化槽よりも単独浄化槽から合併浄化槽へ転換するところに特に力を注いでいくところでございます。その第2期事業実施に伴いまして個別に再度推進をかけて、本来は30基転換でいきたいところでございますけれども、若干調整して26基で転換を目指して考えていきたいと考えているところでございます。

続きまして、川島地区の都計道の関係でございますけれども、現在川島地区と同じぐらいの面積ではないかということなのですけれども、やはり排水区域で区切られておりますので、若干もう整備が済んでいるところを除いて23.5ヘクタールを整備範囲として捉えております。その未整備地区の人口でございますけれども、2年度末で221人、浄化槽数でございますと、合併浄化槽が47基、単独浄化槽が46基、計93基の整備をその範囲について下水道を敷設してその整備を図っていく予定でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 討論を終結いたします。

これより議案第16号 令和4年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○畠山美幸委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

◎閉会の宣告

○畠山美幸委員長 以上をもちまして、予算特別委員会に付託されました予算議案6件の審査は全て終了いたしました。

4日間にわたりまして慎重審議され、大変ご苦労さまでした。また、佐久間町長、高橋副町長、奥田教育長をはじめとする説明員の皆様には大変ご多忙の中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございました。

ここでお諮りいたします。予算特別委員会の審査報告書の作成につきましては、正副委員長に一任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本委員会の審査報告書の作成につきましては、正副委員長に一任させていただきたいと思います。

これをもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午後 2時27分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年 月 日

委員長